

平成 3 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 3 0 年 9 月 4 日開会

平成 3 0 年 9 月 2 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 3 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 4 日

平成30年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成30年9月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第20号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第25 報告第7号 平成29年度北杜市健全化判断比率報告の件

- 日程第26 報告第8号 平成29年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第27 報告第9号 平成29年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第28 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第29 議案第67号 北杜市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第68号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第69号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第70号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第71号 平成30年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第72号 字の区域の変更（高根町原長沢）について
- 日程第35 議案第73号 工事請負契約の締結について（北杜市立いずみ保育園建設工事（建築主体））
- 日程第36 議案第74号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）
- 日程第37 議案第75号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター増設工事（機械））
- 日程第38 議案第76号 工事請負契約の締結について（道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事）
- 日程第39 選挙第2号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第40 請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書
- 日程第41 請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第42 請願第5号 北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願

追加日程第1 藤原尚君の議員の資格決定の件について

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

4番	進藤正文	5番	藤原尚
6番	清水敏行		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市 長	渡 辺 英 子	副 市 長	菊 原 忍
政 策 調 整 参 事	櫻 井 順 一	総 務 部 長	丸 茂 和 彦
企 画 部 長	小 松 武 彦	市 民 部 長	篠 原 直 樹
福 祉 部 長	浅 川 辰 江	生 活 環 境 部 長	仲 嶋 敏 光
産 業 観 光 部 長	清 水 博 樹	建 設 部 長	土 屋 裕
教 育 長	堀 内 正 基	教 育 部 長	井 出 良 司
会 計 管 理 者	中 田 二 照	監 査 委 員 事 務 局 長	上 村 法 広
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 尾 民 司	明 野 総 合 支 所 長	清 水 能 行
須 玉 総 合 支 所 長	坂 本 孝 典	高 根 総 合 支 所 長	土 屋 智
長 坂 総 合 支 所 長	中 澤 貞 夫	大 泉 総 合 支 所 長	小 澤 隆 二
小 淵 沢 総 合 支 所 長	中 山 晃 彦	白 州 総 合 支 所 長	宮 川 雅 人
武 川 総 合 支 所 長	有 泉 賢 一	政 策 秘 書 課 長	小 澤 章 夫
総 務 課 長	宮 川 勇 人	企 画 課 長	加 藤 寿
財 政 課 長	清 水 市 三	管 財 課 長	進 藤 聡
会 計 課 長	板 山 教 次	代 表 監 査 委 員	三 井 英 雄

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山 内 一 寿
 議 会 書 記 平 井 伸 一
 “ 進 藤 修 一

開会 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

平成30年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

まず、西日本を中心に平成最大の水害をもたらしました7月豪雨により被害にあわれました皆さまに心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また関東甲信地方は観測史上、最も早い梅雨明けとなり、気象庁がこれは災害と認識していると警鐘するほど、今年の夏は連日の猛暑となりました。

今、9月に入り、幾分暑さは和らいできましたが、市民の皆さま、特に小さなお子様や高齢の皆さまには、引き続き体調に十分気を付けてお過ごしいただきたいと思います。

去る9月2日には、多くの市民や関係機関参加のもと大規模地震等の災害に備えた北杜市総合防災訓練が行われ、また各地区におきましても地域の実情に合った実践的な訓練が行われました。改めて日ごろの備えの大切さを痛感したところであります。

このような中、台風21号の進路が現在、気になるところであります。市民の皆さまには早めの備えをしていただきますよう、お願いいたします。

一方、国政では今月20日に投開票される自民党総裁選挙が注目されています。今後のわが国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後の経済の減速への懸念、また2025年には、団塊の世代が後期高齢者となる本格的な超高齢化社会に入ることからも次期総裁には、持続可能な社会保障制度の構築と財政再建に向けた着実な取り組み、そして何より地方が景気の回復を実感できる政策の実施を期待するものであります。

今定例会は、平成29年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各位には健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。

改めて、本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成30年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は認定22件、報告4件、議案10件であります。

次に、今定例会において受理した請願は3件で、お手元に配布のとおりであります。

次に、8月10日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、議員が参加いたしました。

次に、監査委員から5月から7月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございします。

峡北地域広域水道企業団議会副議長 齊藤功文君、報告をお願いいたします。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

平成30年第2回峡北地域広域水道企業団の9月定例会の報告を朗読をもって行います。

その前に一部、記載のミスがありまして訂正させていただきたいと思います。

「億」という字が一部違っておりますので、あらかじめ訂正をお願いしたいと思います。

それでは、平成30年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会の報告。

平成30年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が8月24日、企業団事務所において開催され、池田恭務議員、秋山真一議員、志村清議員、加藤紀雄議員、坂本静議員と私の6名が出席しました。

なお、藤原尚議員は一身上の都合により欠席しました。

今定例会に企業長から提出された案件は、決算の認定案件1件、報告案件1件、予算案件1件、同意案件1件の計4件でありました。

以下、その概要について説明いたします。

まず、議案第5号 平成29年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてですが、平成29年度の収益的収支における水道事業収益の決算額は14億4,353万1,778円であり、給水収益の10億8,271万490円が主なものであります。

なお、年間総供給量は791万2,818立方メートルであり、そのうち北杜市へは年間471万1,033立方メートルを供給し、給水料金は6億8,571万670円となりました。また、北杜市の基本水量に対する使用率は約72.7%であり、前年度と比較しますと約2.3%の減となりました。

一方、水道事業費用の決算額は11億9,873万2,078円であり、その主なものは営業費用の11億1,909万3,175円であります。

これらの状況から税抜き処理による損益計算を行った結果、当年度純利益は2億3,246万2,551円となり、その他未処分利益剰余金変動額の1億2,914万4,886円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億6,160万7,437円となりました。

なお、当年度純利益2億3,246万2,551円につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、その他未処分利益剰余金変動額の2億2,914万4,886円については、資本的収支における不足額への補填財源として自己資本金へ組み入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金を主なものとした1,988万5千円の収入に対し、大門浄水場の送水ポンプ更新工事、コンプレッサー更新工事など、総額1億8,643万6,500円の施設整備費を執行したほか、1億6,028万4,220円の企業債元金を償還した結果、合計3億4,672万720円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填しております。

次に、報告第1号 平成29年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてであります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によ

り監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成29年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対し流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告されました。

次に、議案第6号 平成30年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正予算は、3条予算においては収入を138万6千円増額し、総額14億3,637万7千円とし、支出を1,285万2千円増額し、総額13億21万9千円に改め、4条予算では資本的支出を4,428万円増額し、総額3億5,849万9千円とするものであります。

次に、同意第1号 峡北地域広域水道企業団監査委員の選任についてであります。

監査委員 金丸幸司氏の辞任に伴い、後任者の選任について同意を求める必要があることから新たに保坂芳子氏を選任したものであります。

以上、今回、渡辺企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長(中嶋新君)

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(中嶋新君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

4番議員 進藤正文君

5番議員 藤原 尚君

6番議員 清水敏行君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(中嶋新君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月27日までの24日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月27日までの24日間とすることに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第3 認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第38 議案第76号 工事請負契約の締結について（道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事）までの36件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

平成30年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は、平年より22日早い6月29日に梅雨明けとなり、西日本を中心とした記録的な豪雨、国内の最高気温を更新する猛暑、北杜市においても大泉での猛暑日の観測史上最多を記録したところであります。加えて過去に例のない進路の台風など、農作物への影響が心配されました。しかし、ふるさと北杜の圃場は、少しずつ黄金色に輝き始めており、今年も良質な梨北米の収穫を期待するところであります。

また、国道141号線沿いの高根町箕輪新町ため池下の稲絵アート会場では、かわいいヤマネが姿を現しております。今月22日の刈取りまで楽しんでいただきたいと考えております。

さて、先月5日に行われました第50回山梨県消防団員操法大会において、峡北支部の代表として出場した大泉分団が優勝し、来月19日に富山県で開催される全国大会へ出場することとなりました。

この大会での小型ポンプ操法は、火に見立てた標的を倒すまでのタイムと併せ、一連の規律や機械操作の安全性、正確性を競うものであります。選手の皆さまは、3月から厳しい訓練を重ね、その成果が見事に実りました。全国大会に向け、現在、訓練を行っております。

長い期間での訓練のご苦勞に敬意を表するとともに、全国大会でのご健闘を期待するところであります。

ところで、今年の夏は、北杜っ子たちも活躍いたしました。高根東小学校自転車クラブが7月に行われた交通安全子供自転車山梨県大会で22連覇を果たし、先月、東京で行われた全国大会に県代表として出場し、団体の部で総合14位の成績を収めました。

また、市内中学硬式野球チーム北杜ボーイズが第49回日本少年野球選手権でベスト8、第12回全日本野球選手権ジャイアンツカップで、ベスト16と大活躍な報告をいただいております。

軟式野球では、7月に市内および韮崎市の中学校野球部に所属する生徒たちが選抜チームとして、第48回関東少年中学軟式野球大会山梨県予選へ出場しました。

日頃は別々の中学校で活動しているため、練習には大変苦勞しましたが、峡北地域として初めて優勝を果たし、先月、千葉県で行われた関東大会に出場いたしました。

馬術競技では、先月2日から小淵沢町の県営馬術競技場で開催された第42回全日本ジュニア障害馬術大会2018に、帝京第三高等学校3年生の堀田駿さんが出場し、ヤングライダー障害飛越競技において、第6位と活躍しました。

北杜の未来を担う子どもたちの活躍は、日頃の地道な努力の成果であり、これからも頑張ってくださいよう、心からエールを送ります。

一方、市民の皆さまもご活躍されております。男子レスリングでは、市在住で須玉中学校教諭の坂本栄裕さんが、全日本社会人選手権男子フリースタイル70キログラム級で準優勝、また、マスターズ70キログラム級で優勝し、今月にマケドニア共和国で開催される世界ベテランズ選手権に出場いたします。世界の舞台での活躍を期待しているところであります。

高根町の登山家 花谷泰広さんは、5月にネパールの未踏峰パンカールヒマール峰、標高6,264メートルの登頂に若手5名と共に、世界で初めて成功した報告を、北杜署管内少年補導員連絡協議会からは、警察庁長官から少年補導功労団体として表彰されたことを報告いただきました。同協議会は、電車内の巡回や市内イベントでの見回りなど、継続的な活動に加えて、少年犯罪数や非行件数が少ないことが評価されたものであります。

また、永年にわたり民生委員・児童委員として活動いただいた武川町の栗澤雅子さんは、地域の見守りなどの顕著な活動に対し、全国民生委員児童委員連合会会長表彰を受賞され、30年以上にわたり山岳救助活動に貢献した小淵沢町の竹内敬一さんは、その功績により、警察庁長官から警察協力章を受章されました。

企業では、白州町の山梨銘醸が製造した「七賢 純米大吟醸 大中屋」が全国新酒鑑評会において金賞を受賞されました。

皆さまの活躍は日々の努力のたまものであり、皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。

6月に北杜ロータリークラブ様から、クラブ創立40周年記念事業の一環として、北杜の子どもたちの健全な育成に役立ててほしいと、市内14の保育園に園児用長椅子16脚をご寄附いただきました。

また、山梨県ソフトボール協会様から、ソフトボールの普及のため、市内小中学校全校にソフトボールバット4本、ボール1ダースをご寄附いただいたほか、元プロ野球選手を招いて指導者講習会を行っていただきました。

併せて、青少年育成事業に役立ててほしいと、ソフトボールバット18本、ボール12個をご寄附いただき、先月の子どもクラブ親睦スポーツ大会において活用したところであります。

両団体に対し、心から御礼申し上げます。

次に、健全化判断比率および普通交付税についてであります。

合併時から重点的に財政の健全化に取り組んできた結果、市の財政指標を示す、健全化判断比率の実質公債費比率が昨年度の7.2%から0.5ポイント改善して6.7%となり、将来負担比率も、昨年度より改善され、算出されませんでした。

また、市債残高はピーク時の1,009億円から635億円へ、基金保有額は、合併時の50億円から180億円へ、トータル504億円と大幅に改善されました。

議員各位ならびに市民の皆さまが意識をもって、行政と共に歩んでいただいた成果であります。

一方で、7月24日に、本市の普通交付税として96億2千万円余が決定されましたが、合併特例措置の段階的縮減の影響などにより、対前年度比で約1億7千万円の減、臨時財政対策債と合わせた実質交付税ベースでも、対前年度比で約1億7千万円の減となりました。

本年度の算定基準に基づくと、合併に伴う特例措置のすべてがなくなった段階での影響額は、約20億円と見込まれていることから、平成31年度までの特例措置期間内において、北杜市総合戦略に掲げる諸事業を重点的に展開する一方、特例措置が終了する平成32年度以降も市民生活に必要な行政サービスを、これまでと同様な水準が維持できるよう、議員各位ならびに市民の皆さまと共に、引き続き行財政改革を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、峡北・中巨摩・峡南広域ごみ処理広域化計画についてであります。

現在、山梨県ごみ処理広域化計画に沿って協議を進めている峡北・中巨摩・峡南広域ごみ処理広域化計画については、各市長・町長が参加をしているごみ処理広域化推進協議会で、運営を行う一部事務組合の設立の協議を行っており、本年度中に建設候補地を絞り込み、施設を運営する一部事務組合の設立を目指しております。

続いて、「お宝いっぱい 健幸北杜」の取り組みについて申し上げます。

はじめに、子育て支援についてであります。

本市における子育て支援、環境整備の指針となる北杜市子ども・子育て支援事業計画が、平成31年度をもって終期を迎えることから、第2期計画の策定を進めてまいります。

今回の計画は、「子どもにとっての幸せ・安心」という視点を強化し、本年度から子育て世帯へのニーズ調査の実施を進め、計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、健康福祉大会についてであります。

本年度は、来月6日に須玉ふれあい館で開催いたします。式典では、ダイヤモンド婚、おはよう朝ごはんコンテスト等の表彰を行います。

また、お笑い理学療法士 日向亭葵さんを講師に「笑いながら介護予防 転倒しない 3つの習慣」と題した講演会を開催するほか、自由参加コーナーを開設し、健康づくりや福祉に関する各種催しを行ってまいりますので、多くの皆さまにご参加いただき、健康について考える場として、また、広い世代の市民がふれあう場としてまいりたいと考えております。

次に、北の杜フードバレープロジェクトについてであります。

昨年10月に設立した北杜市フードバレー協議会では、食と農による地域活性化を図るため、地産地消や農観連携ツーリズムなど、フードバレープロジェクトを推進しております。このプロジェクトは、企業版ふるさと納税により企業からのご支援をいただき、本年7月には、物流会社と連携し、都内の住宅団地での北杜市産農産物の移動販売をスタートしました。

今月下旬には、本市のお酒文化に親しんでもらおうと、酒蔵や観光地を巡る酒ツーリズムを実施いたします。

今後も、販路開拓や農業研修の受け入れなど、官・民協働により事業を推進するとともに、北杜の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に「水の山」映像祭事業についてであります。

グランプリ受賞作品である「虎をかぶって、駆けてく」の映像制作が始まりました。主要キャスト役には、北杜市にゆかりの方々がそれぞれ配役され、今月行われる台ヶ原地区の秋祭りに合わせた本番撮影に向け、日々練習を行っております。

撮影は、市内各所で行われますので、本市の魅力を映像に収めることができるものと考えております。併せて、今回の撮影には、ボランティアやエキストラ等、多数の人々の参加が必要なことから市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

また、この映像は11月18日、小淵沢女神の森セントラルガーデンにおいて行われる「水の山」感謝祭で上映を行います。映像を通じて市の新たな魅力発信が図られることと期待しております。

次に、公営アカデミー事業についてであります。

夏休み期間中の7月26日と30日に、市内小学校へ通う3年生以上の児童を対象とした北杜ふるさと探検隊事業を実施しました。

当日は文化・歴史・施設コースと自然・環境・科学コースを企画し、児童59名が参加し、市議会の議会体験や甲陵高等学校での化学実験をはじめ、史跡梅之木遺跡公園や企業型農業生産法人を見学いたしました。

参加した児童からは、「他校の友だちができてよかった」「歴史や文化を学ぶことができた」との感想がありました。

また、中学生のための学習応援事業「ほくと学び舎」を、先月の2日、8日、17日の3日間、市内8会場で、生徒の学力の定着と家庭学習の習慣化を図ることを目的に実施し、延べ279名が参加しました。講師は、市内のOBの先生方を中心に延べ81名の方に協力をいただいたところです。

参加した生徒は、夏休みの宿題や1学期の復習、苦手教科などを学習し、指導者もきめ細やかな学習支援を行いました。

参加生徒からは「分からないことをすぐに聞くことができた」「苦手な教科を分かりやすく勉強できた」などの感想がありました。

次に、統合高根東小学校交流事業についてであります。

来年4月に統合を向かえる市立高根東小学校、高根北小学校および高根清里小学校の3校の児童が交流事業の一環として、ふるさと親善大使のプロラリードライバー篠塚建次郎さんを迎え、自らが出場したパリ・ダカールラリーを通じ、これまでセネガル共和国の子どもたちのために、小学校を建設し寄贈したほか、学校に文房具を届ける活動の話を伺いました。

篠塚さんがレースに参戦する機会に、北杜市からも文房具を贈ってもらおうと、3校の児童たちが力を合わせ文房具を集め、篠塚さんに思いを託すこととなりました。

円滑な統合に向けて準備を進めており、この活動が3校の学校統合へ向けた交流につながることを期待しております。

次に、中学生の国際交流事業についてであります。

先月3日から10日までの8日間、市内中学校の生徒14名が語学力の向上を目的とした教育プログラムで、カナダアルバータ州クロウズネスト・パス町を訪れました。

この研修に参加した生徒たちが、各学校での研修報告会などで、その体験談をほかの生徒たちに伝えていくことにより、学習意欲の向上につながることを期待しております。

また、姉妹地域のアメリカケンタッキー州マディソン郡の中学生と引率教員12名が、7月28日から9日間の日程で北杜市を訪れ、ホームステイを通じ、日本の生活を体験しました。

滞在中は、各家庭での交流を深めたほか、ポールラッシュ記念館、明野ひまわり畑等の見学、茶道体験、おざら作り体験、弓道体験等、日本文化や風習について学ぶとともに北杜市を知り、たくさんの思い出をつくっていただいたと思っております。

今後も、未来を担う中学生が交流を通して国際感覚豊かな地域リーダーとなってもらえるよう、事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、青少年育成事業についてであります。

市内中学校の2年生、男女36名が、集団生活での野外活動を通じて、互いに協力し合うことの大切さを学ぶとともに、ジュニアリーダーとしての資質を高めるため、夏季中学生キャンプを先月4日から6日までの3日間、県立八ヶ岳少年自然の家で行いました。

また、先月11日、北杜市子どもクラブ親睦スポーツ大会が開催され、ソフトボール、ミニソフトバレーボール、ドッチビー競技に市内の育成会から49チームが参加しました。

今後も学校や地域と連携し、心身ともにたくましい北杜っ子の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ、芸術・文化事業についてであります。

はじめに、スポーツにおいては、バスケットボール女子日本リーグに参戦する山梨クィーンビーズが、来月27日と28日の2日間、高根体育館において日立ハイテククーガーズと対戦いたします。

選手の活躍を大いに期待するとともに、山梨クィーンビーズのホームタウンとして、市民の皆さまと応援したいと考えております。

また、日本体育大学との連携事業については、7月7日、伊藤由美子准教授を講師に招いて体操教室を行いました。

市内小学生を対象とした体操教室では、体を動かす素晴らしさを、音楽に合わせた体操を交えながら教えていただき、参加した児童は、体を動かす楽しさを笑顔で学んでいました。

一方、小学校の教員を対象とした体操教室では、組立体操における児童への安全な指導方法などを指導していただき、先生方は熱心に受講しました。

運動会では、指導いただいたことを踏まえて、子どもたちが安全で生き生きとした演技が披露されることを楽しみにしております。

さらに、先月13日には、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会が長坂総合スポーツ公園において行われました。

早朝にも関わらず、1,300人を超える皆さまが参加して、岡本美佳先生の体操指導、能條貴広先生のピアノ演奏のもと、元気いっぱいラジオ体操を行いました。

次に、芸術・文化では、先月26日に定住自立圏事業、第2回八ヶ岳森のコンサートを開催し、歌手の森山良子さんと、山梨交響楽団によるクラシックステージが披露され、多くの方々に楽しんでいただきました。

芸術の秋には、民間団体との連携による八ヶ岳音楽祭として、オーケストラと市民合唱団によるコンサートやオペラ「蝶々夫人」の公演、北杜市合唱祭など多彩な芸術・文化事業を予定しています。

田舎にいながらにして一流の芸術・文化に触れられる事業を展開し、引き続き「一流の田舎まち」を目指してまいります。

今後も、市内企業の皆さまからご協力いただいている芸術文化スポーツ振興協力金を活用しながら市民の皆さまにスポーツや芸術・文化に触れていただく機会を創出し「お宝いっぱい 健康幸北杜」の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続いて、8つの杜づくり等に掲げる事業について申し上げます。

はじめに、市政報告会についてであります。

7月24日に、須玉ふれあい館ホールで市政報告会を開催し、平成30年第2回北杜市議会

定例会および市政の状況について報告いたしました。

その後、行った講演会では、本市出身の株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブの取締役エグゼクティブアドバイザーの興水順雄さんをお迎えし、「地域と共に歩むヴァンフォーレ」と題し、ご講演をいただきました。

地域に愛されるサッカークラブとして、飛躍を続けるヴァンフォーレ甲府のこれまでの取り組みや今後に向けての思いなどを伺うことができました。

地元チームのＪ１復帰を願い、これからも熱い声援を送り続けたいと思っております。

次に、市制施行１４周年記念式典についてであります。

今年で、北杜市が誕生してから１４周年を迎えます。その記念式典を１１月１日に八ヶ岳やまびこホールにおいて挙行いたします。

当日は、山梨県知事をはじめ関係者をお招きして、市政の発展等に功績のあった方やご尽力された方々等の表彰を行うほか、記念講演といたしまして宇宙飛行士の山崎直子さんにご講演いただく予定であります。

次に、台風接近や集中豪雨の状況と対応についてであります。

台風１２号の接近や先月１３日のゲリラ豪雨に伴う土砂の押し出しによる国道１４１号線の通行止めや、砂利道の陥没、田の法面崩落、市道の崩落、倒木などの被害があり、台風２０号では、倒木による停電被害がありました。

幸いにも人命に関わるような大きな被害はありませんでしたが、台風１２号接近時には、各総合支所を臨時の避難所として設置し、自主避難者への避難所態勢を取り、２名の自主避難者の受け入れを行いました。

台風２１号の接近が心配されるところではありますが、こうした教訓をもとに、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、減災力の強いまちづくり事業についてであります。

この事業は、専門家が地域へ出向いて指導を行う出前塾や地域減災リーダーの育成を行うものであります。

現在、出前塾は５地区で実施または予定されており、地域減災リーダーの育成事業は、第１期を７月に開催し、１５名の方が受講し全員が合格いたしました。

第２期は、来月開催いたしますので、多くの皆さまに受講をお願いするところであります。

次に、総合防災訓練についてであります。

今月２日、市内全域で防災訓練が実施されました。重点地区である須玉穂足スポーツ公園では、雨の中での訓練となりましたが、各関係機関や市民団体の方々のご協力の中、多くの市民の皆さまにご参加いただきました。

集中豪雨などによる災害は、いつやってくるか分かりません。今回の雨の中での訓練により、「自らの命は自ら守る」という自助・共助の必要性が養われたと同時に、市民の皆さまのさらなる防災意識の向上が図られたものと考えております。

次に、地球温暖化対策実行計画の策定についてであります。

地球温暖化防止に関する対策として、国では温室効果ガスの排出量を「２０３０年度までに、２０１３年度比で４０％削減する」との目標を定めました。

「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を掲げる本市においても、国と同様の削減率を目標とし、その排出抑制措置を率先して実行するため、地球温暖化対策実行計画を策定したい

と考えているところであります。

先月、補助金交付の決定を受けましたので、本年度から計画策定に向け関係部局等と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件4件、認定案件22件、条例案件3件、補正予算案件2件、その他案件1件、このほか契約案件4件の合計36案件であります。

はじめに、報告案件をご説明いたします。

報告第7号および報告第8号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成29年度北杜市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第9号につきましては、平成29年度北杜市一般会計予算の継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第10号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。

続いて、認定案件であります。

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件につきましては、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

続いて、条例案件について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第67号 北杜市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてであります。

山梨県市町村総合事務組合が実施する入札参加資格審査申請書の共同受付について、申請書類の統一化に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につきましては、高根東放課後児童クラブの新築に伴い、位置を変更することなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第70号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

先月5日に開催された第50回山梨県消防団員操法大会において、本市消防団大泉分団が優勝し、10月19日に富山県において開催される第26回全国消防団員操法大会へ出場することとなったことから、全国大会への参加経費を計上しております。

次に、水田農業構造改革対策事業費補助金として、転作作物の生産拡大や地産地消を推進する取り組みに対して活力ある水田農業支援事業費補助金を活用し、各実施団体が機械等を整備するため、所要の経費を計上しております。

以上の内容等をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は8,231万6千円とな

り、歳入歳出予算の総額は、それぞれ290億2,363万2千円となります。

次に、議案第71号 平成30年度新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

水道施設を利用したマイクロ水力発電設備を設置し、CO2排出削減を図り地球温暖化対策への取り組みを推進するため4,151万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,887万5千円とするものであります。

次に、その他案件をご説明申し上げます。

議案第72号 字の区域の変更（高根町原長沢）につきましては、区画整理工事の実施に伴い、行政遂行上および土地の維持管理上支障があることから、新字界を定める必要があるため、字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次に、契約案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第73号 工事請負契約の締結について（北杜市立いずみ保育園建設工事（建築主体））、議案第74号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）、議案第75号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター増設工事（機械））および議案第76号 工事請負契約の締結について（道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事）につきましては、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

市長の説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第22号までの一般会計および各特別会計の決算の認定22件について補足説明を求めます。

中田会計管理者。

○会計管理者（中田二照君）

それでは、今議会に提出されました平成29年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、平成30年7月10日から8月3日までの間の6日間にわたり実施され、決算に対する意見書を8月3日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成29年度の一般会計をはじめ各特別会計および病院事業特別会計、合わせて22案件であります。

まず、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は市税の75億3千万円余りをはじめ地方交付税108億2千万円余り、国県支出金48億2千万円余りなど、歳入合計は322億5,682万288円でありました。

また、歳出は小淵沢駅舎駅前広場整備事業、子育て支援住宅整備事業、就業促進住宅整備事業、高根東小学校改修事業、子育て世代マイホーム補助金などの事業が行われ、歳出合計は

309億1,545万8,393円で歳入歳出差引額は13億4,136万1,895円となりました。

次に、認定第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険税13億6千万円余りをはじめ国庫支出金13億1千万円余り、前期高齢者交付金21億8千万円余りなど合計で76億3,104万9,945円でありました。

歳出は保険給付費の40億7千万円余りなど合計で69億4,736万5,238円となり、翌年度への繰越額は6億8,368万4,707円となりました。

次に、認定第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の4億2千万円余りなど合計で6億921万6,379円でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の6億円余りなど合計で6億809万4,333円となり、翌年度への繰越額は112万2,046円となりました。

次に、認定第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の8億3千万円余り、国庫支出金の9億1千万円余りなど合計で41億2,256万6,599円でありました。

歳出は保険給付費の36億8千万円余りなど、合計で40億2,473万6,942円となり、翌年度への繰越額は9,782万9,657円となりました。

次に、認定第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入はサービス収入の775万円余りなど合計で1,798万9,829円でありました。

歳出は総務費の245万円余りなど合計で753万1,741円となり、翌年度への繰越額は1,045万8,088円となりました。

次に、認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の10億3千万円余り、繰入金の7億5千万円余りなど合計で21億778万2,020円でありました。

歳出は水道管理費の11億1千万円余り、公債費の7億4千万円余りなど合計で20億8,790万113円となり、翌年度への繰越額は1,988万1,907円となりました。

次に、認定第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の4億9千万円余り、繰入金の15億円余りなど合計で27億5,606万7,395円でありました。

歳出は公債費の19億1千万円余りなど合計で27億2,309万8,027円となり、翌年度への繰越額は3,296万9,368円となりました。

次に、認定第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の1億2千万円余り、繰入金の5億7千万円余りなど合計で9億55万6,888円でありました。

歳出は公債費の6億6千万円余りなど合計で8億8,519万7,780円となり、翌年度への繰越額は1,535万9,108円となりました。

次に、認定第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は売電収入の1億1千万円余りなど合計で1億2,660万5,666円でありました。

歳出は総務費の9,200万円余り、基金積立金の1,800万円余りなど合計で1億1,095万8,914円となり、翌年度への繰越額は1,564万6,752円となりました。

次に、認定第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億円余りなど合計で1億3,562万4,879円でありました。

歳出は総務費の7,300万円余り、医業費の2,600万円余りなど合計で1億1,720万328円となり、翌年度への繰越額は1,842万4,551円となりました。

次に、認定第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の9千万円余りなど合計で1億992万4,216円でありました。

歳出は総務費の6,200万円余り、医業費の2,300万円余りなど合計で1億207万1,712円となり、翌年度への繰越額は785万2,504円となりました。

次に、認定第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入の500万円余りなど合計で548万6,807円でありました。

歳出は土地開発費の548万6,807円で歳入歳出とも同額となり、翌年度への繰り越しはありません。

次に、認定第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で1,030万6,077円であり、歳出は4つの財産区管理会の管理費など合計で933万9,599円となり、翌年度への繰越額は96万6,478円となりました。

次に、認定第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で4,174万9,469円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で1,504万9,047円となり、翌年度への繰越額は2,670万422円となりました。

次に、認定第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、財産収入、繰越金など合計で1億106万1,865円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で7,720万7,222円となり、翌年度への繰越額は2,385万4,643円となりました。

次に、認定第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,126万4,362円であり、歳出は3つの財産区

管理会の管理費など合計で４１０万９，４４７円となり、翌年度への繰越額は７１５万４，９１５円となりました。

次に、認定第１７号 平成２９年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で５１６万３５６円であり、歳出は２つの財産区管理会の管理費など合計で２６７万９，８９８円となり、翌年度への繰越額は２４８万４５８円となりました。

次に、認定第１８号 平成２９年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で４６５万４，６１５円であり、歳出は３つの財産区管理会の管理費など合計で２７６万１，３０９円となり、翌年度への繰越額は１８９万３，３０６円となりました。

次に、認定第１９号 平成２９年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は繰越金、諸収入など合計で１７５万１，７２２円であり、歳出は５つの財産区管理会の管理費など合計で９８万１，２０７円となり、翌年度への繰越額は７７万５１５円となりました。

次に、認定第２０号 平成２９年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で１，３７５万４，１５８円であり、歳出は５つの財産区管理会の管理費など合計で５４９万６，１８１円となり、翌年度への繰越額は８２５万７，９７７円となりました。

次に、認定第２１号 平成２９年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で４，７９５万６，６１８円であり歳出は管理費、事業費など合計で３，０７６万３８９円となり、翌年度への繰越額は１，７１９万６，２２９円となりました。

最後に、認定第２２号 平成２９年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は３６億６，８２１万１，１７９円。収益的支出の決算額は３８億８，７５１万８，３４６円で、収支は２億１，９３０万７，１６７円のマイナスとなりました。

また、資本的収入の決算額は５億４，８８２万７，７４７円。資本的支出の決算額は６億９，２９８万８，８１１円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億４，４１６万１，０６４円は損益勘定留保資金で補填しました。

以上、平成２９年度の各会計の歳入歳出決算の概要について、説明させていただきました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中嶋新君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は１１時２５分いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に認定第1号から認定第22号までの22件の決算審査の結果について、ここで代表監査委員から意見書の報告を求めます。

三井代表監査委員。

○代表監査委員（三井英雄君）

北杜市代表監査委員の三井でございます。

それでは、平成29年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成29年度北杜市病院事業特別会計決算

の22会計でございます。

この22会計の決算につきまして、平成30年7月10日から8月3日までの間、北杜市役所におきまして、審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき平井求監査委員、千野秀一監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

その結果、一般会計、特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況については諸帳簿、証拠書類も整備され決算計数は正確でありました。

各会計決算についての意見書は、お手元に配布されております決算書に添付されているとおりでございます。

さて、本市においては就任２年目を迎えようとしている、渡辺市長のもと第２次北杜市総合計画、また第４次北杜市行財政改革大綱により将来を見据えた行財政運営が進められているところであり、地方交付税の段階的な縮減が進む中、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めながら「お宝いっぱい 健幸北杜」を基礎に子育てと福祉、雇用と産業、教育、スポーツと芸術、若者と女性の活躍の５つの柱を中心に施策が展開されているところであります。

このような中、本市の平成２９年度決算に目を向けますと、市債の繰上償還を積極的に実施したため、その残高は着実に減少し、実質公債費比率は６．７％、将来負担比率は昨年度より改善したため算出されず、財政健全化に向けた努力が如実に数値に表れてきております。

このことは評価に値するところでありますが、市債残高は一般会計２３６億円、特別会計３９９億円、合計では６３５億円と依然として多額となっておりますため、さらなる削減に向けた取り組みが望まれるところであります。

加速度的に進む高齢化による社会保障費の増加、公共施設の維持、更新費用の増加など歳出要因が増大するとともに、地方交付税の合併特例措置は段階的に縮減され、合併特例事業債は平成３７年度まで発行期限が延長されたものの、今後の行財政運営はなお一層、厳しさを増すものと見込まれるところであります。

このような状況を背景に第２次北杜市総合計画を柱とした北杜市総合戦略や八ヶ岳定住自立圏共生ビジョンに基づく子育て応援や定住促進、地域活性化施策等の事業を実施していかなければならず、そのためにはこれまで以上に行政と市民が一体となった行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

さらに職員一人ひとりが資質向上と意識改革に努め、持てる力を組織として存分に発揮し、徹底した事務事業の見直しや北杜市公共施設等総合管理計画の着実な推進など、行政のスリム化がなお一層、求められます。

本市の豊富な人材、美しい自然や文化などを最大限に活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせる人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指しつつ、市民一人ひとりが輝ける愛でつながる北杜市にならんことを心より切望し、平成２９年度決算審査の報告といたします。

○議長（中嶋新君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第２２号までの２２件、議案第６７号から議案第６９号までの３件および議案第７２号につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算につきまして、質疑を行わせていただきます。

まず、先ほどの代表監査委員の審査方法は決算書類が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正かつ効率的に行われているかを検証するため、関係職員の説明を聴収するほか、証書類と照合等を行うなどにより審査を実施した。つまり関係課からは、すでに聞き取りが終わっているという前提でお伺いをします。

また、審査の結果につきましては、審査に付された決算書類は関係法令に準拠し作成されており、決算計数は証拠書類等と照合した結果、いずれも正確であると認められた。また、予算の執行および関連する事務処理は、適正に行われているものと認められたということでございます。

しかし、認定第1号の一般会計の中、2款1項5目会計管理費、22節におきまして予算の執行および関連する事務処理については、適正に処理されていたか、お伺いをいたします。

2番目といたしまして、22節補償、補填及び賠償金における地方公共団体が被った欠損補填金は地方公共団体が権利を放棄したとき、欠損処分と権利の放棄の議決を要するとあるが、22節14万4,300円の予算執行の支出は、これに該当するか。

3番目といたしまして、22節は当初予算ならびに補正予算において計上がされておりません。補正予算の1号から6号までを見ても計上がされておりません。当初にも当然、計上されておりません。この支出の原因、そして支出の年月日はこの当議会に報告がないため不明瞭であります。明快な回答を求めるところでございます。

4番目といたしまして、5目会計管理費においては、22節は当初予算ならびに決算書から紐解きますと11節の需用費、12節の役務費から流用されたものと考えられます。起案、決裁は地方自治法ならびに北杜市財務規則において適正な事務処理であったか、お伺いをいたします。

5点目といたしまして、5目22節における会計書類は一切、確実に保管がされているでしょうか。

6番目といたしまして、22節の支出は収納と支出を統括する会計課としていかがお考えか、見解を求めます。これは会計課にお伺いします。

7番目、22節は予算流用と思われるが、これは聞き取りで聞いていると思いますので、財政課は承知していたのか、代表監査委員にお伺いするところでございます。

以上7点でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

ただいま、平成29年度一般会計歳入歳出決算につきましての、内田俊彦議員から何点かご質問をいただいたところでございます。

これに関しまして、答弁のために時間をしばらくいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

内田議員。

○21番議員（内田俊彦君）

決算審査は諸帳簿や多くの書類、また法令等を準拠しながら行われたわけですから、本来は間違いがあってはいけないというものでございますが、ただいまの答弁は時間をいただきたいとのことでございます。どうか、時間が11時40分、お昼休みなどを利用して答弁を求めたいと思いますが、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

ここで暫時休憩いたします。

それでは昼食を兼ねて、精査の時間もありますので再開を午後1時半といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

貴重な時間を費やしてしまいまして、申し訳ありませんでした。

平成29年度一般会計歳入歳出決算につきまして、内田俊彦議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

2款1項5目の会計管理費、22節補償、補填及び賠償金につきまして、ご質問をいただいております。

まず予算の執行、それとそれに関連する事務処理が適正に処理されていたかどうかということでございます。

これにつきましては、今、お答えすることができません。

そして2つ目ですが、地方公共団体が被った欠損補填金は地方公共団体が権利を放棄したとき、欠損処分と権利の放棄の議決を要するとあるが、この14万4,300円について、これは該当するかということでございます。

これにつきましては、該当するものというふうに思われますが、明確な回答についてはすることができません。

3つ目でございます。当初予算、また補正予算の第1号から第6号においても、この22節については計上がされていないと。支出の原因、支出の年月日が議会に報告をされていないために不明瞭であると。明確な回答をせよということでございます。

これにつきまして、明確な回答はできません。

4つ目でございます。22節は11節の需用費、それから12節の役務費からの流用だというふうに考えられると。起案、また決裁について地方自治法、また北杜市の財務規則に則って適正な事務処理が行われていたのかということでございます。

これにつきまして、適正であるというふうには思われますが、事務処理についての詳細な資料がないために回答はできません。

以上の4つにつきまして、監査委員事務局のほうからお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

中田会計管理者。

○会計管理者（中田二照君）

それでは、内田議員から会計課のほうには、ご質問を2点いただいたものと思っております。

まず1点目でございますが、関係書類は保管されているのかというふうなご質問でございますが、予算の流用書、支出負担行為、そして支出伝票などの会計書類を保管しておりますほか、内容の報告書を作成いたしますので、そのようなものを保管しております。

また会計課の処理について正しかったのか、また会計課の考えについてというふうなことでございますが、平成28年度の公会計システムの移行時に、システムの設定の誤りや職員が不慣れであったこと、また職員の確認不足などが原因でございました。その後、システム改修を行いまして、また職員が複数で確認するよう徹底したところでございます。平成28年度のものを29年度に納付したということで、所得税の納付が遅れまして、本来正しく処理ができていれば支払いをしなくてもよい経費でございましたので、誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、清水財政課長。

○財政課長（清水市三君）

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

2款1項5目会計管理費、22節補償、補填及び賠償金への流用について、ご質問をいただいております。

今回の流用は、同款同項同目11節需用費および12節役務費からの流用を行ったものであります。流用の処理については、地方自治法第220条第2項において予算の執行上、必要がある場合に限り、同目内において流用することができるとされており、北杜市財務規則第19条において、歳出予算の流用および禁止事項については規定をされております。

今回の流用に関しては、延滞税でありましたので、納期限もあったことから補正することなく地方自治法および財務規則に則り、法令等の認められた範囲内の流用により会計処理を行ったものであり、適切に処理をしたものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

各部署にまたがりますので、一つひとつ伺わせていただきます。

まず2款1項5目の会計管理費、22節について、代表監査委員のほうは予算の執行および関連する事務処理が適正に処理されたかというものについては、現在答えることができない。

そして次の22節の補償、補填及び賠償金における地方公共団体が被った欠損金は、地方公共団体が権利を放棄したとき、欠損処分と権利の放棄の議決を要するとあるが、22節14万

4, 300円の支払いが該当するか、これはそれに該当すると思われるという回答でございます。

また22節、当初予算ならびに補正予算に計上されておらず支出の原因、支出の年月日は議会に報告がないため不明瞭である。明快な回答を求めるということでございますが、明快な回答ができない。

そして5日、会計課において22節は当初予算ならびに決算書から紐解くと、11節需用費、12節役務費から流用されるものと考えられる。起案、決裁は地方自治法ならびに北杜市財務規則において適正な事務処理であったかということにつきましては、適正であると思われるというような回答でございます。

そういたしますと、これにつきましては、当然、明確に決算審査の結果については、いずれも適正ということでございますから、これについては監査委員としては随時監査をされまして、また特別委員会等も今後、議論されるわけでございますから、そこへ報告すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、その中でもその監査した内容について質疑を受けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

上村監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（上村法広君）

ただいま、内田俊彦議員からの再質問でございます。

議員おっしゃられましたとおり、監査委員としても随時の監査を実施して決算特別委員会の席上におきまして、これについての報告を行って、議員の皆さまからの質疑も受けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

そういたしますと、監査委員会は監査に不備があったということを認めて随時監査をされるということで理解をさせていただきました。

5日22節、会計課書類一切は確実に保管されているか。先ほど、保管されているということでございます。

そして会計管理者としては、22節の支出は収納と支出を統括している会計課としていかがお考えか。見解は、公会計システムが簡単に言うと変わったから、ですからということなんです。が、そもそも公会計システムがどうであれこうであれ、これは歳計外ですから、この予算内、決算内の話ではないではないですか。歳計外に1回出たものを国に国税として納めるべきだったわけですから、歳計外に1回出たものですね、これは。ですから、これは歳計外現金をきちっと管理をしない、会計管理をしなかったのがまずかったのであって、それを処理しないことによって、今聞いたら延滞金が出たというわけですね。市が、会計課がですよ、もうちょっと真剣に考えてもらいたいんだけど、会計課というのは市の歳出や歳入を全部統括するところですよ。ここが間違っただけで絶対いけないところなんです。システムが変わって間違っただけで言えば、すべてシステムが変わったことによって間違っただけという理由が立つわけがないわけですよ。延滞金が発生したのはなぜか。では、支出年月日はいつなのか。どのような対

応をしたのか。会計課がやったことだから分かると思いますよ、それは。どのように会計課は起案をして、それも全部、今言う書類があると言うんですから分かるはずなんです。会計課が。会計課がやった行為うんぬんかんぬんは、あとは監査委員が判断していく話になると思いますけども。いかがなんでしょうか。

また、こういったことが今後、住民監査請求、住民訴訟に今後いった場合ですよ、今後、仮に。例としては、おそらくこれを認めていないという判例もあるわけですから、おそらく。それらについて、いかがお考えなんですか、会計管理者は。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

中田会計管理者。

○会計管理者（中田二照君）

内田議員のご質問にお答えをいたします。

所得税の状況でございますが、議員おっしゃられるように、これは歳計外の会計におきまして、徴収したものをいったん歳計外の会計に入れまして、そこから月末に一括集計をいたしまして、甲府税務署へ支払いをしているものでございます。

内容につきましては、平成28年5月から平成29年4月までの間にそれぞれの市の行政委員さん、または講師の謝礼など、そういうものから源泉徴収した所得税でございました。もちろんシステムが変わったということも1点にはございましたが、それを操作するのは職員でございます。ということで職員が不慣れであったこと、また確認不足が原因であったことは議員おっしゃられるとおりでございます。また、今後につきましてもこのようなことが発生しないように、職員には複数で確認をすることなどを徹底したところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

回数関係もありますので、これは特別委員会の中でも指摘をさせていただきますが、財政課にお聞きいたしますが、財政課はこの予算流用、この予算流用は議会は予算を議決するときというのは、基本的には予算の款項ですよ。款項目の中で、目の中の流用について、たしかに今言うとおりの北杜市の財務会計規則の中においては、特段問題はないと考えています。だから需用費や委託費を、委託費が増えたので需用費からまわそうが、それは問題がないのかもしれないです。しかし22節というのは、そもそも節がなかったんですよ。節がなくて、今、回答で聞くと要するに源泉徴収をしたんだけど、市がお金をいただきました。そして源泉徴収は国税ですから国に納める。それを簡単に言うと忘れたということですよ。市の会計内はもうすでに支払ってあるわけですよ。会計のほかの歳計外のところで、忘れてしまった行為によって延滞金が生じたんですよ。その延滞金を今度は市の中の会計に入れ込んでよろしいかという問題はありますかと思ひますし、22節を節として設けたわけだから、予算書に反映してわれわれに説明すべきではなかったんですか。財政課としてはですよ。ほかの例えば専決がどうか、議決がどうかということ、それはまたそれであると思ひますけども、財政課としてはそれを説明すべきではないんですか。22節が、初めてみんな知ったわけですよ。延滞金が発生した。それは市のミスによってやった。そのミスを市の税金から支払ったということですよ。

われわれは誰ひとり知らない。隠されたといっても仕方がないんですよ。その説明責任はある
んではないですか。いかがですか。

○議長（中嶋新君）

清水財政課長。

○財政課長（清水市三君）

21番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

すみません、説明責任に関しては確かにあったかと思います。当初予算の中、補正予算の中
でも当然、22節がなかったというところですので、こうした事案の処理に関しては何らかの
形で説明をすべきだったと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては
決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますがこれにご異議
ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては決算特別委員会を設
置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第
1項の規定により議長において22人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任するこ
とに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正
副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は議員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時10分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、ここで三井代表監査委員は一身上の都合により退席したい旨の申し出がありましたのでこれを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。委員長に清水進君、副委員長に秋山真一君。

以上のとおり決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第67号から議案第69号までの3件および議案第72号は会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおりの所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第7号 平成29年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第8号 平成29年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第9号 平成29年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）、以上4件について内容説明を順次、担当部長に求めます。

（「議長、動議。」の声）

暫時休憩いたします。

動議の確認をいたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

休憩中に資格決定要求書が岡野淳議員から提出されました。

ここで直ちに、議会運営委員長は本件の取り扱いについて協議するため議会運営委員会を開催してください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 3時00分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

ここで4時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時00分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

先ほど提出されました資格決定要求書が岡野淳君から提出されました。

この内容の資料等、作成するために時間を要しますので午後4時を再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 4時00分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

休憩中に岡野淳君から藤原尚君に対する資格審査要求書が証拠書類とともに提出されました。
お諮りいたします。

藤原尚君の議員の資格決定の件を追加日程第1とし、本日予定しております議案を優先し、
審議終了後に議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、藤原尚君の議員の資格決定の件を追加日程第1として追加することに決定いたしました。

ここで資料配布のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時04分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

本日の議案に戻ります。

ただいま議題となっております報告第7号 平成29年度北杜市健全化判断比率報告の件、
報告第8号 平成29年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第9号 平成29年度北杜市一
般会計継続費精算報告書報告の件、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の
決定）の以上4件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

報告第7号 平成29年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき平成29年度決算に
かかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4つの健全化
判断比率について、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

まず、表の一番左、実質赤字比率についてですが、普通会計が赤字になっているかどうかを
示す指標であります。本市の場合は普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤
字でありませんので、ここには数値が入ってきておりません。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかの判断をする指標で
ありますが、本市は赤字でないためここにも数値は入ってきておりません。

次に、実質公債費比率であります。全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担
を3カ年平均で示す指標でございます。

平成27年度から平成29年度までの3カ年の平均値は6.7%で、昨年度の7.2%から

0. 5ポイント改善しております。このことは、これまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また、実質公債費比率が18%を下回りますと過疎対策事業債などの一部の公的資金債を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議が不要となる制度となっておりますので、本市においては、民間資金債などにつきましては、県知事への届け出のみで起債できる状況となっております。

次に、将来負担比率であります。これは全会計、一部事務組合および出資法人に関して返済や支払いが、将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対してどの程度の割合であるかを示す指標であり、算出されなかったため、ここにも数値は入ってきておりません。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては、上の段が早期健全化基準であり、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準であり、財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

次に、報告第8号 平成29年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成29年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となっております。本市におきましては表にございます北杜市病院事業特別会計ほか5会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので数値は入ってきておりません。

公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20%以上とされております。この数値以上になった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

次に、報告第9号 平成29年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

平成26年度から平成29年度までの4カ年継続事業として予算計上いたしました小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業および、平成27年度から平成29年度までの3カ年継続事業として予算計上しました史跡梅之木遺跡整備事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき精算報告を行うものでございます。

はじめに8款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業につきましては、全体計画の年割額の合計額4億4,108万8千円に対し、実績の支出済額の合計は4億2,482万4,242円であり、年割額と支出済額の差額は1,626万3,758円となっております。

次に、10款4項社会教育費、史跡梅之木遺跡整備事業につきましては、全体計画の年割額の合計額2億155万2千円に対し、実績の支出済額の合計は1億9,451万4,954円であり、年割額と支出済額の差額は703万7,046円となっております。

継続費精算報告書につきましては、以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に、丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

提案理由は、損害賠償の額の決定について専決処分しましたので議会に報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

専決第1号 借用物品の紛失に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 の 日 平成30年7月5日

損 害 賠 償 の 額 99万2,980円

損害賠償の相手方 京都府京都市北区紫野北舟岡町12番地

公益財団法人 都山流尺八楽会

損害賠償の理由 平成30年5月4日、米国内において、平成30年度米国ケンタッキー州マディソン郡文化交流事業において使用するために公益財団法人都山流尺八楽会から借用した物品（尺八35本）が、国際郵便の輸送過程で行方不明となりました。

紛失等により返却できなくなった場合は、借入者が同種・同機能の物を調達し、借入物品に代えて返却するという借用時の取り決めにより、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 方 法 紛失した尺八と同種・同機能を有する物品を調達するため、販売業者に北杜市一般会計から支払うものであります。

このような事態が生じたことについては、深くお詫び申し上げるとともに、今後このようなことがないように細心の注意を払ってまいります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

次に専決第2号。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

3ページをお願いいたします。

専決第2号 保育園給食を原因とする集団食中毒に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専 決 処 分 の 日 平成30年8月3日

損 害 賠 償 の 額 240万7,590円

損害賠償の相手方 北杜市立長坂保育園保護者84世帯

内訳 見舞金40世帯 116万1,890円

休業補償33世帯 77万円

付添看護33世帯 11万700円

迷惑料61世帯 36万5千円

損害賠償の理由 平成30年5月17日、午後5時40分ごろ北杜市長坂町長坂上条2413番地1、北杜市立長坂保育園において集団食中毒が発生し保健所による調査の結果、保育園で提供した給食が原因である食中毒と断定されたことから、被害者に対する損害賠償を市が行うものであります。

支払方法 学校災害賠償補償保険事故として、全国市長会から市に保険金が全額納付され、相手方が指定した口座に市が支払うものでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

専決第3号。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

それでは4ページをお願いいたします。

専決第3号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分の日 平成30年8月9日

損害賠償の額 34万911円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市須玉町在住の女性

損害賠償の理由 平成30年6月9日、午前9時55分ごろ、北杜市須玉町若神子5346番65付近の市道若神子・若神子新町1号線において、落石が発生し、走行中の相手方の普通自動車の屋根を破損したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号から報告第10号まで4件の報告を終わります。

次に、議案第73号 工事請負契約の締結について（北杜市立いずみ保育園建設工事（建築主体））の内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

議案第73号 工事請負契約の締結について（北杜市立いずみ保育園建設工事（建築主体））について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 保育園施設整備事業

北杜市立いずみ保育園建設工事（建築主体）

契約の方法 一般競争入札

契約金額 4億1,666万4千円

契約の相手方 山梨県北杜市須玉町藤田363番地1

フカサワ・巧光建設北杜市立いずみ保育園建設工事（建築主体）共同企業体

構成員（代表） 山梨県北杜市須玉町藤田363番地1

株式会社フカサワ 代表取締役 深沢秀樹

構 成 員 山梨県北杜市長坂町長坂上条891番地2

株式会社巧光建設 代表取締役 小澤享

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第73号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第74号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）の内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

議案第74号 工事請負契約の締結について（清里南部クリーンセンター電気設備更新工事）について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 社会資本整備総合交付金事業
清里南部クリーンセンター電気設備更新工事
契約の方法 一般競争入札
契約金額 1億7,928万円
契約の相手方 東京都品川区大崎二丁目1番1号
明電舎・カナマル清里南部クリーンセンター電気設備更新工事共同企業体
構成員(代表) 東京都品川区大崎二丁目1番1号
株式会社明電舎 常務執行役員 加藤三千彦
構 成 員 山梨県北杜市小淵沢町5999番地
株式会社カナマル 代表取締役 金丸正幸

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第74号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第75号 工事請負契約の締結について(清里南部クリーンセンター増設工事(機械))の内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

議案第75号 工事請負契約の締結について(清里南部クリーンセンター増設工事(機械))について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 社会資本整備総合交付金事業

清里南部クリーンセンター増設工事（機械）

契約の方法 一般競争入札

契約金額 3億4,884万円

契約の相手方 東京都港区海岸三丁目20番20号

株式会社西原環境 首都圏支店 支店長 杉山英司

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第75号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第76号 工事請負契約の締結について（道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事）の内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

議案第76号 工事請負契約の締結について（道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事）について、ご説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号、並びに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 中山間地域所得向上支援事業

道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事

契約の方法 一般競争入札

契約金額 3億2,400万円

契約の相手方 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地の1

興水建設・鈴建道の駅こぶちさわ農産物直売施設等整備工事共同企業体

構成員(代表) 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地の1

株式会社興水建設 代表取締役 興水徹

構 成 員 山梨県北杜市小淵沢町451番地

株式会社鈴建 代表取締役 鈴木哲夫

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第39 選挙第2号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり仲澤功允君、小泉正明君、向井忠男君、篠原隆美君、深澤和幸君、清水一恵君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました6名を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(中嶋新君)

日程第40 請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

22番議員、秋山俊和君。

○22番議員(秋山俊和君)

請願第3号、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会会長 加藤桃子

住所 北杜市長坂町長坂上条1542-12-307

北巨摩地区公立小中学校長会会長 丸茂哲雄

住所 北杜市須玉町小倉2580

北巨摩地区公立小中学校教頭会会長 坂本 満

住所 北杜市長坂町小荒間1709-1

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 内藤茂樹

住所 北杜市須玉町藤田1483-1

紹介議員 秋山俊和
// 原 堅志
// 清水 進
// 加藤紀雄
// 進藤正文
// 相吉正一

北杜市議会議長 中嶋新殿

請願趣旨

(請願事項)

1. 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。
1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況があります。次期学習指導要領への移行など、授業時数や指導内容が増加している中、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げることが必要です。

本市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。特に小学校6学年の英語については全校専科教員を配置していただいたり、教育支援センターの設置準備のための人員を確保していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2019年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
以上です。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第41 請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、清水進君。

○15番議員（清水進君）

請願第4号を、朗読をもって紹介と提案に代えさせていただきます。

請願第4号

平成30年8月27日

北杜市議会議長 中嶋新殿

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
山梨県北杜支部 支部長 中川量機
北杜市長坂町小荒間298-4
0551-32-5994

紹介議員 清水進

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願
請願趣旨

戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとなえ、侵略戦争に反対したために治安維持法で逮捕され、拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を多くの国民が受けました。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間で学者・宗教者・文化人など、逮捕者は数十万人、検挙された人6万8,274人、虐殺された人93人以上、拷問・虐待などによる獄死は400人余りにのぼっています。北杜市での治安維持法犠牲者は、跡部典、川久保文作、篠原貞夫、進藤一六、山本保清などです。

日本がポツダム宣言を受諾した後、治安維持法は政治的自由と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされました。しかし、日本政府は、いまだにその犠牲者に対し謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは、連邦保障法でナチス犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給しています。アメリカ・カナダでは、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し大統領が謝罪し、賠償をしています。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、年金を支給しています。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者

は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として・・・その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘し、保障を求めています。

以上のような国内外の動きは、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の正当性と必要性を証明しています。

つきましては、同じ過ちを繰り返さない立場から、地方自治法第99条の規定により国会及び政府に対し、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に対して1日も早く謝罪と賠償を行なうことを要望する意見書を提出していただきたく請願します。

請願の項目

国会と政府に対し、治安維持法犠牲者の名誉回復を図るとともに、謝罪と賠償を行なう「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書を提出してください。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

日程第42 請願第5号 北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

8番議員、志村清君。

○8番議員（志村清君）

朗読をもって、趣旨説明とします。

請願第5号

2018年8月26日

北杜市市議会議長 中嶋新様

請願者 深沢久

北杜市小淵沢町松向760-10

（北杜9条連絡会世話人）

紹介議員 志村清

北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願

（請願項目）

北富士の自衛隊演習場で9月末から10月にかけて実施が予定されている英国陸軍と陸上自衛隊の共同訓練の中止を求める市議会としての意見書を提出することの請願

（請願理由）

富士山は世界文化遺産に登録されたように私たち山梨県民のシンボリック的存在であり、誰もが認めるわが国の貴重な自然です。

ところが去る7月、それも突然に、「英国陸軍と陸上自衛隊の共同訓練を9月末から10月にかけて実施」するということが政府・防衛省から発表になり驚いています。この共同訓練は理解に苦しむものであり、怒りを感じている山梨県民は圧倒的多数ではないでしょうか。

今回の「日英共同訓練」が全く理不尽であり、私たちは強く反対するものです。その理由は以下のとおりです。

第一に北富士演習場の歴史と山梨県のこれまでの演習場対策の経過からみても理解できないということです。北富士演習場は戦後すぐに設けられました。この演習場は県有地がほとんどで現在でも変わりはありません。ですから地元の人たちの入会権も認められています。また平和を求める県民多数の意見があり、山梨県は「全面返還・平和利用」を県是として対応してきました。富士山は軍事面を縮小し、平和な生活や観光の場を目指すことが県の大方針でした。

そのように山梨県民にとっては極めて重要な地域であるからこそ国・防衛省との間で「使用協定」を結び、5年に1度の協議、更改をしているところですし、今年3月にも合意したばかりの使用協定です。また朝鮮半島の平和への対話が始まっている中で一方的な国の変更・押しつけは絶対許せません。

この使用協定は戦後の山梨の歴史でも多くの先人たちが苦勞して作り上げた貴重な財産です。

第二にこの新たな「日英共同訓練」は北富士演習場の使用協定に違反したものであるということです。ご存知のように使用協定は「自衛隊の使用であり、日米共同訓練も原則認めておりません。米軍といえども例外として演習が認められる」のです。それは日米安保条約がある中でも「使用協定」「県是」があり、日本国憲法が集団的自衛権を否定していることがあるからです。

にもかかわらず今回の共同訓練は条約も締結されていない英国との訓練です。もしこれが可能なら世界中どここの国との間でも共同訓練が可能になります。仏国とも、中国とも。このように法治国家の日本において相互の了解のもと結ばれた使用協定が堂々と無視されるならば子どもたちに『道徳』を説くことはできません。この協定無視の共同訓練を「今回限りだから認めても良い」「例外として容認する」というような意見も聞きます。しかし例外を認めれば協定の意義はなくなり、例外が本流になることは明白です。

このような理由から日英共同訓練に強く反対します。北杜市は北富士演習場から遠く離れていてあまり関係ないという考えがあるのも事実です。しかしその考えは沖縄の米軍基地のことと同じで、沖縄の住民の心を理解できないことであり、北富士演習場のことでも北麓住民の苦悩が無視されていることになります。ましてや将来を担う子どもや若者のことを考えれば大人が声を上げていくべきです。災害救援活動の若い自衛隊員などは英国との間で共同訓練など毛頭考えていなかったことでしょう。

北杜市議会が地方自治法99条に基づいて政府・防衛省に意見書を提出することを請願します。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

○議長（中嶋新君）

追加日程第1 藤原尚君の議員の資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、藤原尚君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 4時51分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

要求議員の岡野淳君から説明を求めます。

13番議員、岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

資格決定要求書の朗読をもって、説明とさせていただきます。

平成30年9月4日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会議員 岡野淳

資格決定要求書

次の議員の被選挙権の有無について、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添え、北杜市議会会議規則第138条の規定により要求する。

記

1. 議員の氏名 藤原尚

2. 理由（証拠となるべき事実関係）

公職選挙法第99条に「当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。」とある。

また、地方自治法第127条第1項には「普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき・・・は、その職を失う。その被選挙権の有無・・・は、議会がこれを決定する。」とある。

市議会議員の場合、被選挙権を持つには「その市に住所がある」ことが必要であり、「住所がある」とは単に住民票があるだけではなく、生活の実態がなければならないとされており、民法第22条において「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定されている。

3月定例会で提出した「資格決定要求書」に基づいて設置された資格審査特別委員会に藤原議員から弁明として提出された水道、ガス、電気の使用量の記録や、北杜市選挙管理委員会が発行した当選証書や税金の支払い証明、住民票等の資料は、藤原議員の住民票があるだけのことで、生活の本拠の証明にはなっていない。

藤原議員は上下水道代の使用量が少ないのは節約をしているためで、炊事、洗濯、入浴は原則として韮崎の自宅で行い、トイレは外の畑で済ませていた、と説明しているが、1か月あたりの平均的な水道使用量は一人暮らしでは8.2m³（東京都水道局 平成28年度生活用水実態調査）であり、北杜市の水道料金では13mm管なら2,040円（2か月）の最低料金で済むため、普通の生活をしていればほぼこの範囲で収まる。

さらに、平成28年5月から平成30年3月までの24か月間に使用量がゼロという月が8か月もあるが、いくら節約をしても、そこで生活をしていて上下水道使用量請求がゼロの月が年間4か月もあることはわかには信じがたく、この説明には無理があると言わざるを得ない。

電気料金については、藤原議員が提出した平成28年4月から平成30年3月までの24か月間の電気料金の平均月単価は約3,130円だが、すべての一人暮らし世帯の月の電気代の平均を見てみると5,392円（総務省統計局2017年のデータより）であり、藤原議員が居住する家の電気料としては明かに少なく、もっとも少ない月によっては3kWh（838円。平成28年9/23～10/20の値）もある。このデータをもってして居住の実態があるとは認めがたい。

ガスの使用量に至っては、藤原議員が提出した資料は月毎のものではなく、平成28年11月15日から平成30年4月23日までの17か月間に11m³の使用量を示したものでしかなく、いつ、どのくらいの使用量であったのかが示されていない。

JARほくのLPガス料金表によれば月間の使用量11m³の料金は6,340円であり、藤原議員が提出した平成28年11月15日から平成30年4月23日までの17か月間の使用料金と一致する。このことは資料が示す17か月間のどこか1月だけLPガスの契約をしたに過ぎず、他の期間は契約すらないとも考えられ、少なくともガス料金のデータをもって居住の実態を証明することはできないと考える。

また、日常の移動の足とする自動車についても、所有者が家族だとの理由で詳細を明らかにしないが、その自動車の使用者は藤原議員とのことであり、車検証の記載上の登録場所は増富でなくてはならず、その証拠書類が提出されていないので、ここでも藤原議員の生活実態が増富にあることが証明できていない（自動車保管場所証明事務等処理要領の制定について 平成28年3月1日例規甲（交規企）第53号）。

北杜市のホームページに紹介されている藤原議員のプロフィールで、自らの電話番号を増富の自宅で登録していたが、この番号は使われていないというNTTのアナウンスが流れていた。このことに基づき藤原議員への市議会事務局からの連絡（主にFAX）は葦崎の自宅に送られており、市議会事務局もこの事実を認めていることから藤原議員の生活の本拠が葦崎にあることは疑う余地がない。

そして、前回の特別委員会でも指摘があったように、藤原議員のFacebookのプロフィールには「葦崎市在住」とあり、これは今もって、本日の朝現在でも北杜市在住と変更されていない。このことはまさに藤原議員が自ら北杜市に居住していないことを示しているものである。

これらのことから、藤原議員の居住実態が増富にあることの証明は十分にできておらず、また3月定例会以来審議されてきた特別委員会の議論について、市議会としての結論が得られていないことから、8月31日には北杜市民から改めて再度調査、決定することを要求する3,400余筆の署名が出された。

ここで、裁判の判例とはどのように理解すべきか、を付記する。

判例とは、広い意味では「過去に裁判所によって判断された判決、決定、命令」のことを指すが、厳密には「裁判の先例に基づいた一定の法律に関する解釈で、その法解釈が後に他の事件の判断に適用される可能性のあるもの」をいう。

これは、将来同じような訴訟や事件が起こった場合、裁判官によって判決が異なるような不公平を生じさせないため、法の公平性を維持するという考え方によるものである。

このため、判例は、それ以後の裁判での判決に拘束力を持ち、影響を及ぼすことになる。

裁判所法第4条では「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁

判所を拘束する。」と規定されている。

また、裁判で下級審の判決が過去の最高裁判所の判例や大日本帝国憲法下の大審院・高等裁判所の判例に反するものだった場合には、それを理由に上告できるようになっていることから、判例には事実上の拘束力があると考えられる根拠になっている。(弁護士に関する情報提供 URL: <http://h-bengoshi.com>)

これらのことを踏まえ、改めて藤原尚議員の議員資格決定の審査を要求する。

(証拠書類)

1. 藤原尚議員のフェイスブックページ 2018年9月4日時点で葦崎市在住のまま
 2. ガス使用量データ
 3. 上下水道使用量データ
 4. 電気使用量データ
 5. 自動車保管場所証明事務等処理要領の制定について 平成28年3月1日例規甲(交規企)第53号
 6. 最高裁の判例
(事件番号) 東京高等裁判所判決/平成27年(行ケ)第49号
(判決日付) 平成28年1月28日
 7. 滋賀県野洲市議会 資格審査報告書
- 以上でございます。

○議長(中嶋新君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ここで、藤原尚君から自己の資格について弁明したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

藤原尚君の入場を許可いたします。

(入 場)

藤原尚君に自己の資格についての弁明を許します。

藤原尚君。

○5番議員(藤原尚君)

弁明の機会を与えていただき、ありがとうございます。

地方自治法第127条第1項の規定による、私、藤原尚に対しての資格決定要求書に対する弁明を行います。

平成30年3月16日の資格決定要求書に基づき、5回の資格審査特別委員会での審査結果は議員資格ありとの結果でありました。

住民の意義および権利、地方自治法第10条によると法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うとある。

北杜市の水道を利用し、水道料金をはじめ公共料金ならびに納税の義務を果たし、住民基本

台帳に記載され、公職選挙法による北杜市議会議員選挙により選出されたことは紛れもない事実であります。

地域においても地域活動に参加し、地域住民としての責務を果たし、平成28年当選以降はさらに地域での関わりも増えて、責務と役務を多く拝することとなり現在に至っております。

近所付き合いをはじめ、地域活動に参加する中で生まれ育った増富を少しでも過疎からの脱却や諸課題を解決するため、北杜市議会議員に立候補することを決意し現在に至っています。

平成28年6月に立候補をすることを決めて以来、地域をくまなく歩き、地域の実情を一軒一軒聞きながら諸課題の解決に向けた活動を始めました。

増富地区、富里区、和田班、2組に属し組付き合いも行いながら回覧板もまわしております。

平成28年度は議員1年目であり、無我夢中の毎日でした。

平成29年度は4月2日、増富和田班、新旧役員引き継ぎから始まり、和田班協議員、保健福祉推進員、大平開発管理組合検討委員、増富地域再生協議会会長、増富地域委員会顧問、いずれも増富地域住民から選出されています。

平成30年度はさらに増富地区安全協会委員、源太原堰委員、東京須玉会須玉支部会員に選出されました。これらも増富ならびに須玉町在住者により構成されています。

以上の役員、会員を兼務しながら平成29年度、30年度の活動や住民としての責務や議員としての活動および実情は客観的に住民であり、議員であることを証明するには、十分であります。住所を有する者であります。

以上の理由から、地方自治法第127条第1項の普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者に該当しません。

よって公職選挙法第99条、当選人はその選挙期日後において被選挙権を有しなくなったときは当選を失うとあるが、私は被選挙権を有し当選を失わず北杜市議会議員としての資格を有する者と考えます。

このようなことから、多くの特定できない署名、また不十分な調査根拠により安易に議員の資格をはく奪および人権侵害を目的とすることは許しがたい行為であることを最後に申し上げ、私、藤原尚の弁明とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の資格についての弁明が終わりました。

藤原尚君の退場を求めます。

（退場）

ここで本件の審議の方法を協議するため、議会運営委員会の開催を要請いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時12分

再開 午後 6時29分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

議案審議の途中ではありますが、緊急事態ですので本日の会議は延会といたします。

延会と決まりました。

ここで、皆さんにご報告をしておきます。

台風21号による北杜市災害対策本部設置の予定がございますので、そのことについてはご報告をさせていただきます。

以上です。

延会いたします。

延会 午後 6時30分

平成 3 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 5 日

平成30年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成30年9月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ともにあゆむ会 齊藤功文君
公明党 進藤正文君
日本共産党 志村 清君
明政クラブ 相吉正一君
ほくと未来 加藤紀雄君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原 尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村 清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原 堅志
13番	岡野 淳	14番	相吉正一
15番	清水 進	16番	野中真理子
17番	坂本 静	18番	中嶋 新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（45人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
政策調整参事	櫻井順一	総務部長	丸茂和彦
企画部長	小松武彦	市民部長	篠原直樹
福祉部長	浅川辰江	生活環境部長	仲嶋敏光
産業観光部長	清水博樹	建設部長	土屋裕
教育長	堀内正基	教育部長	井出良司
会計管理者	中田二照	監査委員事務局長	上村法広
農業委員会事務局長	小尾民司	明野総合支所長	清水能行
須玉総合支所長	坂本孝典	高根総合支所長	土屋智
長坂総合支所長	中澤貞夫	大泉総合支所長	小澤隆二
小淵沢総合支所長	中山晃彦	白州総合支所長	宮川雅人
武川総合支所長	有泉賢一	政策秘書課長	小澤章夫
総務課長	宮川勇人	企画課長	加藤寿
財政課長	清水市三	総務課人事室長	水石正幸
地域課長	大芝一	防災調整監	坂本賢吾
収納課長	渡辺美津穂	管財課長	進藤聡
福祉課長	八巻弥生	子育て応援課長	中田治仁
環境課長	小泉雅人	上下水道総務課長	興水伸二
上下水道施設課長	大輪弘	農政課長	小澤永和
まちづくり推進課長	植松宏夫	住宅課長	花輪栄一
用地課長	三井博彦	教育総務課教育指導監	鈴木和幸
総務担当リーダー	田丸敬一	学校教育担当リーダー	白倉充久
施設担当リーダー	小林俊夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
 議会書記 平井伸一
 “ 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震で被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、被災地域の日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 ともにあゆむ会、75分。2番 公明党、30分。3番 日本共産党、30分。4番 明政クラブ、30分。5番 ほくと未来、30分。6番 北杜クラブ、90分となります。

本日は5会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、9番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

改めまして、おはようございます。

はじめに7月の西日本豪雨で被災された皆さま、また今月6日未明に発生した北海道胆振東部地震で被災された北海道の皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。一日でも早い復旧・復興を願うところでございます。

さて先日、地元泉小学校へうかがった折、校庭の入口に建てられてありました運動会の歌の歌碑が目にとまったところでございます。「青空高くそびえ立つ自然の母の八ヶ岳 自然の母のふところに雄々し立ちたるああ泉」。作詞作曲は大正デモクラシーの時期に長年、八ヶ岳南麓地域の小学校校長などを務められた長坂町大八田出身の教育者 堀内柳南こと堀内常太郎であります。この歌は美しい八ヶ岳山麓の風土、風景を詠んだ1番であります。こうした八ヶ岳南麓の里山景観をこれからの市政に生かしていきたいものでございます。

私たち会派ともにあゆむ会は志を同じくする人たちと連携し、市民の皆さまの声を市民目線に立ち、そして市民のためにこれからも議会活動の中でなお一層、深めてまいりたいと思っておるところでございます。

さて、今議会では私たち会派に寄せられたご意見・ご提案の中から、大きく7項目について質問いたします。

まずはじめに、太陽光発電設備設置に関する条例化への取り組みについてであります。

まずはじめに、平成29年10月24日設置された北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会、以下、検討委員会と言いますけれども、での今までの審議、進捗状況について伺いたいと思います。

次に、条例化に向けての取り組みについて伺います。

太陽光発電施設設置にかかる設置場所の豪雨による崩落事故が全国的に発生しておるところでございます。北杜市においても「忘るな、北杜の災害記憶」（平成26年7月26日 北杜市郷土資料館発行）の中の、北杜市における風水害年表によると明治以降においても多くの災害が発生していることを鑑みると他人事ではなく、北杜市政においても早急に対応し、十分研究しなければなりません。また、検討委員会でもこうした観点からも活発な議論がなされております。

県内の動きでは、山梨県議会においては、太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書（平成30年7月4日付け）が全会一致で決議されています。まずは法的拘束力のある条例化に向けて、市民合意を早急に諮る必要があります。

平成29年6月定例会において、私たち議員有志で北杜市太陽光発電設備に関する条例（案）を提案しましたが、審議未了で廃案となったところです。以来すでに1年3カ月経過しております。今後、スピード感をもって条例化に向けての対応を求めるところであります。

全国ではすでに条例が施行されている自治体がいくつもあります。また、多くの自治体で条例化に向けて取り組んでいます。

先進事例を挙げますと、7月の西日本豪雨災害で太陽光パネル施設関係で被害を受けた神戸市では、今年の12月定例会に「（仮称）神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定を目指しますと市長が表明、市ホームページ等で公表されております。まさにスピード感をもった行政の条例化に向けての対応でございます。

以上、こうしたさまざまな取り組みの現状を踏まえて、渡辺市長の条例化へ向けての現在のお考えを伺います。

次に、小学校・中学校統廃合問題についてであります。

高根地区小学校統廃合計画も平成27年度より事業が進められ、来年4月、新たな高根東小学校として開校を予定しています。また中学校統廃合問題については、今後の市政の重要課題の1つであります。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

（1）高根地区小学校統合後の学校施設・跡地問題についてであります。

①高根北小学校の今後の活用策について。

②高根清里小学校の今後の活用策について。

③2校の活用策について、地域住民等の意見・要望等は把握しているのか。また、意見・要望等を今後の活用策に生かすよう、どのように取り組んでおられるのか。

④また、今までに教育関係・企業関係等からの問い合わせなどはないのか。

⑤2校の活用策についての検討は、市役所庁内ではどのような組織で検討されておりますか。

（2）として、中学校統廃合問題についてであります。

①統廃合計画の進捗状況は。

②各地域ごとの地域委員会のご意見等は、どのようなものか具体的に。またその他の団体や市民からのご意見等の把握はされておられるのか。

③今後の統廃合計画の方針とスケジュールについて。

④市長の選挙公約と現在のお考えについて、お伺いいたします。

次に、公共事業と所有者不明土地問題についてであります。

北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針（平成29年3月策定）の中でも今後の取り組みとして公会計システムの活用を挙げています。今後、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類の作成や補助簿として整備する固定資産台帳により、公共施設に関する情報を効率的に整理・分析し、本方針の推進に活用しますと述べられております。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

（１）固定資産台帳の整備状況は。

（２）平成29年度一般会計歳入歳出決算書の財産に関する調書について、公有財産の中で土地（地籍）と建物（延面積）がありますが、本年までに整備した固定資産台帳との整合性は図られておるのか。

（３）公共事業（道路整備等）を進めていく上での用地取得の課題、いわゆる所有者不明土地問題等についての取り組みはどうでしょうか。

（４）34年台風災害において流出した、例えば白州町地内の農地等にかかる地籍調査の進捗状況について、お伺いいたします。

（５）民地における所有者不明土地への行政の対応についてであります。土地・建物への課税問題等については、どのように対応しておられますか。

次に、北杜市水道事業についてであります。

北杜市の水道事業は、私がここで述べるまでもなく平成16年11月1日の7町村が合併して誕生し、平成18年3月15日、1町の編入合併を経て合併協定書の上水道（簡易水道事業）の取り扱いの協定項目のもとに事業が行われてきているわけであります。

このことを踏まえ、以下の項目について質問いたします。

（１）北杜市水道事業にかかるアンケート（平成29年12月実施）結果を踏まえて、今後水道事業にどう生かすのか。

（２）今まで整備が不十分だった水道施設等の資産台帳の整備状況は。また、今後どのような施策に生かすのか。

（３）水道事業の地方公営企業法適用に向けて、財源の確保・危機管理体制など、また水道料金の適正化、料金体系などに取り組む今後の基本方針やスケジュールについて、お伺いいたします。

（４）市民（お客さま）への水道事業経営状況（水道料金を含めて）について、水需要の減少が進む中、水道事業経営の収支状況など財務情報に対する説明責任の履行について、どのようにお考えなのか。

（５）市民（お客さま）からの要望に応えられる施設整備についてであります。移住定住促進施策の観点から、特に市長の人口増対策に対する諸施策との整合性を図る中で、以下の点に配慮して今後進められないものなのでしょうか。例えば、以下に具体例を示します。

すでに25ミリの管が布設され、5軒の家で13ミリの管で契約・供給しています。そこでこの25ミリの管から新規に給水をするには、給水管の口径を太くしなければできません。この給水管からの申請を希望する場合は、約100メートル先の75ミリの配水管から新規加入申請者が実費を負担すれば、給水量は十分にあるので給水は可能で

すとの回答。これは市役所、上下水道施設課からの回答であります。一例であります。

水道施設整備（配水管等）にかかる個人の負担する負担金の運用基準を見直し、人を呼び込む施策の充実、また北杜の地域に人が住みやすくなる施策のさらなる充実のためにも、水道部門のみならず全庁挙げての推進を期待するところでございます。市長の考えを伺います。

- （６）また、峡北地域広域水道企業団と北杜市との事業への連携についてであります。今議会に補正予算計上されている水道施設マイクロ水力発電施設整備事業の取り組みについて、具体的にお伺いいたします。

次に、公共施設等におけるブロック塀の安全対策についてであります。

６月１８日に発生した大阪府北部地震で、小学校のプールにあったブロック塀が道路側に約４０メートルにわたり倒壊し、登校中の小学４年生の女子が下敷きになり死亡するという痛ましい事件がありました。全国でも山梨県においても小中高校等で実施した塀の緊急点検結果が公表されています。

また国土交通省は８月２９日、倒壊の危険があるブロック塀の撤去・改修を促す新たな支援を２０１９年度から始めると明らかにしています。県内においてもいち早く富士吉田市では一般住宅、事業所に設置されているブロック塀の撤去・改修の補助制度を設けるなど他の自治体でも支援策が広がっています。

これらのことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

- （１）市内公共施設および通学路のブロック塀の安全点検の調査結果は。
- （２）小中学校ＰＴＡ等と学校で作成している通学路マップなどにも、ブロック塀は位置付けられていますか。
- （３）一般家庭やその他の民間施設等のブロック塀の安全対策への取り組みは、今後どのように考えていくのか。併せて他自治体でも取り組んでいるブロック塀の危険性を診断する支援制度など、補助制度創設を含めての支援策についてのお考えをお伺いいたします。
- （４）防災訓練・自主防災組織・消防団等での防災教育の中でも、ブロック塀の建築基準法施行令上の安全基準について、今後普及啓発を図ることが防災の上でも喫緊の課題と考えますが伺います。

次に、（仮称）教育支援センターについてであります。

本年３月定例会の市長の所信で、「不登校児童・生徒の支援のための適応指導を行う場として、平成３１年度に教育支援センターの開設準備を行う経費として、５６７万４千円を計上しました。」と述べておられます。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

- （１）当初計画と今日までの進捗状況は。また、これを踏まえてこれからの方針について伺います。
- （２）これまで計画を進めてきた中での課題は何か。また、課題への対策は考えておりますか。
- （３）市内には民間のボランティアで子どもの居場所づくりに尽力されている個人や施設・団体があります。こうした個人や民間団体等との連携は、どのように考えておられますか。また、今後の方針などをお示しください。

最後になりますが、地域資源生かし地域再生をについてであります。

市の説明では、「日本遺産」とは政府の観光立国日本の一環として、平成27年度からスタートした事業であります。地域に点在する歴史・文化遺産を物語性を持ったストーリーでつなぐことで、外国人観光客などにも分かりやすく、観光面でも活用しやすくするものと述べておられます。

このことを踏まえて、以下の項目について質問いたします。

- (1) 本年5月24日認定の日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」を生かす今後の取り組みは。また、国からの支援と今後の事業計画は。
- (2) 市内指定文化財の整備計画と地域活性化に生かす「日本遺産」の取り組みとの関係は。
- (3) 文化財の案内看板・ガイドブック整備にあたっては、外国語表記等にご配慮いただけないか。
- (4) 今後、市内文化財を生かす取り組みの中でも、文化財とその周辺環境や景観との調和が求められると思いますが、いかがお考えか。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小学校・中学校統廃合問題における、中学校統廃合問題の選挙公約と現在の考え方についてであります。

私が公約した中学校統合については、「教育委員会が示した4校案を白紙に戻し、慎重に進めていきたい」としたものであります。このことから、先の総合教育会議の方針に沿って、多くの方々からご意見を伺う機会を設けながら、中学校の統合について検討してまいりたいと考えております。

次に、(仮称)教育支援センターについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、開設準備の進捗状況と今後についてであります。

進捗状況についてであります。専門的な知識を有する臨時職員1名を雇用し、開設へ向けて準備を進めており、これまでに業務内容や職員体制など、支援センターの設置にかかる方針の検討を行い、教育委員会や総合教育会議で協議を重ねており、当初の計画どおり進捗しております。

今後は来年4月の開設に向け、例規の整備や備品の調達、職員の確保等を進めるとともに、開設へ向けた周知にも取り組んでいく予定であります。

次に、課題と対策についてであります。

課題については、専門的な知識を有する人材の確保や自治体間の連携、また児童生徒の通所への支援策などが挙げられます。特に、人材の確保と自治体間の連携については、県教育委員会へ働きかけているところであります。

なお、通所は保護者の責任で行っていただくことを基本としておりますので、今後、通所者のニーズに沿って検討してまいりたいと考えております。

次に、地域資源を生かした地域の再生について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、日本遺産を生かす取り組みについてであります。

「星降る中部高地の縄文世界」が日本遺産に認定されたことから、山梨県と長野県の16の関係自治体で甲信縄文文化発信・活性化協議会を設立し、日本遺産事業に取り組んでいくとしたところであります。

この事業では、本年度から平成32年度までの3年間で、合計7千万円の補助金が協議会へ交付されることとなります。協議会では文化資産を生かした観光振興を図るため、現在、関係自治体が連携して実施計画の策定を進めているところであります。

次に、市内指定文化財と日本遺産の関係についてであります。

市内指定文化財は、日本遺産の構成資産となっております。日本遺産事業を進めることは、市の文化財整備においても追い風につながるものと期待しているところであります。このことから、市民と観光事業者などが一体となって、本市の文化財資源や地域資源を有効に活用した取り組みを協働で進めていく必要があると考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小学校・中学校統廃合問題における中学校統廃合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統廃合計画の進捗状況についてであります。

中学校の統廃合については、昨年11月に北杜市地域委員会連絡協議会へ各地区における中学校統廃合に向けた意見の取りまとめを依頼し、本年5月に同協議会で各地域委員会から報告をいただいたところであります。報告をいただいた意見を踏まえて、先月開催いたしました総合教育会議において、教育委員の方々と意見交換を行ったところであります。

次に、各地域委員会や、そのほか団体等からの意見についてであります。

学校のあり方については、「少子化に伴う中学校の統廃合もやむを得ない」という意見が多い反面、小規模学校のメリットや通学への不安、中学校の教育環境については、「教育効果を高めるための工夫、通学の安全性や利便性、地域の結びつきを損なわない工夫を検討してほしい」、また、中学校統廃合の望ましい姿については、「将来を見据えて2校、または3校が適当ではないか」、「市の子育てや、まちづくりなどのビジョンの上に検討を進めるべきだ」「答申から時間も経過していることから見直しも含めて検討していくべきだ」など、慎重な対応を求める意見をいただいたところであります。

こうした意見を踏まえ、先月開催した総合教育会議においては、更に「保護者をはじめ多くの方から意見を伺うべきだ」とし、教育委員会において進め方や手法を検討していくこととしたところであります。

次に、方針とスケジュールについてありますが、教育委員会では、総合教育会議での方針に沿って、今後、進め方やスケジュールなど慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設等におけるブロック塀の安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学路における安全点検の調査結果についてであります。

本年6月18日に発生した大阪府北部地震を受け、通学路の危険箇所等の調査を実施したところ、ブロック塀については4小学校から8カ所の報告があり、現在、教育委員会が設置する北杜市通学路安全推進会議の関係者で、調査を進めているところであります。

次に、通学路マップなどへのブロック塀の位置付けについてであります。

通学路マップに危険箇所を表記している学校は10校となっておりますが、ブロック塀にかかる危険箇所を表記したとする学校は1校であります。

次に、(仮称)教育支援センターにおける民間団体等との連携についてであります。

民間団体等との連携については、教育機会確保法で取り組みが求められております。なお、支援センターを開設する場所については、近隣に子どもたちの居場所づくりに取り組む団体や障害者福祉に取り組む法人等があるため、これらの団体等と相互に連携してまいりたいと考えております。

次に、地域資源を生かした地域の再生について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、案内看板・ガイドブックの整備についてであります。

日本遺産事業は、外国人観光客の誘致も目的の1つとなっております。甲信縄文文化発信・活性化協議会ではホームページ、案内看板等の多言語表記が必要と認識しており、検討するものとしております。

次に、文化財と周辺環境、景観との調和についてであります。

文化財周辺の環境、景観の保全については、北杜市文化財保護条例、北杜市景観条例に基づき、市民、開発事業者のご理解・ご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(中嶋新君)

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長(丸茂和彦君)

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共事業と所有者不明土地問題における、所有者不明土地への行政の対応についてであります。

固定資産税は、その登記上の所有権者に納税義務者として課税を行いますが、登記簿上の所有者が死亡し相続人が不明、あるいは納税義務者の住所が不明の場合は、戸籍や住民票等の取得、現地調査等を行い、納税義務者の現住所等の把握に努めております。また、所有者が死亡し、遺族の方が死亡後の手続きに来庁した際には、相続人代表者指定届の提出をお願いしております。

次に、公共施設のブロック塀の安全点検について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内公共施設の安全点検の調査結果についてであります。

6月20日から25日までの間に公共施設内のブロック塀について調査したところ、10施設に17のブロック塀の設置がされていることを確認し、現在、撤去も含め詳細な調査を進めているところであります。

次に、防災訓練等での安全基準の周知についてであります。

国で示す安全基準の周知については、国から安全点検に関するチェックポイントが公表され県において、塀の安全性等に関する相談窓口が設置されましたので、市ホームページで案内するとともに今後、必要に応じ、防災訓練等で安全点検に関するチェックポイントの周知について検討してまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小学校・中学校統廃合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根北小学校の今後の活用策についてであります。

高根北小学校は、閉校後、学校施設として使用しないことから、文化財の収蔵庫等としての活用について庁内で検討を進めております。当該小学校は周辺地域の避難地・避難所に指定しておりますので、そのことも踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、高根清里小学校の今後の活用策についてであります。

高根清里小学校についても、閉校後は学校施設としては使用しないことから、他の活用方法があるか、検討を進めているところであります。

次に、地域住民等の意見・要望等の把握についてであります。

学校は、地域においても愛着が深く、歴史ある施設でもあることから、活用策についての検討状況を踏まえながら、地域の皆さまへのご説明やご意見を伺い進めてまいります。

次に、教育関係・企業関係等からの問い合わせについてであります。現在、外部からの問い合わせなどはいただいております。

次に、活用策についての検討組織についてであります。

現在、庁内組織として、関係部局の代表で構成する北杜市公共施設有効活用庁内検討会において、用途廃止後の公共施設の活用策について検討をしております。

次に、公共事業と所有者不明土地問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、固定資産台帳の整備状況についてであります。

固定資産台帳システムへのデータの移行は終了しておりますが、活用の利便性を高めるため、本年度中の運用開始に向け、作業を行っております。

次に、平成29年度一般会計歳入歳出決算書と固定資産台帳との整合性についてであります。

新しい固定資産台帳のデータは、公会計システムと連携したのち、決算書に反映してまいります。このため、平成29年度決算書とは、整合性が図られておりません。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、アンケート結果の活用についてであります。

アンケート結果については、今後、地方公営企業法適用化に向けた取り組みなどに活用してまいりたいと考えております。

次に、固定資産台帳の整備と活用策についてであります。

固定資産台帳の整備については、平成32年度の地方公営企業法適用化に向けて、昨年度、データの整理が完了したところであります。

今後は、財務会計システムへの移行や仮稼動を経て、固定資産台帳の整備を完了してまいりたいと考えております。資産に関するデータは、今後の経営方針を決定していく上で、基礎資料として活用してまいります。

次に、地方公営企業法適用に向けた今後の基本方針とスケジュールについてであります。

基本方針については、将来にわたって安定的に事業を継続するための基本計画である経営戦略を現在策定中であります。この中で、財源確保や水道料金の適正化などの基本的な考え方についても、反映させてまいりたいと考えております。

次に、市民への財務情報の説明についてであります。

水道事業経営の概要の収支状況については、毎年、市広報紙で説明しており、また、これまでの北杜市簡易水道運営委員会においても、各年度の水道事業経営の収支状況にかかわる財務内容などを説明しております。今後も丁寧な説明に努めてまいります。

次に、移住・定住促進施策における水道施設の整備についてであります。

水道事業は、安定した給水を目的としているものであり、本市の事業の進め方が特段、他の自治体と異なるものでないため、移住や定住の促進に影響を与えるものではないものと考えております。

なお、移住・定住施策については、これまでの施策を中心に推進してまいりたいと考えております。

次に、水道施設マイクロ水力発電施設整備事業についてであります。

市では、第2次北杜市総合計画において、主要施策として北杜市再生可能エネルギービジョンを推進する中で、昨年度峡北地域広域水道企業団の水道施設を調査してまいりました。調査の結果、須玉第2減圧槽において、水道施設マイクロ水力発電所の建設を決定したところであり、建設に当たっては企業団と連携し、進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電設備設置に関する条例化の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会での審議、進捗状況についてであります。

検討委員会では、これまでに9回の会議を行っており、市内の施設の視察を行うとともに太陽光発電設備に関する課題などについて、5回議論を行い、太陽光等再生可能エネルギー発電

設備に係る推進と規制について、4回議論をしていただいているところであります。引き続き、課題について検討をしていただきたいと考えております。

次に、条例化に向けての現在の考えについてであります。

現在、検討委員会において、ご議論いただいております。最終的な提言が出されたのち、その内容を踏まえ、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、公共事業と所有者不明土地問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、用地取得の課題についてであります。

道路の計画段階において、所有者不明土地についても、関係者の所在や連絡先などの調査に努めることとしております。所有者不明土地に関わる現行制度はいくつかありますが、いずれも適用には多大な労力と費用を要します。事業の進捗を図るため、可能な場合に限り設計変更での対応も行っておるところでございます。

次に、34年台風災害において流失した農地等にかかる地籍調査の進捗状況についてであります。

市では、台風災害において流失した農地について、所有者が明確でない土地の一部を国土調査時の対象外として、処理をしている箇所があります。このような土地については、原則、関係者により、法務局に必要な手続きを行っていただくことになります。

次に、公共施設等におけるブロック塀の安全対策における、民間施設に対する取り組みについてであります。

現在、国においてブロック塀等の安全性を確保するため、危険なブロック塀の撤去・改修について、制度を検討しております。本市においても、今後の県および近隣市町村の状況を考慮しながら、対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは、まず第1項目めですけれども、太陽光発電についての関係でございます。

まずはじめに、私も検討委員会を何回か傍聴したり、また検討委員の方々から審議状況などを伺う機会がありまして、委員会のメンバーさんの意見は条例化への方向、そしてその内容についても許可制を取り入れるというような、そんな内容で話が進んでいるというような感じを受けて、聞いております。これからは条例案を各項目ごとに検討して、こういった内容を盛り込むかなどの次のステップになっているような感じがしております。

先ほど質問の中でも先進例として挙げました神戸市の対応ですけれども、7月の災害により太陽光発電施設で被害がありまして、これを受けて神戸市ではパブコメを実施して、すでに12月定例会に提出する予定だというふうな市長の表明がありました。北杜市内においてもいつ西日本豪雨のような災害が起きないとも限りません。北杜市の現状を見ますと、北杜市においても過去、清里、檜山の太陽光発電の近くの畑に大雨で土砂が流入するというような、そんな被害も発生しているわけでありまして、もし、大型の台風21号のような被害が太陽光発電施

設に発生した場合、市はどんな手順で対応するのか、このへん1点をお伺いしたいです。

また一昨年、大泉地内の砂防指定地内において森林の違法伐採の結果、太陽光発電設備が設置され、また昨年はさらに同じ場所に新たな設置計画がある、こういうことが分かりました。

また、県でも適正導入のガイドラインだとか、北杜市においても設置要綱など、そして国でも事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）なども制定されているわけですが、しかしながら、如何せん職員が一生懸命汗水を流しても、業者さんに守ってくださいと努めても要綱では限界が、こうした実態からもあるのではないのでしょうか。

こうしたことを鑑みますと、条例には最低限、災害の面から見ますと北杜市の土砂災害ハザードマップというのがすでに公表されていますけども、土砂災害警戒区域だとか、土砂災害特別警戒区域については設置禁止エリアとして指定すべきと考えますが、そのような方向で、条例化になったときには進めていただければと私は思いますけれども、台風災害等のことについての手順を、まず災害の面からお聞きしたいと思います。

また、水源涵養の面からも審議会では議論がされていたと思います。また昨年、大泉地内では大湧水、通称、いずみさんと言うんですけども、その上部地域において太陽光発電設置計画があることが判明したため、大泉町の西井出組長、谷戸組長、11区、6区、4区の行政区長が山梨県知事だとか、渡辺北杜市長に対して災害の危険地域、水源涵養地域の保全について建設計画の撤回を指導していただく旨の要望書も相次いでされているところでございます。

大泉の大湧水は大泉町民の水道の水源池でもあり、農業用水など生活用水にも、またこの湧水を利用して東京海洋大学の水産実習場にもなっておるところでございます。

こうしたエリアを条例で規制するということは地域を災害から守り、そこに生活する住民の命と暮らしを守るのは、私が言うまでもなく首長の責任であります。そのためにも、公共の福祉のためにも明文化して規制すべきだと私は考えます。

また、小淵沢町内の大滝湧水、環境省の名水百選にもなっている、その上部においても、一昨年以来、計画が出て、地元の反対で当初の計画が止まっているような感じですけども、こうしたエリアも、公共の福祉のためにも設置禁止エリアとして明文化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

またもう1点、近隣住民との訴訟問題と言うんですかね、そういう問題も、トラブルができているということも検討委員会で多くの議論が出ておりました。発電事業者に対して、事業の計画段階での周辺住民への事業計画の周知義務と周辺住民との合意形成のための最大限の努力義務化する内容、これは条例への明文化がとても大切ではないでしょうか。

以上の点について、市長のお考えを伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の代表質問の再質問にお答えをしたいと思います。

3点いただいているかと思いますが、まず1点目でございますけれども、大きな台風の災害時の市の対応、手順ということでございますけれども、当然のことながら災害の拡大を防ぐことが第一ということを考えております。それから事業者が責任を持って災害復旧に当たると、それに対して市は適切な指導等を行っていくということが大事なというふうに考えてお

ります。

それから2点目でございますけれども、規制区域等を定めるエリアをということでございますけれども、こちらにつきましても先ほど答弁でも申し上げましたけれども、検討委員会の中で、今、条例の骨子につきましてご議論をいただいているところでございます。そういった議論の経過、それから最終的な提言内容を踏まえまして、これまで市のほうでも担当レベルで、そういった研究、検討は進めておりますけれども、最終的な提言をいただく中でさらに検討をしたいというふうに考えてございます。

それから3点目の民事の事業計画の説明の関係でございますけれども、こちらにつきましても、今、検討委員会でもご議論はいただいておりますけれども、そもそもFIT法で定められた地域住民への説明という内容でございますので、そちらにつきましては、現在、指導要綱、景観条例等の指導の中でもFIT法に定められた事項であるということは指導しておりますし、また条例等の内容につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり検討委員会でのご議論を踏まえて検討してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

9月15日付けの発行の週刊東洋経済という雑誌があるんですけれども、東洋経済新報社が発行している雑誌ですけども、その中に太陽光発電に関する特集が出ておりまして、今、連載中でございますけれども、その中で、第1号に経済産業省の新エネルギー課長の山崎さんという課長が寄稿されて、インタビューをされております。その中で太陽光設備の不適切な導入事例が全国各地で見られると。そしてすでに柵や塀や事業者名などを示す標識の掲示を義務付けたけれども、守ってくれないところがあると。そんなようなことが出ていて、いろいろな面でこうした国の考えは地方自治体の条例で、全部一律に規制することはできないということで、地方自治体の条例をもって、その地域の実態を規制すると。守っていくと。そういうような意味のインタビューが出ております。それで自治体の条例に違反した場合は、FIT認定も取り消しとなるという仕組みを設けたと。言い換えれば、条例を通じて地域との共生が図られているかどうかの判断をしていただくことが現時点では適切だと考えているということで、要するに新エネルギーの課長さんも国の考えとしては、それぞれの自治体で規制する場合は十把一絡げに全国、北海道からすべてをやるわけにはいかないというような、言葉を変えて言えば、そういうことになるかと思うんです。

そういうふうなことの中で、ぜひ今回、検討委員会も9回の審議が終わりまして、来たる10月2日には10回目の審議を予定しているわけですけども、ぜひそうしたことを踏まえて、条例化に向けて規制すべきところはきちっと明文化して、また国へは発電事業終了時や事業者が経営破たんした場合には、太陽光パネル等の撤去および処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備することなどを盛り込んだ国への立法を願う、そんな考えでございますけれども、市長のお考えを伺いたいと思います。

最後に改めて市長の条例化に向けてのお考えを、今までの再質問を交えて答弁いただければ

と思います。

また、最後に検討委員会から市長に提言がされたときには、市の対応についてどのように対応するか、併せてお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

齊藤功文議員のともにあゆむ会、再々質問にお答えをいたしたいと思います。

2点いただきました。まず1点目でございますけれども、条例化に向けての取り組みということでございますけれども、言うまでもなく国等におきましても、推進、規制のあり方については検討しているということでございます。

本市におきましても、検討委員会の中でそういった議論をしていただいているところでございますので、そういった内容を踏まえて検討をしていきたいということでございます。

それから条例化のことでございますけれども、同じような内容になってしまいますけれども、現在、行っている検討委員会の議論を尊重する中で、市としても検討をしていきたいということが結論でございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

齊藤議員。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは2つ目の小中学校統廃合問題について、再質問させていただきます。

いよいよ高根地区小学校の統廃合につきましては、来年の4月に向けて新たな高根東小学校として開校することが決まっております。そんな中で、高根地区の廃校になる北小学校と清里小学校の活用策がこれからの市政の大きな課題になろうかと思います。

その中で、まだ教育関係も企業関係もどちらからも問い合わせがないというような状況であります。あと半年後に廃校になるわけでありまして、空き校舎になるわけでありまして。そんなことを鑑みますと、そうはいっても先ほど言った公共施設有効活用庁内検討委員会と言うんですか、そういうものがあって検討はしているんだけどというような内容ですけれども、このへんについてのもう少し本当に、この跡地を市役所では、市ではどういうふうに考えていくかというような、そういう方向性はまだないんでしょうか。そのへんも含めて検討状況がどうかということ、これが1点です。

そして中学校の統廃合問題についてでございますけれども、私は8月24日開催の北杜市総合教育会議を傍聴しました。協議事項は中学校統廃合についての地域の意見集約についてでありましたが、その中で総合的な意見集約と言うんですかね、まとめがされておりましたけれども、それはそれで先ほど答弁していただいたんですけれども、渡辺市長は会議の終わりの時間帯で今後は地区ごとに、例えばワーキンググループを立ち上げて考えていきたい旨のお話があったように記憶していますが、そのようなお考えと理解してよろしいでしょうか。この2点について、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

最初の1点目でありますけども、北杜市公共施設有効活用庁内検討会での検討内容というご質問であります。

答弁でもさせていただいておりますけども、高根北小学校につきましては、教育委員会のほうから文化財の収蔵庫に活用したいといった申し出があります。そういったことで、今後については、こちらの方向で進めていきたいと考えております。

もう1点、高根清里小学校につきましては、同じくこちらの検討会において協議を進めておりますけども、現在、庁内では活用方法についての意見はないといった状況であります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

9番、齊藤功文議員の小中学校の統廃合問題について再質問をいただいております。

総合教育会議でまとめた方針ということで、ワークショップなどを設けながら意見交換という件であります。地域委員会連絡協議会からの報告でさまざまな意見があるというようなことを捉えているところでありまして、今後、そういった意見や経過なども踏まえて慎重に検討していくということで、学校単位にワークショップを設けて意見を交わしていくこともいいんじゃないかという一例が挙げたところでございます。

いずれにつきましても、先ほどの答弁のとおり教育委員会が今後、進め方や方法等を検討しながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

先ほどお話がありました庁内検討委員会では、まだ検討していないということですが、それではあと半年に迫った、その空き校舎、空きグラウンドの活用方法について、いつごろ具体的に検討していくのか。

そして、できればそうした、校舎が廃校になるというようなことで、ホームページ等でもし決まれば公募をするというようなこととか、ですから早くその基本方針を決めないとならないと思うんですけども、1年経てば、何も使わないと草ぼうぼうというような形になって、グラウンドも大変荒れると思います。このへんについてのお考えをお伺いしたいと思います。

そして先ほど中学校の統合の進め方と言うんですかね、検討する進め方についてお話がありました。明確に市長も発言をされております、学校単位でワークショップをするのもいいの

ではないかということになっておりますけれども、このへんについての、早めにどういう方法で検討するかを示していただきたいと思いますけれども、その2点について。

終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

庁内検討会では検討していないのではなくて、今、検討している最中ということでご理解いただきたいと思います。

そういった中で、まず庁内の活用について現在、意見を取りまとめているといった状況であります。この方向性がまとまりましたら、当然、地域の拠点施設でもあります、また歴史的な施設でもありますので、その内容を踏まえて、今後、高根の区長会等にその内容について説明を行い、また区長さん方からも意見を伺っていきたい、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

今後の中学校の統合の進め方についてであります。

先ほど申し上げたとおり総合教育会議のほうでは、教育委員会にその進め方、それから方法等も検討をしてということが決まっておりますので、教育委員会では早々に検討を進める中で、また皆さんにお知らせしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

齊藤功文君、再質問はありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

3つ目の公共事業と所有者不明土地問題について、再質問させていただきます。

先ほどの答弁ですと、固定資産台帳は整備が済んでいるというようなことでございます。このへんについての整備が済んでいれば、いつまでに、いつ公表ができるのかという、その点と、

そしてあと2つ目の決算調書の中に、財産に関する調書の中に平成29年度までに固定資産台帳の整備は済んでいるが、今回の決算の調書と整合性はまだ図っていないということでございますけれども、固定資産台帳との整合性はそれでは、いつかは図らなければならないと考えますが、そのへんについての、いつ図るのか、お考えを伺いたいと思います。

また3つ目としまして、公共事業を進めていく上での用地取得の課題でございますけれども、こうした所有者不明土地のために公共事業に支障をきたしているというような、そういう箇所もあるかと思うんですけれども、そのへんについての地域との要望とか、いろいろな面でのそうした問題で支障をきたしているような箇所は、どのくらいあるのかお聞きします。

34年災の台風災害における、そうした農地等の問題ですが、北杜市内にはこのほかにもこういう土地があるのかどうか。あれば、どのくらいあるのかお伺いします。

そんなことで、以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

私のほうから3点、お答えさせていただきます。

まず、固定資産台帳の公表の時期についてというご質問であります。

固定資産台帳につきましては、統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいて、公表を前提にするといったことで指示を受けているところであります。こういったことがありますので、公表につきましては、年度末を現在、目指して作業を進めているところであります。

また2点目、決算書との整合性ということであります。

決算書との整合性につきましては、平成30年度決算から整合性を取るといったところで、現在進めているところであります。

また、所有者不明という状況の中でのいろいろな事業に支障をきたしている案件というご質問でありますけれども、これにつきましては、管財課のほうで個別の案件をすべて把握しているわけではありません。各関係する事業担当ごとにそれぞれ物件等があるかと思っておりますので、今回の固定資産台帳の整備を通じて、そのへんはしっかり今後対応していくものと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に、土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

建設部のほうから2点でございますけれども、まず1点目は所有者不明で公共事業等に、特に道路事業等に支障をきたしている事例はあるのかということでございますけれども、こちらにつきましては、現実には共有地で大勢の方が過去に持っていまして、その方の中で所有者が不明というか、相続が追い切れないという事例はございますけれども、そういった事例につきましても、相続関係等々、調査しながらできる部分は進めているといった状況でございます。

それから2点目の台風災害の国土調査の対象外としてはというのは、ほかにあるのかという

ことでございますけれども、こういった土地につきましては、白州町地内、それから須玉町地内の一部でございますけれども、市のほうでは筆数までは把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

4項目めの、北杜市水道事業についての再質問を行います。

水道事業、北杜市水道事業にかかるアンケートによりますと、この説明の中で、現在、水道事業の今後の施策の基となる北杜市水道事業中長期整備計画を策定する準備をしています。これまで水道施設の整備を図ってまいりましたが、すでに整備された施設は老朽化に伴い改善更新や地震対策などの機能向上が課題となっています。本計画は、将来にわたって安全・安心な水道水を供給し、持続可能な水道事業の実現を目的としていますという、そういうふうなアンケートに対するご理解をということで、市のほうで説明があります。

こうしたアンケート結果を踏まえて、当然、今後の財源の確保はどうかとか、水道料金のあり方はどうだとか、当然、出てくると思いますが、このへんについてのお考えを、アンケートを踏まえてのお考えをお聞きしたいと思います。これが1点ですね。

次に、すでにいろいろなところで出ておりますけれども、アセットマネジメントという策定業務を、決算の説明の中でもございましたけれども、当然、アンケートを踏まえて中長期整備計画を立てるということでございますけれども、すでに28年から3年計画でこうした契約も結んでいるというようなことを聞いております。

その中でいろいろ水道事業の中で、進めていく中で課題があるというようなことも謳われております。1つとしては安全面だとか、水道料金の問題だとか、更新需要や財政収支の見通しなどを立てるための財源の裏付けだとか、そんなようなこと。そしてさらに水道利用者や議会に対する説明責任を果たすことなどが求められていると、こういうふうに書いてありますけれども、そこでお聞きしたいんですけれども、その中で3番目の水道料金の適正化、料金体系などに取り組む今後の基本方針やスケジュールということでありましたけれども、その質問の中で現行水道料金はそれとの関連の中で、水道料金の適正化というようなことを図っていく上で、ちょっとお聞きしたいことがあるんですけれども、現在の水道料金というのは何を算定の基礎としているのかということ、これは基本にかかわることですけれども、また料金体系が現在2種類になっているんですけれども、このへんについての点。

そしてあと1点、これは合併協定の中で、私が質問の中で述べましたけれども、すべて今の水道事業は合併協定項目の中の上水道の取り扱いという中で決められている、そのことが基本になった水道事業であります。その中で基本的なことでありますから確認したいんですけれども、地域的な統一を図るというふうな合併協定項目があるんですけれども、地域的とは何を指すのか、このへんについてのお伺いをしたいと思います。

あと大きく2点目ですけれども、移住定住を積極的に進めるためにも個人の負担する負担金の運用基準を見直してほしいというような、そういうお声がございます。そんなことで、全庁

を挙げて、そうした水道管を新たに布設する場合の運用基準を改めていただけないかという、その点についてのお考えを。2つ目。

また3つ目としましては、水道企業団との連携の中で事業を進めるという、水道施設のマイクロ水力発電施設整備事業の取り組みの内容でございますけれども、水道企業団との協議等が進められると考えられますけれども、今後の日程、協議内容についてはどのようなになるのか、お示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

9番、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

何点かいただきましたが、まず1点目のアンケート調査の結果をどういうふうに生かしていくかというような内容かと思いますが、アンケート調査につきましては、今回、先ほど議員にお答えをしました、アセットマネジメントの資産管理計画を策定する上でのアンケート調査であったということでございます。

その内容につきましては、水道への評価、あるいは水道施設の今後の老朽化が進むということで、その更新の取り組みはどうかと。それから水道料金の値上げについても質問をさせていただいております。

その中で主なものでございますが、水道の現在、評価につきましては、全体の6割がおいしく飲んでいるというような回答でございました。また水道への期待でございますが、安全が第一ということで3割ほどの回答がございました。また老朽化施設の取り組みということで、更新は必要というような回答が8割ほどございました。また水道料金につきましては、値上げについてということで質問させていただきまして、水道料金の値上げにつきましては、必要な分は値上げをするべきが14%ほど、それから多少の値上げなら仕方がないというような回答が58%ほどございまして、約7割以上がある程度の値上げについては理解が得られたというような判断ができます。

しかしながら値上げにつきましては、絶対反対というような回答も20%ほどございまして、今後、十分な説明責任を果たしていかなければならないというようなことで、アンケート調査を生かしていきたいというふうに考えております。

それから2点目のアセットマネジメントの課題といいますか、その部分につきましてはのご質問かと思います。

アセットマネジメントにつきましては、現在ある資産につきまして、もちろん施設の資産もございますし、無形の営業的な資産、諸々がございまして、そういった部分を中長期的な視点に立ちまして、40年のスパンの範囲で管理がどういうふうな形になるのかということで、今回、マネジメントを行うものでございます。

また、アセットマネジメントのその部分を中長期整備計画という10年のスパンのものに、それを生かしていくというようなことで、今回、アセットマネジメントの内容を調査させていただいたところでございます。

次に、現行の料金は何をもとに算定しているかというような質問かと思います。

これにつきましては、今まで固定資産台帳がなかったことから償還金等を対象に試算をしたというところがございます。今回、この固定資産台帳を作成したことによりまして、より厳密な企業会計に向けての財務諸表等が出ることから、それらを参考にしながら今後は適切な料金体系を設定していくというようなことと考えております。

それから水道料金の地域的な統一というような内容だったかと思いますが、これにつきましては、過去、各町別にあった料金を現在のように2系統の料金設定というようなところで統一をさせていただいているところでございますが、今後、企業会計に向けては統一した料金ということで検討していかなければならないというところでございまして、先ほど申し上げました各中長期、あるいはアセットマネジメントなどを参考にしながら十分な財務諸表等の公開もしながら料金等の統一を図っていくというようなことかというふうに考えております。

それから、移住の施策につきましては水道のあり方というような質問かと思えます。

これにつきましては、水道事業者としての定住促進対策は行っていないのかというようなことかと思いますが、上水道事業の施策としましては、人口減少や節水機器の普及に伴いまして、給水量の減少が今後、予想をされております。そういったことから事業経営が困難となる状況に対応するため、現在、経営の合理化、効率化などを進めておるところでございます。

今後、定住促進策に対する施策につきましては、給水量の増加につきましては、一定の効果があると考えますが、区域、また期間の定めがないことと事業者の負担が大きいことから現在の水道事業を取り巻く環境の中では、事業者としての定住促進対策は難しいものであるというふうに考えております。

それから、企業団の施設を使つてのマイクロ施設の今後の日程等の内容ということでございますが、今回、補正の予算のご議決をお願いしているところでございますが、今後につきましては、水道企業団と施設の使用料等の協議を進めてまいりまして、また協定も結ばせていただくというようなことと、また発電場所での調査も改めてさせていただく中で、マイクロ発電事業者の発注をしていくということで、プロポーザルによりまして、今後、その部分も確実に進めていきまして、平成31年12月の完了を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

今、若干答弁漏れもあったと思うんですけども、併せてお答え願いたいと思います。

先ほど質問しました何を算定の基礎にしているかということで、具体的には言わなかったんですが、固定資産台帳が完成して減価償却費は入っていない計算だというふうに解釈してよろしいでしょうか。そして料金体系の2種類がなぜなっているかということは答弁していませんので、お願いしたいと思います。

その1点についてお願いしたいんですが、そしてあと、ここで固定資産台帳が整備されて、来年度以降、また減価償却の計算も可能になるというようなことであります。また近々、料金の適正化なんていう表現で言われておりますけれども、企業会計へ向けて料金の改定も当然、行われると思います。そうした中で、料金改定を進めていく上では、大泉でも以前に説明責任

が不十分だというようなことで、納得いかないということで最高裁判所の裁判闘争にもなったわけですが、そうしたことのないよう十分に説明責任、住民も納得、利用者も納得いくような説明をお願いしたい。料金改定に向けて基本姿勢をご認識していただきたいと思います。

そしてこれから料金改定になった場合には、減価償却費も含めたそうした適正な料金の原価計算、総括原価の計算ができると思いますので、そのへんについての皆さんというか、事業者のお考えを再確認したいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど答弁漏れがありまして、大変申し訳ございませんでした。

算定基礎として、議員ご指摘のとおり固定資産台帳が整備されていなかったことから、今回、整備したことによりまして、新たな料金の算定をすることになるということでございます。

それから2体系の料金体系ということでございますが、2体系につきましては、企業団の用水を使った給水エリアと、それからそうでないエリアというようなところで2体系を採用させていただいたところでございます。

それから今後の料金改定についての説明責任はというようなご質問かと思いますが、今まで原価計算によりまして、料金価格の検討をしておったわけでございますが、今後は固定資産台帳等、あるいは諸々の財務諸表の数字が出てきておりますので、それらを使った総括原価の計算を使いまして、料金の検討をしまいるということでございますが、今後も丁寧に、また適切に料金等の検討をさせていただきます。また、上下水道審議会にもお諮りをしながら、また議会にもご相談を申し上げながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

第6項目めの教育支援センターについてであります。再質問を行います。

先ほどの答弁の中で、いろいろ、るるご説明がございましたけれども、ここで再質問の項目についてお聞きします。

この教育支援センターの設置の根拠となる法制度と言うんでしょうか、根拠になるものは何かということが1点。

また、開設準備をしていく中で県内の自治体等の動向を把握しているとは思いますが、いかがでしょうか。

職員体制については、全協で説明がございましたけれども、全部で、センター長1名、支援員3名、カウンセラー1名ということで、こういう体制でいきたいというふうな議会への説明がございました。こうした職員の募集はどのように行うのか、お伺いいたします。

また受入対象学年についてでございますけれども、定員15名ということで、定員を超えることも可能かどうか、そのへん1点。

また北杜市の市立小学校5年生から中学3年生を受け入れるということでございますが、小学校1年生から4年生の受け入れは可能なかどうか、このへんについての協議はどういうふうにされておられるか。

また、課題についてというところがございまして、言ってみれば先ほどの答弁の中でも通室のための足は個人の責任と言うんですかね、というご答弁がございました。このへんについての公共交通機関の利用とか、その他、支援についてはどういうふうに考えているか。

また、他市町村の児童生徒の受け入れなどは、どういうふうに考えているか。

以上、質問をいたします。

○議長（中嶋新君）

再質問に対する答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

9番、齊藤功文議員のともにあゆむ会の代表質問にかかります再質問について、お答えさせていただきます。

まず、法的な根拠であります、法律では直接的に支援センター、それから適応教室を定めているところではありませんが、国からの通知によりまして、それが示されてきております。細かくなりますが、適応指導教室については平成4年当時、国が、不登校児童生徒の現状を見受ける中で進めるべきだということが求められた経過がございます。

また、平成になりまして、15年に国で教育支援センターという言葉を用いて、県は方針をつくり、市町村の教育委員会は設置に向けて努力するようということが示されております。こういったことが、法ではございませんが、根拠の1つになると考えております。

また、併せまして平成29年に施行されております教育機会確保法、この中で多様な教育ということで位置付けがされてきているものだと捉えております。

それから2つ目であります。県内の動向ということですが、県が示したとおり、県内に3つあるコスモス教室が閉鎖されるということで、順次、準備を進めているところでありまして、すでにいくつかの自治体においては整備がされて供用が開始になっております。

それから3つ目としまして、職員体制、今後どのような募集をしていくかというご質問であったかと思っております。

これにつきましては、まずは公募を基本に、こうした施設でありますので、しっかりとした知識、有識者に加わってもらふ必要があるというふうに捉えておりまして、教職員のOBであったりとか、これまでにそういった教育活動に携わってきている方々の採用ということも視野に入れながら検討をしてみたいと思っています。

いずれにしても4月の開設ということですので、年が替わりまして2月、3月の頃には職員が固まっていくように進めてまいりたいと考えております。

それから4つ目として、定員を超えるような受け皿としての体制が可能かということであったかと思っております。

定員は今回、方針としまして15名で設定をさせていただいたところでございますが、基本的には今後、条例等でも定めてまいります。そうした中で動向を見ながらになるかと思っております。

が、数多くの子どもがというようなことになった場合については、慎重に検討をしながらということになるかと思っています。

それから、小学校の低学年における受け皿としての対応はどうかについてであります。

これにつきましては、今回、5年生から中学校3年生までということで対象学年を示させていただいたところでありますが、小学校の低学年においては、こうした施設で不登校の状態を改善するよりは学校であったり、保護者であったりという関係者の方々が協力して児童への対応をしていく必要があるかと思っていますので、基本的には対象としておりません。

それから6つ目の課題として、公共交通への支援策についてであります。

これにつきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおり、自ら適応教室へ通所したいというような子どもの状況を見ながら、またそのニーズを伺いながら対応していく必要があるかと考えております。基本は保護者の方に対応していただくということになっておりますので、状況を見ながら検討したいと思っています。

それから他市町村との連携ということでありましたが、これにつきましても、先ほど答弁をさせていただいたとおり、県のほうに対応を求めている状況でございます。時間もなくなってきましたので、そうした対応に取り組んでいただくことを期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

今の件について、再々質問をさせていただきます。

来年4月開設予定の教育支援センターでございますけれども、旧日野春小学校を借りて、子どもたちの居場所づくりのために活動している、西岡さんを代表とするひなたぼっこの活動場所と目と鼻の先のところでございます。こうした団体との連携、このセンターを生かすためにも、とても重要になることと思います。こうした団体、組織の皆さまとの関係を今後どのように考えているのか、再度質問いたします。

なお本日、山日新聞に西岡さんの「安心できる学びの場 校外にも」というふうなことで、時評ということで、論文みたいなご意見が出ておりますので、また最後に参考にしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

9番、齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

近隣の施設で活動をされている団体等との連携についての考えでございます。

まず、近隣の方々とはすでに、先ほど答弁のとおり、いろいろな情報交換をやっているような状況であります。

今回、9月で方針等も議会説明をさせていただいた中で、今後、来年の開設へ向けて、具体的にそうした団体、それから企業の方ともお話をしていく必要があるかと思っています。

これまでに話をした中で、連絡会議のようなものをもっていただいて、定期的に話をするとありがたいと、子どもたちのためにというようなことでお話もいただいておりますので、そうしたこともしっかり検討しながら、来年の開設、その後の運営という部分に携わってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかによろしいですか。

（ な し ）

これで齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

栗谷真吾君。

○1 番議員（栗谷真吾君）

太陽光発電の件と、あと教育支援センターについての関連質問をさせていただきます。

まずはじめに太陽光発電設備についての再質問なんですが、検討委員会の中ではとにかくスピード感をもって条例化に向けた動きが大切だというような多くの声があり、僕自身もまったく同感だと思っています。次回が10月2日に委員会が開催されるということで、そこで提言をまとめようというような意見もあります。

そうした今の状況から考えると、最短で12月の定例議会の中で条例案を議案として提出することが望ましいといった多くの市民からの声も届いています。先ほど齊藤議員もおっしゃいましたが、神戸市に至っては過日の大雨、7月の雨に対応して12月の議会には条例案を出すということで、非常にスムーズ、スピード感がある対応をしているなどというふうに考えますし、それぐらいの期間があれば十分つくれるのかなという認識も持っています。

そのような中で、市は今まで検討委員会で協議されてきた北杜市としての課題ですとか、法的な部分に関しての課題などは、委員会と並行して庁内で行うべきというふうに考えるんですが、こちらの検証をしているのかということを伺います。

また仮に、12月定例議会に条例案として、議案として提出するとした際、ではいついつまでに何をするか、事前に何をするかといった行程のスケジュールなんかも事前に検討する必要があると思うのですが、そちらの見解も併せて伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

栗谷真吾議員の関連質問にお答えいたします。

まず庁内での検討委員会と並行しての検証というか、研究ということでございますけれども、市のほうではこれまでも担当レベルでさまざまな研究、それから課題等について検討を行ってきたところでございます。でもって、現在、検討委員会でのご議論も参考にしながら同時に進めているというのが現状であります。

それから今後のスケジュールということでございますけれども、現在10月2日に開催をする検討委員会で最終案の取りまとめというふうな目標を持って各委員さん方、進んでいただい

ておりますけれども、そういった中での議論の経過、それから最終的な提言の内容等を見ながら、市のほうでも再度、今現在、検討いただいているのは条例骨子案でございますので、条例につきましては細部にわたりますので、そういった内容の検討をしていくことになろうかと思っておりますので、スケジュールについては現在、申し上げることはできないということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

栗谷真吾君。

再々質問ですか。

○1 番議員（栗谷真吾君）

再々質問です。

今の答弁の中で、担当レベルでは研究ですとか検討を行っているというようなことで答弁をいただきましたけれども、それでは十分ではないというふうに感じています。ただでさえ市内でも数多くの太陽光パネルの問題が起こっているんですから、例えば顧問弁護士などを交えて議論するなど、そういったもう少し踏み込んだ対応というのが必要になってくると考えています。

スピード感という点においても、委員会での議論の内容を事前にある程度検証していれば、提言案が提出されたとしてもスムーズに条例化に向けた動きにつながっていくのかなというふうに思っています。このような動きというのは、市長の意思如何でできることだと思います。北杜市の大きな問題ですので、ぜひ行っていただきたいというふうに考えていますが、こちらの市長の見解のほうを伺えればと思います。

○議長（中嶋新君）

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

栗谷真吾議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げておりますとおり、これまで担当レベルという内容で他市町村の例、それから条例に向けての課題等々洗い出し、また検討しているところでございます。現在まだ検討委員会での最終的な結論が出てございませんので、例えば顧問弁護士への相談といったことには至っておりませんけれども、われわれも提言をいただいた上でスピード感をもって対応してまいりたいという気持ちはございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

次の件ですね。はい、分かりました。

栗谷真吾君。

○1 番議員（栗谷真吾君）

次は、教育支援センターについての関連質問の再質問をさせていただきます。

こちら2点質問があります。先ほど答弁の中で、小学校の低学年は受け入れないということで、全協のときにも答弁がありましたけれども、低学年の子どもたち、児童を安易にこういった支援施設で受け入れるのが不登校対策の逆行につながる可能性があるといったような、たしか

答弁もあったかと思うんですけども、そもそも何においても苦しんでいる児童が安心できる環境とか、状況をつくるというのがまず第一だと思っています。それが教育支援センターでなければいけないというふうに感じています。そういった中で低学年を受け入れないということですけども、では仮に低学年で学校に通えなくなってしまった児童というのは、ではどうしたらいいんですかね。苦しんでも学校へ行けということなんでしょうか。

市内の、先ほどもありましたけども、ひなたぼっこですとか、不登校について取り組みをしているぶどうの会などからヒアリングすると、低学年の不登校児童もすごく多いということを伺っています。そういった点での対応というのは、どうするかというのを改めて伺います。

2点目なんですが、先ほど渡辺市長の答弁でこういった施設ができるということの周知を取り組むということでおっしゃっていましたが、具体的にどのような形で周知をしていくのか、伺います。僕としては、実際に苦しんでいる子どもがいると思われる教育現場ですとかに積極的に周知を行うべきと考えますが、そのような周知を行うつもりがあるか伺います。

また、教育支援センターの開設の周知とともに教育長も答弁されましたが、教育機会確保法ができたということですので、不登校は悪いものではなくて誰にでも起こり得ることといったような情報も併せて周知するべきと考えますが、その点についての見解も伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

1番、栗谷議員の関連質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。教育支援センターについて、低学年の不登校の子どもへの対応についてであります。

先ほども答弁させていただいたとおり、今回は小学校5年生から中学校までというふうの方針を示させていただいたところでございます。低学年については、先ほど申し上げたとおりでありますし、また議会全員協議会でも説明させていただいたとおりの理由のもとに基本的には受け入れは計画しておりません。しかしながら、教育支援センターという、仮称ではありますが、その業務として相談業務であったりとか、また家庭への訪問業務等も計画しているところでございます。そうした対応をしながら、まだ学校に慣れていない子どもについては、できるだけ学校の楽しみなども覚えていただけるようなことを支援していければいいのかなというふうに思っているところであります。いろいろなケースが考えられると思いますので、その中で対応ということも、出てくるかとは思っております。現状では方針を基本に、来年の開設を目指してまいりたいと考えております。

それから2点目、周知の方法でございます。

議員おっしゃるとおり、学校現場への周知ということも大切だと思っております。まずは広くということもありますので、市の広報紙等もその媒体になるかと思っております。またホームページ等でも開設についての記事を載せながら、相談する場所があり、また子どもたちが通える場所があるんだということを周知してまいりたいと考えております。

もう1点、2点目の続きになるかと思いますが、教育機会確保法の周知も併せてやるべきではないかということであったかと思います。

これについては以前、議会でも答弁をさせていただいた記憶がありますが、義務教育は、国民がその義務の中で教育をしていかなければならない、学んでいかなければならないという基本の部分がございます。こうした中で教育機会確保法の重要性というのは重々認識する中で、入り口で、学校に行かなくてもいいんだというようなことはあまり大きく周知するのは、慎重にしていくべきという答弁をさせていただいております。同じ考えのもとに周知には、慎重かつ必要な部分については周知をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

栗谷真吾君の再々質問を許します。

○1番議員（栗谷真吾君）

先ほどの周知の方法ということですが、ホームページですとか広報というお話はされましたけども、学校等に周知するかということはお答えいただいていなかったんですが、そこらへんについて再度、周知するつもりがあるのか、考えがあるのかということを改めて伺います。

それと、やはり低学年の受け入れは今、考えていないということですが、学校に通えなくなって苦しい状況の中で、学校が楽しいものだよと伝えていくって、僕としては逆にもっと苦しめるような気もしているんです。そういった子どもたちがとにかく安心できる場所というのを求めている状況の中で、ひなたぼっこですとかそういうところがありますけども、あそこもかなり教室が狭くて、子どもたちもかなり窮屈な思いをしているんですよね。少しでも多くの受け皿を持つ必要があると思っている中で、こういった教育支援センターみたいなところがそういう受け皿になるというのは、とても良いことだと思っていますので、ぜひそういった長年、蓄積してノウハウを持っているそういう団体等もありますので、ヒアリング等はあるというのは何度も伺っていますが、どうもヒアリングだけしていて、あんまり反映していないような印象も私としては受けますので、ぜひちょっと柔軟に、まだ開設まで時間がありますので、ぜひ北杜市の現状を踏まえた中でそういった団体なんかと協議を図って、柔軟に対応して形作ってほしいというふうに思っていますので、ちょっとそこらへんの部分をまた改めてお答えいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

1番、栗谷議員の関連質問にかかります再々質問にお答えいたします。

まず、2点伺ったかと思えます。まず、周知方法として学校への周知はということでございます。

先ほども答弁の中で答えさせていただいたつもりですけども、学校への周知は当然必要だというふうに考えております。学校への周知、それから関係します保護者への周知、学校との連携もございますので、しっかり行ってまいりたいと考えております。

それから子どもたちの居場所として、いろいろな活動をしていただけている団体等との連携についてのご質問であったかと思えます。

これにつきましても、先ほどの教育長答弁、それから再質問等でもお答えさせていただきま

したが、これまでもヒアリングではなくて情報交換をやってきたというふうに私どもも理解してございます。そうした中で、今回、方針も決まって市の目指す方向が決まっていきましたので、4月の開設へ向けては関係する団体、企業ともしっかり連携できるように取り組みを進めてまいりたい、それから必要に応じては連絡会議等も設けながら開設、それから開設後の協力体制という部分もあるかと思いますので、そうしたことの連携に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

私のほうからは、2番目の小中学校統廃合問題についてと3番目の公共事業と所有者不明の土地問題についての2題について関連質問をさせていただきます。

まず、中学校統合問題ですけども、この中で、まず跡地利用の中で廃校の活用策なんですけども、その中で市民から何か提案が行政側になされているという話を私、ちょっと伺っているんですけども、そのへんについて具体的にそういう話があるのか、ないのか。また、あればどのような対応をしているのか、ぜひ伺いしたいと。これがまず1点ですね。

次に、中学校の統合問題について、今後のあり方の問題で、先ほどご答弁の中で1つの例として学校単位でワークショップ等を設けたらどうかというようなご意見の中で、進めていくという中ですけども、私のこれ考えですけども、提案としてこの問題については将来の北杜市を左右する大きな問題であります。そんな中で、これは市長の下に諮問機関を設けていろいろな角度から検討すべき事項ではないかということです。ぜひこのへんについて市長のお考えをお伺いしたいと。この2点について、まず伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

原議員の関連質問にお答えいたします。

まず最初に廃校後の跡地利用について、市民から提案があったかといったご質問であります。

小学校2校については、今後、廃校ということで、情報とすれば、当然、地域の住民の方々、ご承知のことと思います。そういった中で、現在、跡地利用について庁内で検討を進めておりますけども、特に市民からは問い合わせ、提案等もいただいていないといった状況であります。

ただ、今後につきましては、当然、地域の、先ほどもありましたけども、区長さん方を通じて、市の考え方は説明をしていきたいと、そんなように考えています。

○議長（中嶋新君）

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

12番、原議員の関連質問にお答えいたします。

中学校の統合を新たに進める中では、諮問機関などを設けて検討していく必要があるのでは

ないかというご質問かと思えます。

まず、これにつきましては、先ほどの答弁の中にもあったとおりいろいろな意見があるということが理解できたと捉えております。そうした中で、1つの方法として学校ごとにワークショップを設けるなど意見をさらに細かく聞く方法等を検討しながら、進め方を検討していくということでもあります。

諮問機関であります。現在、本市の中学校統合の基本的なベースになっているのは、北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申を受けてと理解しているところであります。当然、そうした審議会が必要になるとすれば、この審議会はしっかりと条例上も位置付けられておりますので、この審議会を新たに立ち上げるということになるかと思えますけれども、まずは市民の方の意見、学校関係者の意見を伺うことを優先して、そうした中で必要があれば検討していくというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

その諮問機関ですけども、私の記憶ですと22年度の小中学校審議会だと思いますけども、私もPTAの代表として、この諮問機関に委員としていたわけなんですけども、その審議会のときに、最後に答申の中へ私の記憶ですと、中学校の統廃合については小学校がなされた暁に中学校の審議会を立ち上げるというような答弁書が一文入っているような気がします。それはともかくとして、小学校が今年度、完了しますので、ぜひそういう形でワークショップと審議会とは、これは全然意味が違うと思います。ぜひこれは市長のリーダーシップで、今、この問題の方向性のある程度、出していかなければいけないと私も思いますので、ぜひそんな形で市長のリーダーシップの中でやっていったらどうかと思います。再度、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

12番、原議員の再々質問にお答えいたします。

諮問機関としての審議会を早々に立ち上げてもらうというようなお話かと思えます。

先ほどの答弁と重なる部分があるかと思えますが、地域委員会連絡協議会からの意見を聞きました。そういう中でいろいろな意見があることを理解したところです。さらには4校案を教育委員会が示した中で、これは進めることが難しいというふうに判断した、いろいろな経過、理由もございます。そうした中で、今回、審議会を新たに立ち上げるということになれば、先ほど言ったように、ワークショップになるのかどうかは別としまして、さらに学校関係者、地域の意見をしっかりと聞いた中で、その必要性をしっかりと判断し、審議会の設置等々を検討していくべきかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○12番議員（原堅志君）

では次の公共事業と所有者不明の土地問題について、1点だけお伺いいたします。

これは日本全国、大きな災害が今起きている最中でございます。34年災についても白州、武川、相当被害をこうむりました。まだ解決されていないという中で、再度この災害が発生したときには、さらに混乱を招くのではないかというように思います。その中で解決目標を設定して、早急に対応すべきだというように考えております。ぜひ、そのへんの対応について、お願いしたいと思います。

それと先ほど答弁の中で、関係者による事務手続き等というような、私がちょっと聞き漏らしたところがあるかもしれませんが、そういう形、関係者による手続きを取れというような話があったような気がします。そんな中で、もしこれが関係者とは、例えば河川なんかは国交省が絡んでいるわけですね。当然、国交省が絡むということは市も当然絡んでいるという中で、市がリーダーシップを取って、この問題については積極的に対応していかなければ、個人にその手続きをやれといっても、なかなかこれは難しい問題だと思います。ぜひそんな中で、関係者に、市が入った中で当然やると思いますけども、そのへんについてのご答弁をよろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の関連質問にお答えいたします。

質問でございますけれども、先ほど答弁の中で関係者によりというような答弁をさせていただきましたが、こちらの関係者という内容につきましては、当然、土地所有者、それから耕作している方であれば耕作者、利害関係人、それから例えば災害復旧工事による農地の工事をしたのであれば、その実施団体である市、また国等の事業に絡んでくる中でその課題を解決したいということであれば国も入るということでございますので、また個別案件等につきましては、それぞれの所管窓口でご相談をいただければ、市のほうでも実情に合わせて対応をしてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

原堅志君、再々質問を許します。

○12番議員（原堅志君）

今のご答弁ですと消極的というか、この問題はもう34年からの問題ですね。1点ですけども、数年前に台ヶ原の問題については、行政がある程度動いていただいて、また地域の人たちも、圃場整備の人たちが団結して解決しました。そのようにやっぱりある程度、行政が主体的にこの問題を解決するというような形でやっていただかないと、この問題についてはなかなか解決しないかなと思います。ぜひ再度、その点についてお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

ともにあゆむ会、原堅志議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたけども、当然、関係者、特に災害復旧の農地改良工事等に関しましては、市でもこれまでも取り組んでまいりましたし、今後も努力をしてまいりたいという考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

岡野君。

○13番議員（岡野淳君）

水道事業について、お伺いします。

固定資産台帳を整備されて、32年の公営企業法適用の水道料金適正化に向けて反映させたんだと、こういうご答弁でしたけども、そうすると原価計算は絶対に必要になってきます。現行の料金が、台帳が整備されていないために償還金をベースに算定したんだということになると、根拠が非常に薄いと言わざるを得ません。まず旧町村の原価を出して、その差を明らかにした上で現行料金が適正なのかどうかを判断する。その上でいくらなら適正なのかという判断をしていかなければならないと思いますが、そのプロセスをなくして32年度以降の適正料金というのはあり得ないと思います。そのへんの考え方を1つ伺います。

それから齊藤議員が地域的統一ということを伺ったはずなんですが、このことについて答弁がありませんでした。この言葉については、まったく明確な説明がいまだにないというふうに僕は考えていますので、この際でするので地域的統一は何なのかということをはっきりとお答えいただきたいと思います。

以上2点、よろしく願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

13番、岡野議員の関連質問にお答えをいたします。

固定資産台帳を整備したことによる原価計算等の質問かと思います。

その中で旧町村との差があることから、そういったものも把握しながら料金設定の確認等もしながら今後統一という、料金改定というような内容かと思います。

まず、固定資産台帳を現在、集計をしたという状況でございます。これにつきまして、今後、財務会計システムにデータの移行、入力をした中で最終的には財務諸表等に生かしていくということでございます。ですので、先ほど議員ご指摘の原価計算の部分でございますが、旧町村との差というところでございますが、今後そういったものも含めて地域的統一という部分のものになっていくのかなということですが、その差を現在、町村別に出すというところがなかなか料金の、今、2体系、それと今後1体系というようなところで今後も進めていきたいという考えがございます。ですので、その地域的な統一ということは、またいろんな考え方の部分がございますので、審議会なり、また議会等も相談をしながら検討を進めてまいりたいというふ

うに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それはおかしいですね。合併協議会の中で地域的統一という言葉も出ているんですから、それが何なのかというのを聞いているだけなので、市長、ちゃんと説明してください。これ。部長では答えられないらしいですから。よろしくお願いします。

それから原価計算については、今の料金が適正かどうかという判断基準になるわけですから、これもやってください。お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

13番、岡野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、合併協定書の中で地域的な統一を図るということとされております。その内容につきましては、なかなか統一的なという部分が、水道使用者に対しまして地域間の格差が生じているということがございまして、公平性の観点から水道料金の統一は急務との認識の中でそういった言い方がされているというようなところでございますが、これにつきましては、重要な課題というふうになっておりますので、今後もこのようなことから水道料金等の統一、改定を進めていくというようなことで考えております。

それから、旧町村別に原価計算をするべきではないかというようなご指摘でございますが、これにつきましても今後、必要性を十分見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○16番議員（野中真理子君）

まず、5項目めのブロック塀の安全対策ですが、先ほど（1）のご答弁で4小学校から8カ所の報告があったと伺ったんですが、これは広い北杜市の通学路を点検した中で、これだけの数ということなんでしょうか。そのまず、確認をさせていただきたいと思います。

それから7項目めの地域資源を生かした地域再生の中で、日本遺産についてですけども、16自治体が集まった協議会でいろいろ協議されるということですけども、当然、北杜市としての考え、また北杜市としては何がやりたいかという提言とか意見があると思うんですが、そのへんをどういうふうに考えていらっしゃるか、ぜひここで伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

16番、野中議員の関連質問にお答えいたします。

まず、ブロック塀の調査をした結果についてであります。

先ほどの答弁のとおり、大阪府北部地震を受け、調査を各学校に指示しまして、通学路のブロック塀の危険箇所等を調査していただきました。結果としまして、4小学校から8カ所の危険だと思われる箇所が報告されたということであります。

それから2点目の日本遺産にかかります現在、協議会で計画をしている事業の有効活用へ向けて市としての意見、考えはあるかということであります。

この協議会には担当職員をはじめ関係する者が出向いておりますので、北杜市としても本日いただいたような意見も踏まえた中で、しっかり意見のほうは述べていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の再々質問ですね。

○16番議員（野中真理子君）

はい。

通学路のブロック塀、いかにもちょっと数が少ないかなと。やはり地域の学校PTAで、地域の安全部とか、いろいろな単位で子どもたちと一緒に歩いたりというマップを作りながらやっているというところは今、多いと思います。ただし、10校のうちブロック塀を位置付けているのは1校ということでしたので、やはりブロック塀の危険性というものをもう少しPTAなりに伝えて、こういうものが危ないというのを伝えた上で、親の目、子どもの目、そして専門家の目というもので、子どもたちに伝えていかなければいけないのではないかと思います。そのへんのお考えを再度伺いたいというのと、今の7項目めの日本遺産の話では、今まだ何も無いみたいなことだったんですけども、私たちの意見でなくて、当然、今までもいろんなことをされていると思いますし、北杜市では貴重な縄文の遺跡、この間の東京国立博物館の縄文展の中でも顔面把手付の土器は、民放の放送の中でも長く流れていましたし、大変注目されたものでもあると思います。そのほか、いろんな資源がございますので、ぜひ私たちの意見というだけではなくて、もともといろいろなことを考えていらっしゃると思いますので、それを強く言っていただきたいんですけども、そのへんのところももう少しご答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

16番、野中議員の関連質問の再々質問にお答えいたします。

まず、ブロック塀の問題についてであります。

先ほど申し上げたとおり、地震を受けての調査では4校、8カ所というような報告がされたということの中で、調査を踏まえてマップに生かした学校は1小学校であったという状況であります。

危険性等がある中で、マップに反映した活動については、1校の事例ではありますが、今後、他の学校においても、取り組んでいくことは必要かと思っていますので、機会あるごとに学校のほうに話をしてみたいというふうに考えております。

2つ目であります。日本遺産の取り組みというようなことでございまして、議会のほうに認定をされましたということで、ご説明をさせていただいたこともございます。そうした中で、国へこの事業の認定を受ける上で、10余りの計画案を示した経過がございます。その中には案内看板の設置、それからガイドを育成する、人材の育成というような部分、それから連携したガイドブックの作成ですとか、ほかいろいろな連携をしながら事業に取り組んでいく必要があるということで、現在はそれを、具体的に何をやるのかというところを協議会でいろいろ協議をしているというふうに伺っております。基本的には、挙げられた計画を、事業費も決まってくる中で今後、具体的にこの事業はこうしていくということを今、計画をしているということでございますので、また具体化した折には、ご報告をさせていただくことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後12時32分

再開 午後 2時00分

○議長（中嶋新君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、上村監査委員事務局長は一身上の都合により本日の会議を退席したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご報告申し上げます。

それでは次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、4番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問をいたします。

4項目について質問をいたします。

はじめに、働き方改革の対応について。2項目めは北杜市の学校教育について。3項目めは公共施設の省エネ修繕等について。4項目めは防災・減災対策についてであります。

最初に働き方改革の対応について、質問をいたします。

日本は今、急速な少子高齢化の進展の中で労働人口の減少に直面しています。このような中で働く人の健康と権利を守ることを通して、経済再生と社会の活力向上に取り組んでいくことがこれまで以上に求められています。

このため、長時間労働の是正などにより働く人の健康を守り、多様で柔軟な働き方を推進す

る働き方改革関連法が、先の国会において成立いたしました。同一労働・同一賃金をはじめとする法案は、労働者の雇用条件の確立を図るとともに雇用環境の向上を求めています。厚生労働省は先月、終業から次の始業まで一定の休息時間を設ける勤務間インターバル制度を普及促進するため、中小企業向けの助成制度を拡充いたしました。

労使間の状況変化は、雇用する側に負担がかかることが予測されています。政府はそのための方策を展開していますが、事業主の負担軽減につながる事業主は、小規模企業には厳しく経営を圧迫することが予測されます。

北杜市においてもその対応に追われることとなり、本年度総務課に人事室を設置したことは喜ばしいことではありますが、今後の対応は人件費等など、財政的に厳しくなることが予測されます。

県内初の北杜イクボス宣言から1年以上が経ちました。その目的は生活と仕事の調和の実現を目指すことであり、イクボスの職場は情報の共有化・チームワークの向上・女性や若手の活躍・優秀な人材の確保など、ふるさと北杜の更なる創生につながるものであります。

そこで以下、質問いたします。

1. 行政効率をアップするために技術職、プロパー職員の育成、また各課に配置するのではなく、一元化できないのかお伺いいたします。
2. 臨時職員の待遇は職員の経験、スキルによって評価すべきであると考えているが、いかがお考えか、お伺いいたします。
3. 年功序列を重んじた職員配置から総合的な判断に基づく職員配置について、いかがお考えか、お伺いいたします。
4. イクボス宣言の実情と効果検証について、どのような効果があったのかお伺いいたします。

2項目めの北杜市の教育について、質問をいたします。

北杜市の原っぱ教育は、新しい時代を切り開き、生きていく子どもたちは幾多の困難に打ち勝つ精神と実行力を持った、たくましい人間教育の必要性を痛感し、北杜市の歴史における教育の伝統を踏まえて、不屈の精神と大志を持った人材の育成を目標としています。また、豊かな自然環境の中では、心身ともに健康で豊かな心と健やかな身体の育成、郷土を愛し個々の個性を発揮する中で、未来を切り開く人材に成長することが期待できます。

その過程の中ではさまざまな問題も起こりますが、問題解決の力は特別な人だけに備わっているわけではありません。困難を乗り越える力は、自分が感じた心の痛みを決意に変えることで、誰にでも発揮できる道が開けていくのです。人々をつなぐ信頼と信頼の輪がプラスの連鎖を生む源泉となり、人を重んじる寛容な人格を形成していくことが北杜市の宝となるわけです。

しかし、SNSの普及により人と人とのつながりが薄れ、個人の主張が時として思いやりに欠けることで、人を傷つけ、やがて本人が傷つくようなことがあってはならないと鑑みるところであります。原っぱ教育を推進する北杜市としての学校教育について、以下質問いたします。

1. 児童生徒の個性の重視について、どのようなお考えかお伺いいたします。
2. 児童生徒の協調性について、どのようなお考えかお伺いいたします。
3. 先生と児童生徒の信頼関係について、どのようなお考えかお伺いいたします。
4. 先生と保護者の信頼関係について、どのようなお考えかお伺いいたします。
5. 保護者同士の信頼関係について、どのようなお考えかお伺いいたします。

6. 教育現場での課題解決に向けた配慮について、どのようなお考えかお伺いいたします。

3項目めの公共施設の省エネ修繕等について、質問をいたします。

公共施設管理計画は今後、個別計画の作成にあたり統廃合をはじめとする、実情に合わせた配慮と財政的な考慮が必要になってくると考えます。国の今後の施策を考慮すると、省エネ対策は避けて通れないものであり、エネルギーの問題は経済を左右する重大な案件であると鑑みます。

地球温暖化の原因は、二酸化炭素などの温室効果ガスにあり、その削減対策は急務となっております。地球温暖化を食い止めるには、石油や石炭などの化石燃料に依存する現在の社会構造を転換しなければなりません。

温暖化対策は、国際的には緩和と適応の両輪で進められています。緩和とは温室効果ガスの排出を抑制するものであり、適応とは温暖化による被害に備えると同時に新しい気候条件を利用するものです。パリ協定も緩和と適応の2つが柱となっています。

2016年に発効したパリ協定(COP21)では、加盟国は2050年までに温暖化対策を策定することが義務付けられています。わが国は2030年度に2013年度比で26%の削減目標を掲げています。地球環境の問題として地球温暖化は喫緊の課題であり、豪雨、台風などの激化につながるとの指摘もあり、さらなる対策を講じる必要があります。

国や自治体、そして一人ひとりの暮らし方や消費の仕方など、ライフスタイルの見直しを考えなければなりません。

民間においても窓や壁、素材についても省エネ志向であります。北杜市においても省エネ修繕が必要であり、今年の夏は酷暑であり、異常気象による災害でもあることから、温暖化の対応は必須であります。

そこで以下、質問いたします。

1. 公共施設をはじめ庁舎などへ冷暖房効率向上の窓、壁の省エネ修繕について、どのようなお考えかお伺いいたします。
2. 温暖化による電気使用をはじめとする省エネ対策は、どのようなお考えかお伺いいたします。
3. 温室効果ガス削減による地球温暖化対策の実効計画は、どのようなお考えかお伺いいたします。

4項目めの防災・減災対策について、質問をいたします。

日本は世界有数の災害大国でありながら、なぜ多くの家庭で生活の中に防災が根付かないのか、とても不思議に感じますと危機管理アドバイザーの方が申しておりました。災害は人生を左右するものであり、人ごとと思わず防災を当たり前の感覚で捉える必要があります。無理せずに継続するためにも、毎日の生活で防災を習慣化する必要性が問われる時代に入りました。

北杜市は昭和34年の台風7号(伊勢湾台風)では、多くの犠牲者を出した経験もあるわけであり、しかし近年の自然災害を見ますと特に東日本大震災、熊本地震、昨年の九州北部豪雨、そして本年に入り大阪北部地震、西日本豪雨災害など毎年災害に見舞われております。

今年の西日本豪雨災害では多くの高齢者が犠牲になり、広い範囲が浸水した岡山県真備町では亡くなった51人の8割が70歳以上であり、2013年の災害対策基本法の改正で、高齢者や障害など自力での避難が難しい人の名簿の作成が義務付けられました。

本市でも本年度から減災力の強いまちづくりを目指し、地域減災リーダー育成事業を始めま

した。第1期を7月に実施し、第2期は10月に実施されます。私と秋山真一議員は第1期に受講し、災害時に役立つ基礎知識の習得や自主防災組織のつくり方等を学び、減災の意識を高めることができました。地域の方にも呼びかけをしていきたいと思っております。

7月には市内で初めて出前塾が武川町牧原で開催され、減災の知識を学ぶ機会になり、減災リーダーが10人そろった様子が広報ほくとに掲載されました。平時から家庭や地域の方々と話し合いを持ち、連絡方法や避難場所、持ち出す物など備えを生活の一部に取り入れて、今後起こり得る南海トラフ巨大地震や首都直下型地震にも対応していかなければなりません。公助である行政の防災・減災の推進のみならず、一人ひとりの自助の意識を高め、わが家でできること、共助として地域でできることを具体的に進めていくことが求められています。

そこで以下、質問いたします。

1. ハザードマップの周知と取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。
2. 避難が難しい要配慮者の名簿作成（個別計画）の取り組みと課題は、どのようなお考えかお伺いいたします。
3. 避難情報の十分な発信情報の取り組みは、どのようなお考えかお伺いいたします。
4. 要配慮者の早急かつ安全な場所の避難対応は、どのようなお考えかお伺いいたします。
5. 市が作成に協力した防災ブックの活用促進は、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

働き方改革の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、技術職員等の育成と業務の一元化についてであります。

本市においては、行政職における技術職員として、土木技師、保健師、保育士、栄養士や医療職における医師、看護師などの専門分野において従事しております。また、技術職員についても、時間を掛けて育成していく必要があることから、年齢構成などを考慮し、本年度も技術職員の募集を行ったところであります。行政職の技術職員等の育成については、山梨県市町村職員研修所などで開催する各技術職対象とした研修会へ参加し、研鑽を積んでおります。

なお、昨今の市民ニーズも多岐にわたっていることから専門知識を有した職員により、課題への対応ができる人事配置や体制づくりに努め、業務の一元化については、市役所全体の組織再編成も含めた中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、総合的判断に基づく職員配置についてであります。

自治体や企業などによる人事制度においては、勤続年数や年齢を重視する年功序列制度や得られた成果を評価対象とする成果主義制度など、さまざまな運用をしているところであります。本市の人事異動による職員配置に際しては、職員からの「私の希望と意見」や管理職への昇任意向などを尊重する中で、年功的な部分も含め、組織内のバランス、現部局の在職年数などを考慮しながら行っているところであります。

また、平成28年度から実施している人事評価制度において、職務を遂行するに当たり、発

揮した能力や挙げた業績を把握する中で、職員一人ひとりが意欲、適性、能力を発揮できる部局を見極めてまいりたいと考えております。このことから、年功序列や成果主義などのメリットなども踏まえ、職員の適性などを最大限発揮できるよう、総合的な判断による職員の配置に努めてまいります。

次に、イクボス宣言の実情についてであります。

昨年1月に宣言した北杜・イクボス宣言については、働き方を見つめ直す地方創生の取り組みとして、人口減少社会における働く人・働きたい人が希望に応じて、十分に能力を発揮できることが重要であり、その希望に応じ、部下の成長と活躍の場を整えることがイクボスであると考え、宣言したものであります。

市役所においては、イクボス宣言に、各所属部局長などは部下の育児、介護、ワーク・ライフ・バランスを応援する3つの取り組み事項を職場内へ掲示するとともに、管理職は人事評価の取り組み目標においてイクボス宣言にかかる目標設定や、人事室による定時退庁日の庁内巡回なども実施しているところであります。

次に、公共施設の省エネ修繕等における、地球温暖化対策の実行計画についてであります。

計画の策定に当たり、地球温暖化対策推進法第21条第1項により、温室効果ガスの排出量の削減について策定することが義務付けられており、地方公共団体の公共施設は、2030年度に2013年度比でCO2排出量を40%削減とする目標とされております。

本市の計画については、本年度中の策定を予定しており、今後プロポーザルを実施し、事業者の選定を行ってまいります。計画の内容については、取り組みの企画・実行・評価・改善のための体制整備・強化に向けた、調査・検討および省エネルギー設備等の導入について盛り込む予定であります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

北杜市の学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童生徒の個性の重視と協調性についてであります。

学校は、子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しく学べる場所でなければならないと考えております。教育基本法では「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家および社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と規定しております。これは、本市の教育目標である原っぱ教育においても同様であり、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育ってほしいとの願いから、基本目標に「社会を生き抜く力の育成」を掲げ、確かな学力の向上を目指した個に応じたきめ細かな指導の展開、豊かでしなやかな心の育成を目指した道徳性・社会性の育成などに取り組んでいるところであります。

子どもたちは多様な可能性を持った存在であり、一人ひとりの異なる背景を尊重し、さまざまな得意分野の能力を伸ばしていくこと、社会で生きていくために必要となる力をバランスよく身に付けていけるようにすることが、学校教育においては重要であると考えております。

次に、先生と児童生徒の信頼関係についてであります。

子どもたちは、それぞれ生まれ育った環境や、その中で培われた価値観、性格、体力、能力など、すべてが異なっております。教職員の仕事は、子ども一人ひとりに寄り添いながら、共に考え、共に語り、向き合っていくことです。子どもたちの気持ちを理解しようとする姿勢が信頼関係を築く上で重要であり、愛情を持って接していくことで、子どもたちが心を開き、心が通い合い、信頼関係が結ばれていくものと考えております。

次に、先生と保護者の信頼関係についてであります。

時代の状況などにより、その時々により教育に求められるものは変化していきますが、不易なものとして信頼関係が挙げられます。保護者と教職員が「子どもたちのより良い成長のために」という共通目標の下に協働し、連携していくことが重要であり、保護者は保護者の役割を、教職員は教職員の役割をそれぞれ高め合い、理解し合うことで信頼関係が構築されるものと考えております。

次に、保護者同士の信頼関係についてであります。

学校は保護者や地域に支えられて、教育活動が成り立っています。保護者が連携して、学校を支えるといった共通理解がされている地域は、子どもたちにとって、より良い環境で学校運営がされている状況がうかがえます。

保護者同士が連携して学校を支える、1つの組織としてPTA活動があります。この活動により、学校での教育活動の内容を理解し、学校と保護者による協働の教育環境づくりに参画していただいております。保護者の方々には、わが子への教育理念や教育方針の相違などがある中、お互いに歩み寄って信頼関係を培いながら、学校運営にご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

次に、教育現場での課題解決に向けた配慮についてであります。

教育基本法では、学校、家庭および地域が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携および協力していくことが重要であると規定しています。学校が、その目的を達成するためには、子どもたちの成長を一番に考え、保護者と地域、教育現場が一体となって、それぞれの教育機能を総合的に発揮し、きめ細やかな対応に心掛けていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

働き方改革の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、臨時職員の経験や評価を待遇面へ反映することについてであります。

臨時職員等については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、平成32年4月から会計年度任用職員制度を導入することとなっております。本制度においては、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験などを考慮する中で、職務給の原則、均衡の原則に基づく適切な給付が求められているところであります。

このようなことを踏まえ、本市においては、担当者研修会の開催や任用根拠、勤務実態等の

統一的な実態把握調査を行うなど、各所管課担当者と情報を共有する中で、制度導入に向けての準備を進めております。

なお、任用に当たりましては、職員の経験などが生かせるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、イクボス宣言の効果検証についてであります。

市役所における効果検証として、宣言後の平成28年度と平成29年度を比較すると、有給休暇・夏季休暇の平均取得日数は横ばいとなっているものの、朝型勤務による「ゆう活」は取得者が134名から141名へ増加し、育児休業の平均取得日数は404日から869日に増加するとともに、部分休業の取得者も8名から11名へ増加したところであります。

今後も魅力ある職場づくりのさらなる推進により職員の能力向上、組織力の強化を図り、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、防災・減災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ハザードマップの周知と取り組みについてであります。

土砂災害への備えに関する情報を事前に周知することを目的として、平成26年に土砂災害ハザードマップを作成し、各家庭へ配布するとともに、各総合支所などに常備して自由にお持ちいただける体制を取っているほか、市ホームページへの掲載や市広報紙にて周知を行っているところであります。また、土砂災害などにより孤立した地区の訓練や水防訓練などを継続的に実施する中で、日頃の防災意識向上に努めているところであります。

なお、ハザードマップについては、今後、県の土砂災害警戒区域の見直しなどに応じて、随時改定を行い、周知に努めてまいります。

次に、要配慮者への取り組みと課題についてであります。

災害時避難行動要支援者名簿は、市で定めた基準によって名簿を作成し、支援の対象者を把握するもので、現在219名が登載されております。名簿登載者のうち、平常時からの名簿提供に同意を得られた方が、全体の約1割に留まっていることが課題であります。そのため、今後も同意を得て個別計画書が作成できるよう、各区長会や民生児童委員連合会へ出向いて制度の説明を行い、同意の取得に努めてまいります。

なお、災害時には同意の有無に関係なく、関係機関に名簿を提供し、避難のための情報伝達や避難支援・安否確認などに活用してまいります。

次に、避難情報の発信についてであります。

避難情報については、災害が発生または予想され、市民の生命に危険が及ぶおそれがある場合を判断基準とし、市から緊急度により3段階の避難情報を発令いたします。1段階目は避難準備・高齢者等避難開始段階であり、万が一の災害に備え、高齢者など避難行動に時間を要する人に避難を開始していただきます。次に2段階目の避難勧告は、人的被害の発生する危険性が明らかに高まった際、対象区域のすべての方に避難を開始していただきます。そして、3段階目は避難指示で、すでに人的被害が発生した状況などのときに発令し、対象区域のすべての方に速やかに避難を指示するものです。

これらの避難情報を、防災行政無線やエフエムハヶ岳を使った防災ラジオ、エリアメールなどのほか、山梨県総合防災情報システムによりテレビにテロップを流し、避難情報を提供します。状況により、消防団などのマンパワーによる周知も行いながら対応してまいります。

次に、要配慮者の避難対応についてであります。

高齢者や障がい者等の要配慮者で、特に避難に時間を要する方に対しては、早めの段階で避難行動を始めるための避難準備情報の伝達を行うこととしております。要配慮者の中で同意をいただいている方については、個別計画にある避難支援者の手助けにより避難をいたしますが、個別計画のない要配慮者で、自力での避難が困難な方については、消防団などにより対応してまいります。また、市では、社会福祉法人などと福祉避難所の指定に関する協定を締結しておりますので、特別な配慮が必要な方には、福祉避難所へ誘導し、対応してまいります。

なお、7月の西日本豪雨において、人的被害が少なかった地域では、日頃からの声掛けなど地域としての防災対策を行ったことが功を奏したことから、地域の減災力・地域力を向上するため、市民一人ひとりが平時から災害時の自助・共助の意識を持つことが重要だと考えております。

次に、防災ブックの活用促進についてであります。

官民共同で作成し、過日配布された防災タウンページについては、避難所や避難地などを掲載して、防災情報を市民へ提供しているところであります。

今後は市民が必要な情報を掲載し、地域の防災訓練などでの活用を呼び掛けるとともに、ハザードマップの掲載についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共施設の省エネ修繕等における、庁舎などの省エネに向けた修繕についてであります。

地球温暖化対策で排出される二酸化炭素の削減が求められている中、市役所本庁舎では一部の窓に遮熱板を取り付ける修繕や、緑のカーテンを設置するなど省エネに取り組んでいるところであります。

新たに建設される公共施設の高断熱化は重要と考えており、本年度着工のいずみ保育園や道の駅こぶちさわ農産物直売施設では、ペアガラスや断熱材を用いた壁構造にするなど温暖化防止に努めております。また、市では現在、北杜市公共施設等総合管理計画に基づき、施設分類ごとの個別計画を策定し公共施設の統廃合を進めることとしておりますので、施設改修等が伴う場合には、窓・壁の高断熱化などの省エネ対応構造も検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共施設の省エネ修繕等における、省エネ対策についてであります。

現在、市の取り組みとしては、市内公共施設の空調設備について温度設定管理をはじめ、クールビズやウォームビズを実施しております。クールビズの一環として窓からの日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するため、植物の蒸散作用により周囲を冷やし、節電や省エネ効果があ

るグリーンカーテンにも取り組んでいるところであります。また、学校施設や保育園などの改修に併せて公共施設の照明機器のＬＥＤ化を進めており、現在までに学校施設については、須玉小学校、高根東小学校の２校が、保育園施設については、みどり保育園のランチルームがＬＥＤ化となっております。温暖化による電気使用をはじめとする省エネ対策への取り組みは、関係部局と協議を重ね、各計画との整合性を図りながら省エネ対策の協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

再質問はありますか。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

３項目めの公共施設の省エネ修繕等について、再質問をいたします。２点お願いいたします。

１点目は、２項目めの温暖化による電気使用料をはじめとする省エネ対策についてです。

答弁の中で、節電や省エネ効果のあるグリーンカーテンの取り組みや公共施設の照明機器のＬＥＤ化について伺いました。今年は猛暑続きで、その効果が期待できたと考えます。それに環境課を中心にブドウの植栽に挑戦するなど、省エネに向けた取り組みが見受けられました。

そこで今後、北杜市はさらなる省エネ対策をどのように進めていくのか、伺いいたします。

まず１点目、これをお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

公明党、４番、進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

今後、北杜市はさらなる省エネ対策をどのようにという質問かと思われれます。

地球温暖化対策推進法により、地球温暖化対策の実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでまいります。また、計画策定を含めた全庁的な取り組みが必要になることから、関係する部局と協議を重ね、実効性のある計画としてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

進藤正文君。

○４番議員（進藤正文君）

同じところですけども、３番目の温室効果ガスによる地球温暖化対策の実行計画について再質問をいたします。

答弁中の中で地球温暖化対策の実効計画は、１０月からプロポーザルを実施し、事業者の選定を行うとお伺いいたしました。

そこで目標達成に向けた具体的な内容と進捗管理の方法について、どのように行うのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。
仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

4番、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

目標達成に向けた具体的な内容でございますが、より積極的な地球温暖化対策を進めていくために環境配慮技術の導入を挙げることができます。LED照明の導入、未利用の再生可能エネルギーの活用、それから電気自動車やハイブリット車等の導入が考えられます。また、公共交通機関の使用や相乗りの促進等も考えられます。

今後は、補助金の活用も含めた中で関係する部署と協議を進めてまいります。

もう1点でございますが、進捗管理の方法についてということでございます。

地球温暖化対策推進法に基づき、計画を策定改定した場合は、また毎年1回、実施状況を公表することが義務付けられております。このため、どのような方法で公表を行っていくかの計画策定と併せて今後、検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。
ほかにありますか。
進藤正文君。

○4番議員（進藤正文君）

それでは4項目めの防災・減災対策について、再質問いたします。

1番目のハザードマップの周知と取り組みについてですが、ハザードマップは地形や地質などから洪水や土砂災害のほか地震、津波、噴火などの自然災害を予測し、警戒すべき区域や避難ルートなどを明示しています。

西日本豪雨災害では、甚大な被害が出た岡山県倉敷市真備町地区の浸水地域は市が作成した洪水土砂災害ハザードマップの想定とほぼ重なっていました。

そこでハザードマップの正しい見方の周知の徹底をどのように行うのか。また、ハザードマップの存在を知っている住民は少ないように思われますが、そこで地区の公民館に地区ごとのハザードマップを設置し、平時から注意喚起や防災訓練で活用したらどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。
丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、ハザードマップの正しい見方の周知と徹底ということだと思います。それからもう1つが地区ごとのハザードマップ、こういったものを掲示したらどうだろうかというふうなご質問だと思います。

今現在、市でやっているのが出前塾というのをやっております。専門家を招いて、その地域でもって、例えばハザードマップを中心とした、そういった講義、説明を聞くというふうな

もの。それからもう1つ、考えているのは例えば地域の防災訓練がありますけれども、そういったところで消防団とともに自分の地域の土砂災害警戒区域はどこなのか、それを確認し、避難経路だとか避難の方法、こういったものを消防団とともに一緒にやっていく、あるいは訓練をしていく、そんなふうなことを市とすれば地域に呼びかけていきたいというふう考えております。

それからもう1つ、ハザードマップ、1枚の地図というふうな意味だと思います。現在、市で作っているハザードマップというのは、冊子様式で何ページにもわたります。細かく書いてありますので、非常に細かいところが分かるという意見とともに細かすぎて分からない。ページがまたがってしまっていて分からないという、そういうご意見もあります。そこで今現在は、1つの大きなマップ、地図を作って、そしてその冊子は冊子として有効性がありますので、先ほども答弁の中で申し上げましたが、今後例えばできればタウンページの中でハザードマップというふうなものを発行できないかどうか、このへんはN T Tなんかと協議していくということになります。いずれにしても大きなマップというのを1つ作っていききたいなというふう考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

（ な し ）

これで進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君の関連質問を許します。

○21番議員（内田俊彦君）

公明党の代表質問に対しまして、関連質問を2項目行わせていただきます。

まず1項目めは働き方改革の対応について、2項目めは北杜市の学校教育について、2項目について1項目ずつ関連質問をさせていただきます。

まず、働き方改革の対応についてでございますが、1番目の行政効率をアップするための技術職、プロパー職員の育成、また各課に配置するのではなく一元化できないかと、こういう質問をされました。

その中で鑑みるところに北杜市においては、当然、医療の部分ですとか介護の部分ですとか、専門職を、例えば医者、当然看護師は看護師、また介護職におきましては保健師は保健師、地域包括支援センターなど、各施設の中に配置がされている事実がございます。

しかし、土木系、技術系、建築系におきましては各課にやはり職員がまたがっておりまして、しかし、昨今の技術というのは非常に日進月歩でございまして、進捗しております。また、このところの資材の物価の高騰、非常にこれらについての対応をしていくのが、この金額が果たして正しいのか、この工法が果たしてよいのか、また現在、工事をしている中できちっと施工管理がされているのか、そういったことはやはり実務的経験が非常に必要になるということと、何人かの技術職同士で勉強とかし合わないとなかなか難しい問題があります。しかし、必ず育成をしていかないと今後いろいろな工事において対応ができない、また修繕においても対応ができないということがあってはいけないと思っているところでございます。

そこで、やはりこの技術職については、さらに考慮しながら、配置をしていかなければならないと考えるところですが、いかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田議員の関連質問にお答えいたします。

たしかに議員おっしゃるとおり専門性を持った職員というのは、非常に今、必要とされている。各市民だけではなくて、いろんなところからの質問に対しても専門性を持っている、そういったものに対応していかなければならないということがあると思います。

今現在、例えば今、学校ですとか保育園ですとか公共施設の総合管理計画もそうですが、いろんな修繕、あるいは新築という部分も出てまいります。そういった中で営繕的なもの、つまり建築ですね、建築というふうな部門においては、専門職が現在いない。そこで市では、1級建築士や指導できる資格を持った方を嘱託としてお願いしているというふうな現状があります。

各所管課で、例えば建物を建てるとか修繕する場合には、専門の業者に委託して設計があがってきますが、果たしてその設計が適正なのか、単価がいいのか、さまざまなことがありますので、その今言った嘱託の専門家に相談をして見極めていっているというのが現状であります。

しかし、このままずっとこれが継続していくわけではないと考えております。例えば、甲府市だとか韮崎市を見ますと、建築における専門の一元化された部署があるというふうに聞いております。それらを考えますと、市の今後のこれだけ広いエリアの中に公共施設がたくさんあります。こういったものをやっていく中には、そういった建築の専門性を持った職員というのにも必要ではないのか、育成していくべきだろう、あるいは嘱託だけでは賄えない部分があると思いますので、そういった部署を今後検討していきたい。32年の4月から会計年度の任用職員制度が導入されます。それに合わせて組織の見直し、部分的には一元化ということも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

建築の現場においての状況は分かりました。たしかに建築の現場、JRの駅でもいろんな質疑が出ております。そしていろんな建築はアスベストが出てしまったりとか、本当に急ぎょな対応をしていなければならぬ現実があります。北杜市は高低差も含めて気温差も大きい。またいろいろな環境が違う。そういった中で、きちっと公共施設としての使命を果たすべき建築をしていかなければならない。お金をかけるわけですから。そうすると今言うように、たしかに建築の現場においては、今、どうしてもおそらく人手不足と。技術の人手不足というのは、否めないんじゃないかなと思っています。そういった中で、そういたしますと、32年度以降に期待もするところですが、やはり今、ではどのように現状打開をしていけばいいんでしょうか。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

今現在、現状でやっているのは専門の嘱託の職員にお願いして、全部チェックをしてもらう。ですから、当然、時間もかかります。時間もかかりますが、そのセクションの担当も勉強するような形の中で指導を受けていく。これでなんとか職員の技術アップも図っていこうというふうに考えております。

いずれにしても、そういった専門性あるセクションができますと、今後は全体をもう少ししっかりと見ていけるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

次に、北杜市の学校教育について、教育長にお伺いするところでございます。

先ほど原っぱ教育についても、北杜市の現状、また現実の中でどのように学校教育が進められているか、また信頼関係をどのように確立するのか、そしてそれをきちっと、どうやって波及していくのか等の答弁がございまして、その理解は得たところでございます。

今、地球全体ではSDGsといわれるように持続可能な開発の目標というのを設定しようという潮流もございます。17項目あるわけですが、その中には教育も大きな役割を果たすというふうに言われているところでございます。

私は北巨摩、また峡北のこの地域は北巨摩教育というように言われたとおり非常に教育熱心な地域だというふうに思っておりますし、人と人の輪を重んじ、信頼を重んじ、それらを悪く言えばしがらみという人もいるかもしれませんが、親から子へ、子から孫へ教育は引き継がれ、その精神は今も私は変わらないというふうに思っているところでございます。

昨今、世界的な現象が、やはり北杜市にもあるのではないのでしょうか。あらゆる分断ですとか、いろいろな争いですとか、そういったことを北杜市の先人たちは知恵を使い、また人と人の絆を大切に、私は解決してきたんだと思います。また、私は教育現場にそういったものも非常に期待をするところでございます。

私自身も、おそらくこの議場にいる皆さんもおそらく恩師がいらっしゃると思います。私にも多くの恩師がいらっしゃいます。そういった方々に教育を受け、今ここでこのように発言をしているわけですが、そういった意味で教育長は多くの現場を知り、北杜市においては浅川巧・伯教とかいろんな先代の偉人の方がいらっしゃいます。沖縄で女子の教育をされた八巻先生もいらっしゃいます。また、私の母方の父になりますけども、おじいさんになりますけども、坂本増次郎さんという先生もいらっしゃいました。多くの人たちに、ここの見えない脈々とした絆や流れが、この北杜市を今まで築いてきたんだと思います。

それを大切にしていくことが、今後、北杜市にとって持続可能な開発ですとか目標ですとかにつながっていくと思います。それをわれわれは伝えていかなければならないんじゃないかと思います。そういった意味で、ぜひとも教育長に、私は私の思いがございしますが、教育長には教育長の原っぱ教育ですとか、今までの過去の教育の思いがあると思います。ぜひともご回答

いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

内田議員の関連質問にお答えいたします。

今、お話にありましたような北巨摩教育、これにつきましては、今、名前が挙がりましたように多くの先人がこの北巨摩教育を築き上げてきたという、そういう経過は十分承知しているところであります。また、多くの先人たちのそういう働きの上に今、私たちの教育、それが成り立っているんだなということは、つくづく感じております。

北巨摩教育とはなんであるか、それについて具体的に定義することは非常に難しい問題ではあります。しかし今、私たち北杜市において原っぱ教育を行っておりますけれども、その源というのは、実は、この北巨摩教育ではないかなと、私自身はそう思っております。つまり、この北巨摩教育というのは、地域の自然であるとか、文化であるとか、歴史であるとか、そのようなさまざまな教育資源を十分に活用すること。そしてさらに学校や家庭、そして地域がしっかり連携し、協働する中で行われてきたもの、それが北巨摩教育であると思ひますし、私たち北杜市で目指す、この原っぱ教育もやはりそこを目指してまいりたいというふうに考えております。

そしてその根底に流れるもの、それはやはり学校、家庭、そして地域社会の相互の信頼関係、これに尽きるのではないかなというふうに考えております。そういう中で、今後もこの原っぱ教育につきましては、地道にしっかり進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。6番目の教育現場での課題解決に向けた配慮でございますが、私は自信を持って今までどおりの教育理念に基づいて、子どもが一番大切です。子どもがどのように将来を見据え、健やかに成長していくか。いろいろな外野の声があるのではないかと思います。いろんな外野の声が仮にあったとしても、やはり学校現場では子どもを守らなければならない。私はそう思いますし、またそれが今言われた教育長の理念かと私は思いますが、この諸課題解決に向けてもそのような姿勢で取り組まれると私は思いますが、いかがお考えか、伺うところでございます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

内田議員の質問にお答えいたします。

やはり私たち行政の人間も、また地域社会の皆さんも、そして保護者の皆さまも共通に願っていること、学校も当然そうなんですけれども、それがやはり子どもたちの健やかな成長、豊

かな成長、その一点に尽きるのではないかなというふうに思っております。

そのためにやはり学校、保護者、そして地域社会、それぞれがやはり敵対するような関係ではなくてパートナーだというふうに思っております。その目的を達成するためのパートナー、そのための連携協働をやはりこれからも強めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を3時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、8番議員、志村清君。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

はじめに、先の北海道での大地震や西日本豪雨などによって亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに被害に遭われた多くの皆さんにお見舞い申し上げます。

質問の第1、北富士演習場で30日から開始される日英訓練について、反対の意思を表明し、市長の見解をただしたいと思います。

富士の麓、自衛隊北富士演習場で陸上自衛隊と英国陸軍との共同訓練が計画されています。今月30日から約1週間、自衛隊から約60人、イギリス軍から40、50人が参加するというもので、あらゆる面から絶対に許してはならないものと考えます。

県や地元と結んでいる第10次となる演習場使用協定は、米軍と自衛隊の訓練についての協定であり、その他の国の軍隊の使用はまったく想定すらされていないものです。8月末、県や演対協、地元自治体は今回限りの例外として認めることとしたようですが、協定や法律に例外を認めたら歯止めはきかなくなります。例外は必ず前例とされてしまいます。

また、英国とは安全保障条約も地位協定も結んでおらず、今回の訓練を認めたら今後どこの国の軍隊でも日本中で訓練が可能となります。まさに集団的自衛権容認のもとで、世界中で戦争する自衛隊、戦争法（安保法制）の具体化、正体見たりではないでしょうか。

富士山は世界文化遺産であり、全面返還・平和利用は歴代の県知事が選挙公約にも掲げてきた県是であります。山梨県民の誇りである富士の麓で戦争の訓練は許すべきではありません。市民団体から今回、北杜市議会として反対の意思をと請願も出されました。

市長は①今回の日英訓練計画を使用協定との関係で、どう評価されているのか。②受け入れ決定まで1カ月半。議論や県民への説明は尽くされているというふうに思うかどうか。③市民

を代表して、政府や県に訓練中止を求める考えはないか、答弁を求めます。

次に、公共交通網のエリアごとの検討状況について質問します。

北杜市公共交通網計画による市内を4つに分けたエリアごとの運営委員会が設置され、7月から各エリアで複数回の協議が進んでいます。

①傍聴も私、しましたが各エリアともデマンド方式を望む声が多いように思います。市はこれをどう受け止めていますか。また、各エリアの協議内容や委員からの意見の特徴はどのようなものでしょうか。

②何をどう走らせるかの具体化にあたって、高齢者など実際に活用する市民から幅広い意見や要望をどう把握するかがいよいよ不可欠になってくると考えますが、市としてどう対応しますか。

③運営委員からは、タクシーやバスの事業者から前回のデマンド試験施行が駄目だったという一面的評価がされると、事業者の姿勢を疑問視する声が寄せられています。市として、前回の総括を正しく事業者に伝え、協力を要請、指導する必要があるのではないのでしょうか。事業者の運営委員会出席率も低く、最後まで協議に参加すべきとの意見もあります。見解を求めます。また協議、具体化が来年度4月運行に間に合うのかという不安も聞かれます。来年度実施ありきでない、エリアごとの住民意見が十分反映された運行に向けたスケジュールを見直す考えはないか、併せて答弁を求めます。

3点目に介護保険制度の運用について、特に滞納者への差し押さえはやめるべきことについて質問します。

山梨県による昨年度の介護保険事務調査というものによれば、介護保険滞納者への差し押さえ実施は甲府市、富士吉田市、都留市、韮崎市、そして北杜市となっています。2000年にスタートした介護保険制度ですけども、さまざまな課題が指摘され、第7期となった今年度からの保険料負担は山梨県平均でスタート時の2.5倍となり、負担額です。要介護認定率、16年度の認定率では山梨県が全国最低14.1%というのが山日新聞などで発表されました。市町村別で見ても北杜市が最も低く、これは17年12月時点ということです。最も認定率が低くなっています。頑張って保険料を納めてきても、いざ介護が必要となっても認定が非常に厳しい。利用料も当初は共通して1割負担でスタートしたのが、所得の多い人は2割、8月の1日からは3割負担も導入されました。介護予防事業など現場の皆さんが大変ご苦労されていることは重々承知していますが、要支援1、2を保険給付から外す新制度で全国では昨年だけでも介護サービスを利用しなくなった、できなくなった人が9万6千人という報道もあります。限られた年金をやりくりして納付している方々に、保険あって介護なしと思わせない制度運営への努力が一層求められると思います。

そこで第1に、昨年度の介護保険特別会計の決算報告によれば、介護保険料の収納率が99.7%、収入未済額224万4千円がまだ集められていないとなっていますが、これに至った差し押さえの件数、差し押さえまでやって99.7%になったと思いますが、これに至った、差し押さえの件数や、その種類、給与の差し押さえなのか、預金を差し押さえたのか、年金を差し押さえたのか、それぞれその種目ごとに、またこの数年の変化も明らかにしていただきたいと思います。

第2に、悪質な滞納はもちろん別にして、国税による換価の猶予などの措置は、介護保険料滞納者について、できないのか。生活の最後の拠りどころである年金の差し押さえなどはやめ

るべきではないかと思います。見解を求めます。

○議長（中嶋新君）

志村議員、今、質問中ですが、今の介護保険制度は通告順が4番目であると思います。本来3番目は全国学力テストということに通告を受けておりますので、今のは4番目でありま
すね。これは許可いたしますけども、次に3番目として通告してある全国学力テストというこ
とでよろしいですね。

○8番議員（志村清君）

それで訂正をお願いします。

○議長（中嶋新君）

それでは続けてください。

そのようにお願いいたします。

○8番議員（志村清君）

では最後になります。全国学力テスト（学力・学習状況調査）結果への対応方針について質
問します。

4月17日に実施された小6、中3の児童生徒を対象にした2018年度の全国学力テスト
の結果が7月末に公表され、都道府県・政令都市の結果と比較表が山梨県は小学校が38位だっ
た、中学校は全国17位の成績だったなどとマスコミで報道されました。1960年代に学校
間の競争が過熱したということを理由に中止されていたんですが、2007年、第1次安倍内
閣によって復活して、2013年からは全員参加の悉皆調査となっています。

児童生徒の学力状況の客観的認識や学習と生活環境の関連を分析するなど、その活用は理解
できますが、成績を比べることによる地域間、学校間の比較、競争のエスカレートへの危惧の
声は、引き続き少なくない保護者や教育関係者から上がっています。13年には静岡県の川勝
知事が成績上位校の校長名を公表したり、今年は大阪市の吉村市長が政令都市の中で全国最下
位だったとして、結果を教員の人事評価や学校予算に反映させることを発表して、成績の悪い
学校の教師給与を下げるなどと発言しています。

結果の公表は、このように地域や学校の評価や評判につながることから成績を上げるためだ
けの過度な競争となり、しわ寄せは教師と子どもたちに押し寄せます。

そこで①市長、教育長は全国学力テストをどう評価し、結果をどう分析しているのか。

②学校別、地域別結果公表などについて、公表の仕方についてどう考え、対応しているのか、
答弁を求めます。

順番を間違えまして、すみませんでした。

○議長（中嶋新君）

それと志村議員、確認をさせてください。

先ほどの全国学力の順位ですが、山梨県は小学校が33位と通告してありますが、先ほ
ど38位というように聞こえましたが。

○8番議員（志村清君）

小学校は33位です。

○議長（中嶋新君）

33位で間違いありませんね。ということで訂正をいたします。

○8 番議員（志村清君）

それをお願いします。

○議長（中嶋新君）

分かりました。

では、通告に従って答弁を求めます。

それでは、答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

北富士演習場での日英訓練実施についての見解であります。

訓練の受け入れの決定については、報道で承知しておりますが、本件については、私が評価するものではないと考えております。訓練の実施に当たっては、地元の協議など必要な手続きがなされ、議論や説明がされたものと思われれます。よって、計画撤回の要望をする考えはありません。

次に、市内公共交通網エリアごとの検討状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンド方式と各エリアの協議内容等についてであります。

市民の移動実態に基づき設定された4つのエリアでの地域公共交通運営委員会においては、運行方式等、地域の実情を踏まえたさまざまな意見が出され、活発な議論がされております。こうした地域の取り組みは、地域が望む公共交通の実現につながるものであることから、運営委員会での議論を注視してまいりたいと考えております。各エリアでの意見等については、各エリアとも、停留所方式のデマンド運行の意向が強いことが伺えます。

また、韮崎市や長野県富士見町と接しているエリアにおける円滑な接続方法や、エリアを町単位で分けず、地理的状况から分けるべきとの意見も出されております。

次に、市民からの要望の把握についてであります。

北杜市地域公共交通網形成計画では、高齢者などの交通不便者にターゲットを絞っての移動確保を公共交通網整備の基本方針に定めており、交通不便者の意向把握は重要であります。このことから、支線検討を行う各エリアの運営委員会では、高齢者へのアンケート調査に着手するなど意向把握に努めており、市もこれらの取り組みを支援してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

志村清議員の、日本共産党代表質問にお答えいたします。

全国学力テスト学力・学習状況調査結果への対応方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、評価と分析についてであります。

この調査は、義務教育の機会均等として、その水準の維持向上の観点から実施されており、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策へ反映させ、また、学校においては、学

習指導の充実や改善などに役立てているところであります。

本市の小中学校は、学力に関する調査では、おおむね全国や県の平均正答率を上回っております。また、学習環境や生活習慣に関する調査においても、おおむね良好な状況にあります。落ち着いた環境の中で、児童生徒が意欲的に授業や家庭学習に取り組んでいる成果の表れだと考えております。

次に、結果の公表についてであります。

結果は、学力の特定の一部であることから、序列化や過度な競争が生じないよう、教育上の効果や影響等に十分配慮し、公表していく必要のあるものと考えます。このことから、結果の公表については、学校名を明らかにした公表は行わず、市全体の結果を取りまとめ分析したものを基礎資料として各学校に提供し、教育活動に活用しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険制度の運用、滞納者への差し押さえはやめるべきについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、滞納者と差し押さえの状況についてであります。

平成29年度末における現年度分と過年度分を合わせた未納額は974万円余り、滞納者数は296人となっております。差し押さえの件数については35件で、その内訳は預貯金31件、年金3件、国税還付金1件であります。ここ数年の変化については、徴収率は毎年度上昇しております。

次に、換価の猶予等についてであります。

換価の猶予は、滞納者からの申し出により、徴収すべき未納金の滞納処分による、財産の換価を猶予することができる制度で、生活困窮などの一定の要件に該当する場合に適用となります。年金においては、法律により算出される差し押さえ禁止額を控除した額を差し押えることとされておりますが、本人からの申し出があった場合には、詳細な生活状況をお伺いし、生活維持にできるよう相談に応じ、対応しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市内公共交通網エリアごとの検討状況における交通事業者への指導、協力要請と運行スケジュールについてであります。地域の足の確保には、交通事業者の協力は不可欠であることから、デマンドバス実証運行の状況などの情報を共有しており、各エリアの運営委員会にも参画していただいております。

なお、新たな体系による公共交通の運行は、来年度からのスタートを目指しておりますが、

新たな公共交通の構築には、地域ならびに交通事業者との合意形成が大前提でありますので、運行時期については、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

時間の許す限り、項目ごとに再質問をさせていただきますが、まず第1は北富士の問題です。

市長は答弁で、北杜市の市長として評価するものではない、地元では十分説明されていると考えているということですが、市長として、私は考えを表明すべきだと思うし、私たちの議会では先ほど紹介した市民団体からの請願に基づく、総務常任委員会で真剣な議論をしていただきました。私、紹介議員ですが。そういう意味で、先ほども言いました山梨県の財産であります。そのうちの一人、北杜市民も、そして市長も山梨県民の一人、また市を代表する市長ですから、評価するものではないということではなくて、例えば私が提起した、地元では熟議はちゃんとされたのかということについてくらいは評価すべきだと思いますが、その点で。例えば県是、共通の願いです。山梨県民の。この県是というものの両立は本当に大丈夫なのかという点だけでも、評価をしていただきたいと思います。まず、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

志村清議員の再質問にお答えいたします。

この件につきまして、市長のほうの評価すべきでないかというご質問でございますけれども、改めまして先ほどの答弁のとおり、県ならびに地元自治体が協議の上、決定したことでございますので、市長が評価すべきではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

市長に答弁を求めたんですが、残念で、ここ2年、そういう場面が非常にあって、市長の考えを再度聞きたいという再質問ですから、ぜひそれには答えてほしいと思います。今日はこだわりませんが、だって手紙を出した相手に、ほかの人から返事が来るようなものですから、副市長は市長に代わるべき立場ですけれども、市長がいるわけですから、ぜひそういうふう to 今後してほしいと思います。

時間がなくなるので、2つ目の公共交通の問題です。

今、スケジュールにはこだわらなくて対応していきたいという、前向きな答弁があったと思います。私が心配しているのは、まだまだ広報の8号、9月号にも計画がもちろんかなり詳しく載りましたが、まだ市民バスが全面的に変わるということすら知らない人が、残念ながら

らたくさんいるんですよ。困っていない人がまだ、大勢いますから。やはり、私はこの問題は他県から引っ越してきた人などが北杜市というところは、もう年をいくら取っても全然、足に困らない市だといって全国に発信、自慢するような、そのくらい力を入れるべき課題だと僕は思っているんです。

そういう意味で、せっかく各地域でエリアごとに具体化が進んでいますから、もっと細かい段階での説明会、丁寧な説明会を開くべきだと思いますけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

日本共産党、志村清議員の再質問にお答えいたします。

現在、地域公共交通網形成計画に基づきまして、運営委員会を立ち上げ、4つのエリアで検討を進めているところであります。

今、議員からもご指摘がありましたけども、他県から来ても足に困らない市の公共交通の構築というお話もありましたけども、なかなか公共交通ということを考えますと、今回の網計画にも謳ってありますように、市民それぞれが少しの不便を分かち合って、公共交通を形成していくという基本的な考え方があります。

現在、作っている計画においてもそういったことを市民一人ひとりがまず自覚していただいて、市の公共交通網のあり方というものをしっかり構築していくといったところに立っておりますので、まずそこところはしっかりご理解をお願いしたいと思います。

もう1点、まだ市民に情報としてしっかり伝わっていないというお話であります。

これにつきましては、昨年度から市民説明会、各地区をまわって市民説明会を行っております。なかなかこういう機会を設けても参加がなかなか現実的にはかなっていないというのがあります。ただ、行政としても、このまま指をくわえて待っているわけにもいきませんので、現在、市の広報紙を使って、回数を増やして今後もまだ3、4回続けて、この情報は流していく予定であります。運営委員会での検討内容も併せて、広報紙を使って今後、市民についてはしっかり情報を流していくといった考えになります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

この問題で再々質問になりますけども、まったく同感です。つまり市民の皆さんにもっと意見を聞きながら、もっと関心を持ってもらうということに注視していかなければならない。その点で私は傍聴や参加した運営委員の方々からよく聞くのは、支所長さんいらっしゃいますけども、支所がもっと関わるべきではないかと。これから具体的なエリア、明野と須玉だけ動かすというときに、やっぱり明野や須玉の支所の皆さん、支所長さんはなかなか忙しければ、責任ある立場の人が少なくともエリアごとの運営委員会には参加をして、問い合わせは支所に来ますよね。支所に。今後、やっぱりそういうことをきちんと理解をしたり、また意見も言った

り、住民からの意見も支所がやっぱりまとめて、その運営委員会には、支所長なり、その変わる方が出るべきだと。今後。まだ3回目、2回目ですから、まだ間に合うと思いますので、その点ぜひ見解を教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

日本共産党、志村清議員の再々質問にお答えいたします。

現在、運営委員会が行われております。そういった中で、特に地域に近い支所長さん方の参加を得る中で進めていくことが理想ではないかといったご質問であります。

当然、地域の事情というのは、支所が中心となって内情が一番理解されていると、そのように考えております。そういったことを踏まえ、公共交通については庁内組織の中で支所長を加えた別の組織が現在あるわけであります。

この運営委員会で検討された内容につきましては、今後こういった庁内組織の中でも情報を共有しながら進めていくといったことで考えておりますので、そんなような形で今後も進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

それでは最後になるかと思えます。3番目の学力テストの問題について、教育長から現状の答弁がありました。公表のあり方についての考え方は、まったくそのとおりだと私も思います。一度、このことを市長や教育長に確認したかったわけです。全国でいろいろ問題になっているので。北杜市の今の対応については、ぜひそういうことを続けてほしいと。学校ごと、地域ごとに発表された、60年代、僕らが小さいころですけども、結局、学校名なんかが発表されると明野より須玉のほうが成績がよかったとか、須玉の中で成績が悪いのはあいつのせいだというようなことになって、当時はいじめまで起きている。福井県は全国で最上位の県ですよ、たしか。秋田県なんかと並べて。そういう中でも、あの人が、あの子をもっと成績がよければと追及を受けて中学生が自殺したことも、このことを現実の理由にね、そんなことまで発展しかねないので、ぜひ同じような対応を続けていただきたいと。

質問は、教員の多忙化につながっているという指摘があちこちであるんですね。テストの対策用のドリルを作るとか、研究授業を、周辺の学校が集まって先生方同士で、そんな負担も生まれている例があるようですから、そういった点が北杜市について、そういうことをやっているのか、やっていないのか伺いたい。

そして最後に意見になってしまいますけども、この学力テストだけで全国で毎年50億円も掛けている。この間、請願がありましたけども、少人数学級などに50億円使えばかなり解決するんですね。私はこの成績を県ごとに競うような学力テストはやめるべきだという考えなんですけども、最後の質問になりますが、教員の多忙化につながる、そういう対策用のドリルとか、授業の交流など、北杜市はやっているかどうかだけ、やっていなければいいんですけども、お

教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

日本共産党、8番、志村議員の再質問にお答えいたします。

公表へ向けての配慮についてであります。

本市の学校は単級の学年が多く、少人数であるというようなことから1人の結果が全体に大きく影響したりとか、児童生徒に不要な優越感や劣等感を与えたりするというようなことが危惧されます。また、学校の序列化が起きたりというようなことも起こってまいりまして、教職員が競争に追われたりとか、本来の学校が行うべき知・徳・体というような部分のバランスが崩れたりという部分で、当然、教員の多忙化という部分もつながるかと思っています。そういったことに配慮して、先ほど教育長が答弁したとおりの公表をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

これで、志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

9月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問させていただきます。

質問に先立ち、去る7月の西日本集中豪雨、9月6日の北海道地震により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に、市職員の働き方改革の推進について。

働き方改革関連法案がこの6月に成立し、民間企業においては来年以降、順次施行されることになっています。第1の柱は働き方改革の総合的かつ継続的な推進、第2の柱は長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方改革の実現など、第3の柱は雇用形態にかかわらず公平な待遇の確保としていますが、市の職員の働き方改革の推進に向けて、市の取り組みについて伺います。

1点目として、長時間労働の是正、同一労働・同一賃金の実現、高度プロフェッショナル制度の創設などに対して、市としてどのように取り組んでいるのか。特に今回の法律で同一労働・同一賃金の実現といっていますが、市の臨時職員の待遇をどのように改善していくのか、市の

考えについて伺います。

2点目ですが、市の職員の時間外勤務の状況と有給休暇の取得状況について。

ここ3年間の正規、臨時職員を含めて有給休暇、夏季休暇等の取得状況はどうか。取得を進めるための環境づくりはされているのかどうか、実態をお聞きしたいと思います。また、一部職員への過重労働はないか。

3点目ですが、各職場において、職員同士の日々のコミュニケーションは欠かせないものですが、実態はどうか。職員がメンタル面で悩んでいる場合は、上司や身近な仲間のフォローが大変大切だと思いますが、普段から職員が孤立しない、一人で悩まないための取り組みはしているのかどうか。

4点目ですが、本市において、市民サービスの向上と効率的な働き方改革を進めるため、時差出勤制度に取り組む考えはないか、お聞きします。

例えば、現在の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、この時間帯を市民サービスに支障のない範囲で早めたり、遅らせたりできる環境にする。1日の勤務時間は変わりませんが、出勤退勤時間を前後にずらすことで、職員に柔軟な働き方を提供し、行政サービスの向上につなげる。

希望者は、時差出勤の前日までに業務仕事に支障がないかどうか、課内、係で確認し所属長の許可を得て勤務時間帯を変更する。メリットは、家庭の事情を抱える職員が働きやすい制度で、長時間労働の緩和にもつながります。特に行政事務部門、窓口事務にこの制度の導入を提案したいと思います。どうか伺います。

5点目ですが、働き方改革を推進するため、この4月に総務課人事室が設けられましたが、人事室の果たす役割は何か。

6点目として、保育園の現場では保育士の正規職員と臨時職員の数が拮抗していると聞いていますが、正規職員、臨時職員別の全体数とそれぞれの構成比率はどのくらいか。また運営上の問題点、課題はあるのかどうか。一般的には臨時職員の離職率が高いと言われていますが、本市の状況はどうか。

次に、住宅政策の現状と今後について。

本市には数多くの市営住宅がありますが、建設から長い年月が経過し、老朽化した住宅や政策空き家があり、計画的に建て替えや大規模な改修工事を実施していますが、市営住宅の現状と今後の施策について市の考えを伺います。

1点目ですが、最初に市営住宅の管理の現状と建設計画について。

市営住宅の全体の管理戸数と入居状況、入居率について。ここ3年間。

耐用年数が経過した市営住宅の払い下げについて。

総合計画に位置付けられた市営住宅の建設計画について、伺います。

2点目として、長坂の高松団地には平屋住宅と2階建ての住宅があり、老朽化した平屋住宅は現在、政策空き家になっていますが、建て替えの計画はあるのかどうか。また、耐震性に欠ける2階建て住宅の大規模改修計画はあるのかどうか。

3点目として、市営住宅に入居している高額所得者で、退去に該当する対象者は何人いるのか。また、退去に向けての指導状況はどうか。

4点目として、大量な空き家時代を迎え、市内にある良好な空き家を市が借り上げ、市営住宅として活用していく考えはあるか。

5点目として、少子高齢化、人口減少が続く中で今後の市営住宅に対する需要は、どの程度見込んでいるのか伺います。

次に、防災・減災対策について。

災害に強いまちづくりに向けて、突発的な災害に備えた対応は万全かどうか。

毎年9月は防災月間です。災害は忘れたころやってくるという言葉がありますが、今年は例年になく異常気象、猛暑日が長く続き、また全国の各地で地震や集中豪雨による河川の氾濫、土砂災害が発生しています。

災害が比較的に少ない北杜市ですが、人ごととは思われません。防災月間にあたり、地震や風水害に備えた防災・減災対策について伺います。

1点目ですが、突発的な災害に対する避難体制と周知について。

特に行政区に加入していない市民の方や観光で市内へ滞在している方への災害時の対応について、またハザードマップ掲載の土砂災害危険警戒区域内に住んでいる住民の災害時の避難、避難所、避難計画は住民全体に周知がされているのかどうか。今回の西日本集中豪雨の災害を教訓として伺います。

2点目ですが、災害に備え地域の自主防災会と消防団との連携が不可欠であります。それぞれの地域の災害特性を生かした防災・減災対策への取り組みはどうか。また、自主防災会を増やすための取り組みと自主防災会への支援状況はどうか。

3点目ですが、今年6月の大阪北部地震、7月の西日本集中豪雨を踏まえた災害・減災対策と問題点は何か。

特にため池等の安全対策について集中豪雨に備えた、ため池等の決壊危険箇所の点検と耐震化に向けた取り組みについて伺います。

4点目として、地域の防災力を高める上で自助、共助の意識の向上など、果たすべき役割が求められていますが、普段から市としてどのように取り組んでいるのか。

西日本豪雨では防災無線が聞こえず、逃げ遅れるケースが確認されるなど自治体からの防災情報の伝達が課題となりました。

先般の山日新聞の調査では、防災情報伝達は8割が不十分との調査結果が発表されましたが、北杜市では防災無線、防災ラジオ、CATV、メールで伝達していますが、要支援者、災害弱者に対しての伝達は十分にされているのかどうか。

次に、障害者の雇用問題について。

障害者の雇用は、障害者雇用促進法で義務付けられ、原則として障害者手帳を持っている人、医師や産業医の診断書、意見書がある人が対象で、知的障害者は精神保健指定医の判定書がある人でなくてはならないとされています。

障害者雇用促進法では、一定割合の障害者の雇用を義務付けています。この数字が法定雇用率で国や自治体は企業より高い2.5%に設定され、厚生労働者が毎年6月に雇用状況の報告を求めています。今、マスコミ報道で騒がされている中央官庁や都道府県の障害者の雇用水増し問題は、国民の信頼を失墜させ、底なしの様相を見せています。ずさんな運用を認める自治体が相次いでいるほか、財務省や法務省などでも水増しの疑いが新たに判明しています。

山梨県においても、障害者雇用の水増し対象者45人を不適切参入していることが発表されました。国が法律で義務付けているものを指導すべき国や自治体を守っていない、違法行為をしている、前代未聞の事態に対して、市はどのように受け止めているのか。

このことを踏まえた上で、本市の障害者雇用の実態は法定雇用率を満たしているのかどうか。満たしていないとすれば、障害者や市民に対してどう説明責任を果たしていくのか。今後、この問題にどう取り組んでいくのか伺います。

最後に、公共交通の課題と今後の取り組みについて伺います。

自動車社会が進み、便利な移動手段により日々の生活が大きく進展しています。しかしその一方で自動車社会は、公共交通のあり方を大きく変更させ、公共交通は著しく衰退しています。超高齢化は移動手段がない人を増加させ、公共交通に頼らなければならない交通弱者を増加させています。

この現状を踏まえ、以下伺います。

1点目ですが、昨今の公共交通対策について改善すべき点は何か。

アンケート調査の結果や市民ニーズを踏まえた今後の公共交通のあり方について伺います。

2点目として、市民バスの利用者を増やすための取り組みとして、障害者手帳を持っている方、後期高齢者や免許返納者は原則無料、もしくは低額な料金、1回100円として市民バスの利用を促進していくことができないかどうか。

3点目として、新たな公共交通の導入、デマンド相乗りタクシーなどの検討状況について伺います。例えばニーズの多い地域の公民館に、相乗りタクシー乗り場を設置して、週に1回程度、時間を設定してタクシーの配備を検討できないかどうか伺います。

以上で明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市職員の働き方改革の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長時間労働の是正と臨時職員の待遇改善についてであります。

長時間労働の削減については、北杜・イクボス宣言によるワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、朝型勤務やノー残業デーの徹底など、効率的な働き方を促進しているところであります。民間における高度プロフェッショナル制度の効果なども注視しながら、さまざまな制度について検討してまいりたいと考えております。また、臨時職員の待遇改善については、平成32年4月から導入される会計年度任用職員制度に合わせ、必要な検討を進めているところであります。

次に、職場のコミュニケーションづくり等についてであります。

職場におけるコミュニケーションは、職場内の意思疎通、情報共有はもちろんのこと、業務時間外においても、職員同士が情報交換や福利厚生会のサークル活動などの場を設けていると承知しております。

なお、職場環境の向上のため、メンタルヘルスなどの研修会の開催や、必要に応じ産業カウンセラーによるフォローなども行っているところであります。

次に、働き方改革推進のための人事室の役割についてであります。

総務課人事室においては、効率的な働き方の促進、有給休暇等を取得しやすい環境づくり、仕事における悩み相談など、働き方改革に向けた取り組みを推進しております。また、定時退

庁日における職場の見回りや、職場環境をチェックするための巡視を行っているところであります。

次に、公共交通の課題について、今後の取り組みにおける公共交通対策についての改善点についてであります。

市民アンケート等から「市民の移動実態が4つの生活圏に分かれる」「交通不便者は10代および高齢者に集中している」などが、現状や課題として挙げられます。このことから、昨年度策定した北杜市地域公共交通網形成計画に基づき、地域公共交通を必要としている人にターゲットを絞り込んでの移動の確保や、4つのエリアごとに地域公共交通運営委員会を設けるなど、市民ニーズを踏まえ、取り組んでいるところであり、今後も地域の声に耳を傾けながら、より良い公共交通の構築を目指してまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市職員の働き方改革の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、時間外勤務と有給休暇等の状況についてであります。

年次有給休暇は正職員20日、臨時職員12日で、平均取得日数は平成27年度正職員10.8日、臨時職員10.9日。平成28年度正職員10.5日、臨時職員11.1日。平成29年度正職員10.4日、臨時職員10.7日であります。夏季休暇は正職員5日、臨時職員4日で、平均取得日数は平成27年度正職員4.8日、臨時職員3.7日。平成28年度正職員4.7日、臨時職員3.8日。平成29年度正職員4.5日、臨時職員3.6日となっております。

なお、休暇などの取得に当たりましては、定期的に部長会議等で促しているところであります。また、過重労働については、会計検査や水道管故障の対応など特殊事情を除き、ないものと承知しております。

次に、時差出勤制度への取り組みについてであります。

本市では、平成28年度からワーク・ライフ・バランスの一環として、午前7時30分から午後4時15分までを勤務時間とする朝型勤務に取り組んでおります。いくつかの勤務パターンを設定し、実施している自治体があることは承知しているところでありますが、多様な勤務時間帯の設定については、課題もあることから、現時点では考えておりません。

次に、防災・減災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、突発的な災害に対する避難体制と周知についてであります。

災害時においては、防災無線やエリアメールなどで情報提供を行うこととしております。土砂災害ハザードマップの警戒区域などに住んでいる方に限らず、避難所などは、市総合防災訓練や市ホームページなどで周知しているところであります。

次に、地域の特性を生かした防災・減災対策への取り組みについてであります。

市総合防災訓練に当たっては、孤立訓練を取り入れるなど地域の特性に合わせた、防災・減災対策に取り組んでおります。

また、自主防災組織については、各区長会において必要性や資機材整備補助金の支援策など

の説明を行い、自主防災組織の増加に努めております。

次に、要支援者等に対する伝達についてであります。

本年7月の西日本豪雨における災害で、要配慮者に限らず、地域としての防災対策を行っていたことにより、人的被害が少なかった地域もあることから、本市においても要配慮者に対して、普段から声掛けを行い、市民一人ひとりが平時から災害に対する意識を持ち、自助・共助による地域の減災力・地域力の向上が重要と考え、本年度から専門家が地域に出向いて指導を行う出前塾などを行っております。また、消防団等により情報提供を行うとともに、必要に応じて、避難行動を補助するなどの体制も整えております。

次に、障害者の雇用問題にかかる取り組みについてであります。

障害者雇用促進法に基づく雇用・報告等は、適正に行われるべきと考えております。本市の障害者雇用率は、本年6月1日現在2.35%であり、国が義務付けている法定雇用率2.5%を下回っている状況であります。障がいを持たれた方々の働きやすい職場環境の醸成や能力を生かす取り組み、発見など、職員間の理解、連携も必要と考えております。

今後、職員の障がい者への理解を深めるため、障がい者職場体験実習の市役所での受け入れや障がい者枠として雇用できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

公共交通の課題と今後の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民バスの利用促進についてであります。

市民が利用しやすいバス運行のため、平成28年度以降、バス車両の小型化によるきめ細かな路線見直しや自由乗降方式の採用などに取り組むなど、利用者の利便性向上に努めてきたところであり、障がい者や65歳以上の高齢者、小学生以下の方々に対しては、運賃の減免措置も講じております。

一方で、高齢者の運転免許証自主返納者に対しては、利用回数券を交付しており、日常の移動手段としての利用促進に努めているところであります。更なる利用促進についても、地域のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、新たな公共交通導入の検討状況についてであります。

現在、新たな公共交通の構築のため、4つのエリアごとの運営委員会でさまざまな案が検討されていることから、地域の実情に即した公共交通体系について、地域とともに検討しているところであります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市職員の働き方改革の推進における、保育士の職員構成と運営上の課題についてであります。

本市の保育士数は全体で159名、そのうち正職員が82名で51.6%、臨時職員が77名で48.4%の構成比率となっております。また、臨時職員の離職については、昨年度5名が退職され、離職率は6.5%となっております。

本市の保育園の運営に当たっては、保育料第2子以降無料化を背景に、3歳未満児の入園率が高まっている状況であります。保育士の配置については、年齢が低いほど、保育士の配置が必要となり、特に0歳児については、児童3人に対し1人の保育士が必要となるなど手厚い配置を行う必要があることから、更なる保育士の確保が課題となっております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

防災・減災対策における、ため池等の安全対策についてであります。

市内のため池については、平成25年度に地震対策農業水利施設整備事業による一斉点検を実施し、ため池ハザードマップを整備したところであります。また、本年7月の西日本豪雨を受け、市、県、山梨県土地改良団体連合会による合同点検を実施いたしました。点検の結果、改修等が必要なため池については、経年劣化や耐震化、ため池の下流域の状況などを判断し、優先順位を決め、県営土地改良事業防災減災事業などを活用して、計画的に改修を行っているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

住宅施策の現状と今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市営住宅の管理の現状と建設計画についてであります。

3年間の市営住宅の管理戸数、入居状況と入居率は、平成27年度管理戸数1,232戸、入居戸数1,167戸、入居率94.72%。平成28年度管理戸数1,230戸、入居戸数1,168戸、入居率95.5%。平成29年度管理戸数1,245戸、入居戸数1,179戸、入居率94.7%であります。

耐用年数が経過した市営住宅については、危険建物であるため、払い下げは行っておりません。

第2次北杜市総合計画では、市営住宅の計画的な整備として、子育て支援住宅整備・移住促進お試し住宅・市営住宅維持管理・市営住宅等改修・市営住宅解体・就業促進住宅整備の5事業の実施を計画しております。子育て支援住宅整備事業および就業促進住宅整備事業は、それぞれ武川団地、白州甲斐駒団地の完成により成果を得ておりますので、現時点で新たな住宅の建設は計画しておりません。

次に、長坂高松団地の整備についてであります。

高松団地については、現在、建て替え計画や大規模改修計画はありません。

なお、現在、県が中心となり、すべての市町村が参加して開催されている山梨県公営住宅等長寿命化計画連絡会議の中で、将来の人口・世帯の推移を反映した県営団地・市営団地を合わせた必要ストック数の検討が行われておりますので、建て替え計画と大規模改修計画についても、この結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、市営住宅に入居中の高額所得者についてであります。

昨年度の高額所得者は7世帯ありますが、いずれも公営住宅法第29条に定める明け渡し請求のできるまでの期間を満たしておりません。市としては、収入が基準を超過している旨を伝え、制度の説明を行っているところであります。

次に、市営住宅への空き家の借り上げについてであります。市では、空き家を活用した建物の貸し出し事業に取り組む予定はありません。

次に、今後の市営住宅に対する需要見込みについてであります。

山梨県公営住宅等長寿命化計画連絡会議の中で、県が中心となり必要な住宅ストック数の検討が行われておりますので、その結果も参考に需要を見込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を4時25分といたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時25分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

再質問はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

それでは1項目めから5項目めまで、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁をいただきましたけども、まず最初に市職員の働き方改革の推進について再質問をいたします。

メンタル面などで休職している職員がいると思いますが、職員が長期間休職をしている場合、上司や職員が職員宅に出向いて職員に直接会って、早期の職場復帰に向けてのアドバイスや励ましはしているのかどうか、伺います。

2点目として、今回の法律で同一労働・同一賃金といっていますが、市の臨時職員の待遇をどのように変えていくのか。先ほど答弁の中で、32年4月をめどに検討していくというような答弁もありましたが、今、臨時職員と非常勤嘱託職員の取扱要綱があります。その中身を、

私は見ると1年以下は臨時職員で半年ごとに更新していくのが原則ですが、今、臨時職員・非常勤嘱託がこの過日の決算では468人いて、非常勤嘱託職員が190名、臨時が278人。この中をたぶん分析すると、もう1年以上の臨時職員、いっぱいいると思うんですよ。そうした方の処遇改善、待遇改善をぜひ、32年4月をめどにすると思うんですが、していただきたい。特に図書館の司書の方、また行政事務職の方、学校職員の臨時職員、これは今、非常勤嘱託要綱に謳ってありません。保育士さんとか調理員さんは5種類、改善されました。1年以上いればいくらとか、5種目であります。たぶんこれは1年以上、5年間の給料は全体的に上がっています。3千円ぐらいずつ上がっていきませんが、たぶん保育士さんなんか、10年以上いる方はかなりいると思うんですよ。だから、そこも見直しをしていただきたい。特に臨時職員を、やっぱり286人を分析していただきたい。そのために人事室の役割、果たす役割があると思うので、よろしくお願いします。

そして先ほど時差出勤については、現時点では考えていないという答弁があって、朝の7時から4時15分までは施行している。でも今はつくば市とか、全国の市町村で時差出勤、すごく多いですよ。例えば、お母さん、育児で学校があるとか、子どもが病気になったとき、やっぱりそういうことをすれば、午後出勤、1時だと7時間45分が勤務ですから8時ちょっとまでできるわけです。やっぱり、そういう弾力的なことを、この働き方改革は求めていると思うので、よろしくお願いします。

そして先ほどノー残業デーについて、やっているということの答弁がありました。毎週水曜日と金曜日はノー残業デーとなっているということですが、このノー残業デーは徹底しているのかどうか。先ほどイクボス宣言等で、かなり解消しているという答弁がありましたけども、あと今回の働き方改革が推進されると、いろいろな問題が出てきます。例えば、勤務時間が短くなる一方でやり方は従来どおりのままで、結果として現場にいる職員の負担が重くなって、終わらなかった仕事を自宅に持ち帰ってしていることもあると思いますが、こうした現状をどのように変えていくか。有給休暇等を消化すれば、そういう問題も出てくるわけです。そうした意味で、職員は今、行革でなかなか増やせない、臨時職員、嘱託職員が増えると思うんです。やっぱり、そこはきちっとした対応をしていただきたい。まず最初にその点について伺いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再質問にお答えいたします。

最初に、休職中、アドバイス等に出掛けるかというふうな問題だと思います。

内容にもよりけりですけれども、例えばメンタルで最初に休みたいとか、あるいはそういったものが出されたとき、お医者さんの証明書、まずその担当課長からいろいろな話を聞き取り、あるいは人事室も交えて、そのために人事室は特別に空いた個室的なものにして入りやすいような状況、密室にしているということでやっております。そして、あとは必要に応じて、その自宅へ出掛ける場合もございます。

次に、待遇はどうなるかというふうな問題です。

会計年度任用職員制度が導入されますと、今まで臨時職員は6カ月に1回の更新でした。こ

れが1年間になるということになります。それから今までの例えば期末手当とか、そういった手当関係については、従来と同じような形です。そして経験年数により号級が上昇する。あるいは経験年数により昇給するというものが出てまいります。このへんが変わってくるころ。それから会計年度の任用職員というのは、パートタイムとフルタイムがあります。2種類ありますので。フルタイムについては、ほとんどの方がパートタイムになるかと思われますが、中にはフルタイムという方もあり、一定条件を満たすと退職金、そういった手当てが出るということがあります。それが今後、変わってくるころであります。

それから時差出勤の制度です。

今現在も子どもを保育園へ送っていく、あるいは学校へ送っていく、そしてあるいは迎えに行くというふうな職員も結構います。そういった家庭の事情も考慮した中での勤務体制というふうなことも考えております。

そういったところを考慮しますと、時差出勤、全員でこれをしていくことはなかなか厳しいところがあります。自分たちは子どもの都合でなかなか協力したいんだけど、できないんですよという方もいらっしゃる。そんなふうな問題がある中で、今現在は「ゆう活」というふうな制度だけでやっているというふうな状況です。

あとノー残業デーは徹底されているかということですが、金曜日、これは毎週、人事室で各課をまわって歩きます。人事室が来ますと、そういう日だということが、ある程度浸透してきたというところでもありますから、今後もこれは続けていきたいなというふうに考えております。

現場の職員が、例えば現場で水道関係で事故等、トラブルがあればそれに昼間対応している。結局、事務は夜になってしまう。これはあります、たしかに。水道に限らず、そのほかでもあります。そういったところは、全体の組織の中で、できるだけやりくりをしてもらおうというふうなこと、それから事務的な補助というものが必要であれば、臨時職員で対応してもらおうというふうにしております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

例えば、休日出勤に対する取り扱いはどうなっているのか。代休を取らせるのが原則だと思うんですが、有給休暇等を消化した場合、取れない場合もあると思うんです。そうした場合、休日出勤手当等を支給しているかどうか。

そして先ほど、有給休暇については、ほぼ、職員については10日以上ということでもいいと思うんですが、定期的な休暇をこれから取らせていくか、それはメンタル面で、すごく仕事量が今、職員、すごく一人担当みたいな形になっていると思うんですよ。それでいろいろの間違いもあると思うので、そこは何とか、それを働き方改革の推進については、もうゆとりというか、時間が長時間労働で、メンタル面で体を壊さないように、そういう趣旨だと思うので、やっぱりそこはある程度、嘱託職員等を増やすことは仕方ないと思います。それで休暇を取って、やるときに頑張ってもらい、それが今回の趣旨だと思うので、そうした場合には、休日出勤に

はきちんと手当てを出すとか、そういうこと。そしてあと、本当に疲れていれば、10日、もし余っていれば、有給休暇を消化してリフレッシュな形で仕事を頑張ってもらうことが私は必要だと思いますが、よろしくそのへんについてお聞きしたい思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、例えば休日出勤したときの、その時間外の考え方だと思います。

基本的には、代休というふうなことをやっております。しかし、そうそう代休ということで、年休もろくに取れないのに代休も取れませんよという場合も当然あります。内容にもよりけりですけれども、時間外対応している場合もかなりあります。基本的には代休を取っていただくんですが、どうしてもこれは厳しいという場合には時間外対応しております。

それから定期的な休暇、いわゆる一人担当、これは厳しいよというふうなご指摘だと思います。

今もメンタルで休む方もいます。そういった中で、各課長さん方には、そのチームとしてどう助け合うのか。一人担当の弊害だとも、ある部分では思っております。ですから組織、その担当内でもってどんなふうにやりくりするのか。その必要性に応じて臨時職員ということも考えられます。そういったものについては、早め早めに人事室のほうへ相談をいただいております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に、住宅政策の現状と今後について再質問をさせていただきます。

先ほど入居状況について、3年間、聞いたわけですが、95%以上で5%ぐらい空いているという答弁がありましたけれども、今、少子高齢化、人口減少がこれから進んでいく中で、今までは子育て住宅とか雇用関係、就業住宅を建ててきましたけれども、今、本来の公営住宅へ入る人は住宅に困っている方が入るとというのが、本来の公営住宅の趣旨だと思います。ですから、先ほど長坂の高松住宅、かなり老朽化して政策空き家になっていますが、長坂駅にすごく近くて立地条件、ニーズがすごくあるところなんです。やっぱりそういうところを、今まではコンクリート建てですが、やっぱり厳しい方には木造でやさしい、そんなにコストをかけないでいいと思うんですよ。そういう平屋建てで、ふれあいがあるような、そういう住宅政策に転換していただきたい。そして北杜市には、空き家がものすごくあります。そして優良というか、良好な空き家もありますので、それをまた地域課との移住定住促進で、そういう絡みもあると思いますので、そのへんは県との関係で、今、検討しているということが先ほど答弁でありましたけれども、やっぱりしっかり、厳しい財政状況がこれから続いていくわけです。そうした、今、既存のそういう空き家を活用したりしていくことが必要だと思います。そして、総合計画でも

改修することが位置付けられていますけれども、しっかりした市の姿勢、住宅政策をしていただきたいと思います。このへんについて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

明政クラブ、相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、高松団地でございますけれども、先ほども答弁でお答えをさせていただきましたけれども、今後の建設計画であるとか、大規模改修計画につきましては、現在、県を中心に連絡会議で市内、県内ということですが、北杜市内の県営団地、それから市営団地の数を把握しながら、今後の必要ストック数というところを研究、検討しておりますので、その結果を踏まえて、また新たな計画をする時期が来れば、してまいりたいということでございます。

それから空き家の件でございますけれども、ご承知のとおり北杜市におきましては、県内でもいち早く空き家バンク制度を取り入れまして、空き家の活用を図っているところでございます。現時点では、その空き家バンク制度を充実というか、より一層発展させるべく頑張っておりますので、そちらで空き家の活用を図っていききたいという考えでございます。

それから最後、住宅政策全般ということでございますけれども、当然のことながら公営住宅は住宅に困っている皆さんのための住宅であります。そういった観点から今後につきましても、しっかりとした計画等を立てながら、年次計画でしっかりやっていきたいということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に、防災・減災対策について再質問をさせていただきます。

北杜市については、最近大きな災害が少ないので、市民の災害に対する意識が弱いと思います。先ほど質問しましたが、自助、共助を含め、市民への啓発活動をどのようにしていくのか。防災・減災教育とか進めていると思いますが、これはかなり、私も今回、防災訓練の中で防災教育講習は受けました。これはやっぱり広く、自主防災会、行政区が受けたほうがいいと思うので、まだまだそういう意識が足りないと思いますので、これからは啓蒙活動を充実していただきたいと思います。

そしてもう1つは自主防災会組織、たぶん今121行政区があるわけですが、まだ半分程度かな、自主防災会組織がされたのは。そのへんについて、先ほど答弁はなかったわけですが、やはりそういうことから、そういう意識を自主防災会の数を増やすことがすごく必要だと思うんです。それが自助、共助。まず自分の身は自分で助けること。そして隣同士が共助の精神で助け合うことが必要だと思います。そして最終的には公助だと思いますが、その啓発を市がどうしようしていくかが課題だと思っていますので、そのことについて、今、地震がすごく多発している。また災害、集中豪雨で、台風21号でも約4,500万円被害もあったし、土砂崩れもありましたけれども、やっぱりそういう危機意識を、起こると思うんですよ、北杜市においても、過去の歴史が繰り返すように。その点について、もう一度、答弁をお聞きしたい

と思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再質問にお答えいたします。

最初の質問が、市民の意識がまだまだ弱いのではないのか、啓発していったらどうかというようなことだと思います。

今現在、市では出前塾、それから減災リーダー養成事業というのをやっております。今年度からです。出前塾というのは、12のメニューの中から選んで、それを受講することができる。それは各行政区であったり、班であったり、自主防災組織であったりと、どこでもできるわけです。今現在、もう5つの行政区でそれを受けていただいて、今後、3つやることになっております。そこには専門家が来て、いろんなアドバイスをしてくれますので、そういったもので、地域で意識を高めていくということが必要ではないのかということ。それから減災リーダーにおいては、7月にやって、今度10月にもやりますけども、そういったものにも、議員さん方もぜひ参加していただきたいと思いますが、それが非常にいい勉強になるというふうなことを聞いております。よって、こういったものを広報紙なり、ホームページなり、いろんなあらゆる方法で、うちのほうでは啓発していきたいと考えております。

それから自主防災組織の数をもって増やしていった、自助、共助のそういった考えを高めていこうというふうなご質問だと思います。

自主防災組織は、現在、北杜市に63組織ございます。60から3つ、今年度増えたわけですが、当然、町によって多少意識も違いますので、全部あるところもあれば、そうでないところもあります。先ほど申し上げましたとおり自主防災組織にこそ、出前塾や減災リーダーの養成事業をやっているというところ、こちらのほうも同じように推進しているところでもあります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

次に、障害者の雇用問題について再質問させていただきます。

先ほど、答弁では適正に行われている、2.5%を2.35%で若干下回っているけども、おおむね適正に行われていることだと思います。これについては、私は一安心しました。今、この問題については、もう42年前から法律ができて、こういうことを指導すべき国、県、とんでもない問題だと思います。私は市職員等、臨時職員、嘱託職員を含めて、全体で2.35%の内訳、行政職は何人、嘱託が何人とか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

そして退職する年齢の職員もいると思うんです。障がいを持った方。そうした、次に補充、下回った場合の補充についての考え方、例えば採用試験のときに広報で、そこをちゃんと明確に知らせていくとか、そういうことについて、補充の方法について伺います。

今、社会問題になっています、このことに対して、やっぱり広報等、ホームページ等でやっぱり周知していくことが大切だと思います。そのへんについて、答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

明政クラブ、相吉議員の再質問にお答えいたします。

2. 35%の内訳というふうなことでありますが、細かく申し上げますと個人が特定されてしまうようなことになりますので、全体で申し上げます。

実質的に障がい者は全部で12人です。障害者手帳を全部有しております。そのうち特別障害という方については、1級、2級というのは、ダブルカウントできますので、結果としてうちのほうは18名を障がい者ということで報告しております。

それから補充の仕方ですね。答弁の中でも申し上げましたけども、まずは職員の中に意識を高めるといこと、障がい者というものを理解するといこと、ですからその障がい者が研修に来るとか、そういったところをどんどん受け入れて一緒になって理解していこうといことをやっていこうといこと。それから今後の検討課題ですけれども、正規の職員の採用試験において障がい者枠というものを設定するといことができるかどうか、これが今、検討段階に入ったところですが、そういったことも考えていこうと。

それから実際に国のほうで2.5%にしたのは、精神障害、知的障害、こういった人たちをもっと活用すべきだといことから、率が上がったわけです。ですから、そういった方々も含めて今後は研修制度を取り入れるというふうに考えております。

それから募集については、さまざまな形で広報等でもお知らせしていこうと考えております。以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

最後に、公共交通について再質問をさせていただきます。

路線や時間帯により、日中はほとんど乗っていない状態で走っている市民バスも見受けられます。先ほど質問したのは、市民バスの利用を促進するためには、やはり料金を低額にして、1回100円ぐらいで、試行でもいいからやって、公共交通に理解をしていただくことが必要だと思います。これがなぜ、私が質問したかというのは、大阪の堺市では65歳以上の高齢者に市内の公共交通は1回100円で利用できる制度を導入しています。それはカード、65歳以上の老人に対して、申請に対してお出掛け応援カードということを交付しています。その効果として、高齢者の外出が増えることで、経済効果がすごく、何億円という効果があったと。そして医療費の抑制にもつながると。歩くことで。大きな効果があったという報道で、それはまた企画課のほうにもその新聞記事も提出してありますけども、ぜひ、やっぱりチャンレジもしなければ、今、4つのエリアで検討をしていることは結構なことです。すごく大事なことだ

と思いますが、やはり公共交通が、例えばお年寄りの外出を促して社会参加や健康づくりにつなげて、医療費抑制につながっていますので、この制度を研究していただきたい。やっぱりチャレンジすること。例えば公共交通については、たぶん使用料は約2億円近いと思うんです。そして、収入がたぶん1割、2千万円程度だと思うので、やはりその9割は市の貴重な税金を投入しているわけです。ぜひいろいろのことをやっていることは分かりますが、ぜひチャレンジしていただきたい。

もう1点は公共タクシー会社、相乗りデマンド交通の件についても、ちょっと試験的にそういう意見もなんか出ているというようなことも聞いていますので、よく聞いて、試行的にやる必要があると思うんです。受け身ではなくて、どんどんやってみて、駄目だったらまた見直しをすればいいと思うんですが、そのへんについて、もっと前向きな答弁をいただきたいと思っています。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

明政クラブの、相吉正一議員の再質問にお答えいたします。2点いただきました。

まず、1点目でありますけども、料金の軽減等をした中で利用促進が図れないかといったご質問であります。

料金の軽減というのも、利用促進策とすれば1つの方法であると考えられますけども、その一方では継続的に安定した運行をしていくといった観点に立ちますと、相応の受益者負担を求めることも必要であると考えております。そういった視点から、今回の地域公共交通網形成計画、この中で目標を定めております。この料金のあり方になるわけなんですけども、収支率、これは運行経費に占める運賃収入等の割合なんですけども、今回、幹線と支線に分けて交通網を形成し、幹線については、その収支率を20%という目標を立てております。また、支線については10%といった目標を立てておりますので、現在、この形成計画に基づきまして事業を進めている状況でありますので、これらの目標を達成するような形で今後も進めていきたいと、そんなように考えています。

もう1点、この利用促進について同じような形で、この公共交通網計画では利用促進というのも1つの課題として挙げております。この中では乗り方の周知啓発、また利用促進体験イベント等の開催というようなことで、なかなか利用されない住民向けにもこういった行動を起こすことで利用促進を図っていこうという目標も立てておりますので、そんな形で計画に基づいて今後進めていきたいと考えております。

もう1点、デマンドタクシー等の導入といった質問であります。

この内容につきましては、地域公共交通を支える交通手段というのは、さまざまな手段があると思います。いろいろな自治体で、いろいろな方法が試されております。ただ、今現在は地域の住民が主体となりまして、運営委員会で検討を進めている状況でありますので、その状況を見守り、しっかりその方針に基づいて運行をしていきたいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

(な し)

相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

(な し)

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、11番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来を代表して、北杜市政の重要課題3項目について質問をさせていただきます。

まず、第1項目めでありますが、防災対策についてであります。

最近の気象状況は観測史上初、また経験したことがないなど異常気象とも思われる予想を超える豪雨が全国あちこちで発生をしております。

今年7月に発生した西日本豪雨、この豪雨により多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生いたしました。また、北杜市にも被害がもたらされた台風21号、そして今月6日の未明に起きた北海道胆振地方を震源とする最大震度7の地震など、連続して発生する大規模な災害により多くの死者や行方不明者、また住宅等にも甚大な災害が発生しております。被災された皆さま方には、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興・復活を願っております。

さて3千メートル級の山々の懷に広がる北杜市は、急峻な地形に縦横に大小さまざまな河川が走っております。砂防指定地域はもとより土砂災害警戒区域、また土砂災害特別警戒区域等に多くの場所が指定されている状況から、災害対策は喫緊な課題であります。迅速かつ適切な計画のもとに積極的に推進を図っていかねばならないと考えます。

歴史を振り返ってみても、長坂町小荒間では昭和の年代に幾多の水害が発生し、また武川町での昭和34年伊勢湾台風による水害は、記憶に新しいものがあります。

土砂災害や堤防の決壊等の水害は一瞬にして、私たちにとってかけがえのない生命や財産を飲み込んでしまいます。備えあれば憂いなし、歴史を、また他地域の災害を教訓とし適切な計画訓練により災害対策を積極的かつ適切に推進していくことが重要であると考えます。

北杜市では防災計画の基本理念の中で、防災とは災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を合わせ持つ本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保障する行政上最も重要な施策であると基本理念に定めております。

市民の生命、身体及び財産を守ることは、まちづくりの基本であり、行政にとっては最も重要な責任であり、義務であると思います。

以上のことを踏まえ、防災対策について、以下4点伺いをいたします。

まず1点目ですが、北杜市地域防災計画の基本的な考え方についてであります。

2点目ですが、地域防災計画に基づき実施している、具体的な施策・事業についてであります。

3点目ですが、災害の発生時には、最前線で活動が期待されている非常備消防団の普段の活動と訓練内容等について、お伺いをいたします。

4点目ですが、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域の現状と、その対策についてお伺いをいたします。

以上4点、よろしくお願いします。

次に2項目めであります、子育て支援策についてであります。

子育て支援策については、第2次北杜市総合計画の主要施策に掲げ、子育て支援の充実の表題のもとに本市における出生者数は、平成18年度に297人とはじめて300人を割り込んだ以降、平成28年度、10年後には201人と減少傾向を辿っております。出生者数の減少を食い止めるためには、子どもを安心して産み育てる環境づくりや子育て支援の充実に取り組むことが必要であります。子育て支援の課題を捉え、その解決のための主要施策として子ども・子育て支援事業計画の推進、幼児教育の推進、子育て世代の住まいづくりへの支援をはじめとする6項目を主体として、合併時からの第1次総合計画の実績を基盤とし、施策事業を先進的かつ積極的に取り組んできた、その取り組みは評価に値するところであります。

国内での出生人口の推移は、2017年の人口動態統計によると国内で生まれた日本人の赤ちゃんは94万1千人で、100万人を2年連続で下回っていると想定をされております。

本市においても今年の成人者数は499名、一方、昨年の出生者数は208名と20年間でなんと半分以下、大幅に減少している状況にあります。非常に厳しい社会環境下ではありますが、それだからこそ北杜市が将来へ向かって継続し、発展していくためには子育て支援の施策事業を適切に、積極的に推進していかなければならないと考えます。

北杜市は子育て支援策事業等に以前より前向きに取り組んできておりますが、その中で特徴ある事業、以下3点についてお伺いをいたします。

まず1点ですが、平成21年度から取り組んできた保育料の第2子以降の完全無料について、10年間取り組んできておりますが、その成果と今後の方針についてお伺いをいたします。

2点目ですが、北杜市総合戦略の中で、若者の移住定住人口の増加を目的に平成27年度から実施している子育てマイホーム補助金の成果。そして平成31年度には、事業期間5年間の期限を迎えることになるわけですが、その後の取り扱い方針についてお伺いをいたします。

3点目ですが、子育て世代等の就労支援策として、平成24年度から実施しているほくとハッピーワーク設置事業の成果と今後の方針について、お伺いをいたします。

3項目めでありますが、教育環境の整備についてお伺いをいたします。

北杜市では第2次総合計画の基本計画において、学校教育の充実の中で本市ではこれまで豊かな自然や人材、文化施設等、地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した教育である原っぱ教育を提唱し、心身ともに健康で郷土愛あふれる人づくりを目指す取り組みを実践してまいりました。

本市の特色である原っぱ教育を引き続き推進し、夢を持ち未来を切り開く心身ともにたくましい北杜の子どもづくりを目指していきますと、基本計画の中で力強く述べております。21世紀に描くほくとこの姿に期待をするところであります。

そこで教育に関する重要課題のうち、以下3点についてお伺いをいたします。

まず1点目ではありますが、施設整備についてであります。

教育環境の充実の面から施設の整備は、大変重要であると思います。温暖化等の影響により高原のまち北杜市も年々気温が上昇してきております。特に今年は梅雨明けが早く、暑い夏が長く続きました。気象庁のデータによると大泉町の気温は35度を超える日が続き、今までには経験したことのない酷暑の日もありました。児童の健康面や授業効率等の面からも小学校への冷房施設の設置は、不可欠であると思います。

今年の7月末には3名の児童が熱中症になり、そのうち1名が救急車で搬送されました。また冷房のある学校では、児童の給食の残差、給食の残りが少ないという事実もあることも聞いております。

昨年12月の議会において、段上、いわゆる大泉町や小淵沢町の小学校についてはエアコンは不要のごとく議論がありましたが、教育委員会では以前より義務教育振興実行委員会の答申を受け、慎重かつ適切な判断のもとに計画的に設置が進められておりますが、設置工事の進捗状況と、その現状についてお伺いをいたします。

2点目ではありますが、いじめ問題についてであります。

北杜市いじめ防止基本方針によると、子どもの健やかな成長は社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが将来の夢を抱きながら、生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責任ですと基本方針に掲げております。いじめ問題は、その対応如何によっては不登校問題等へ発展しかねないという重要かつデリケートな問題であるかと思えます。

そこで市内の学校でのいじめ問題について、その現状と発生を確認した場合の対処方法について、お伺いをいたします。

3点目ではありますが、中学校の運動部の活動についてであります。

中学校の運動部の活動時間について、短時間で効率的な練習を促すことにより生徒のケガの予防等健康面への配慮、勉強など部活以外の機会の確保、そして顧問教員の負担を減らすこと等を目的に、スポーツ庁が運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを公表いたしました。

北杜市教育委員会は、スポーツ庁のガイドライン、ならびにやまなし運動部活動ガイドラインに基づき、生徒にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、学校における体制整備を推進するため、今年、平成30年4月に北杜市運動部活動指針を策定いたしました。

そこで、市内中学校の部活動の現状と指針に基づく改善方針等についてお伺いいたします。

以上3項目、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市地域防災計画の基本的な考え方についてであります。

東日本大震災以降、国を挙げて防災対策が進められる中、本年7月の西日本豪雨や今月6日

に発生した北海道胆振東部地震による被害状況を目の当たりにして、市民の間でも、安全・安心に対する意識はこれまでにない高まりを見せておりますが、さらに自分の命は自分で守るという意識を高めるなどの防災対策の強化は、喫緊の課題であると感じております。

多くの急傾斜地を有する本市においては、その厳しい自然環境に応じた防災対策がこれまで進められてまいりましたが、近年の人口減少や少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化は、防災を担うべきマンパワー不足や災害弱者の増加、地域における互助・共助体制の変化など、新たな問題を生み出しております。

本市は「住みたいまち、訪れたいまち」として、各方面から高い評価をいただいておりますが、大自然は、その魅力で多くの人々を惹きつける一方で、時として私たちを突き放すがごとく厳しい姿を見せることがあります。本年度は、北杜市地域防災計画を見直すこととしておりますが、山紫水明の地 北杜市において、しっかりと豊かな自然と付き合いながら、日々の暮らしを安心して送ることができるよう、過去の災害などさまざまな教訓を生かし、今後も万全な防災対策の構築に鋭意努めてまいります。

次に、地域防災計画に基づき実施している、具体的な施策・事業についてであります。

災害に迅速かつ的確に対応していくため、甲府地方気象台からの発令内容に応じ、職員の配備体制を配備準備から第3配備までの4段階で、基準に則した配備を実施しております。また、自主防災組織の育成や女性消防隊による防災知識の普及、毎年の市総合防災訓練や水防訓練の実施、また、避難行動要支援者の個別行動の計画作成などを行っております。特に、防災力を高めることとともに、災害を減らすための減災への意識を高めることが必要であることから、本年度、専門家が地域へ出向いて、防災や減災の指導を行う出前塾やリーダー養成のための地域減災リーダー育成事業を始めたところであります。

今後も地域防災計画に基づき、地域の特性に合わせた訓練や、あらゆる機会を活用した啓発活動、研修事業などを行ってまいります。

次に、子育て支援策における保育料の第2子以降無料化の成果と今後の方針についてであります。

本市の保育料の第2子以降無料化は、所得制限や年齢制限を設けず、また同時入所に関わらず、全ての児童を対象とするなど、特色ある子育て支援策として、平成21年度から取り組み、子育て世代の経済的負担の軽減や就労支援により、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めてまいりました。これを契機として、平成20年度との比較において、平成29年度実績では、全体の入園率が68.1%から75.8%に、うち3歳未満児の入園率も35.2%から55.6%に増加するなど、子育て世代が安心して子どもを保育園に預け、就労ができる環境が確保されているものと考えております。

この制度は市内・市外の幼稚園に通う子どもたちも対象としていることから、保護者の就労にかかわらず、幼児教育の面においても成果を上げているところであります。昨年度実施したアンケート調査においても、大変有効な施策であるとのご意見も多数いただいております。本市の魅力ある子育て支援施策の1つとして、今後も継続して取り組む考えであります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

教育環境の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施設整備についてであります。

普通教室へのエアコン整備については、本市のPTA連合協議会、校長会、教頭会および教育会の教育4者で組織する北杜市義務教育振興実行委員会から、教育環境の改善項目の1つとして、以前から要望を受けるなど、長年の懸案事項として取り組みを進めてきたところであります。

昨年、12月補正予算で事業費を計上いたしました、小学校普通教室へのエアコン設置工事については、附帯決議をいただいたことから、整備にかかる学校関係者への意向確認、工事内容および工事費の精査などを経て、本年4月に工事を発注し、2学期からの使用が可能となるよう整備を進めてまいりました。

整備工事が完了し、2学期のスタートと同時にエアコンを稼働しているところであります。エアコンの整備により、今年のような猛暑、酷暑においても子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実が図られ、学習意欲の向上にもつながるなどの声が、学校現場から寄せられております。

なお、附帯決議に基づき、工事内容や工事費の精査をしたところ、事業規模が縮小されたことにより、学校現場から要望のあったトイレ、遊具、保健室など一部、北杜市小学校施設等中長期保全化計画で予定していた事業を前倒しで行い、学校教育環境の改善に取り組んでいるところであります。

次に、いじめ問題についてであります。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つであると認識をしております。本市の取り組み状況については、国のいじめ防止基本方針や県の地方いじめ防止基本方針を参酌して、北杜市いじめ防止基本方針を平成26年度に策定し、いじめの未然防止、早期発見に努めているところであります。

いじめは、早期の発見が大切であることから、学校では学期ごとにアンケートを実施しているほか、本市では独自に年2回の学校生活意識調査（通称、ハイパーQ-Uテスト）をすべての小中学校で実施するなど、いじめの早期発見に取り組んでいるところであります。また、いじめを認知したときは、細心の注意を払い、いじめを受けた児童生徒から内容を聞き取り、いじめたとされる児童生徒に事情を確認した上で、教職員が情報を共有するなど、組織的な対応に努め、いじめの根絶を目指して教育活動に取り組んでおります。

なお、いじめの改善に向けては、保護者の方々をはじめ、学校関係者の理解と協力が欠かせないことから、引き続き、学校教育へのご理解とご協力をお願いするところであります。

次に、中学校の運動部の活動についてであります。

北杜市運動部活動方針では、生徒のスポーツ傷害の予防や教職員の多忙化軽減の観点から、週2日以上、平日は少なくとも1日の休養日を設けることや、1日の活動時間は平日で2時間程度、休業日で3時間程度を基本とするなどの方針を示しております。

また、こうした取り組みに対して、各中学校では活動方針を策定するとともに、顧問が年間活動計画や毎月の活動計画などを作成し、生徒や保護者に部活動への理解を求めながら、地域の人材を活用した部活動指導員なども配置し、安全かつ効率的な部活動の実現に取り組んでい

るところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災対策における、非常備消防団の活動と訓練内容についてであります。

消防団は、全国的に後継者不足や高齢化の進展による団員数の減少などが深刻な問題となっている中、本市においては、部の統合による組織の見直しや団員の活動手当の見直しを行い、団員が活動しやすいよう対応してまいりました。

現在、市消防団は、火災予防や火災時の消火活動をはじめ除雪、行方不明者の搜索、また、水防団員として出水期における水防活動など、多岐にわたる消防団活動を活発に行っております。また、災害など有事に備え、日頃からポンプ操作の研修や訓練、機械の保守点検、規律訓練などを行っており、その成果として、大泉分団が山梨県消防団員操法大会で、北杜市として初めて優勝することができました。さらに、昨年度には、女性消防隊を立ち上げ、放課後児童クラブや火災予防パレードなど啓発活動などを行うとともに、市総合防災訓練においても、きめ細やかな対応により、市民からも親しみやすい存在となっております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て世代マイホーム補助金の実績と成果、計画期限後の取り扱いについてであります。

子育て世代の経済的支援と移住定住人口の増加を目的とした北杜市子育て世代マイホーム補助金は、これまでに422件、補助金額5億4千万円を超える計画書の提出をいただいております。そのうち市内の方が302件、市外の方が120件であり、利用された世帯人口は1,487人となっており、多くの子育て世代に市内へ移住・定住していただきました。

住宅の建設は、個人にとって非常に大きな事業ですが、補助制度による後押しにより、本市への移住・定住が促進され、併せて地域の活性化が図られたものと考えております。

今後の方向性については、総合戦略重点プロジェクト全体の評価・検証を行う中で、第三者機関であります北杜市ふるさと創生会議などのご意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、ほくとハッピーワークの成果と今後の方針についてであります。

ほくとハッピーワークは、市と労働局ハローワークが一体となり、ひとり親世帯、子育て世代や障害者など福祉的支援を必要とする方への職業紹介と生活・就労相談を実施するため、平成24年6月からスタートしました。平成25年度若年者、昨年度移住希望者と対象者の拡大

を図り、身近な市役所で就労支援に取り組んでいるところであります。ここ3年間の実績の平均は、支援対象者542人、就職者数282人であり、半数以上の方が就労につながっております。中でも、子育て世代・若年者の利用者が多く、就労支援と職業紹介を一体的に取り入れた事業は、一定の成果を挙げているものと考えております。

本市の特徴としては、市役所内にほくとハッピーワークがあることから、各部局における日々の相談業務の中で、就労支援が必要な方に対し、個々の希望と能力・適性に合った就労につなげているなど、市民一人ひとりに寄り添った対応を行っております。また、必要に応じて、直ちに就労が難しい人への就労準備支援を行っております。

今後も利用者の相談内容に応じ、庁内関連部局による支援体制の充実を図るとともに、ハッピーワークと連携し、よりきめ細やかな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災対策における、土砂災害警戒区域等の現状と対策についてであります。

市内における土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊238カ所、土石流183カ所、地滑り3カ所、合計424カ所であります。このうち、土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊229カ所、土石流142カ所、合計371カ所であります。県では、特別警戒区域の防災対策として、急傾斜地崩壊対策事業を2カ所実施しているところであり、この事業につきましては、市も工事費の一部を負担しております。そのほか、河川の氾濫防止や流水機能の向上を目的とした砂防事業を6カ所、河川改修事業を4カ所、昨年度の大雨や台風により被災した、護岸等の災害復旧事業を4カ所予定しております。

今後も県と連携し、市民の生命・財産を守るため、引き続き事業を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

質問した3項目に対しまして、前向きでそして詳細な答弁をありがとうございました。

そこで防災対策について、2点について再質問をさせていただきます。

まず、非常備消防団の普段の活動と訓練内容等についてであります。

団員数1,884名を要する北杜市消防団について、日頃の活動や訓練内容等についての詳細な答弁をいただきました。私も以前、地元の消防団員として、その任務にあたってきました。その経験を通し、また日頃の消防団団員の皆さまの活動に接するにつき感じることは防火、防犯、防災はもとより地域での行事や祭り等においても、常に消防団員の皆さま方はその中心となり活躍する姿を目にすることが多くあります。

住民の皆さまにしてみれば、消防団員の皆さま方の法被姿を見ると安心する、こんな雰囲気

も地域にはあるわけであります。

家庭があり、職場があり、また自らの時間もほしい中で献身的に消防活動に努めているその姿は、地域にとってなくてはならない存在であることを痛切に感じております。

地域での少子高齢化の進展、コミュニティの希薄化、また団員確保の難しさ等の課題を抱える中ではありますが、消防団活動はますます期待され、地域においてはなくてはならない重要な組織であり、活動であるかと思えます。

団員の皆さまは、災害等の有事に備え常に訓練等を行っている聞いておりますが、その成果として、ただいまの答弁にもありましたように今年8月に開催された第50回山梨県消防団員操法大会に峡北支部の代表として大泉分団が出動し、北杜市として初めて優勝するという快挙を成し遂げました。そして来たる10月19日に富山県で開催される第26回全国消防操法大会に出場するとのことでもあります。このことは日頃の訓練や消防活動等への取り組みの大きな成果であり、実績であるかと思えます。この背景には、練習等に多くの時間を費やし、そして大変な努力があったことであるかと思えます。

そこで、その訓練の内容と、また消防団としてのバックアップ体制はどのようなものであったか、お伺いをいたします。

また併せて、10月19日の全国大会に向けて今、メンバーの皆さま方は日夜練習に励んでいると思えます。どのような訓練、練習を行っているのか、併せてお伺いをいたします。

もう1つ、再質問ですが、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域の現状と対策等について、再質問をさせていただきます。

土砂災害特別警戒区域に、ただいまの答弁で、市内371カ所が指定されているという答弁がありました。これらを指定することは、一時的には重要であります。地域の住民の皆さま方の生命や財産の安全を確保するためには、指定された後、その後の安全対策を迅速かつ的確にやる必要があるかと思えます。

そこで古杉西沢砂防事業について、お伺いをいたします。

この事業は4年ほど前になると思えますが、地元からの強い要望により北杜市道路河川課と山梨県中北建設事務所が連携を取り、地域住民の安全確保のため、真剣にかつ迅速に取り組んでいただきました。その結果、砂防堰堤を3カ所設置することが速やかに決定され、今、工事が進められております。

そこで、この工事の進捗状況と堰堤が設置されることにより土砂災害特別警戒区域は、どのようになるのか。また、住民の生命、財産の安全は確保できるのか、その点について、2点についてお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

ほくと未来、加藤議員の再質問にお答えいたします。

大泉分団ですけれども、訓練の内容、それからバックアップ体制、全国大会に向けてどのような訓練を行っているかというふうなご質問だと思います。

大泉分団、今年の2月から4月まで規律訓練を徹底的に行い、基礎を身に付けました。5月の連休明けから水出し訓練を行って、実際の大会へ備えるということで練習をしてまいりまし

た。暑かった夏場も週3日間、練習を行いました。指導は北杜消防署の職員にご協力を願って、指導を受けるとともに大泉分団の選手以外の団員が、みんなでバックアップをして行った。それから大泉支所の職員も当然、一緒になってやった。練習は夜8時から10時まで、10時過ぎるときもあったようです。そこまで練習したということです。県の大会がいよいよ間近になった7月、8月は日曜日の朝、6時から早朝練習も行ったというふうに聞いております。

今後、全国大会に向けてなんですけれども、今現在、9月に入りまして週2日、来月、10月には週3日、訓練を行っていくということです。その間に市長や、それから消防団の幹部の皆さんが現場へ行って、練習の状況の中で激励も行うというふうなことを計画しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

ほくと未来、加藤紀雄議員の再質問にお答えいたします。

県事業の古杉西沢の工事の進捗ということでございますけれども、まず進捗状況でございますけれども、こちらの事業につきましては、平成28年から工事用道路等の開設を行いまして、昨年、平成29年、平成30年の1月でございますが、3号の堰堤のうち1号が完成をしたところでございます。

また、本年度におきましても今年12月完成を目途に1基、それから来年3月、本年度末を予定、見込んでおりますけれども、3基の工事を完了する予定ということを県から聞いているところでございます。

それからそういった整備を行った結果、特別警戒区域はどうかというご質問でございますけれども、土砂災害が発生した場合に建築物が損壊を生じまして、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある特別警戒区域、俗に言うレッドゾーンでございますけれども、そちらにつきましては、現在は特定の開発行為に対する許可であるとか、建築物の構造規制等の手続きを要する地域になってございますけれども、この事業完成後は土砂災害警戒区域に変わるということでございます。こちらにつきましては、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域ということでございまして、特に規制等はない区域になるわけでございますけれども、土砂災害警戒区域等の指定につきましては、過去の災害の履歴であるとか、沢の高低差であるとか、そういうことの調査を行った中で指定した部分がございますので、そういったことからいうと100%、災害は一切起きませんよということにはございませんけれども、レッドゾーンから比較すると安全性は増すということでございます。

ただ、そこにお住まいの住民の皆さまには、そういったことの認識をしっかりといただきながら、大雨であるとか、そういったときには注意をしていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

どうもありがとうございました。それでは特別警戒区域について、再々質問をさせていただきます。

古杣西沢砂防事業につきましては、その恩恵を受ける地域の皆さまは、市の道路河川課が窓口となり、山梨県中北建設事務所と連携を取って、そして迅速かつ適切な対応をしていただき、今、工事中ということであります。

このことにつきましては、地元の皆さんも本当にまさかこんなに早く堤体ができ、レッドゾーンの解消ができるとは思っていなかったということで、非常に感謝しているところであります。

そこで、しかしながらまだ市内には多くの指定されているレッドゾーンといわれる特別警戒区域が存在しているわけであります。その箇所ごとに内容や対策は異なると思いますが、住民の皆さまの安全・安心を確保するためには、特別警戒区域、せめてレッドゾーンの解消が必要であり、また要望されていると思います。

特に以前大きな災害、水害等に見舞われた地域は最近のように異常気象による豪雨等で全国各地に災害等が発生している状況を見ますと、一層地域にとっては深刻な問題になってきていると思います。

今までの答弁によりまして、また古杣西沢砂防事業も本当にスピーディにやっていただきました。また先ほどの答弁でもあちらこちら、指定地域がある中で一生懸命取り組んでいる、その姿は十分感じるわけですが、例えば古杣西沢川に隣接します地域である長坂の小荒間地区は、まだ記憶に新しく昭和の時代に幾多の大水害が発生いたしております。

そんなことで、地域の皆さん方は豪雨等を見る、異常気象が発生する、こんな状況の中で非常に心配している状況下にあります。これは他の地域も同じであると思います。堰堤等の整備は予算の関係等があり、すぐに実施することは困難であると思いますが、例えば河川の損壊部分の改修や河川敷内の立木の伐採、また流れてくる不要物の排除等、河川管理を適切に行い、水害等の防止に努めるべきであると考えますが、それらに対する市の方針、また具体的な取り組みについて、今後の取り組みについて伺いたいします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

ほくと未来、加藤紀雄議員の再々質問にお答えいたします。

具体的な取り組みということでございますけれども、市におきましても、市の河川改修事業、年間1路線でございますけれども、行っているという状況がございまして、特に市内を流れております大きな1級河川の管理者であります山梨県につきましては、先ほど答弁で申し上げましたけれども、河川等の災害復旧であるとか、それから立木の伐採、また浚渫などについて、昨年度は特に追加補正を組む中でかなり大規模にやっていただいたというところでございます。それにつきましても、箇所等につきましては、地域の皆さまからの支援に対する要望であるとか、また職員のパトロールの中で発見した場所について、県に対して要望しているということでございます。

今後さらに事業実施につきましては、また地域の皆さまとも連携しながら取り組んでまいり

たいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時43分

平成 3 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 6 日

平成30年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成30年9月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 藤原 尚君

日程第2 一般質問

7番	井出一司君
3番	秋山真一君
22番	秋山俊和君
13番	岡野 淳君
16番	野中真理子君
15番	清水 進君
19番	保坂多枝子君
6番	清水敏行君
2番	池田恭務君

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（47人）

市長	渡辺英子	副市長	菊原忍
政策調整参事	櫻井順一	総務部長	丸茂和彦
企画部長	小松武彦	市民部長	篠原直樹
福祉部長	浅川辰江	生活環境部長	仲嶋敏光
産業観光部長	清水博樹	建設部長	土屋裕
教育長	堀内正基	教育部長	井出良司
会計管理者	中田二照	農業委員会事務局長	小尾民司
明野総合支所長	清水能行	須玉総合支所長	坂本孝典
高根総合支所長	土屋智	長坂総合支所長	中澤貞夫
大泉総合支所長	小澤隆二	小淵沢総合支所長	中山晃彦
白州総合支所長	宮川雅人	武川総合支所長	有泉賢一
政策秘書課長	小澤章夫	総務課長	宮川勇人
企画課長	加藤寿	財政課長	清水市三
総務課人事室長	水石正幸	地域課長	大芝一
防災調整監	坂本賢吾	介護支援課長	伴野法子
健康増進課長	堀内典子	福祉課長	八巻弥生
ほくとっこ元気課長	三井ひろみ	環境課長	小泉雅人
上下水道総務課長	輿水伸二	上下水道施設課長	大輪弘
農政課長	小澤永和	林政課長	浅川知海
観光課長	加藤郷志	商工・食農課長	平井ひろ江
まちづくり推進課長	植松宏夫	住宅課長	花輪栄一
教育総務課教育指導監	鈴木和幸	施設担当リーダー	小林俊夫
学術課資料館担当リーダー	長谷川誠	中央図書館長	坂本あけみ
増富出張所課長補佐	津金胤寛		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
 議会書記 平井伸一
 “ 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお執行部、上村監査委員事務局長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

また、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（中嶋新君）

日程第1 会派代表質問を行います。

それでは、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、5番議員、藤原尚君。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

北杜クラブを代表して、3項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目めの本市の防災行政の災害対策について、お伺いします。

今年は季節の変わり目に前線が停滞し、しばしば大雨を降らせ6月から日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風、高潮などをもたらし、記録的な大災害になりました。

日本における災害には、地震、台風、大雨、雪害、火災等があります。険しい山や急流が多いわが国では、台風や前線による大雨によって川の氾濫や土石流、崖崩れ、地滑りなどが発生しやすく、平成29年7月、九州北部豪雨や平成29年8月20日の広島土砂災害、平成30年7月4日の台風7号による広島・岡山土砂災害、最近では北杜市においても平成30年9月4日の台風21号による災害が発生し、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害がたびたび発生しています。

最近では、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発しています。特に宅地等の開発が進んだ都市部では川の急激な増水が生じたり、道路や住宅の浸水、道路のアンダーパス等の地下空間の水没といった被害も発生したり、雨で増水した川や田んぼを見に行き人が流されてしまったり、浸水した道路で側溝の境界が見えにくいために人が転落したりする事故が全国で発生しています。

本市においても険しい山が多く急流が多いので、いつ台風、集中豪雨、ゲリラ豪雨による大災害が発生するか分かりません。発生した場合、川の氾濫や土砂災害などは一気に起こるため避難が遅れると命に関わります。天候が荒れてからでは移動も大変になりますので、特に高齢者や子どものいる家庭は、早い段階から自主的に避難しなければなりません。

しかし残念なことに、本市では今年の4月に須玉町江草地区で県道下の法面が崩落し、崩落した岩が高齢者の住む住宅の裏側にある台所の窓を壊し、家の中に入りましたが幸いなことに

高齢者の住民にはケガがありませんでした。でもこの崩落したことで、ガスが漏れて大きな二次災害の恐れがありました。また8月にも高根町長沢地区の国道141号線で、土砂の流出により約2時間にわたる通行止めとなったことにより、車は県道を迂回することになりました。市の防災対策について、改めて見直す必要があると思います。

このようなことから、本市の防災に対する取り組みや災害にどのように対応しているのかを考えてしまいます。

つきましては、本市の防災行政の災害対策について、以下伺います。

○議長（中嶋新君）

藤原議員、先ほど141号の土砂流出、約2時間と聞こえましたが12時間。

○5番議員（藤原尚君）

すみません、12時間です。申し訳ございません。

○議長（中嶋新君）

訂正いたします。

○5番議員（藤原尚君）

1. 須玉江草地区の県道下、法面崩落事故の災害内容と対応内容はどのようにしましたか。
2. 高根町長沢地区の国道141号線、土砂流出事故の応急処置と今後の対応は、どのようになりますか。
3. 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の数と整備状況は、どのようになっていますか。
4. 市は、防災活動や避難勧告等の判断は何を基準に情報伝達・情報提供をするのでしょうか。
5. 国、県、庁内の他部署との情報伝達や連携はどのようにしますか。
6. 災害発生時における職員配備および配置体制は、どのように計画されていますか。
7. 避難所を開設したときの非常食などの備蓄状況は、どのようになっていますか。

次に2項目めの、上下水道事業の公営企業化の取り組みと進捗状況について伺います。

平成26年10月に地方公営企業等の経営健全化に向けた公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが国から示されました。

このロードマップは、各地方公共団体が計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、簡易水道事業および下水道事業を重点事項と位置付け、人口3万人以上の自治体においては、平成32年4月までの期間内に地方公営企業へ移行することとし、国は各地方公共団体へ要請と同時に、地方公営企業法への移行業務に関して支援措置を実施することになっています。

本市においては、簡易水道事業および下水道事業を平成32年4月からの地方公営企業法の適用に向け、数多くの課題に取り組むため、事務の効率化とスリム化を目指し、昨年4月から料金徴収業務を民間に委託するとともに、上下水道事業を一本化した組織再編を実施し、事業を推進していることと思います。

つきましては、平成29年第4回定例会において、北杜クラブ秋山代表が代表質問で「本市の上水道・下水道事業の公営企業化について」を7項目により質問しております。今回、私は前向きの答弁をいただいた5項目の進捗状況について、以下伺います。

1. 施設整備の効率化や資金投資の平準化を目的とした北杜市水道施設中長期整備計画の進捗状況は、いかがでしょうか。
2. 維持管理費の節減による経営の効率化を踏まえた処理場の統合など、維持管理計画を含めた新たな特定環境保全公共下水道事業計画の進捗状況は、いかがでしょうか。
3. 起債について、毎年の発行額の抑制に努め、起債残高を削減し財政の健全化を図るとのことであるが、その状況はいかがでしょうか。
4. 一般会計からの繰り入れの考えについては、地方公営企業移行でも変わらないとのことですが、経費の削減や経営の効率化・健全化を図る事業経営の取り組み内容はいかがでしょうか。
5. 上下水道使用料については、上がるのは仕方ないと思います。しかし今後、地方公営企業化されたら見直しがあることと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

次に、3項目めの学校施設の整備及び公共施設の統廃合について、お伺いします。

今年の夏は異常なほどの暑さを記録し、各公共施設やイベントでは暑さ対策が十分にできているかが問題となりました。学校施設へのエアコン設置についても、各自治体で緊急に決定され、今現在もエアコン関連資材の不足や工事費の高騰を招いております。

北杜市は幸い平成30年3月定例会で、小学校のエアコン設置が可決されたので、この工事費の高騰は免れました。もし、この決定が遅れたら同じ設備を設置するのに、より多くの税金を使うことになったと思うと、早期の市長の提案が間違いではなかったのだと思います。2学期が始まって残暑が続いていますから、小学校児童の健康は守られ、保護者も安心して学校に通わせられることでしょう。

しかし、中学校についてはエアコン設置が進んでいません。猛暑、酷暑といわれる異常気象は今年に限らず今後も発生することが予想され、異常が通常になることも危惧されます。

こうした中、生徒の健康を守り、教育に適した環境をつくり維持していくことは、学校を設置する市の責務であると考えます。

中学校については、少子化により学校の小規模化が進み、学校統合をどのように進めているかが喫緊の課題となっています。4校案が白紙となり、地域委員会を通じて地域の意見も伺ったとも聞いております。学校統合に向けては、多くの課題もあるものと考えますが、この期間、中学校の教育環境を置き去りにしていくわけにはいきません。

また、公共施設につきましては、二度の合併により8町村が1つとなった本市は361と多くの公共施設を保有しています。合併による施設の重複や偏在などの課題を抱えており、またこれらの施設の中には建築後30年を超える施設もあります。

今後は、公共施設等の老朽化がますます進行し、修繕費の増加が見込まれるほか、大規模改修や更新などが同時期に集中し、厳しい財政状況にあって既存の公共施設等を現状のまま維持していくことは困難な状況となっています。

本市が保有している公共施設やインフラの多くは老朽化が進み、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。その一方で、人口減少や少子高齢化等により財政状況は一層厳しさを増すことが予測され、すべての公共施設を今までどおりに維持していくことは難しい状況であると思います。

本市では公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通しなどを把握し、総合的かつ計画的な管理を行うことを目的に、平成29年3月に北杜市公共施設等総合管理計画および北杜市公

共施設最適配置に向けての基本方針を策定し、よりよい公共施設等のあり方の検討を進めていると公表しております。

現在は管理計画や基本方針に基づき、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていることと思います。

つきましては、学校施設の整備、公共施設の統廃合について、以下伺います。

1. 2学期から使用開始予定の小学校へのエアコン設置工事の進捗状況は、どのようになっていますか。
2. 追加の工事費用などは発生したのでしょうか。また、整備後の課題である使用方法や維持管理費は、どのようになっていますか。
3. 中学校のエアコン整備は、どうなりますか。
4. 本庁舎や総合支所など、核である行政施設の統廃合はどうなりますか。
5. その他、公共施設の統廃合について現状はどうでしょうか。

以上、3項目についてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

おはようございます。

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、上下水道事業の公営化の取り組みと進捗状況における、財政健全化の状況についてであります。

市債発行の抑制については、これまでの行財政改革アクションプランにより、毎年度、市債発行額を元金償還額の範囲内として、抑制に努めております。過去2年間の簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の3事業における、市債発行額と元金償還額の合計額としては、平成28年度発行額約12億800万円、償還額約24億5,600万円、平成29年度発行額約9億4,300万円、償還額約25億8,400万円でありました。

このような取り組みにより、8町村合併後の平成18年度末の3事業の合計市債残高約475億円に対しまして、昨年度の市債残高は約365億円となり、約110億円が減少したところであります。

しかしながら、一般会計も合わせた市全体の昨年度の市債残高、約635億円のうち、当該3事業が占める割合は、約6割と依然として高い割合を占めております。このうち、下水道事業および農業集落排水事業を合わせると、約277億円の市債残高があり、これは合併前から8つの町村が強い思いを持って、市民の快適な生活環境の充実と水質保全を推進するため、取り組んできたものであります。

合併後も、従前の計画を引き継ぎ整備を進めてきたことから、現在の農業集落排水施設を含めた下水道の普及率は、面積が広大な本市にかかわらず87.2%であり、県内市町村の平均67.8%を大きく上回っている状況にあります。

こうした取り組みにより、現在、本市が掲げる「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、環境保全事業をはじめ、世界に誇る水の山事業などにつながっているものと考えております。

今後も、返済計画に基づき償還を行うとともに、毎年度、市債発行の抑制に努め、財政の健全化を図りながら、市民生活に必要な行政サービスをこれまでと同様な水準が維持できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校施設の整備および公共施設の統廃合における、本庁舎や総合支所を含めた公共施設の統廃合の現状についてであります。

8町村の合併により誕生した本市では、現在361施設を管理運営しておりますが、類似施設が多いことや市民1人当たりの施設面積が全国平均の2倍以上になっております。

今後は、人口減少や少子高齢化、また、施設の老朽化の進行による維持管理経費の増加など、一層厳しい財政状況が想定されております。このため、平成28年度に策定した北杜市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の延べ床面積の削減や複合化・多機能化、民間等への譲渡を進めることとし、昨年度は、市民説明会を通じ現状や課題などを広くお知らせしてきたところであります。施設類型ごとの具体的な方針は、来年度までに策定する個別計画において明らかにしてまいりたいと考えております。

本年度は、施設の劣化状況や利用状況等の調査、市民ワークショップの開催などにより、市民ニーズの把握に努め、個別計画に反映できるようにしてまいります。

なお、総合管理計画において、本庁舎や総合支所などの行政系施設は、法律等により設置が義務付けられている義務的施設とされております。また、防災体制を維持するための拠点施設としての機能も有していることなどから、施設の特性を踏まえながら検討してまいります。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

学校施設の整備および公共施設の統廃合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小学校エアコン設置工事の整備状況についてであります。

昨年12月補正予算において、北杜市小学校施設等中長期保全化計画に基づき事業費を計上いたしました、小学校普通教室へのエアコン設置工事については、附帯決議をいただいたことから、整備にかかる学校関係者への意向確認、工事内容および工事費の精査などを行い、本年4月に工事を発注し、2学期からの使用が可能となるよう整備を進めてまいりました。

工事については、工期である8月末までにすべてが完了し、2学期のスタートと同時にエアコンを稼働しているところであります。残暑が厳しかったことから、各小学校においては、整備されたエアコンを有効に活用して、児童の健康管理や円滑な学習活動に取り組んでおります。

次に、追加工事の有無と今後の使用方法等についてであります。

追加工事の有無については、配線や配管、取り合わせなど細かな変更はあるものの、大きな変更は生じておりません。今後の使用方法等については、エアコンの使用開始に当たって、教室内の設定温度や冬季間の運用事例などを示した空調設備運用指針を学校に配布し、設備の有効活用と経費節減にも努めた効率的な運用を工夫するよう、指示しているところであります。また、エアコンを導入したことにより、その機能を有効に活用した教育環境の充実が図られるよう、必要な維持管理費の確保にも努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校へのエアコン整備についてであります。

今年のような猛暑、酷暑と言われる異常気象が今後も想定される中で、子どもたちの健康管理は学校を設置する市の責務であると捉えております。このことから、中学校へのエアコンの整備については、早急な対応が求められており、学校統合の問題とは別に捉え、国の助成策等も視野に入れながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、避難勧告等の判断基準についてであります。

市町村長が地域の居住者等に対して発する避難情報については、災害対策基本法により避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の3段階が定められております。

発表基準については、国のガイドラインがあるものの市町村によって異なっております。本市においては、第1段階の避難準備・高齢者等避難開始は水防団待機水位、第2段階の避難勧告は氾濫注意水位、第3段階の避難指示は氾濫危険情報や避難判断の水位を目安にしております。このほか、本市独自の取り組みとして、第1段階の避難情報が発令される前段階においても、洪水警報が発令された場合などには、状況に応じて各総合支所に一時的な避難所を開設し、不安を抱えている方々が早期に避難していただけるよう、体制を整えているところであります。

次に、国や県、庁内の情報伝達や連携についてであります。

迅速的確な災害対策を講ずるためには、庁内における情報収集・伝達体制を速やかに整えることが第一であります。このため、災害発生のおそれが生じた場合には、気象情報をはじめ国や県などの情報を踏まえ、早期に各部局長で構成する災害対策本部員会議を開き、庁内各部署の情報を一元的に把握した上で、市全体の対策を検討しております。

また、各地域にかかる状況については、各消防団をはじめ、各総合支所やその地域に居住する市職員から情報を収集しているほか、気象台、消防署、警察署、東京電力やNTTなど関係機関からも気象予報、けが人、停電等にかかる情報を随時いただいております。緊急時には、県や気象台と市長とのホットラインによる情報伝達により、迅速な対応が図られております。

次に、災害発生時における職員配備体制についてであります。

北杜市地域防災計画に職員配備計画を定めており、甲府地方気象台から大雨注意報が発令されたときの配備準備、洪水注意報や大雨警報などが発令されたときの第1配備、洪水警報などが発令されたときの第2配備、大規模な災害が広範囲にわたって発生、またはおそれのあるときの第3配備と、4段階での配備体制をとって該当職員が対応しております。特に、第3配備は、災害対策本部を設置し全職員の配備となります。

なお、台風の接近などにより災害の発生が予想される場合は、第2配備でも災害対策本部を設置し対応しております。

次に、非常食などの備蓄についてであります。

市の備蓄は、被災した場合のリスク分散と迅速な対応を可能とするため、8つの総合支所と

学校などの4カ所に分散して配備を行っております。備蓄の状況は、全体で水を約1万7千リットル、災害備蓄食品を約2万8千食保管するほか、防災ママ@北杜などからの意見により、乳幼児用の防災用品なども保管しており、計画的に購入し管理を行っております。

しかしながら、公共での備蓄には限界もあるため、各家庭における防災用品の整備や食料などの備蓄についても周知を図っているところであります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

上下水道事業の公営化の取り組みと進捗状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市水道施設中長期整備計画の進捗状況についてであります。

北杜市水道施設中長期整備計画は、平成28年度からアセットマネジメントと併せて策定業務を行っております。アセットマネジメントとは、長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に、水道施設を管理運営する体系化された実践活動で、計画期間を40年として作成されます。アセットマネジメントの策定業務の中で、水道施設の現況調査と整理、将来の水需要予測、施設の機能評価、地震の被害予測、更新優先順位の設定、事業の課題整理などを行っております。

一方、中長期整備計画は、アセットマネジメントを構成する直近10年の整備計画であります。現在の進捗状況であります。中長期整備計画における各施設の更新計画を検討しております。耐塩素性病原生物への対応、管理用道路がなく維持管理が非効率な施設、老朽化の進行した施設があることなどを踏まえて、平成32年度から新規の整備事業が実施可能となるよう、調整してまいりたいと考えております。

次に、特定環境保全公共下水道事業計画の進捗状況についてであります。

特定環境保全公共下水道事業計画は、全体計画に定められた施設のうち7年間で実施する予定の施設の配置などを定める計画であります。現在、下水道事業は、既存の事業計画に基づき管渠の延伸工事などを行っておりますが、将来の人口減少や節水型器機の普及などに対応し、経営の効率化を踏まえた農業集落排水施設の処理場の統合など、維持管理に関する計画を含めた新たな特定環境保全公共下水道事業計画を策定中であります。本年7月に全13処理区のうち、統合される2処理区を除く、11地区の下水道事業計画策定業務を委託いたしました。これまでに、受託者において各処理区の基礎調査、基本事項の検討を終え、現在、污水管渠の計画を検討している状況であります。

次に、事業経営の取り組み内容についてであります。

市では、平成32年4月の地方公営企業法の適用に向けた取り組みとして、業務の効率化と経費削減を図るため、昨年4月から上下水道料金徴収等業務の民間委託を行うとともに、上下水道事業にかかわる組織再編を行い、職員を削減し人件費などを抑制してきたところであります。経費削減については、修繕料や委託料などの維持管理業務の内容を見直し、引き続き、コスト削減を図ってまいります。また、現在策定中の北杜市水道施設中長期整備計画などに基づ

き、施設整備および経営の効率化・健全化にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、上下水道使用料についてであります。

地方公営企業である上下水道事業については、独立採算制を原則としており、能率的な経営の下に適正原価の回収が必要と考えております。また、国では、地方公営企業会計の特徴として、民間企業と同様の精度の高い財務諸表を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となる点を挙げ、経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能となるとしているところであります。このため、本市においても、平成32年度からの公営企業会計適用に向け、固定資産台帳をはじめ、貸借対照表や損益計算書等の作成に取り組み、経営の効率化を図る中、使用料の見直しについても、必要に応じて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

藤原尚議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

本市の防災行政の災害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、須玉町江草地区の斜面崩落の災害への対応についてであります。

本年4月に発生しました県道葦崎増富線沿線における延長約10メートル、落差約10メートルにわたる斜面の崩落については、道路管理者であります県において、5月中旬から崩落土砂の撤去、大型土のうによる土留め、ラス張りおよびモルタル吹付けによる法面保護等の応急工事が行われ、6月上旬に完了いたしました。並行して、本復旧に向けた設計調査業務に着手し、今月末にはその成果により、工法が決まると伺っております。

8月には、県・市および関係者による協議を行い、工事に必要な用地、作業に必要なスペース等への協力体制が得られました。現在、用地の測量業務を行っており、用地取得に合わせて工事を発注し、早期の復旧に努めると伺っております。

次に、高根町長沢地区の土砂流出の応急処置と対応についてであります。

先月13日の局地的豪雨により、高根町長沢地内の国道141号の沿線3カ所の沢から土砂の流出が発生し、夕方から翌朝5時30分までの間、高根駐在所前交差点から丘の公園入口交差点までの間が通行止めになりました。県では、土砂の撤去、大型土のうによる土留めなどの応急工事を行い、以降、経過観察を続けております。今月4日、台風21号が接近した際にも土砂が流出するなど、不安定な状態が続いている状況でありますので、当面の間、土砂撤去などの措置を継続し、降雨量に応じて通行止めの対応も取るとのことです。その後も倒木による通行止めが発生するなど、危険な状況が続いておりますので、市としても、現場周辺の地質調査等の実施について、早期の対応を要望してまいります。今回の状況から、国道141号は脆弱で、雨量規制による通行止めを生じるおそれがあるため、緊急時における代替路線は、必要不可欠であると考えており、沿線地域の皆さまと共に連携し、国・県に強く要望をしております。

次に、市内の土砂災害警戒区域等の数と整備状況についてであります。

市内における土砂災害警戒区域の指定箇所数は、土砂災害警戒区域は424カ所で、そのう

ち、特別警戒区域は371カ所であります。県では、特別警戒区域の防災対策として、急傾斜地崩壊対策事業を2カ所実施しているところでありますが、この事業については、市も工事費の5%から10%を負担しております。そのほか、河川の氾濫防止や流水機能の向上を目的とした砂防事業を6カ所、河川改修事業を4カ所、昨年度の大雨や台風により被災した、護岸等の災害復旧事業を4カ所予定しております。

今後も県と連携し、事業の継続による危険箇所の防災対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

藤原尚君の再質問を許します。

再質問はありますか。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

それでは、再質問をお願いいたします。

1項目ごとに行わせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1項目めの災害発生時における職員配備および配置体制は、雨に関する気象情報のみの回答でしたが、他の災害発生時における職員配備および配置体制があると思いますので、これについての答弁をお願いしたいと思います。

また、避難場所を開設したときの非常食などの備蓄状況のみの回答でしたが、長期の避難場所での生活になると備蓄の不足になることが多々あるかと思いますので、これについてもご答弁をお願いしたいと思います。

そこで以下の質問を伺いますので、よろしくお願いします。

1. 雪や地震については、どのような職員配備および配置体制になるのでしょうか。

2. 非常食などの配備については、どのくらいの人数分を何日間、準備しておりますか。

よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

2点ですね。答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

北杜クラブ、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

最初の質問が雨以外の雪や地震なんかのときの、職員の配備態勢ということだと思います。震度3以下の地震に際しては、最小限の人数で対応するという、これがまず配備準備です。その次に大雪注意報、震度4の地震、これが第1配備となりまして、総務、建設、産業観光、支所であらかじめ定められた最小限の人数が対応するというものです。

その次が大雪警報、暴風警報、震度5弱および震度5強の地震、このときが第2配備となりまして、地域課、農政課、林政課、道路河川課、それから支所、これは全員の職員がつきます。本庁では課長以上が全員配備となります。

その次が震度6弱以上の地震において第3配備となりまして、これは全職員が配置につくというふうなことであります。

その次が備蓄品について、何日分か、長期的な対応はというふうなことだと思います。

市の備蓄は1日分というものを想定しております。地域防災計画の中で、家屋等が全壊したというふうな状況で想定した中では、8,800人を想定しております。8,800人掛ける3食ということで2万8千食、これが1日分になります。その他はスーパーや自治体との協定による調達ということで、2日分をここで調達いたします。4日目以降は、支援や流通業界からの調達ということで対応していこうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

それでは、引き続きまして2項目めの上下水道事業の公営事業化の取り組みと進捗状況ですが、国は各地方公共団体が計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請し、本市においては簡易水道について、平成26年度に公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを基にし、その公営企業会計の適用を推進してきたところであります。

また、平成26年度以降は下水道事業等も含めた中で公営企業法適用に向けた、さまざまな取り組みを進めていることと思います。そこで本市においても平成23年度からの公営企業適用に向け、固定資産台帳をはじめ貸借対照表や損益計算書等の作成に取り組み、経営の効率化を図ることが最重要であると思ひますし、実施していることと思ひます。

そこで以下、伺ひます。

1. 財務会計システムを構築中ということであるが、その進捗状況はどうでしょうか。
2. 資産に関する財務情報も整理されとのことですが、固定資産台帳の整備状況はどのようになっていますか。

以上、お伺ひします。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

北杜クラブ、藤原議員の再質問にお答えいたします。

2点ほどあったかと思ひますが、まず財務会計システムへの移行の内容ということかと思ひますが、よろしいでしょうか。

財務会計システムに移行するため、現在、貸借対照表や損益計算書の作成に取り組んでおります。その進捗状況でございますが、平成32年4月からの公営企業法の適用に向けて、円滑な会計処理に移行する必要があることから、地方公営企業法に適用したシステムを取り入れるため、現在、企業会計基準に基づく財務会計システムを委託しまして、構築をしているところでございます。

今年度中に財務会計システムの各種設定、さらに必要なデータ等の移行を済ませ、来年度には仮稼働で試験的に運用をいたしまして、平成32年度からの本格稼働に準備するための運用、また試験を行う予定で進めております。

もう1点、固定資産台帳の整備状況ということでよろしいでしょうか。

固定資産台帳の整備状況でございますが、固定資産台帳は所有するすべての固定資産につきまして、取得価格や耐用年数等のデータを網羅的に記載するものでございます。

固定資産は統一的な基準に基づきまして、その現在高、また貸借対照表にその期間中の増減、または純資産変動計算書に表示をすることとしております。

地方公営企業会計におきましては、それらを財務諸表として作成することとなることから、平成24年度から計画的に固定資産調査および評価を行ってまいりました。上下水道施設につきましては、平成24年度から28年度にかけて調査を実施し、下水道農業集落排水施設につきましては、平成27年度、平成28年度、2カ年で調査を実施し、昨年度は上下水道ともに調査後の時間経過による補正調査を行ったところでございます。

固定資産台帳は毎年、更新が必要なため財務会計システム上で運用を行うこととしており、今年度は平成31年度の仮稼働に向けて財務会計システムのデータを入力、また移行中ということでございます。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

藤原尚君。

○5番議員（藤原尚君）

続きまして、3項目めの学校施設の整備および公共施設の統廃合についてですが、先ほど答弁の中にワークショップという言葉が出ましたので、そのワークショップについてのことと、あと公共施設の劣化について、3つ質問をしたいと思います。

1. 市民ワークショップの参加の募集方法と周知方法をどのようにするのでしょうか。また場所と回数について、その実施方法はどのようにするのでしょうか。
 2. 市民ワークショップをどのように、個別計画に反映するのでしょうか。
 3. 公共施設の劣化の調査は、どのように実施するのでしょうか。
- よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

北杜クラブ、藤原尚議員の再質問にお答えいたします。

まず、市民ワークショップについてどのような形で行うのか。また、周知についてといったご質問であります。

現在、答弁でもありますように、平成28年度に公共施設等総合管理計画、これは今後の公共施設の統廃合についてのマスタープランとなる計画になっています。これをもとに現在、個別計画の策定を進めていると。この個別計画につきましては、例えば市内であれば温泉施設、体育館等、こういった施設分類ごとの今後の施設の方向性について、この個別計画に位置付けていくといった計画になります。

当然、この個別計画を策定するにあたりましては、市民の皆さんの合意形成というものが非

常に重要であると考えております。そういった過程において、今回、ワークショップを開催していくといった内容になります。

この開催の方法についてでありますけれども、市内を現在、3つから4つのエリアに分けて開催をしたいと考えております。また時期につきましては、12月から来年の3月ぐらいまでの間に各エリアごと、3回ぐらいの開催を予定しているところであります。

また参加者の募集になるわけなんですけれども、これにつきましては、市の広報紙等を活用した中で公募等も、市民の参加を求めて、今後このワークショップを開催していきたいと、そのように考えております。

次に、施設の劣化調査ということで、どのような形で行われるかといったご質問であります。

現在の個別計画の策定にあたりまして、施設の劣化調査というものを平行して現在、進めている状況であります。この調査につきましては、老朽化率、耐震性能、バリアフリー対応などについて統一的なチェックシートを用いまして、職員による目視によって調査を行うといった内容となっております。また、このほかにも利用度や利用者コストなどについても現在、調査を行っております。これらの情報をもとに、これを個別計画に反映させて、今後の施設の統廃合に活用していくといった状況です。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はありますか。

○5番議員（藤原尚君）

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中嶋新君）

藤原尚君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、68分。次にともにあゆむ会、20分。次に日本共産党、13分。次に無会派 保坂多枝子君、15分。次に無会派 清水敏行君、15分。最後に無会派 池田恭務君、15分となります。

申し合わせ事項により一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。
なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。
それでは順次、質問を許します。

最初に北杜クラブ、7番議員、井出一司君。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

私は大きく2項目につき、質問をいたします。

まず、1つ目として地域包括ケアシステムについて。

日本人の平均寿命が伸び続け、いよいよ団塊の世代が高齢世代に突入したわが国は超高齢化社会となっています。わが国の人口構成は、2015年で65歳以上の高齢者に対し、20歳から64歳の生産年齢世代は約2.4人、2050年には1人の若者が1人の高齢者を支えなければならないと推測されています。

このような状況の中、2018年4月に地域包括ケアシステム強化法が施行されました。言うまでもなく、この法律は介護保険法、医療法、障害者総合支援法、社会福祉法などの医療、介護、福祉に関する法律の改正について、いわゆる束ね法案として提出され成立したものです。

今回の介護保険制度の改正は、大きく2つのポイントがあると認識しています。1つは地域包括ケアシステムの深化・推進で、介護保険制度の保険者、これは市町村ですが、による高齢者の自立支援・重度化防止を促す点、医療・介護の連携を一層推進する点、地域共生社会づくりに向けて「我が事・丸ごと」の施策を推進する点であり、保険者（市町村）の役割と機能を強化するというものであります。

次に2点目は、「制度の持続可能な確保」であります。一定以上の所得のある高齢者の利用者負担を増やす点、2号被保険者の保険料の算定を総報酬割にして公平性を高める点であります。

2025年問題、2040年問題といわれる未曾有の高齢化社会を迎えているわが国で今後の高齢者介護の提供システムをどのように対応していくか、大きな問題であります。

本市においては、第5次ほくとゆうゆうふれあい計画において、今回の法改正に対応しているところであります。

本市の人口は年々減少しており、平成29年10月1日現在、4万7,527人となっておりますが、社人研の予想から見るとかなり減少は抑制されていると認識しています。これは子育て支援、移住定住支援などの充実の賜物と認識しています。ただし、65歳以上の高齢者は増加しており、高齢化率は36.8%となり、全国、山梨県に比較し、大きく上回っているとともに、今後も人口減少は進み、高齢者は増加していくと予想しています。

保険者の内訳で、第2号被保険者は減少し、第1号被保険者は増加していき、平成37年には第1号被保険者より第2号被保険者が3,652人、少なくなると推計されています。

高齢者数は、前期高齢者と後期高齢者の構成比は平成27年から平成29年は前期と後期は拮抗していましたが、以後は後期高齢者が増えていくものと予想しています。認定者数、認定率の推移は第1号被保険者に占める認定率は、平成29年9月現在で11.6%と国、県より低くなっていますが、これも年々増加していくものと予想しています。

在宅高齢者の状況は、平成27年度で一時減少しましたが、また増加傾向であります。65歳以上の認知症高齢者は平成29年度1,407人で、93.6%が75歳以上、寝たきり高齢

者は65歳以上の高齢者では、平成29年度501人で、年齢別では75歳以上が87.6%になっています。

今後はいずれについても厳しい状況にあることを踏まえ、今回の地域包括ケアシステム強化法を基準に、各種事業対応を行っているとともにやっていくものと認識しています。

そこで以下、伺います。

①介護問題は、住民や地域の生活に密着しているので、地域ごとの異なる課題があるとして保険者は市町村と決められたところであります。本市として他市と比較し、独自性を出せるものがあるか。また、出ているものがあるか。あるとすれば、どのようなことか伺います。

②保険制度でその判断を保険者が行うが、要介護状態、要支援状態が起こっているかの介護認定という認定業務を担うこととしているが、平等性確保の方法について伺います。

③介護保険制度であげられている介護保険を申請しない人は、利用できないことになっているが、地域で孤立的な状況で情報なども届かない人がいた場合の対応について伺います。

④介護保険事業計画で保険者は介護保険の運営方針や基本理念を定め、身近な地域に保健、医療、福祉介護などの基盤が整備され、サービスが利用できることが必要なことから日常生活圏の設定を行い、基盤整備を進めてきたと認識していますが、本市の日常生活圏の設定の設定内容および基本的な考えにつき伺います。

⑤介護保険事業計画は、医療、介護の連携も必要とされ、行政担当者や有識者だけで決めるのではなく、被保険者の意見を反映させながら策定する必要があるとしていますが、被保険者、高齢者ですが、の意見反映と担当者、有識者との調整について伺います。

⑥介護保険制度利用で、介護や支援の必要な程度が軽い場合と介護の必要な程度が比較的重い場合がありますが、この振り分けに関し、市町村ごとに対応の差があるといわれていますが、本市において他市との差があるか伺います。

⑦要介護状態などに陥るおそれのある高齢者を把握する質問票が基本チェックリストであります。これによって、一定の要件に該当する場合、介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）の事業対象者となりますが、有効期限の設定が市町村ごと異なるといわれていますが、異なる理由は。また、他市との比較で設定が異なっているか伺います。

⑧地域支援事業の中で、第1号被験者やその家族を対象とした介護者家族の支援事業や介護保険の財政負担の効率化を図る事業などが市町村独自の形態で実施されるとしていますが、本市としてもこれら任意事業を行っているか伺います。

次に大きく2番目ですが、実践型地域雇用創造事業について。

実践型地域雇用創造事業は、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域連携施策などと連携をし、市町村が雇用対策にかかる事業構想の中から雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く、地域の産業および経済の活性化などに資すると認められるものを選定し、事業の実施を委託するとしています。北杜市では基幹産業である農業に加え、八ヶ岳観光圏を中心とする観光関連サービス業、機械部品や水資源を活かした食品の製造業などの企業で発展してきましたが、若者世代の市外転出や低い出生率などを背景に、地域産業の担い手不足が深刻化しています。一方、企業型農業生産法人の進出や国内経済の順調な推移などにより、求人需要の高まりが見えます。

こうした課題に対応するため、製造業、企業型農業生産法人などで必要とされる人材の育成、体験型観光コンテンツの開発による新たな観光需要の発掘などにより、雇用機会の拡大を目指

すとして雇用創出者数を平成30年度までの累計目標人数で109人掲げています。

主な事業内容は事業主向け雇用拡大メニューとして、企業が資源を活かし国内外に対する競争力を強化、多様な人材活用方法、必要な制度の整備にかかる知識を習得するセミナーなどの実施。次に求職者向けの人材育成メニューとして、地域資源を活かした滞在型観光を企画立案できる人材育成セミナー、農業の担い手などで必要とされる、農作物や食品衛生の知識を習得するセミナーなどの実施。次に、就職促進メニューとしてホームページによる市内企業、各種セミナーなどの実施などに関する情報発信および合同就職説明会などの実施。次に、雇用創出実践メニューとして、農場での収穫体験および牧場での酪農体験などの体験型観光コンテンツを開発する北の杜フードバレー実証事業、鳥獣被害をもたらすシカのジビエ肉などで新たなメニューを開発する地域資源特産品開発等実証事業を実施し、目標を達成するとしています。これまでに200人余りの雇用創出がされたと報告がありました。

すでに事業開始から1年余りが経ち、実績も上がっていることを踏まえ、以下伺います。

①地域内企業が地域資源を活かした国内外に対する競争力を強化するためのセミナーを開催しているということですが、国内外に対する競争力強化の内容はどのようなことが提案されているか、伺います。

②多様な人材の活用方法などを学ぶセミナーを開催するとしているが、人材活用方法についての内容について伺います。

③地域資源を活用した滞在型観光を企画立案できる人材を育成するセミナーを開催するとしているが、どのような内容で行い、何人ぐらい参加しているか伺います。

④農業の担い手などで生産される農作物にかかる基礎知識、食品衛生の知識を習得するセミナーを開催するとしているが、どのような人を対象か。また、何人ぐらい習得に向け、セミナーに参加しているか伺います。

⑤鳥獣被害をもたらすシカのジビエ肉などで、メニューなどを開発する地域資源特産品開発等実証実験で、シカのジビエ肉などでメニューを開発するとしているが、現在の状況は。また、課題について伺います。

⑥200人余りの雇用の創出ができたとされているが、雇用された人はどのような分野に雇用されたか伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、他市と比較した独自性についてであります。

本市では、地域包括ケアシステムの実現に向け、全国に先駆けて、地域の支え合い体制づくりを推進し、住民ボランティア団体などが中心となり実施する高齢者通いの場促進事業の充実を図ってまいりました。

現在では、公民館カフェ、コミュニティカフェなど、市内各地域に41カ所で開催されるまでになり、他市と比べても多い状況となっております。本事業では、介護予防の効果があるだ

けでなく、地域の支え合いや助け合いを生み出し、地域包括ケアシステムの土壌が醸成されております。

また、昨年度には、本市の独自の取り組みとして、通いの場を運営する団体が一堂に会し、情報交換などを行う高齢者通いの場運営団体交流会を、初めて開催したところであります。参加団体からは、他の団体の取り組みが参考になったなどの意見が多く寄せられ、好評でありました。この交流会を通じて、各団体の取り組みがさらに充実したものとなることが期待されます。

併せて、通いの場の活動事例や立ち上げのポイントなどをまとめた高齢者通いの場立ち上げ運営ガイドブックを作成し、活動の継続や新規の立ち上げの支援を行っております。こうした本市の取り組みについては、県が主催する市町村の担当職員研修会において、先進事例として取り上げられるなど、多方面からの評価をいただいております。

次に、地域支援事業における任意事業の実施についてであります。

本市では、任意事業として、介護給付の適正化を強化するためのケアプラン点検などを行う介護給付適正化事業をはじめ、男性介護者が孤立しやすい傾向にあるため、情報交換などを行う男性介護者のつどい、また、在宅介護者の身体的、精神的、経済的負担を軽減するための介護用品支給事業を実施してまいりました。

本年度からは、新たに家族介護支援事業として、認知症の方と、その家族を対象とした対話型アートプログラムを市内の美術館にご協力をいただき実施してまいります。このプログラムでは、参加者がアートを鑑賞し、進行役の質問に答えながら、感じたことや思ったことを自由に発言、共有することで、自尊心の高まりや鬱の軽減、生活の質の向上などに効果があると言われていることから、介護者自身の身体的、精神的負担の軽減に役立つものと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護認定業務の平等性の確保についてであります。

介護認定は、県の介護認定調査員研修を修了した市の嘱託調査員などが、全国で統一された74項目の基本調査を行い、その結果を一次判定ソフトに入力することで、介護の手間の総量である要介護認定等基準時間が計算され、介護度を判定します。その後、審査・判定機関である介護認定審査会において、一次判定結果と主治医意見書の内容を踏まえた、総合的な判断を行い、介護度が認定されますが、本市では調査員のレベルアップを図るため、毎年研修会を開催するなど、公平性・平等性の確保に努めております。

次に、情報が届かない方への対応についてであります。

介護保険制度については、介護保険計画概要版の配布、介護保険制度の冊子の各総合支所などへの設置、市広報紙などでの周知を行っているところであります。このほかにも、各地区の民生児童委員協議会に地域包括支援センターの地区担当職員が出席し、情報提供、情報交換を行い連携するとともに、病院からの情報提供など、支援を必要とする方には、戸別訪問を行っ

ております。

今後も引き続き、関係団体などと連携し、支援を必要とする方に、適切な支援を提供できる体制づくりを強化してまいります。

次に、日常生活圏域についてであります。

介護保険法においては、日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括ケアシステムを構築することが求められております。本市における日常生活圏域の設定は、高根町・長坂町・大泉町・小淵沢町を圏域とする八ヶ岳南麓地区と、明野町・須玉町・白州町・武川町を圏域とする塩川・釜無川地区の2圏域を設定しております。圏域については、地理的・歴史的経緯ならびに人口要件などを踏まえて設定したものであり、地域包括支援センターが中心となって、地域での支え合いの仕組みづくりを推進しているところであります。

次に、介護保険事業計画策定における被保険者の意見の反映についてであります。

本計画の策定に当たっては、介護認定を受けていない65歳以上の方へのニーズ調査、要介護認定を受けられている方への在宅介護実態調査を行い、被保険者のご意見などを計画策定の基礎資料としております。また、円滑に計画策定を進めるため、保健、医療、福祉関係者と1号、2号被保険者の代表者で組織する介護保険事業計画策定委員会を設置し、ご意見などを聴取しております。

次に、介護保険制度の利用における他市との差についてであります。

先般行われた県の調査によると、本市の初回認定の傾向は、軽度に区分される要支援1・2、または要介護1・2に認定された割合が72%、重度に区分される要介護3から5までの割合が28%でありました。県内の他市町村においても、おおむね同様の傾向となっており、他市との格差はないということが分かりました。

次に、介護予防・生活支援サービス事業対象者の有効期限についてであります。

介護予防・生活支援サービス事業の対象となる方は、要支援1・2と認定された方と基本チェックリストにより生活機能に低下が見られた方を事業対象者として認定しておりますが、介護認定とは異なり、有効期限はありません。事業対象者には、地域包括支援センターの職員が作成する6カ月間のケアプランにより、介護予防などの事業をご利用いただいているところであります。利用開始後、3カ月ごとにモニタリングを行い、6カ月が経過したところで、再度チェックリストにより事業効果を検証し、プランの継続・見直しを行う仕組みとなっております。本事業は、国が示すガイドラインに沿って運営、実施しておりますので、他市との差異はないと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

7番、井出一司議員のご質問にお答えいたします。

実践型地域雇用創造事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、競争力強化の提案内容についてであります。

実践型地域雇用創造事業については、行政と地域経済団体などが一体となって、地域雇用の創出や人材育成などに積極的に取り組むことが重要であると考え、北杜市雇用創造協議会を中

心に事業を進めております。競争力を強化するためのセミナーは、市内の事業主などを対象に、地域資源の分析や再確認、マーケティング、商品開発、情報発信などの基礎知識の習得、経営革新の必要性和進め方、ホームページを活用した販路開拓、企業の発信力を強化するためのプレゼンテーションなど、より実践的に学べる講座を開催し、都市部や他社との優位性を生み出すノウハウを習得することにより、競争力を高め経営基盤の強化を図る内容としております。

次に、人材活用方法の内容についてであります。

セミナーでは、会社に貢献できる人材育成の方法や良い人材を確保するための採用力の強化、女性に焦点を当てた女性が活躍できる組織のつくり方、企業が変わる女性活用セミナー、従業員の働き方の見直しとワークライフバランスの実現、就業規則や労務管理の実務上必要な研修などを開催し、移住者や女性、シニア層など市内企業における多様な人材活用を支援しております。

次に、人材育成セミナーについてであります。

市では、求職者などを対象として、地域資源を活用した滞在型観光を企画し、自らもガイドができる観光コーディネーターの育成を目指し、北杜市雇用創造協議会と連携して、養成講座を実施しております。昨年度は、県外の著名人や八ヶ岳ツーリズムマネジメントなどの観光関係者が講師となり、市の観光資源や観光マーケティング、滞在型観光の企画立案や活用方法、実践的なおもてなし術やコミュニケーション力の講座、フィールドワークなども含めて、全10回開催し、定員を大幅に超える45名が受講したところであります。このセミナー受講者は、協議会が企画した実践メニューの農観ツーリズム、清里の開拓スピリッツ体験ツアーなどの事業で、ガイドとしての実践活動を行っております。

次に、農作物にかかるセミナーについてであります。

企業型農業生産法人の進出や新規就農者の増加などを背景に、農業に関するセミナーの要望もあったことから、農業の担い手養成講座を開催し、農業を仕事にするためのポイントや食品衛生管理の基礎知識の習得、農業体験などを開催したところであります。セミナーの対象者は、新規就農希望者や創業希望者であり、昨年度18名が参加しております。

次に、地域資源特産品開発等実証実験についてであります。

協議会では、栄養価の高いシカのジビエ肉に着目し、市のオリジナルブランドとして、市内飲食店で提供できるメニューの開発や市外へ発信できる加工品などの開発に取り組んでおります。昨年度は、無農薬栽培の藁にシカのジビエ肉を包み、蒸し焼きにした鹿肉塩釜藁包み焼きと鹿肉の赤ワイン煮込みを開発し、衛生管理や調理法などのノウハウを飲食業者等へ広く公開したところであります。

今後の課題としては、ジビエの需要が高まりつつある中、ジビエの安定供給が課題となっている状況であります。

次に、雇用先についてであります。

200人余りの内訳としましては、商工業が約150人、観光業が約50人、その他福祉分野などです。市では、今後も協議会と連携し、さまざまなセミナーを開催することにより、北杜市で働く魅力を高め、住み続けたいまち、住んでみたいまちとして、持続可能な地域づくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、項目ごとに再質問を行います。

まず、地域包括ケアシステムについてですが、1つ目といたしまして、他市との比較した独自性についてということで、まず公民館カフェとか、コミュニティカフェが多く点在していると。交流会を行っているということ、またガイドブックの作成などが本市の独自の取り組みと考えると、確認をしたいと思います。

また、介護問題は地域ごと異なる課題があると国が考えていると思いますが、国の地域ごと異なる課題の考えについての、本市の考えを伺いたいと思います。

次に、同問題の2つ目として、運営団体交流会を開催し、参考になったとのことですが、これは団体ごとの特色があるからと思いますが、団体ごとの特色ある取り組み、またこれに対する市の関わりについて、お伺いをいたします。

次に、介護認定業務の平等性の確保についてであります。認定調査員が全国で統一の基礎調査を行い、認定審査会を経て介護度が認定されると、こういうことだということですが、調査員のレベルアップの研修はどのような内容か、お伺いをいたしたいと思います。

次に、情報が届かない方への対応についてですが、民生児童委員の方は忙しい中で活動していると思いますが、民生児童委員の担当エリアの把握状況についてお伺いをしたいと思います。

次に、介護保険事業計画策定における被保険者の意見の反映についてですが、介護認定を受けていない高齢者の調査方法および在宅介護実態調査の調査方法についてお伺いをいたします。

次に、介護予防・生活支援サービス事業対象者の有効期限についてですが、これはちょっと確認をしたいということです。現状では要介護状態などでないものの、要介護状態などに陥るおそれがある高齢者を把握するための質問票が基本チェックリストと認識しています。これによって、一定の要件に該当する場合、介護予防支援サービス事業対象者となると思いますが、これ、確認をいたします。有効期限がないと、こういう先ほどのご答弁でしたが、これについて再度、ご答弁をいただきたい。

次に、地域支援事業における任意事業の実施についてですが、男性介護者の孤立に対する介護者のつどいの意見の内容、また介護者のつどいの開催回数および参加者数、またこれらに対する市の対応について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

井出議員の再質問にお答えいたします。

6項目ほど質問をいただいたかと思います。

まず最初の1項目めですけども、市の独自性に関しては、いくつかご質問をいただきました。

まず、独自の取り組みについての確認ということですが、先ほど答弁させていただいたとおり、地域の皆さんのご協力によりまして、高齢者通いの場が数多く開催されていることや通い

の場の運営団体の交流会の開催、さらには高齢者通いの場、立ち上げガイドブックの作成などの独自の取り組みを行っております。

次に、地域ごとの課題について本市の考え方ということでございますけれども、国では高齢化の進展は全国共通の問題であるが、高齢化の姿や課題は地域によってさまざまであり、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に合わせて住民とともに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりを行っていくことが重要であるとしております。本市は広大な面積を有する中に集落が点在しており、移動に時間がかかることや過疎化が他の地区よりも進んでいる地域がいくつかあること。また移住されてくる方が多い地域があるなど、同じ市内であってもさまざまな地域の特性があると認識しております。このため、それぞれの地域の特性を踏まえた上で取り組むべき課題を整理して対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、団体ごとの特色ある取り組みと、これらに対する市の関わりというご質問でございます。

市内41カ所の通いの場におきましては、介護予防のためさまざまな体操を取り入れておりますが、体操のほかにも温かい手作りの昼食でありますとか、北杜市ならではの新鮮な野菜を使った料理、あるいはバイキング方式で昼食を楽しむなど、食に関することを取り入れているところ、またお花見やサクランボ狩りなど、隔月で外食を楽しむなどイベント的なことを行っているところなど、それぞれの団体で特色のある取り組みを行っていただいております。

市の関わりにつきましては、通いの場の立ち上げの際の相談や支援を行うとともに健康教室などの要望があれば保健師が参加したり、さらには介護予防の取り組みを強化するために主に市立病院の理学療法士、作業療法士を派遣するなど自立に向けた支援を行っているところでございます。

次、2番目ですね、介護認定業務の平等性の確保ということの中で、認定調査員の研修内容はどういうご質問でございました。

介護認定調査は介護保険を利用するための基本となる重要なものでありますので、介護サービスを受ける、受けようとする方や、そのご家族が不審や不満を抱くことのないよう、認定調査員としてお宅を訪問した際のマナーをはじめ、認定調査の基本的な仕組みでありますとか、考え方などについて、しっかりと説明ができるよう研修を行っております。

次に、3項目めの情報が届かない方への対応の中で民生委員・児童委員の担当エリアの把握についてというご質問でございました。

本市は広大な面積を有しておりますので、国の基準を上回る人数が希望定数として認められておりまして、187名の民生委員、児童委員が委嘱されているという状況でございます。民生委員は各町におきまして担当エリアが決まっております、行政区への加入の有無に関係なく活動していただいております。また、活動を円滑にいただくために担当課におきまして、高齢者の情報提供を行っておりますので、エリア内の状況はおおむね把握していただいているものと考えております。

次に5項目めの、介護保険事業の策定における被保険者の意見反映のためのアンケート調査の方法についてというご質問でございました。

介護保険事業計画策定の基礎資料とするための調査は、北杜市内に居住する要介護認定を受けていない65歳以上の方および、要支援認定を受けている方の中から3千人を無作為で抽出

し調査を、また在宅で要介護認定を受けていられる方の中から抽出した800人を対象として在宅介護の実態調査をそれぞれ郵送による配布、郵送回収という方法で実施しております。

次に7項目めの、介護予防・生活支援サービス事業対象者の有効期限についてということで確認がございましたけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、事業対象者につきましては、国のガイドラインに沿って6カ月間のケアプランの作成と3カ月ごとのモニタリング、6カ月経過後はチェックリストによる効果の検証とプランの継続、あるいは見直しを実施しておりますので、有効期限を設定するものではございません。

ただし、この事業につきましては、サービスに対する価格の決定とか、この6カ月間のモニタリング等につきましても、あくまでも国の指針が示され、それに基づき、どう実施するかというものは各市町村が決定するというところでございますので、もし本市と違うような取り扱いをしているという自治体があるということであれば、本市においては国の指針どおり実施をしているということで、そういう違いがもしかするとあるのかもしれないという状況はあろうかと思います。

最後に、男性介護者のつどいについてというご質問でございました。

男性介護者のつどいの内容につきましては、情報交換を行いますフリーストークですとか、認知症を理解するための認知症ゲームなどを行っていただいております。その中で、参加された方のご意見としては、家事、特に調理が大変、要介護者に何度も同じことを聞かれてイライラするなどの日ごろの介護についての悩みなどが多く聞かれましたが、その一方で自分自身は介護しているという感覚ではなく、要介護者ができなくなっていることを代わりにやってやるということは、当たり前だと思ってやっているというようなご意見の方もいらっしゃったということでございます。

昨年は6回開催いたしまして、延べの参加人数は181人というふうに報告を受けております。ただ、途中から女性介護者も若干参加希望するというような状況があったようで、これにつきましては、女性の参加者も若干含めている人数だということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

再々質問をさせていただきます。

これはちょっと確認的な要素にもなるわけですが、先ほど調査員のレベルアップの研修の内容については分かったわけですが、このチェックリストの中で調査員ごとの判断がかなり重要だというような項目がないかどうか。もし、それがあるとすると、そこにいろいろの差異が出てくるところがあると思うんですが、その74項目のチェックリストの中で、ただ機械的に、それが入れていけばいいのか。それとも、そこで若干なりとも人としての考え方がそこに含まれるのか。そういう項目があるのかどうなのか、ちょっとここをお聞きしたいと思っています。

もう1点、介護者のつどいでの意見が今、聞いたところであります。それと一般的に外出す

るところは、非常に難しさがあると言われています。外出する場所がないよとか、移動手段が少ないとか、同行者が少ない、外出時の疲れやすさ、費用が高いなどの問題点が言われていますが、現場からの、経験の意見の具現化がこういう外出についての課題解決の大きな要因になるのかなと思っています。だから、そういう意見がいろいろ出ましたよというところを踏まえた中で、そこらへんを市のほうが押してあげるような、何か方策を考えているかどうか、この2点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

すみません、2点目の質問について、最初の部分がよく聞き取れなかったので、もう一度お願いできますか。申し訳ございません。

○7番議員（井出一司君）

介護者のつどいの中で、いろいろ意見が出ましたよということなんですが、その意見をいかに具現化していくかというのが、その課題解決の早道ではないのかなと、こういう考え方なんです。ですから、そういう意見をまとめた中で、市として、それを推し進めていく、そういう何か方策、支援があるかどうか、こういうことを聞いたということです。

○議長（中嶋新君）

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

申し訳ございませんでした。

2点ほど、再々質問をいただきました。お答えいたします。

まず1点目の74項目の入力について、調査員の主観といいますか、そういう部分があるかというご質問でございました。

基本的に算数の1足す1がぴたっと2になるものではございませんので、基本的には研修を受けると、大体適正な判断ができるというような入力方法になっているということでございますけれども、まったくその主観が入らないかということになりますと、なかなかそれは100%、主観が入りませんとはいわずらいということがございますので、そこらへんは研修等でいろんな事例等で、調査員のいわゆる考え方といいますか、調査に対する基準を統一するとか、そういうふうに努めていくことが重要ではないかというふうに思っております。

2番目の介護者のつどい等を通して、いろんな意見を伺う中で市として何かできることというようなことでございますが、やはりいろんな総合事業というか、高齢者通いの場を運営されている団体等も含めまして、介護をされている方、また介護をしている家族の方といろいろ触れ合うことによって、いろいろな課題とか、置かれている状況等が把握できるということもございまして、これをこれからの地域で支えるというのが、今の介護保険の制度の大きな柱になっておりますので、そこらへんのところは意見としてしっかり受け止めて、これからの施策に反映をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは2つ目の項目に入ります。

実践型地域雇用創造事業についての再質問ですが、まず最初に競争力の強化についてですが、実践型地域雇用創造事業において競争力を高めて、経営の基盤の強化を図るセミナーなどを開催しているということで、マーケティングや商品開発などの優位性を生み出すノウハウを習得するとの、こんなような今、答弁があったと思いますが、その具体的なセミナーの内容について、また全国的な競争についての考え方を伺いたいと思います。

次に、人材活用方法の内容についてですが、いろいろなセミナーを開催していることはよく分かりました。この中で移住者の方、女性の方、シニアの方の活用状況について具体的にお伺いしたいと思います。

次に、農作物にかかるセミナーについてですが、セミナーの対象者は就農希望者とか創業希望者ということのようですが、昨年度から現在までの間にセミナー参加者の市内の就農状況、これについてお答えをいただきたいと思います。

次に、地域資源特産品開発等実証実験についてですが、ジビエ活用についてはいろいろと聞いていることもありますが、捕獲してからの処置、搬入などの時間的制約や加工処理を行う人員不足など大きいと思います。ジビエの安定供給の課題のほかにもどのような課題があるか、また今後どのような取り組みを考えているのか、伺います。さらにジビエ料理を市のブランドにしていこうかあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

7番、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

大きく4点ほどご質問いただいたと思いますが、まず一番最初、1点目でございますけれども、競争力強化で具体的にどのようなセミナーの内容だったかという質問だと思います。

具体的なセミナーの内容につきましては、市内の事業所が時代の変化に対応するため、自社の経営を見直し、強みを見つけることや顧客ニーズを正確に分析する戦略的な経営等を習得するもので、現場で実践できる経営革新やヒット商品から学ぶマーケティングの基礎と実践等のセミナーを行ったところであります。

また、全国的な競争につきましては、全国的に人口減少が進む中で市場規模も小さくなっていくことから、都市部や他社に負けないための経営基盤の強化が必要であると考え、そのようなセミナーを行っているところでございます。

続きまして、2点目でございますけれども、人材活用方法の、どんなようなセミナーを行って活用をやったかということでございますけれども、人材活用の状況につきましては、近年、企業からは人材が不足し、求職者が見つからない等の声を聞いておりまして、採用面では年齢層にこだわらなくて、多様な人材の確保を求める企業が多い状況にあります。

こうした中で、雇用創造協議会では50歳以上の求職者と企業の交流事業や女性活躍促進セミナー等を行い、北杜市へ移住された方や子育て、介護等を済ませまして再び働きたいと希望する女性、また長年の経験を生かし、社会貢献を望むシニア世代等の方との就職のマッチング

を目指して、移住者、女性、シニア等の活用を図っているところでございます。

続きまして、農作物にかかるセミナー、新たに就農希望者や創業者が昨年度の実績という質問でございますけれども、昨年度開催しましたセミナー参加者は18名、先ほど答弁のとおりありましたが、そのうち市内で新規に農業を始めた独立した就農者につきましては1名、農業生産法人へ就職しました雇用就農者につきましては、1名という実績でございます。

続きまして、地域資源特産品開発等の実証実験事業、ジビエの活用の中の課題ということでございますけれども、ジビエにかかります課題につきましては、時間的な制約や人材不足のほかにジビエに対するイメージ、特に肉の臭みや味などを払拭することも課題となっていると考えております。

また、今後どのような取り組みを考えているのかということでございますけれども、昨年度雇用創造協議会で開発したジビエメニューにつきましては、成果物公開セミナーにおいて衛生管理や調理方法等が飲食事業者等へ広く公開されていることから、この公開した内容を今後は市内の飲食店等で開発メニュー、成果物として活用されるようにジビエの普及、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市としてジビエ料理を市のブランドにする考えはというご質問であります。雇用創造協議会においては、地域資源として栄養価の高いシカのジビエ肉に着目し、オリジナルブランドを目指すメニューとしまして、鹿肉の赤ワイン煮込み等の料理を完成させ、成果物も広く公開させていただいております。

市としましても、こうした取り組みを契機としまして、市内の飲食店等からの意見やフードバレー協議会の協力などをいただく中で、さらに推進してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

今の地域資源の特産品開発等の実証実験についてですが、今後、市内飲食店などでジビエの活用拡大をしていくには処理頭数を増やしていくと、これが求められてくるのかなと、このように思っています。

それで、今、考えられている課題を、ここらへんを解決していかないと、なかなかこの処理頭数を増やしていくには、難しいのかなと、こんなように考えています。そうしないと、なかなかジビエ料理というものが普及していかないのではないかなと、このように思っていますので、この課題に対する解決方法、これについての市の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

井出議員の再々質問にお答えいたします。

市内でジビエをさらに活用していくためには、材料といいますか、ジビエの肉が加工されて手に入らないと拡大が難しい、この問題点、これをどうやっていくのかという質問だと思いま

すけれども、ジビエ肉のジビエ自体の処理頭数を増やすためには、捕獲時の捕獲方法や捕獲して処理、加工するまでのこれにかかる人員の確保などが必要であると考えております。

このため、市では捕獲方法として猟友会員に食肉として活用できるよう、罠を使用した捕獲のお願いをしています。これは鉄砲で撃ってしまうと、ジビエの肉として処理ができないということになりますので、罠をまず使用して捕獲をお願いしております。

また、これだけではなかなか全体量を確保することが非常に難しい、特に人材ということで難しい状況もありますので、林業地域おこし協力隊による人員の確保をさらにこれから図っていきたい。また、ジビエ肉を食肉として処理、加工できるような人材の育成を市としても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、井出一司君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時45分といたします。

休憩 午後12時17分

再開 午後 1時45分

○議長（中嶋新君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、3番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

今年の夏も数多く想定外という言葉が気象ニュースで使用され、いつどこで自然災害が起るか予測もできない状況でした。

今月上旬に日本列島を縦断した台風21号、北海道胆振東部地震は日本各地に大きな傷跡を残しました。被害に遭われた方に一日も早く平穏な生活が戻られることを希望いたします。

わが北杜市内でも台風21号の際は、倒木による交通マヒや数多くの停電被害など発生し、市民生活に大きな影響をもたらしました。このようなときこそ日ごろからの危機管理意識の必要性が分かります。

先日、知人からこのような意見を投げかけられました。議会では防災意識の向上などと議論されているが、危機管理意識が一番薄いのは議会なのでは、と。私は返す言葉も失いました。私自身、地元の消防団に加入していた経緯もあり、多くの火災現場、行方不明者の搜索、台風接近時のパトロール、浸水、水路氾濫時の対応などを経験し、災害に対する意識は持ち続けていると思いますが、議会内の災害に対する危機管理意識には温度差があると感じています。

大きな被害をもたらした台風21号が北杜市に最接近した当日は、今9月定例会の初日でした。前日より日本各地の被害状況が報道され、気象情報で山梨県の被害が懸念される時間は午後3時から6時との情報も流されました。朝から消防、警察のサイレンが頻繁に鳴り、一刻も

早く議会を終了し、万全な備えをするべきとの考えを多くの議員は持ったと思います。予定では、雨風が強くなり始める午後3時には議案審議は完了し、市長はじめ市役所職員も不測の事態に備えられるはずでした。

議案審議の途中で緊急性のない動議が発言され、動議の取り扱いについて30分以上の議会運営委員会が行われ、出された動議の書類作成のため1時間以上もの時間を消費し、その後の全員協議会でも早期終了への行動はみられませんでした。

最終的には、正副議長の英断により延会という形で議会は終了し、直後に災害に対する緊急対策室が設置されました。

議会が延会となったのは午後6時半。北杜市内で千軒以上の停電被害とのニュースが流れたあとでした。災害対策の最終決断をすべき市長、情報を精査し対策を提案する各部長、各地域の情報を集め現場の対応をすべき各支所長を議場に留め、初期対応を遅らせたのは議会の大きな失態だと考えます。

議員は市民の代表であること、市民の安全を最優先に考えることを忘れてはなりません。

市民に寄り添い、目の前の小さな問題を一つひとつ解決した先に市民全体が平穏に暮らせる北杜市があるのではないのでしょうか。議員一人ひとりが市民の代表として、今、何をすべきかを心に問いかけながら活動すべきと考えます。

今回の台風接近時の対策など、災害に対する知識を持っていることは自分の生命はもちろん、周囲の被害を大きくしないためにも重要です。危機管理意識を向上させるためには、今年度からスタートした減災リーダー研修はとても有意義だと考えます。

そこで最初に減災への取り組みについて、お伺いします。

7月末、北杜市で初めての減災リーダー研修が行われました。この減災リーダー研修とは、大規模な災害から家庭や地域の被害を最小限にするため、平時から市民が自主的に災害への準備を推進していくための知識を身に付けるための研修です。

災害対策の役割として、自助・共助・公助と3つの立場に分けられますが、いざ災害が発生したとき、被害が少なく抑えられる要因は、日ごろから災害への備えを意識し、対応力のしっかりとした個人の心構えや地域の協力体制が整った自助・共助力の強さともいわれています。

この広い北杜市では、公助の力は限界があり、被害を最小限にするためには、まさに災害に備えた市民力の強さが重要だと考えます。

今回の減災リーダー研修に進藤議員と私が参加し、3日間にわたる講習を受講して晴れて減災リーダーの資格を得ることができました。これがいただいた資格認定証です。災害が少ないといわれている北杜市ですが、いざというときに備え、私も市民の一人として議論するだけでなく、行動することが第一と考え、受講させていただきました。

災害に強いまちづくりを目指し、地域の力を向上させていくための減災リーダー研修も踏まえ、以下質問します。

①今期、減災リーダーに認定された人数は何人でしょうか。

②韮崎市では、27年度から減災リーダーの取り組みを進め、現在では450人以上の減災リーダーが認定されています。広い北杜市ではより多くの減災リーダーが必要と考えますが、認定数を増やすための取り組みはあるのでしょうか。

③住民意識が低いと災害対策も進みません。市民の意識向上と災害に対する市民力の向上を増やすための取り組みはあるのでしょうか。

次に、高齢者ドライバーへの補助についてお伺いします。

広い北杜市では、移動手段として車の利用が不可欠です。公共サービスでの交通網整備には限界があり、多くの税金を投資しなくてはなりません。特に過疎地域とされているエリアでは利用者が少なく、より公共交通網を整備するのには難しいのが現状です。

その上、少子高齢化が進む現状の中、高齢者ドライバーは年々増加し、高齢者マークを付けた車も頻繁に見かけるのが現状です。もちろん高齢者ドライバーがすべて危険というわけではありませんが、高齢者ドライバーが起こす事故のニュースを日々見ていると、何も対策をしないわけにもいかないと考えます。

近年は、予防安全装置の付いた車が数多く発売され、最新の装置では歩行者の飛び出しの際にも自動でブレーキがかかり、いざというときに大きな事故にならない工夫がされています。このような予防安全機能が付いた車に乗ることにより、より安心して車が利用でき、重大事故を減らすことにつながるのではないのでしょうか。

運転者、歩行者ともに安全な交通環境を構築するための政策として、以下質問します。

①高齢者ドライバーにより安全な車を利用してもらうために、予防安全装置が付いた車を購入するにあたり購入補助金を支給することはできないのでしょうか。予防安全装置には等級があり、その等級に対する金額設定なども考えられますが、いかがでしょうか。

②シニアカーなどを日常の足として利用されている方もいますが、購入補助金などはあるのでしょうか。

③高齢者の足の確保について、現状での取り組みと今後の方針はどのような検討をなされているのでしょうか。

最後に、ふれあい支援農道についてお伺いします。

以前、開通延期もされましたが、7月初旬に長年待ちわびた全面開通がなされました。お盆休みの際にも長坂インターチェンジ前の交差点は渋滞し、そこを迂回するために多くの車がふれあい支援農道を利用し、渋滞の緩和に機能しました。今後もより広く開通が認知されれば、交通量も増え、この道の有効性が実証されることと思います。

6月定例会の答弁どおり全面開通とはなりましたが、そもそも前年度中の開通を延期した理由の1つに交差点に信号を設置するためと伺いましたが、開通時には設置されていませんでした。現在は利用開始されていますが、今後交通量が増える状況で、より快適に利用できるように他の交差点においても安全対策が重要となってきます。

このことを踏まえ、以下質問します。

①信号機を付けない状態で開通させるなら、もっと早い時期に開通できたのではないのでしょうか。

②北杜サイト南側のS字カーブの土手にも夜間、カーブが分かりやすいように注意標識が必要と考えますが、設置する予定はあるのでしょうか。

③甲陵高校南の交差点などは以前より信号機設置の要望があると聞きますが、信号機を設置する予定はあるのでしょうか。

④市営サンコーポラス長坂団地南側交差点は、小中学校の通学路にもなっており、事故が発生した際には、子どもたちが犠牲になる可能性が大きい交差点です。この交差点に信号機を設置する予定はあるのでしょうか。

⑤現在、信号機が設置されている箇所以外の交差点における安全対策は、どのように対応しているのでしょうか。

以上で質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、減災への取り組みにおける、市民力の向上を増やすための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

大規模災害発生時には、公的機関も被災することから、市内すべての家庭や地域において、日頃から自然災害に対する自助力・共助力を高めておくことが重要であると考えております。そのため、本年4月から減災力の強いまちづくりを行うため、出前塾と地域減災リーダー育成事業に取り組んでおり、多くの方の受講を目指しております。

近年の災害を教訓として、「自分の命は自分で守る」という意識が芽生えてきていることから、現在取り組んでいる減災力の強いまちづくり事業により、災害に対する意識の向上が図られるとともに、新たな自主防災組織の設立や継続のきっかけづくりとなることを期待しているところであります。また、要配慮者への支援や地域内での声かけにもつながり、共助力や地域力の向上が図られるものと考えております。

次に、ふれあい支援農道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふれあい支援農道における甲陵高校南交差点と、市営サンコーポラス長坂団地南交差点における信号機の設置についてであります。

これら交差点への信号機設置については、ふれあい支援農道の全線開通を見据え、地域や北杜交通安全協会、近隣の学校などから設置の要望があり、山梨県公安委員会と設置協議を行ってまいりました。公安委員会では、ふれあい支援農道の全線開通後の交通量等の実態を把握した上で、設置の検討を行うとしております。このたび、ふれあい支援農道も全線開通となったことから、地域等の意見・要望も踏まえ、公安委員会に対して設置要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、信号機が設置されていない交差点についてであります。

注意喚起のための看板の設置や路面標示を行うとともに、見通しの悪い箇所での改良工事を実施するなど、対策を進めておりますが、今後も地域の要望等も踏まえ、現場を確認しながら、関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

減災への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今期減災リーダーの人数についてであります。

自主防災組織等の防災力の強化を図るため、本年度から地域減災リーダー育成事業の取り組みを始め、第1期を7月21日と22日の2日間に渡り開催し、15名の方が受講、受験して全員が合格しました。

なお、認定には、消防署で開催する普通救命講習も必要となりますので、受講が済み次第、認定証の交付を行っております。

次に、認定数を増やすための取り組みについてであります。

地域減災リーダー育成事業は、自助・共助のための知識、地域の防災・減災に関する知識と技能を身に付け、平素から準備と訓練を行えるような人材の育成を目指しております。この趣旨に基づき、第2期の地域減災リーダー育成講習を10月20日と21日に計画しており、市広報紙で周知を行っておりますが、より多くの方に受講してもらうため、北杜市民生児童委員協議会や消防団へ周知するとともに、今後、市ケーブルテレビを活用し、第1期の講習について、受講生の感想などを紹介する予定であります。

今後も、この事業を継続的に実施し、自主防災組織の強化を図るため、多くの地域減災リーダーの育成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

高齢者ドライバーへの補助について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予防安全装置付きの車両購入補助についてであります。

自動ブレーキシステムなどの予防安全装置は、交通事故防止効果が高いことから、各自動車メーカーとも標準装備とする車種が増えてきており、現在ではこれら機能は自動車に必須な、基本機能として認知されつつあるものと捉えております。自治体の中では、予防安全装置付きの車両を購入する高齢者への補助制度に、取り組んでいるところもあることから、その動向などを注視してまいります。

次に、シニアカー購入補助についてであります。

シニアカーは、運転免許証が不要で、自動車の運転経験がなくても楽に扱えることから、歩行に不安を感じている高齢者の移動手段として、数多く利用されております。シニアカー利用においては、要介護・要支援の認定を受けた方には、レンタル費用が介護保険の対象となる場合がありますが、購入に対する補助は行っておりません。

次に、高齢者の足の確保についてであります。

昨年度策定した北杜市地域公共交通網形成計画では、地域公共交通を必要としている方にターゲットを絞りながら移動を確保することを方針に掲げ、高齢者や高校生などの交通不便者の移動需要に対応することとしております。

一方で、すべての公共交通に対するニーズに対応することは困難であり、少しずつの不便をお互いに分かち合うことにより、実現可能で最良の交通体系を確立することが必要であると考えております。こうしたことから、隣近所や友人、地域等による共助が今まで以上に重要となり、現在取り組んでおります、介護を必要とする高齢者への外出支援サービスである「でかけ

～る」など、福祉分野をはじめとするさまざまな方々との連携により、高齢者の足の確保が図られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

3番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

ふれあい支援農道について、いくつか質問をいただいております。

はじめに、開通時期についてであります。

県営事業により整備してまいりました八ヶ岳南広域農道（ふれあい支援農道）は、関係機関と調整を図りながら、本年7月の全面開通を目指し、事業を進めてきたところであります。しかし、山梨県公安委員会より、信号機設置に関し、内部手続きに時間を要するため、設置が8月下旬にずれ込むとの連絡を受けました。このため、信号機設置予定の交差点については、関係機関等と協議し、信号機がない状態でも安全が確保できるよう、交差点への規制看板設置や通行区分変更等の対策を行い、予定どおり7月の開通ができたところであります。

次に、注意標識についてであります。

北杜サイト南側のS字カーブは、外側線での車両誘導により、安全対策を講じております。しかし、この道路は、市内主要幹線道路として、市民や観光客など多くの方が利用することから、現場の状況を確認する中で、さらなる安全を確保するため、注意標識設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

質問はありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

詳しいご答弁、ありがとうございました。

減災に向けての取り組みについてから3項目ですが、各項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず、減災への取り組みについて、3点ほどお伺いします。

広い面積を有する北杜市なので、一人でも多くの減災リーダーが必要と考えますが、目標としている人数はどの程度でしょうか。

認定後も知識の確認や最新の情報を得ることも必要だと思いますが、定期的な講習などは予定されているのでしょうか。

3点目として、防災訓練以外で市民の防災意識を向上させる気軽に参加できるような、そういう取り組みは予定されているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

最初の質問が、減災リーダーの目標人数ということだと思います。

最終的な目標は40人に1人と考えております。しかしこれは、非常に多くの人数になってしまうと、無理もあるということもあります。そこでまずは行政区、122ありますけれども、ここに2人ずつはどうしてもほしいなという目標で今、進んでおります。もし、この目標が達成できれば、行政区の下にある班、約400ありますけれども、その班ごとにも2人ずつというふうなことで、市では考えております。

それから、減災リーダーの定期的な講習ということだと思います。

認定後においても毎年、スキルアップの講習、研修会をやっていこうと考えております。

その次のご質問が、防災意識を向上させる取り組みということだと思います。

答弁でも申し上げましたけれども、専門家が各地域や団体のところへ出向いて、講義、講習を行う出前塾というのがあります。市ではこれを推進しております。12のメニューの中から、それぞれの地域や団体に合ったメニューを選ぶことができる。あるいは、その地域や団体の要望に即したものに多少変更することも可能だというふうに聞いております。

この出前塾ですけれども、今年もう5つの団体、組織、地域ですね、これが講義を受けております。今後、3つ予定されていますけれども、1つは乳幼児を持つ保護者、それから白州中学でもやろうというふうな計画。こんなふうな団体が今後、計画されているということであり、地域での負担はありませんので、ぜひこれを今後は推進していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

続きまして、高齢者ドライバーへの補助について再質問させていただきます。

北杜市は、他の市と比べて自動車交通の依存度は高いと思います。北杜市ならではの交通対策が必要だと考えますが、高齢者ドライバーに対してどのような対策を検討されているのでしょうか。

もう1点、この安全装置の補助金ですが、もし費用とか対応範囲の面で市単独での実行が難しいという場合なら、国や県と協力して進めることもできないのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

2点、質問をいただきました。

最初が、高齢者ドライバーに対する対策といった質問であります。

高齢者ドライバーの悲惨な交通事故、非常に最近、社会問題になっているということで、その対策の重要性というのは、非常に感じているところであります。

そういった中で、市におきましては、専門交通指導員を4名配置しているところであります。この指導員につきましては、児童や高齢者の交通安全教室を中心に行っている。また高齢者の教室につきましては、老人クラブなどの要請に基づきまして、各地区の公民館等に出向いて教室を行っているところであります。

内容としますと、事例を交えて高齢者に合った交通マナーや高齢運転者の心得などを教えているといったところであります。

今後はさらに、この交通安全教室を活用していただけるよう、これは老人クラブ等にもまた周知をしていきたいと考えております。

続きまして、2点目でありますけれども、予防安全装置付き乗用車の国や県への要望ができないかといったご質問であります。

予防安全装置付きの車につきましては、年々増加します高齢ドライバーの安全対策というところでは、1つの方法として非常に期待されていると、そんなように感じているところであります。

そういったところから、国や県の要望につきましては、他の自治体とのまた動きもあろうかと思いますので、それらの動きも見ながら、市としても対応してまいりたいと、そんなように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。それでは最後の、ふれあい支援農道について、1点だけ再質問させていただきます。

交差点への信号機設置など、安全対策の検討会などは定期的に行われているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

交通安全対策検討について、定期的に会議が行われているかといったご質問であります。

議員の質問にありました1つの例なんですけれども、サンコーボラス長坂団地南交差点、ここは小中学校の通学路に指定されている箇所になります。こういった箇所につきましては、教育委員会において通学路安全推進会議というのが年に2回行われている状況であります。この会議では、企画部も交通安全の所管として参加をしているところであります。

この推進会議におきましては、各学校からの危険箇所の報告に基づきまして警察、道路管理者、学校が合同点検等を行って必要な対策を講じているといった状況であります。

通学路以外につきましては、特に定期的という会議はございませんけども、地域等からの要望を受け適宜、対策を講じていると、そういった状況であります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかはいいいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、22番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

一般質問をさせていただきます。

今回、3点、質問をさせていただきます。

まず、1番目でございます。八ヶ岳観光圏事業について。

本市においては、平成22年度から長野県の富士見町・原村と八ヶ岳観光圏を形成して滞在型交流観光に取り組み、平成25年度には観光圏整備法の新たな基本方針に基づく観光圏として国土交通大臣に認定され、全国13の観光圏の1つとして圏域の観光振興を図ってきたと承知しています。

この八ヶ岳観光圏を牽引してきたのが、事業実施主体の一般社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメントであり、昨年11月に地域連携型の日本版DMOに登録されたことから、平成30年度から34年度までの八ヶ岳観光圏整備実施計画を策定し、国の新たな観光地域支援事業として補助事業に採択されました。

国で、観光資源の魅力を極め、観光産業を革新して国際競争力を高めてわが国の基幹産業とし、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を目標に取り組みを進め、特に国内の観光客が伸び悩む中、右肩上がりの訪日外国人の取り込みを目指していることから、インバウンド誘客を中心とした八ヶ岳観光圏の取り組みには、大いに期待するところであります。また、八ヶ岳観光圏を含む14の市町村が日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」に認定されたことから、文化財を活用した観光振興も期待されます。

このようなことを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目として、近年の北杜市を訪れる外国人観光客の状況はいかがですか。

2つ目として、平成30年度から34年度までの八ヶ岳観光圏整備実施計画の主な内容とインバウンド誘客対策は、いかがでしょうか。

3つ目といたしまして、文化財を活用した観光振興策はどのようなものがありますか。

続きまして、2つ目としまして、ふるさと納税について。

ふるさと納税は、平成20年度税制改正により創設され、ふるさにと貢献したい、または好きな地域を応援したいという納税者の思いを実現させるための制度であります。

本市においては、北杜市ふるさと応援寄附金と称して、環境日本一の潤いの杜づくり、教育・文化に輝く杜づくり、子どもの声が響く杜づくり、その他おまかせの杜づくりの4つを活用メニューとして掲げ、パンフレットや市のホームページのほか、さまざまな媒体を活用して周知

を図ってきたところであると承知しております。

その結果、スタートから平成24年度までは年々件数、寄附額とも伸びてきましたが、それ以降は件数が300件から400件、寄附額が1,200万円から1,500万円と横ばいで、昨年度は1,800万円と若干伸びましたが、件数は前年度を下回っている状況であります。

このような中、県内他市においては平成27年度から伸び始め、平成29年度において寄附金額が1億円を超えているのが6市であり、17億円を超えている市もあります。

国では昨年、返礼品の送付において地方公共団体間の競争が過熱しているほか、納税の趣旨に反するような返礼品もあることから、ふるさと納税にかかる返礼品のあり方において、返礼品価格の割合を3割以下とすることや、趣旨に反する返礼品の例を示すなど、ガイドラインとなる通知を行っております。

このような状況を踏まえ、本市のふるさと納税の状況について伺います。

1つ目として、返礼品の品目数、返礼システム、国のガイドラインとの整合性はいかがでしょうか。

2つ目として、現状での他市との違いから考えられる課題はいかがでしょうか。

3つ目として、課題を踏まえての寄附額増額のための対策は、どのようにお考えか伺います。

続いて、3番目でございます。増富地域再生協議会における地方創生推進交付金事業について伺います。

平成28年度地方創生推進交付金事業執行に当たり、増富地域再生協議会における不適切な事務処理から交付金を返還することになっております。

しかしながら、この問題は返還金額の確定に伴う山梨県との調整等もあり、いまだ終結しておらず、多くの市民も心配し注目しているところであります。

議会においてもこれまでの多くの状況報告、また調査結果の報告をいただいたことから経過等についても私なりに承知をしているところであります。

ところが先般発行された、ともにあゆむ会 会報第7号においては、これまで執行側から説明された内容とは大きく異なるため、驚愕し疑心暗鬼に陥ってしまったほどであります。

会派の会報は、市民にも大きな影響力を及ぼすものであり、これが本当のことなら大きな問題として取り上げなければならいと考えるところであります。

このことから、改めて以下のとおり質問いたします。

1つ目として、表題 再生協議会が市に宛てた平成30年2月25日のメールとはどのようなものなのか。

2としまして、表題下 契約解除の合意書に添付した覚書とはどのようなものなのか。

3つ目としまして、事業の中止理由については、私が承知している内容は増富地域再生協議会から交付金に頼らず、自分たちの地域活性化に取り組みたい旨の申し出があり、市としても受け入れて事業の中止に至ったと報告されている。しかし、ともにあゆむ会の会報には、その事実は一切掲載されていません。また、会報には10月26日、理事会が開催され、北杜市副市長をはじめ、複数の市の職員の方が出席されました。その席で協議会より副市長に対し現市議会議員と元議員の執拗な事業への介入を理由として、事業の中止を決断した旨、報告いたしました。副市長は、そのような事由であれば無理にお願いすることもできない。事業は中止ということで承知した旨、返答しましたと記載されているが、これは事実であるのかどうか、お伺いします。

4として、メールはすべて公文書として取り扱われるのか、お伺いします。

以上、よろしくご答弁をください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、返礼品についてであります。

現在の返礼品目数は、米、地酒、野菜、果樹、加工品などの市内の特産品24品目で、返礼システムは、寄附者からの寄附を担当が確認後、特産品取り扱い業者に宅配による送付を依頼し、お礼状を添えた返礼品が届くシステムとしております。

本市のふるさと納税の取り組み姿勢としては、ふるさと北杜を愛し、応援をしていただける方々に対し、ふるさと納税をお願いしてまいりました。国のガイドラインとの整合性については、平成29年4月1日付け総務大臣通知で示された、返礼品としてふさわしくない資産価値の高いものや金銭類似性の高いもの、返礼割合が3割を超えるものなど、本市では、ふるさと納税スタート時から扱っておらず、現在もガイドラインに沿って実施しております。

次に、現状での他市との違いから考えられる課題についてであります。

県内他市では、寄附金額の上位を占めている自治体の状況は返礼品目数が多く、また、インターネット上で手続きができる、ふるさと納税専門のポータルサイトを複数活用しております。

本市においては、魅力的な資源は多数あるものの「掘り起こしがされていない」「返礼品としての採択基準が明確でない」「有効なポータルサイトが活用されていない」ことなどが課題であると考えております。

次に、寄附額増額への対策についてであります。

返礼品については、野菜や果物、加工品など種類の多さ、標高差を活用した収穫時期の長さなどから、増やす余地は十分あると考えており、さらに、観光におけるアクティビティ体験や農業体験などを加えることも考えております。

今後は、返礼品の採択基準を検討して、品目数の増加に努めてまいりたいと考えております。

ポータルサイトについては、実績などの情報収集を行うとともに、サイト使用料や手数料も勘案する中で、有効に活用できるサイトも検討してまいります。また、寄附金の活用メニューについても、より具体的な事業への活用を検討し、寄附者が達成感や楽しみを感じ、応援したくなるような工夫をしてまいります。

その他については、担当部長、担当総合支所長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

八ヶ岳観光圏事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、外国人観光客の状況についてであります。

外国人観光客に関わるデータとしては、外国人宿泊者を対象とした山梨県観光入込客統計調査のみであり、これによると本市の外国人宿泊者数は平成27年が8万3,694人、平成28年6万8,857人、平成29年3万8,712人です。しかし、本年度の北杜市明野サンフラワーフェス2018や市内観光施設において、外国人観光客は大幅に増加しているとの報告をいただいております。

次に、八ヶ岳観光圏整備実施計画についてであります。

この計画は、魅力ある観光地域づくりの構築や訪日外国人観光客等の来訪および滞在の促進を図ることを目的に、八ヶ岳観光圏のプラットフォームである一般社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメントが策定し、本年7月に国から認可を受けました。

計画では、引き続き「1,000mの天空リゾート八ヶ岳、澄み切った自分に還る場所」をスローガンとして取り組むとともに、特に外国人旅行客の誘客策に力を入れてまいります。具体的には、宿泊サービスの向上と滞在期間の長期化を狙い、外国人に特化した滞在プログラムの創出などに努めてまいります。

本年8月には、外国人アドバイザーとして、アレックス・カー氏を招聘し、外国人目線による食や、外国人が好む滞在場所を生かしたツアーの構築などについて助言を受けたところであります。

次に、文化財を活用した観光振興策についてであります。

観光圏内には金生遺跡や梅之木遺跡・井戸尻遺跡など国の指定遺跡が多数あり、数多くの土器・石器が出土しておりますが、新たな観光プログラムとして、縄文人の高い芸術性を身近に感じることや、土屋根竪穴住居の復元を体験することも有望なメニューであると考えております。また、これらの遺産と地域の観光事業者を結び付けることが重要であることから、日本遺産事業の活用を図り、多言語のホームページやガイドブックの作成、周遊ルートの開発、モニターツアーの実施、日本遺産発信イベントなど多岐にわたり事業を進めてまいります。外国人観光客は日本文化や体験を好むことから今後の進展に期待をしております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

22番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

増富地域再生協議会における地方創生推進交付金事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、再生協議会が市に宛てたメールについてであります。

このメールについては、増富地域再生協議会の事務局員が、個人的に市の担当者に宛てたメールであり、再生協議会の総意で送られたものではありません。

次に、契約解除の合意書に添付した覚書についてであります。

ともにあゆむ会 会報第7号に掲載されている文章は、読者に、合意書に覚書が添付されているとの印象を与える表現ではありますが、相互に締結した契約解除の合意書に覚書は、添付されておられません。

次に、事業の中止理由についてであります。

平成29年9月19日に再生協議会の臨時総会で中止の決定がされ、その後、市へ交付金に頼らずに、自分たちの地域活性化に取り組みたい旨の相談・報告があったところであります。

10月26日に再生協議会の理事会が開催され、副市長以下、市職員が出席し、地域の協力の下に事業を継続してほしい旨を再生協議会に対し、依頼をしたところであります。

しかし、再生協議会からは臨時総会での決定事項であるため、この決定を変更し、事業を継続することは困難であるとの説明が再度ありました。

市では、再生協議会の強い意思を受け止め、事業の中止は、やむを得ないと判断したことから、平成30年2月22日に契約解除の合意書を取り交わしたものであります。よって、会報に記載されている中止理由は、事実ではありません。

次に、メールの取り扱いについてであります。

本市のすべての職員には、メールアドレスが与えられており、業務などにかかる送受信が可能となっております。職員が送受信したメールについては、その内容を確認し、北杜市情報公開条例において規定される職員が職務上作成し、または取得した文書として、公文書に該当するかを判断しております。

よって、あいさつ文などのメールについては、公文書として取り扱っておりません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

細かく答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再質問を2項目にわたってしたいと思いますが、まずふるさと納税についてと、それから増富地域再生協議会について再質問をさせていただきます。

まず最初、ふるさと納税についてでございますが、ポータルサイトの活用を図りながら地域活性化の観点から寄附収納返礼品業務等一部を地元団体へ委託するお考えはありますか。それにより地域の生産物などの需要につながるといいますし、地元企業の参加も今以上、望めるといいますが、どうでしょうか。お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品等、地元の団体、そういったところへ委託したらどうかというふうなことだと思います。

返礼品業務を実際に商工会ですとか、あるいは観光関係の団体、そういったところに委託している、委託することによって地元還元され、雇用が生み出されて地域貢献につながっているという例も他市では確かにございます。

市としましては、今後、ポータルサイトを活用する中で、ふるさと納税の事務の円滑化を図るため、つまりポータルサイトを使っていけますと、今後かなり、増える可能性があります、

ふるさと納税が。そういったときに、市の職員の業務だけではとてもまわっていかないということも考えられます。そんなことから、公金およびマイナンバーの取り扱いを除いた業務を外部委託することについて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは続いて、増富地域再生協議会についての再質問をさせていただきます。

まず1つ目でございますが、再生協議会が市に宛てたメールは増富地域再生協議会の事務局員が個人的に市の担当者に宛てたメールで、再生協議会の総意で送られたものではないということは、正式な手順を踏んでいないもの、公文書ではないという理解でよろしいでしょうか。では、市全体としてメールにおける公文書の取り扱いをどのようにお考えですか、ここをお願いします。

それから2つ目といたしまして、契約解除の合意書に添付した覚書について、ともにあゆむ会 会報第7号に掲載されていますが、質問の資料として会報の3ページ部分を添付してありますから、その文書を参考までに読み上げます。

再生協議会が市に宛てた平成30年2月25日のメール、契約解除の合意書に添付した覚書、事業の中止理由について（抜粋）「・・・増富地域再生協議会の委員ではない現北杜市市議会議員の方と元議員とが介入したことによって、事態は一変しました。この両名があるコンサルタントを増富の交付金事業で起用するように迫りました。このコンサルタントは健康科学大学との意見交換会をはじめとする事業について、即刻取り止めるよう事務局に厳しい口調で迫りました。・・・10月26日、理事会が開催され、北杜市副市長をはじめ複数の市の職員の方が出席されました。その席で協議会より副市長に対し、「現市議会議員と元議員の執拗な事業への介入」を理由とし、事業の中止を決断した旨、報告いたしました。副市長は、「そのような事由であれば、無理にお願いすることもできない、事業は中止ということで承知した」旨、返答しました。・・・」

以上のように、市が公表している事業中止の理由と、再生協議会の言い分は全く異なる内容になっています。増富地方創生事業をめぐって起きた事は、議員そして行政のありかたそのものを問う重大な問題を抱えているのです。と、ここまでの記事として記載されて、その文書です。

このように、ともにあゆむ会 会報第7号を読むと、まるで契約解除の合意書に覚書が添付されているようにとれますが、実際は相互に締結した契約解除の合意書に覚書は添付されていないわけで、これでは読者は添付されているものと誤解すると思います。

会報には、市の公金を投入している政務活動費が使われていると思われませんが、このことを捉えて、市はどのような措置を取るお考えか、お伺いします。

3つ目としまして、事業の中止理由が、ともにあゆむ会 会報第7号によると現市議会議員と元議員の執拗な事業への介入が理由であり、それを受けて副市長はそのような事由であれば、無理にお願いすることはできない。事業は中止ということで承知したとあるが、これは事実とは違い、交付金に頼らず自分たちの地域活性化に取り組みたいというのが事業中止を承知した

本当の理由であるということで間違いないですね。そうしますと、ともにあゆむ会 会報第7号は事実と違うことを記載して、たくさんの北杜市民に誤解を与える表現をしているという理解でよろしいでしょうか。

以上3点について、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

市全体としてのメールというふうなことから、私のほうからお答えさせていただきます。

メールにおける公文書の取り扱いというふうなことだと思います。

職権、職責に基づいて送受信された業務命令、通知等が含まれるメールのみが公文書として取り扱われます。電話や口頭と同じレベルの一過性の意思伝達の内容とするあいさつや事務連絡、個人的な意見や考え方を伝えるものなどは公文書ではないと考えております。

それからもう1つ、今回のことを受けて、市はこれに対して、この会報に対してどのような措置を考えているかということだと思います。

事実と異なる、または誤解を招く記載があったことについて、市では議長への抗議申し入れについて検討をしております。

私からは以上です。

○議長（中嶋新君）

菊原副市長。

○副市長（菊原忍君）

22番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

3点目のご質問でございます。今回の事業の中止理由の確認、ならびに会報の内容の事実との相違というご質問でございます。

これにつきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、臨時総会の決定事項に基づき、協議会が市に交付金に頼らず、自分たちの地域活性化に取り組みたいと中止理由を申し出たものでありまして、会報に記載されている中止理由は事実ではありません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

それでは、再々質問をさせていただきますが、先ほどのご答弁では議長に抗議をされるというようなお話だったと思いますが、この発行した会派のほうにはどのような措置を取られるおつもりでしょうか、お知らせください。

それと、もう1つ、市では公文書に該当しないものはどのように扱うのか、教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

秋山俊和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、議長への抗議ということを申し上げました。会派も含めて、今、検討しておりますので、ご承知願いたいと思います。

それから公文書に該当しないものとはどういうふうなものかと、どのように扱うのかということだと思えます。

職員があくまでも自己の執務の便宜のために保有する公文書の写しですとか、個人的な検討段階に留まる資料等については、職員メモと位置付けて公文書とはすみ分けを図っております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで22番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時5分いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時05分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

次にともにあゆむ会、13番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

一般質問にあたり、まず一言申し上げます。

先の西日本地方の大雨や北海道胆振地方を震源とした地震では、甚大な被害がありました。亡くなられた方々のご冥福と被災された方々、そして被災地の一日も早い回復と復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは質問に入ります。

まず、生態系保全に対する考え方について伺います。

8月27日の山梨日日新聞の報道によれば、アカマツを伐採した跡地にクヌギやエノキを植えた場所では、オオムラサキの個体数が増えたという中学生の調査結果が報告されました。

このデータは単なる経験値ではなく、38年間に及ぶ追跡調査の結果であることにその価値があると評価されています。

そこで、生態系保全に対する市の考え方について、以下質問いたします。

①今回の調査対象となった樹種選定の目的は、明らかにオオムラサキの生息環境を整えようとしたものだと思いますが、市はこのような明確な目標を持った樹種選定を考えているでしょうか。

②県有林など、市が直接関与しない場所での樹種転換の際に、こうした目的を明確にした樹種選定の提言を行っているでしょうか。あるいは、その意思がありますか。

③貴重な昆虫はオオムラサキだけではないことは言うまでもなく、そもそも大切なことは昆虫や鳥、動植物など多様な生き物が生息可能な生態系の保護です。平成27年12月定例会でも指摘しましたが、南アルプスのニホンザルによるライチョウのヒナの食害対策は信州大学の、中村先生に任せっきりであり、北杜市が主体性をもって保護に乗り出すという姿勢が見えませんでした。また、1つの例ですが、八ヶ岳ではすでに絶滅したのではないかとされているミヤマシロチョウという蝶がいます。これの減少した理由は何なのか、把握しているのでしょうか。そして、対策は何か講じたのでしょうか。

④北杜市における生物多様性のための環境保全について、北杜市はもっと積極的に動くべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、デマンド交通に対する市の考え方を伺います。

現在、地域公共交通網形成計画に基づき、現行の市民バスに代わる新たな公共交通の構築を目指して、市内4エリアで検討が進められています。新たな公共交通の基本的な姿として4エリア内を走るのはデマンドバスという基本方針がまとまっています。

デマンドバスは以前、4年間の実証運行の結果、本格運行に至らなかったという経過があり、そのときの経験や教訓に基づく計画が必要だと思います。

そうしたことを踏まえ、以下質問いたします。

①現在、各部会でデマンドバス導入が検討されていますが、肝心の運行委託業者の協力がどうなるのかがまったく見えません。業者は運営委員会が基本的な考え方をまとめたところでできること、できないことを検討するという姿勢だそうですが、業者が協力できないと言ってしまうと今まで市民が時間をかけて議論をしてきたことが水泡に帰してしまうことになります。そのようなことにならないために、運営委員会の提案に協力するという業者に運行委託することはできないのでしょうか。また、現時点では市は業者側とどのような意見交換をしているのでしょうか。

②デマンドバスの運行が始まったとき、市は当面コンピューターの導入はせず業者のノウハウでオペレーションを行うとの考え方でしょうか。将来、予約を30分前に受けることも視野に入れていますが、そのときにはコンピューターによるオペレーションは必須であり、当然それまでにさまざまな情報をコンピューターに蓄積しておく必要があります。そのためにもスタートと同時にコンピューターによるオペレーションを行うことが必要だと思いますが、それについて意見を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

デマンド交通に対する考え方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、交通事業者への運行委託と意見交換についてであります。

本市の公共交通の維持発展には、これまでも地域の公共交通を支えながら、地域の足の確保に重要な役割を担っていただいた市内の交通事業者の存在は欠かせないものであります。現在検討を進めている、新たな公共交通の実施においても、これら市内の交通事業者が運行に携わっ

ていただくべきものと考えており、地域公共交通運営委員会でもメンバーとして参加いただいております。現在、運営委員会で交通体系を検討していただいていることから、運営委員会での進捗状況を踏まえ、市内交通事業者で構成されている組織を中心に、協議をしてみたいと考えております。

次に、運行におけるコンピューターの導入についてであります。

現在、交通体系の検討途中であり、運行方式は決定されておりませんが、コンピューターシステムの導入など、運営方法全般について、導入事例などを参考に研究を進めてまいります。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

13番、岡野淳議員の生態系保全に対する考え方は、における生物多様性の保全に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

生物多様性の保全については、第2次北杜市環境基本計画で、主な取り組みの1つとして位置付けております。本市においては、独自に動植物相調査を行っているほか、北杜市環境保全基金を活用し、南アルプスユネスコエコパークにおける動植物生態調査を行っております。また、オオキンケイギクなどの特定外来生物の駆除活動を北杜市地球温暖化・クリーンエネルギー推進協議会などの団体と協力し、取り組んでいるところであります。

今後は、生物多様性の保全に向け、環境省作成の「生物多様性国家戦略2010－2020」などを参考にしながら、国や県とも連携を図ってまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

13番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

生態系保全に対する考えについて、いくつか質問をいただいております。

はじめに、植樹の目標についてであります。

市としては、北杜市森林整備計画に生態系に配慮した広葉樹などへの樹種転換についても明記し、推進しております。樹種の選択については、種類、成長年数などを考慮して、森林所有者と森林整備事業者とで決定している状況であります。

次に、県への植樹についての提言についてであります。

県有林は、地域森林計画において長期的な森林育成の計画があり、計画に基づいた保育、育成、伐採を行っております。県では、地域森林計画の中で、多様の森林の整備の促進に取り組んでおり、広葉樹林化も計画し、推進しております。県の計画策定時には、県から意見を求められており、これまでも提言などは行っておりませんが、必要に応じて検討してみたいと考えております。

次に、ミヤマシロチョウの減少についてであります。

ミヤマシロチョウの減少理由については、市では調査しておりませんが、オオムラサキセン

ターの館長から、蝶の蜜源植物がニホンジカによる食害の影響によるものではないかと伺っております。この対策として、関係者からの意見を伺う中でシカ防除用電気柵の設置をし、保護に努めているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

それでは2項目について、順次再質問をさせていただきます。

まず、ミヤマシロチョウの件ですけれども、調査をしていなくてもそういう報告があがっているということ、それからシカの食害に対する対策を打っているということ、そのへんの、あるいは南アルプスの生態調査もそうなんですけれども、できるだけやっぱり頻繁に丁寧な報告をしていただければいいと思います。非常に心配している方が多いと思いますので、そういう方々にも情報提供ができると思います。

それから植樹のことなんですけれども、これは1つの例としてですけれども、平成17年5月に明野で植樹祭がありました。私も行きましたけれども、この直後の6月定例会で樹種選定のことを聞いているんですけれども、当時の白倉市長が周りの樹種に合わせて選んでいるというお答えをしていたので、なるほどなと思っていたんですけれども、その中にイチョウが入っていたんですよね。日本の天然林の中にイチョウというのは原則ないわけで、イチョウは原産が中国だということになっていますから、つまり外来種を植えたということですよ。言ってみれば。そのことを今ここでつべこべ言うつもりはないんです。つまり、そういうことのないように細心の注意を払って、選定をしていただきたいということなので、そこらへんのお考えを1つ、伺いたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

13番、岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

まず、ミヤマシロチョウの保護対策はしっかりやっているので報告をしてほしいということだと思いますけれども、市としましてもオオムラサキセンター等と協力し、また支援する中でできる対策は行ってまいりたいと思っておりますので、今後、内容等については市民の方に分かるようにお知らせ等をしていきたいと考えております。

また、植樹の内容をしっかりということでございますけれども、これにつきましても、先ほど答弁で申しましたとおり、市の計画のほうで広葉樹林化等も計画しておりますので、しっかりそのへんについても対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

市がいろいろと努力して調査をしていただいたり、対策を取っていただいていることはよく分かりましたので、ぜひひとつよろしく願います。これは、答弁は結構です。

次に公共交通について伺いますが、今、一番懸念されていることは、運行を委託すべき業者さんがどういうお考えでいるのかがさっぱり分からない、この点だと思います。今のご答弁の中でもこういう協議をしているよという具体的なお返事が、あまりなかったように感じるんですね。だけど、来年の4月から、これはスケジュールにこだわらないと、昨日も答弁がありましたけども、そういうことであるならば、今ここである程度、具体的な話はないというのはおかしいと僕は思います。業者さんがどういう条件を出してくれば引き受けてくれるのか、くれないのか、そういうことも含みながら運営委員会なり部会で検討していかなくてはいけないだろうというふうに思っています。ぜひ、そのへんのお考えを聞かせていただきたいと思います。

それからコンピューターに関しても、研究していきましょうでは、もうこの時期、ないと思います。以前、言ったかもしれませんが、4年前の実証運行のときに使ったシステムを甲州市では改良しながら改良しながら、今、7年目に入っているわけです。ものすごく進化しているわけですね。そのことを企画課としては、調査をしているはずで、非常にコストも安くあがっています。そういうことがある、前例としてあるんだから、やはり今度はそれを北杜市が勉強してやっていかないと、予約を30分前に受けることを目標にしているときに、早くからデータ蓄積をしなかったら間に合わないと思います。そこらへんのことも含めて、もう一度お考えを聞かせてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。2点いただきました。

運行委託する業者が今、どのような考え方でいるのか、また市との協議はどんな形でされているのか、具体的にということが最初の質問であります。

市内の運行事業者、現在10社あります。その10社が組合を設立して、現在、市内の市で言えば市民バス、またスクールバスをこの事業者をお願いして運行をしているといった状況であります。そういった中で、今回の事業をはじめるにあたりまして、この事業者を中心にこういった市の取り組みを始めますよといったことで、まずお話はさせていただいております。今年度になりまして、6月にこの連絡協議会の総会がありました。その席上も市の職員が出向いて、今回、網計画に基づいて今年度から具体的に進めていくので、それについては協力も願いますし、また運営委員会にもメンバーとして参加していただきたいといったことでお願いをした経過があります。

今現在の状況であります。ここ7月から2回ぐらい各地域で運営委員会が開催されております。最初の会議には、おそらくこの事業者さん方、出席されていると思うんですけども、その後、なかなかこの夏場の時期になりまして、観光シーズンを迎えたということで、事業者が忙しいということで、このところ出られておりませんでした。9月になりまして、いよいよ各4エリアの運営委員会での、ある程度、方向性がまとまってきた、見えたというところで、実は先日、この協議会の会長、副会長さんと市役所で意見交換というか、今現在の状況ですね、

そういったことをお話する中で、今後についてしっかりこの運営委員会の中に参加して、今後の進め方をしっかり協議してもらいたいといったところで、先日、お話をしたところであります。そこにつきましては、当然、最初からそういった形で理解を得ていると私たちは承知しておりますので、今後につきましては、この運営委員会がまとめた、今現在ある案ですね。案と、当然、交通事業者、自分の事業を推進していく上で、例えばタクシー業者であれば、競合する部分も出てくるかと思いますので、そういったところのすり合わせをして、最終的には地域の公共交通として、しっかりつくり上げていくといったことで、現在、考えております。

2点目のコンピューターについての内容であります。

このコンピューター導入につきましては、昨年度からの検討過程において、これはワークショップでもこの話は、幾度か出ているという状況であります。その中では、まず、例えば事業者の、タクシーの予約なんかがあるんですけども、その範囲で最初は可能ではないかといったようなお話もある中で、これまで進んできていると。ただ、ここにきて、この導入も同時に考えていく必要もあるといったお話もいただいているところでありますので、ここはまた事業者との協議も必要になってくると思います。そういったことも含めて、今後、これについてはまた、もう少し深めて検討をしていきたいと、そんなように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

再々質問です。

コンピューターの件、分かりましたけども、委託の業者が1エリアについて複数社になる場合も想定できるわけですね。そうしたときには、これ、とてもではないけども、人手でやるなんてことはできないだろうと思います。どういうやり方をやるのかも決まっていないですから、そんなことを言ってもあれなんですけども、やはり前提としてコンピューターでやっていくということが求められるのではないかなというふうに、私は考えています。そのことによって、例えば甲州市でも今、3社でやっていますけども、当然、コンピューター、メンテナンスが外注でやっていて、面倒くさいことは全部、そこに任せるというやり方をやっていますから、そういうふうな考え方で、とにかくスムーズに車と同時にコンピューターシステムをはじめとしたオペレーションもスムーズにスタートさせたいというのは、みんなが思っていることだと思いますので、ぜひそこらへん、積極的に検討していただきたいと思います。もう一度、ちょっとそこだけお考えをお聞かせください。

○議長（中嶋新君）

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

コンピューターの活用ということであります。

いずれにしても、今、まだ検討中といったところもあります。当然、利用者の人数によっても判断しなければなりません。コンピューターを導入するということであれば、コストも当然かかるわけですので、そういったことも踏まえて、今後しっかり検討していかなければなら

ないと考えております。

いずれにしても、今回の新しい取り組み、本当に地域の住民が主体となって、まずは公共交通を考えて、それをしっかり形にしていくという、本当に、新しい試みだと思っております。これを実現するには、その課程においては、当然さまざまな困難、課題、また時として立ち止まざるを得ないということもあろうかと思っておりますけども、この計画の目標としているところは、地域の住民の皆さん、事業者、また行政が一体となってつくり、守り、育てるといった大きな方針を立てておりますので、この方針に向かって取り組んでいただきたいと、そんなように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで13番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次にともにあゆむ会、16番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

2項目について、一般質問をいたします。

最初は、小淵沢駅についてです。

①夏休み中の人と車の流れはどうだったでしょうか。苦情等はなかったでしょうか。

②駅舎正面の車線間の杭が数本抜かれましたが、どのような理由によるものでしょうか。

③交流スペースの有効活用についてのお考えは。

④乗り換えや送迎の時間を過ごす喫茶スペース、また駅を拠点に数十分で巡る観光コース等を求める声がありますが、企画や対応はどこがどのように行うことが考えられるのでしょうか。

2項目めは、増富地方創生交付金事業をめぐる行政文書についてです。

①増富地域再生協議会の平成29年9月臨時総会資料が公文書であることは、平成30年第2回定例会の答弁で確認できましたが、情報公開されないのはなぜでしょうか。

②印影やメールアドレス等が開示されないことは分かりますが、文書が公文書として存在するのかどうかも分からない開示方法は問題があると考えます。市の見解を伺います。また、今までもこのような方法で公文書の存在を市民に隠してきたのでしょうか。

③市と増富地域再生協議会の間でやりとりされたメールが情報公開されないのは、なぜでしょうか。

④契約解除の理由書は、いつ誰が作成したものでしょうか。

⑤契約解除の理由書は、文書作成の日付も起案者の表記もなく行政文書の体をなしていませんが、市の見解を伺います。北杜市では、このような文書が許されているのでしょうか。

質問は以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

16番、野中真理子議員の増富地方創生交付金事業をめぐる行政文書における、公文書の開示方法等についてのご質問にお答えいたします。

文書開示の可否については、北杜市情報公開条例に定めております。また、文書開示については、条例に基づき、適切に処理しているものと承知しております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、夏休み中の状況についてであります。

夏休み期間のうち、利用者が集中する8月11日から16日までのお盆期間中については、混雑はあったものの、特に苦情等はなく、人と車の流れはおおむね良好であったと考えております。

次に、駅舎正面の車線間の杭についてであります。

駅前広場の設計に際し、警察との協議の結果、乗降車両と通過車両の交錯を防ぐため、ポールを設置いたしました。その後、乗降場所での混雑が見られるようになったことから、北杜市観光協会などからの要望もあり、スムーズな車の移動を目的として、レーンを区分していた一部のポールを試験的に撤去したものであります。

次に、交流スペースの有効活用についてであります。

交流スペースは、地域住民、観光客等の交流の場や待合スペースとして利用されているところであります。また、駅でのイベント、地元絵画グループの展示会場などとしても活用されております。

今後においても、地域の皆さまの手で、地域活性化が図られるよう、利用していただきたいと考えております。

次に、喫茶スペース、観光コース等への対応についてであります。

喫茶スペースについては、現在、設置予定はありません。駅前商店街への誘導などにより対応をしてまいりたいと考えております。また、観光コース等を求める声に対する企画や対応については、市観光協会や地域団体等が中心となり、行うものと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

16番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

地方創生推進交付金事業をめぐる行政文書について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、増富地域再生協議会臨時総会資料の情報公開についてであります。

当該資料については、北杜市情報公開条例第5条第3号に基づき、非公開とすることが適当

であると判断し、非開示としているものであります。

次に、市と増富地域再生協議会とのメールの情報公開についてであります、不存在であるため、開示しなかったものであります。

次に、契約解除の理由書の作成についてであります。

当該理由書については、平成30年2月14日付けの契約解除（案）の起案において、当時の須玉総合支所増富出張所担当者が作成したものであります。

次に、契約解除の理由書の行政文書としての見解についてであります。

当該理由書については、変更契約伺書の決裁を受ける際に、変更事由に関わる説明資料として添付したものであります。よって、当該理由書に作成日や作成者名がなくても、問題はありません。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、小淵沢駅について再質問いたします。

まず、やはり小淵沢駅は待機場所が少ないということで、それなりに混雑はしていると思いますが、杭が数本抜かれたのは観光協会からの提案ということで、試験的にということですが、これからもそういう市民の提案とか団体からの何か、こうしたいいんではないかということに対しては、積極的にこのような措置を取っていただけるのかどうか伺いたいと思います。

それから交流スペースについてですけれども、支所の地域委員会からの項目に、やはり検討する場みたいなものがあつたと思うんですけども、そういうところからはどのような提案があつたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

16番、野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、ポールの要望の関係でございますけれども、こちらにつきましては、利用して8カ月が経過して、市としましても状況等を確認する中で安全第一ということを前提に運用しているところでございます。

また市民、団体からの要望ということでございますけれども、あくまでも観光協会からの要望に基づいて、市で状況を確認して安全に配慮しながら、今、試験的な運用をしているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

それから交流施設の利用の検討の状況でございますけれども、小淵沢の地域委員会の皆さま、それからまた小淵沢の駅舎の施設利用を考える会の皆さま等と団体の皆さまが今、検討はしていただいておりますけれども、具体的な、まだ策というか、案については、こちらいただいておりますので、また引き続き検討のほうは、お願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、2項目めの増富地方創生交付金事業をめぐる行政文書について質問させていただきます。

まず、臨時総会資料が公文書でありながら公開されなかった理由は、情報公開条例の5条3項アということだと思いますけれども、ここは公にすることにより競争性とか、正当な利益を害する恐れがあるということだと思いますけれども、このどこに該当するのか、詳しく答えていただきたいと思います。

それと2番に関係することですけれども、公文書の開示の仕方として、書類を黒塗りで出してくるということは、よくあります。いろんなもの。真っ黒に出してくるものの中にはあります。でもそれは臨時総会資料という資料があった中で、中身は公開できないという、それは意思表示ですし、こちら側にとってもこういう文書があるということは分かります。ところが、それすら出してこないということは、まったく文書が存在するかどうかは市民にとっては分からないということで、それが問題だと思っているわけです。この情報公開のあり方が正しいのかどうかということをもう一度、ご答弁願いたいと思います。

それから再生協議会との間でやりとりされたメールが不存在だという、ご回答でした。しかし、事務局というのは言わば担当者ということだと思います。担当者と市の担当者がやったメールが公文書ではないんですか。というのは、国の地方創生担当と市の担当者がやったメールは公文書として、すでに出てきております。なぜ、市の担当者と増富再生協議会の担当者のメールは公文書ではないんでしょうか。そこをはっきりと述べていただきたいと思います。

それから契約解除の理由書ですけれども、今、須玉総合支所長と増富の関係で作った。要するに市役所が作ったということですよ。あくまでも増富地域再生協議会は関与していないということなんですか。その確認です。

その市役所が作ったものが、なぜ契約解除の合意書、市役所と増富地域再生協議会が合意したもののうしろに付いているんですか。割印何もなくて。あれが情報開示のときにしっかりとジョイントして付いてきましたけれども、何なんですか。市が勝手に、勝手にとは言いません、市が作ったものが市と再生協議会の間で交わした合意書に付いてくるんですか。おかしいではないですか。もう一度、そこをはっきりと、分かるように説明していただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

野中議員の再質問にお答えします。

増富地方創生の関係の2番のところですよ。公文書についてです。

議員のほうで、本来であれば黒塗りにして出すべきではないのかというふうなご質問だと思います。

この増富の資料ですけれども、当初は不存在だったというのは、組織として共有されていな

かったということ。それからその後、実際に入手して公文書というふうな扱いになりましたけれども、さっきも申し上げましたけども、5条の3号の関係、それからもう1つは増富協議会理事会において総会資料は提出しないとの決定事項というふうな中で、公にしないでくれというふうな申し出、それによって黒塗りではなくて非開示という、公開しないということでやっております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

16番、野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

臨時総会の資料の情報公開の理由というふうなことでございますが、これにつきましては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものということに基づきまして非開示としたものでございます。理由につきましては、総会資料に関しましては協議会のほうで外部に公開をしては困ると、非公開と決定しているためでございます。

また、協議会と市の職員のメールのやりとりはなぜ不存在かというようなことでございますが、これにつきましては、情報公開条例におきまして、職員が送受信したメールについては情報公開条例において規定される公文書に該当するかを判断して、あいさつ文などのメールについては公文書として取り扱っていないというようなことでございまして、不存在としたものでございます。

また、理由書の作成についてでございますが、これにつきましては、協議会からの申し出に基づきまして文書化したものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

まず、丸茂総務部長が言われた存在していなかった、最初は。それはおかしいんじゃないですか。12月の議会のときに、増富のこういう資料があると言ったとき、即刻、総務部次長だった方は答えられています。要するに、その時点ですでに情報は共有されたはずですから、不存在ということには絶対ならないと思います。

それから今、契約解除の理由書ですけども、市は作った、それで増富地域再生協議会も納得したから、それは付けたとおっしゃっていますけども、その証拠は何もないわけです。割印もない、日付もない、ハンコもない。こんなものが行政文書として成り立つんでしょうか。契約書として成り立つのか、ご答弁願いたいと思います。

それとこの間、ずっと平成29年12月には増富再生協の臨時総会の資料というものがあって、これがどうして出てこないのかということもすでに指摘してきました。また、3月の特別委員会、またこの議場でどうして、この大きな減額の資料がないのかということもさんざん多くの議員から提示されて、問題視されました。また、6月については行政文書全体についての答弁をいただきました。それからその間、私は情報公開請求をして平成29年度の増富地方創

生推進交付金事業について、市が作成、または取得して保管している、増富地域再生協議会に市、県および国にかかわる当該事業中止に至る経緯や理由および、これに関連する事項が記載されている文書、メールを含むということを情報開示しましたけれども、それでもこの今言った臨時総会の資料、またメールは出てきませんでしたし、契約解除の理由書についてもこれが本当にどういうふうな経路で作られたか分からないというふうに思っております。

そういうことで、今までさんざん、市の見解も伺ってきましたけれども、北杜市情報公開条例、それからまた文書管理規程に基づいても北杜市のあり方、あるべき姿からは離れすぎていると私は思っております。

そこで、先ほど言った情報開示請求をした、その開示の仕方に私は大変不服を持っておりますので、金曜日に、すでに甲府地方裁判所には文書が届いていると思いますけれども、この情報公開を不服として裁判を起こしてあります。いずれ、市のほうにも訴状なりが届くと思いますが、そこでしっかりとこの臨時総会の資料が公文書かどうか、またメールが公文書ではないのか、どういうやりとりがされたのか、また契約解除の理由書がいかなるものなのか、それを明らかにした上で、なぜ、この事業が中止に至ったか、真の理由を本当にあからさまにしていきたいと考えております。

そういうことで、裁判ということを、訴えなければいけなかったんですけども、そのことを踏まえまして、いま一度、増富地域再生協議会の平成29年の9月の臨時総会の資料について、それからやりとりのメールについて、契約解除の理由書についての市の見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

野中議員の再々質問にお答えします。

12月に石井次長が提示したということでありまして、市ではそれは個人の資料として提示されたものだと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

坂本須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（坂本孝典君）

16番、野中真理子議員の再々質問にお答えいたします。

メールにつきましては、先ほど答弁いたしました、情報公開条例において規定される公文書に該当するかを判断しており、あいさつ文などのメールについては公文書として取り扱っていないため不存在としたものでございます。

また、理由書につきましても、また繰り返しになりますけれども、協議会からの申し出に基づきまして、それを文書化したものでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、15番議員、清水進君。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

9月議会にあたり、一般質問をさせていただきます。

今年7月の西日本集中豪雨、そして台風19号、20号、21号、また9月の北海道地震と相次ぐ災害が日本列島で発生しています。災害に遭われた皆さまにお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興を願います。

質問の第1に水道管の耐震化など、防災予防対策についてお伺いをいたします。

防災対策は、災害が発生したあとの応急対策や復旧・復興対策だけでなく、災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するための予防対策を重視した対策に転換する必要があると考えます。

1つは、防災を無視した開発をやめて、必要な防災施設の整備と安全点検を徹底する防災まちづくりを進めること。2つに観測体制の整備を進め、消防や住民などを中心とした地域、自治体の防災力を強化していくこと。3つに災害が発生した場合、再度災害を防止するとともに、すべての被災者を対象にした生活と生業の再建、被災者の自立に向けた支援を行う、こうしたことを基本に据えることが必要だと考えます。

今後、30年以内の地震発生の確率が高まってきたといわれます。特に南海トラフ地震は災害の発生で、山梨県の被害予想は震度6強で死者400人、建物倒壊7,600棟、断水57万人、停電56万棟となっております。

地震の被害を最小限に食い止める対策について、以下伺います。

1. 市内住宅の耐震診断と耐震補強を計画的に進めることについて。
2. 上下水道のライフライン施設の補強のため、耐震化を100%にするため早期の計画について。
3. 河川堤防、崖崩れ、土石流などの危険箇所、老朽化したため池など、災害危険箇所の調査・点検を行い、その結果に基づき補強や防災対策について、市の取り組みを伺います。

そして阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、今年の西日本集中豪雨や台風災害など相次ぐ災害が発生しています。一日も早く生活と生業の再建に向けて、4番として被災者生活再建法の300万円の支援金額を500万円に引き上げること、支援の対象を半壊などにも広く広げることを国に要請することを求めています。

質問の第2に、無期雇用転換制度の周知の徹底についてお伺いをいたします。

1. 4月からスタートした無期雇用転換制度は、大企業・中小企業にかかわらず、すべての事業所で働く、短時間のパートタイム労働者も含めた、すべての有期労働者が対象となります。

しかし、まだまだ一般には周知されているとはいえない状況です。小さな業者も含め企業側への周知の徹底、新たに与えられる権利について、労働者への周知徹底が必要だと考えます。この制度がはじまり、市としてどのようなことを考えているのか、まずお伺いをいたします。

2. この制度は、労働者が申し出れば企業側は拒否できない、こうした制度であります。労働者が自ら申し出なければ権利は発生いたしません。労働組合などの手助けがない方の場合、なかなか自分から言い出せなかったり、どのように申し出てよいか分からなかった

りするということがあります。自分で労働局に相談したり、労働基準監督署に訴えたりすることができますが、どうしたらよいのか分からない市民の相談に乗り、関係機関を紹介するような窓口が市にあれば気軽に相談できるのではと思います。そうした、相談窓口の設置について、どのように考えているか、お伺いをいたします。

3番目に、市職員の安定した雇用について、併せて伺います。

この制度は、公務員には適用されていません。公務員に対しては、2020年4月1日から地方公務員法および地方自治法の一部が改正された法律が適用されることとなります。

現在、臨時や非常勤、嘱託などさまざまな任用形態がある中、それぞれの任用根拠を検証し、適切な任用形態にする、そうした趣旨の法改正であります。新たに会計年度任用職員というものが導入されることになります。この新たな制度が対象となる非正規職員の雇用の安定と住民サービスの向上につながるかが制度の内容、制度適用に向けた準備についても併せて伺います。

そして第3に、就学援助の拡大、そして生活保護受給者にエアコン設置周知を行うこと、このことについて伺います。

政府は、この10月から生活保護費の削減を実施します。これに伴い、47の低所得者向けの医療や福祉、年金などの施策で影響が出ます。生活保護費の削減を許せば、多くの低所得者が他の制度においても負担増などで不利益を受ける可能性があります。

生活保護法は憲法25条で保障する、健康で文化的な最低限度の生活を具体化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動してまいります。厚生省が発表した、この47の施策には、学用品や学校給食費を補助する就学援助や障害福祉サービスの利用者負担上限月額、保育料基準などが含まれております。

また、厚生労働省は全国で熱中症による死者や患者の報告が相次ぐ中、熱中症対策のため、今年4月から生活保護受給を開始した世帯のうち、高齢者や子どもがいるなどの一定の基準を満たせば、5万円を上限にエアコンの購入費用の支給を認めることを決めております。この通知の周知徹底することが重要と考えます。以下、伺います。

1. 政府に生活保護費削減の撤回を求めること、夏季加算の創設を求めること。
2. 市の就学援助制度の現状を維持し、引き下げを行わないこと。
3. エアコンの購入費支給を周知徹底することと、3月以前の世帯も同様に扱うこと。

そして、第4番目に小学校エアコンの運転基準について、お伺いをいたします。

今年は特に暑い夏を経験をいたしました。気象情報でも命にかかわる暑さであり、熱中症対策を行うこと。水分補給やエアコンを利用する、このことが呼びかけられております。今年度、各教室にエアコンが順次設置されてまいりました。4月に設置された学校で児童が暑くて、「エアコンをつけて」、このように言っても担当教師は扇風機で我慢するようにと話し、活用がされていない、このように保護者が話しております。集団生活を行っている児童の中には、少し体調が悪い子もおります。体調管理と学習環境を整えるエアコン運転を明確にすることが必要でないか、午前中の答弁の中で設定温度等を含め空調使用指針を示すと言われましたが、再度、このことについて改めてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

無期雇用転換制度の周知徹底について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、制度についてであります。

市では、本制度が4月からスタートするに当たり、企業や市民に対して事前の周知が必要であると考え、昨年12月に市広報紙や市ホームページに掲載するとともに、パンフレットを配布し周知に努めたところであります。今後も、制度の適切な運用が図られるよう周知に努めてまいります。

次に、無期雇用転換制度の周知徹底における、相談窓口の設置についてであります。

市では、商工・食農課を問い合わせ窓口としており、労働者から雇用に関する具体的な相談があった場合には、国が開設している無期転換ポータルサイトや直接電話で相談できる無期転換ルール緊急相談ダイヤルなどを紹介しているところであります。

次に、市職員の安定した雇用についてであります。

今回の法改正は、会計年度任用職員制度の創設、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化などを図るものであります。現在、任用・勤務条件等の検討や実態調査などを行っており、来年度に関係例規の制定および改廃を予定しております。非正規職員の雇用の安定と住民サービスの向上を目指し、法令に基づく適正な導入に向け、準備してまいりたいと考えております。

その他については、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、就学援助充実とエアコン設置の周知における、就学援助制度の維持についてであります。

本市では、就学援助費の支給については、児童生徒が経済的理由により就学困難にならないよう、引き続き、国の助成基準を基本とした支援を講じることができるよう努めていく考えであります。

次に、小学校のエアコンの運転基準についてであります。

小学校では普通教室へのエアコン整備が完了し、2学期からはエアコンを使用しております。エアコンの使用開始に当たっては、市教育委員会で空調設備運用指針を作成し、学校へ通知したところであります。エアコンを使用するに当たっては、設定温度は28度を基本に、状況に応じて運用するよう指示しております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、水道管の耐震など防災対策における、被災者生活再建法における国への要請についてであります。

近年、多くの地域において甚大な災害に見舞われており、市も例外ではないと懸念するところであります。支給限度額の引き上げについては、全国知事会において検討していることから、今後の動向を注視してまいります。

次に、就学援助拡充とエアコン設置周知について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活保護にかかる国への要請についてであります。国における生活保護基準については、一般低所得世帯との均衡などを踏まえ、設けられていると理解しております。

次に、エアコンの購入費支給についてであります。

周知については、対象世帯に対し、訪問時や申請時に、エアコン購入費が支給できる旨、周知を行っております。3月以前の被保護者世帯については、国において支給対象外としていることから、これに基づき対応をしております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

15番、清水進議員の水道管の耐震化など防災対策における、上下水道の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

本市の上下水道事業で現在、有する施設は水道事業で配水池113カ所、農業集落排水施設を含めた下水道事業で、処理場は39カ所と膨大であり、耐震化については施設の改築や更新時に順次対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

水道管の耐震化など防災対策における、災害危険箇所の調査・点検とその対策についてであります。

市内ため池については、平成25年度に震災対策農業水利施設整備事業による一斉点検を実施したところであり、また、本年7月の西日本集中豪雨を受け、関係機関と連携し、合同緊急点検を実施しております。改修等が必要なため池については、優先順を決め、県営土地改良事業防災減災事業等を活用して、計画的に改修を行っているところであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

15番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

水道管の耐震化など防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内住宅の耐震診断と耐震補強についてであります。

市では、平成15年度から一定の要件を満たしたものを対象とした耐震診断支援事業と耐震改修設計等支援事業を、県と連携しながら実施しております。これら事業は、所有者の負担もあることから、市としては、所有者に呼び掛けを行ってまいります。

なお、本事業は、終了期間が平成31年度から平成32年度までと迫っていることから、県に対して制度の延長を要望したところであります。

次に、災害危険箇所の調査・点検とその対策についてであります。

災害危険箇所については、点検箇所を選定し、毎年、県と市が合同でパトロールを実施しております。対策工事については、市が工事費の一部を負担して実施している急傾斜地崩壊対策事業、そのほか砂防事業等が進められており、今後も県と連携し継続して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

残り時間3分です。

再質問を許します。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは最初に、水道管の耐震化の項目についてお願いをいたします。

水道管の耐震化というのは、多額の費用もかかるし、一定期間、工事期間もある程度、見込まなければなりません。近年の災害を考えると、災害が発生したあとの市民のライフラインを守る、確保する、そのためにも計画的な耐震化が必要となってまいります。早期のこの計画の作成を求めてまいりたいと考えていますが、再度、その点についてお伺いをいたします。

もう1点、国に対して被災者生活再建法、500万円まで引き上げる、このことを強く求めていただきたいと思います。

阪神淡路大震災が起きてから、もう22年、23年を経過しますが、市では創造的復興、こうした掛け声で再開発だとかを行ってまいりましたが、シャッターが閉まったままの区画が残ったりだとか、肝心の商店街が現実にはそこに戻ってこれないという事態があります。それは住宅ローンの二重債権など、やはり被災者の生活支援を行うということで、個人の財産を応援するというだけではなしに、やはり再建して新たな人生を送るというふうな点で、どうしてもこの引き上げが必要だと考えますが、国に求めること、以上の2点について、まずお伺いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

上水道施設の災害に向けた対策の計画というような質問かと思えます。

これにつきましては、現在、企業化に向けてアセットマネジメントの中でも施設の把握をしているところでございます。その中でも耐震化がすでにされている管、あるいは施設もござい

ますので、そういったものを把握しながら、今後、企業会計の中でもそういった計画がつくれるのか、調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

15番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

質問内容につきましては、支援制度について500万円に値上げ、あと国へ要望をしていたきたいというご質問かと思えます。

この再建支援制度というものは、見舞金的な性格を持つ支援金として、家屋が全壊し生活を再建するための生活に必要な家財であるとか被服購入、また医療費とか引っ越しの資金などを用途として、金額は一律定めておりますけれども、使用目的等は定めなくて、定額渡しで支給をしている、見舞金となっております。

今、災害等で亡くなった場合の災害弔慰金は500万円となっております。また、障害等になってしまった場合の災害障害見舞金は250万円という金額になっているということで、それらの支援金とのバランスをもって決定されているものと思われます。

答弁の中でも申し上げましたけれども、この支援金の財源等につきましては、都道府県が拠出をして基金から支給されているということから、市としましては全国知事会の検討を注視してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○15番議員（清水進君）

それでは、就学援助等について再質問をさせていただきます。

10月から生活保護費というのが安倍内閣のもので、最大、生活扶助などが5%引き下がるということが決定をいたしました。年間では削減額というのは210億円となっております。この削減によって、7割近い世帯が削減になる。特に子どもさんの多い世帯ほど削減額が増えるということで、ぜひこれについても国に減額をしないように要請をしていただきたいと考えます。

それとの関連で、先ほど就学援助は国の基準で支給する、市の場合ですね。国は生活保護費を引き下げますので、自治体として現状と同じにする場合は就学援助の比率を生活保護費の1.1倍とか1.2倍に設定していると思うんですが、それを例えば1.3倍に引き上げなければ現状が維持できないということなので、現状として金額が引き下がらないのか、その点を最後、確認をさせてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

15番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

就学援助の基準、取り扱いについてということでご質問をいただいたかと思います。

先ほど教育長答弁でもお答えをしたとおり、国の基準に沿って、市は対応している、今後でも対応できるように努めていきたいという基本的な考えでございます。

なお、国の基準等が変更になる場合については、当然、市も準要保護とされる方々への支援というものが主体になっているわけなんです、その基準額が見直されるということになれば、当然、そういったこともあり得ることだと思います。

今、交付税措置がされて、そういったことにも取り組んでいる部分がございますので、基準額が変われば必要な見直しというものは出てくるかと思いますが、現状においては先ほど答弁させていただいたとおりであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

15番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

生活保護費が削減されるということで、7割近い方が影響を受けるのではないかとということで、この影響をどのように考えているかというご質問だったと思います。

この生活保護費扶助費につきましては、5年に一度、一般の低所得の消費実態との均衡を図るために見直しを行っているものであります。

全体的に見ると10月からの改正につきましては、生活扶助費、基本本体は都市部では平均的に下がるということですが、地方では平均的に上がることとなります。北杜市は3級地—2ということで、減額等の影響は少ないものと考えております。

あと子どもさんがというお話がありましたけれども、子どもさんのある家庭、生活扶助の基準本体そのものは下がるということになりますけれども、教育扶助費や高等学校等の就学費用等は増額という状況になっておりますので、そのことを考えると、影響等は少ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、清水進君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時30分といたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時30分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に19番議員、保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

9月定例会におきまして、以下、不妊治療の支援について、肝友会の今後について、浅川伯教・巧兄弟の功績を後世に残すために、3項目について質問いたします。

まず、不妊治療の支援について。

経済・社会・教育など、あらゆることに対して、少子化が起因になり課題を残していると私は考えています。

国や県、市をあげて少子化対策を行っていますが、その1つに不妊治療に対する助成制度があります。妊娠や出産は母体への負担や体力など、肉体的な面も含め晩婚や、また例えば長時間エアコンの効いた室内にいたり、イスにかけられる生活だったり、和式のトイレが洋式になってきたりなど、日常生活習慣の変化や無理なダイエット、偏った食事や食事時間の多様化といった食生活の変化などが影響しているともいわれています。妊娠して子どもを持ちたいという思いは、誰もが願い、誰にも共通のものだと思いますが、ままならぬ家族もたくさんいると聞いています。

不妊治療には多額の費用がかかり、母体への負担も大きいものがあります。成功率も100%というわけにはいかず、治療を繰り返さなければならないこともあります。

現行の助成制度により経済的に軽減されてはいますが、1回の治療には100万円、200万円といった高額な金額を負担する場合もあり、出産できる年齢も限られています。より多くの支援や助成が必要だと考えます。

子どもは未来です。私たち地域の宝でもあります。こうしたことから、市として不妊治療に対しての支援をさらに充実していく考えがあるか、伺います。

次に、肝友会の今後について。

北杜肝友会は、C型肝炎患者および、その家族が相互の交流や協力を通じて疾患に対する理解を深め、安心して治療が受けられる環境づくりと心も体も健康で、文化的な質の高い生活を送るための活動を目的に、市民が自主的に立ち上げた組織です。

目的を達成するために学習会や交流会、公開講座などを開催しています。現在の会員は、賛助会員を含め71人、協賛企業は市内外で40社ありますが、今年度から課題が解消されたので、市からの職員の派遣はなくなったと聞いています。現状について伺います。

1点目、肝炎治療費助成の実態と成果は、どのようになっていますか。

2点目、北杜市の感染率は県内でも高いと聞いていますが、市で把握しているウイルス性肝炎の感染率は。

3点目、今までの実施状況を含め、肝炎対策の現状について伺います。何が課題になったか。目標は何か。目的達成のための施策は、どんなことがあったでしょうか。

4点目、北杜市におけるがん死亡者の中で、肝がんの死亡状況、またC型肝炎が原因による肝がんの死亡率は、どのような状況でしょうか。

5点目、肝炎の治療を必要とする人は、29年度ですが、どのくらいいましたか。

6点目、治療終了者の数と、その後のフォローアップの体制はどのようなことをしていっているのでしょうか。

7点目、肝炎患者等を支える体制をどのように考えていますか。

8点目、肝疾患コーディネーターが県で養成されていますが、市内には何人いますか。また、どのような役割を期待していますか。具体的な活動内容について伺います。

3項目め、浅川伯教・巧兄弟の功績を後世に伝えるために。

浅川兄弟は、北杜市高根町に生をうけ韓国に渡り、韓国の文化と人々を愛し、一昨年、韓国を輝かせた世界の70人の一人として選定されました。

浅川兄弟の業績には植林や美術品の発掘など、素晴らしいものがありますが、それにも増して素晴らしいのは、彼らの精神、またその生き方であります。それは、私たちの見本であり、お手本であります。

戦時下にあって、敵国の国を思い、人を思う、心の荒廃が進み人への配慮や思いやりの欠如、いじめや引きこもり、争いといった問題が起きている昨今の状況の中で、こうしたことが何より大切なのではないかと考えるところでございます。闘争からは闘争しか生まれません。憎しみは憎しみしか生み出せません。今、まさに先人の残した足跡として後世に残していくべきものと考えています。

浅川兄弟についての関心は、いまや国内ばかりでなく海外においても高まってきています。今日までの兄弟に対しての事業は、基金を財源とした中で各種行っており、過去には「白磁の人」という映画も製作され、放映された経緯もありますが、今後どのようなことを考えていますか。

また2人の残した「人を愛し、人を助ける」という心は、精神文化の中で非常に重要であります。今後の社会の形成に大きな役割を果たすことと思います。私たちの一番身近な、北杜市に生まれ育った偉大な人物を北杜の教育という観点から、ぜひ活用していくべきであると考えています。市の原っぱ教育として取り入れていくお考えがあるか、伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、不妊治療の支援についてであります。

国では、不妊治療に対する経済的負担の軽減を図るため、体外受精等に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成制度を、市においては、国助成事業に上乗せ助成する北杜市このとり支援事業を実施しております。

しかしながら、国と市の助成金を合わせても、治療の状況によっては、高額の治療費が生じる方もあります。また、治療のため休暇を取得すること等に職場の理解が得られず、離職せざるを得ない方もいる状況にあります。

こうしたことから、保険適用と同程度の負担で、治療ができるよう助成制度の充実と休暇制度の普及促進や不妊治療に対する正しい理解など、社会全体で支える環境づくりの推進を、山梨県市長会を通じて、国に要望したところであります。

今後は、市においても、市広報紙や市ケーブルテレビなどを通じ、市の助成事業の周知と併せ、不妊治療に対する正しい知識の普及と啓発に努めてまいります。

次に、浅川伯教・巧兄弟の功績を後世に伝えるために、についてであります。

浅川兄弟の偉業を称え、その功績を後世に伝える顕彰事業については、これまでに北杜市浅川伯教・巧基金を活用し、映画「白磁の人」の製作への助成、韓国ソウル市近郊の憂忘里にあ

る浅川巧墓地の整備などを行ってまいりました。

今後も、引き続き浅川兄弟の功績を後世に広く伝えていきたいと考えております。

今回の「韓国を輝かせた世界の70人」として選定された偉業についても、浅川兄弟の顕彰団体であります、浅川伯教・巧兄弟を偲ぶ会から記念碑建立の要望もありますので、基金を有効活用する中で、他の関係団体とも連携を図り、検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

19番、保坂多枝子議員の浅川伯教・巧兄弟の功績を後世に伝えるために、についてのご質問にお答えいたします。

原っぱ教育との関係であります。本市の学校の多くは、総合的な学習の時間などで浅川伯教・巧兄弟資料館を見学するなど、本市を代表する先人として学んでいるところであります。

市教育委員会では、本年度、浅川伯教・巧兄弟資料館の展示を一部リニューアルし、浅川兄弟らによって建設された朝鮮民族美術館を展示解説するコーナーを設けることにしております。来年度は、浅川伯教朝鮮古陶磁論集の第3巻の刊行を予定しています。また、浅川伯教・巧兄弟を偲ぶ会からの要望を受け、浅川兄弟の功績を広く若い世代に伝えていくため、生涯と業績を紹介する漫画の製作に取り組んでいくことも検討しており、こうした取り組みにより、子どもたちには、浅川兄弟の新たな一面を学んでもらうことも期待しているところであります。

今後も、市の誇りであり、日韓友好のシンボルである浅川兄弟の功績を、原っぱ教育を通じて、伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

肝友会の今後について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、肝炎治療助成の実態と成果についてであります。

B型およびC型ウイルス肝炎患者の治療促進のため、県においては肝炎治療助成事業を実施しており、さらに本市では、自己負担額の2分の1を助成しております。本市の資格登録者数と助成額の実績は、平成27年度86人、107万6千円。平成28年度64人、117万9千円。平成29年度42人、90万1千円でありました。助成資格登録者は、平成27年度をピークに減少しており、C型肝炎新薬による治療の成果が出ているものと考えております。

次に、ウイルス性肝炎の感染率についてであります。

地域保健・老人保健事業報告によると、平成14年度から平成18年度までの本市のC型肝炎ウイルスの感染率は2.9%と、県平均の1.47%よりも高い状況にありましたが、ここ2年の総合健診における肝炎検査において、C型肝炎ウイルスの新たな感染者はおりません。

次に、肝炎対策の現状についてであります。

市では、肝炎ウイルス検査の受検の促進や肝炎治療費の助成を行っておりますが、総合健診の未受診者や国民健康保険以外の方のウイルス感染者の把握が課題と考えております。

健康診断の受診勧奨を行い、肝炎の早期発見・早期治療を促進し、肝炎患者の肝硬変、肝がんへの移行者を減らすよう努めてまいります。

次に、肝がんの死亡状況についてであります。

人口動態調査による、本市の肝がんの死亡者数は平成26年19人、平成27年14人、平成28年12人でありましたが、C型肝炎が原因である死亡者数については不明であります。

次に、肝炎の治療を必要とする人数についてであります。

平成29年度のデータについては、まだ整理されておりませんが、平成28年度国民健康保険レセプトデータによるウイルス性肝炎の患者数は、605人となっていることから、C型肝炎新薬の効果により、患者数は年々減少しているものと考えられます。

次に、治療終了者数とフォローアップ体制についてであります。

参考数値となりますが、平成27年度以降の治療費助成事業申請終了者は148人で、この方々については、治療が終了したものと思われます。県では、肝炎治療終了後の定期検査の費用を、フォローアップに同意した方に対して、年2回までの助成を行っております。治療終了者に対しては、県と連携し、保健指導に努めてまいります。

次に、肝炎患者などを支える体制についてであります。

県において昨年3月に策定された第2次山梨県肝炎対策推進計画に基づき、患者、感染者および治療終了者への保健指導ならびに重症化予防の推進および公費助成制度の周知などに努めてまいります。

今後も引き続き、保健師が患者からの相談に応じるなど、適切な医療に結びつけるよう努め、肝友会への支援も継続してまいります。

次に、肝疾患コーディネーターについてであります。

本市では、これまでに19名の肝疾患コーディネーターが県から認定され、肝炎の患者などに対し、適切な医療への受診勧奨や検査で感染が判明した人への保健指導を行っているところであります。引き続き、地域における肝疾患患者を支援するとともに、専門医療につなげる役割を果たしてまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○19番議員（保坂多枝子君）

再質問をさせていただきます。

まず、不妊治療の支援についてですが、ご答弁いただいた中でも非常に不妊治療ということが大変だということを感じていただけてよかったなというふうに思っています。この不妊治療に対しての保険適用というのが非常に大切だというふうに思っています。ほかの疾患とはまた違うということもありますが、やはり子どもを授かるということは、非常に大事なことだというふうに思っていますので、また再度、国・県に対してもこうしたことの要望を力強くしていただきたいということ。

それから不妊治療なんですが、これは女性だけの問題ではなくて、やはり男性にとっても辛

い治療であったり、必要であったり、重要なことであると思っています。その検査や治療などにおいても、過程だとか、治療にもお金もかかりますし、ちょっと肉体的な負担も大変なものがあると。精神的なものもあるというふうに思っているところでございまして、この男性に対してもこの不妊治療のことを考えていただきたいと思いますと思ひまして、その2つのことで見解を伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

浅川福祉部長。

○福祉部長（浅川辰江君）

19番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容が保険適用を国に今以上、強く要望していただきたいというご質問と、併せて男性不妊治療に対する助成の考えはあるかというご質問でよろしいでしょうか。

それでは、国に対するということですが、なかなか治療費が高いという状況の中で、市も助成はしているけれども、費用がかかるという状況でございします。

28年から女性の治療につきましては、国、初回は30万円、そして市では10万円を助成するというので、合計で40万円の助成を行っております。2回目以降につきましては、国が15万円、市は10万円ということで、6回までの治療にという状況になっております。やはりそれだけでは費用が足りないという方もいらっしゃるということですので、この事業については、市独自というよりも、国も含めた中で対応をしていくという状況の中で、答弁でも申し上げましたとおり、制度の普及や正しい理解なども含めまして、県市長会を通じて要望をしているという状況でございします。

それから2点目としまして、男性の不妊治療に対する考え方ということで、男性の不妊治療につきましては、やはり国で28年1月より事業のほうを開始しております。1回の治療につきましては、15万円を上限に助成を行っているという状況でございします。

国では、女性の不妊治療について、事業を開始した平成16年度からのデータ等をもとに、より効果的に事業を行うために分析等を行い、事業の見直しを行っているという状況でございします。

引き続き、国は男性の不妊治療についても効果等の分析を行っていると考えられますので、それらの動向を見た中で、市として方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございします。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかにありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では、肝炎対策についてお伺いいたします。

先ほどのご答弁の中で、6番目になりますか、治療終了者の数とその後のフォローアップの体制というところで、年に2回までの助成と答弁していただいたように記憶しておりますが、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、その年2回までの助成というのはどのようなことをしてくださっているのかということと、それから先ほどの経緯を聞いていく中だとだんだん、

この治癒率が高くなって、心配しなくてもいいんだよというふうな傾向がみられるようになってきました。この肝友会が終了するということは、非常に逆な意味で喜ばしいことであると思っています。しかし、長い間、死を、死ぬということを直視しなければならなかったこともたくさんあった、そして改善や回復に向けてあらゆる努力をして、先の見えないトンネル、その先の光を求めて、本当に一言では語れない辛い思いをされたことを聞いております。まだまだ課題が解決したということでもないというふうに感じているところがありますので、この不安や経過を見守っていただけるような体制、必要があると考えています。引き続き、市でも支援をしていただけるのかどうかということについて、伺います。

それから肝炎は以上2点なんですが、先ほど浅川巧さんの話の中で教育長のご答弁の中で漫画の製作なんかも検討してくださっているというようなご答弁をいただきました。漫画というのは非常に読みやすいし、分かりやすいし、手に取りやすい。そして年齢に関係なく見られるということで、非常に効果があるというふうに感じています。ぜひ、費用も掛かったり、いろいろな製作でご苦労もあるかと思いますが、そのことを進めていただければありがたいと思います。そのことの確認につきまして、質問をさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

篠原市民部長。

○市民部長（篠原直樹君）

19番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

肝炎対策の関係で2点、ご質問をいただいたかと思います。

1点はフォローアップについて、内容はというご質問だったかと思います。

フォローアップにつきましては、市町村が行います肝炎ウイルス検診で陽性と判定された方は市町村が行うフォローアップの対象となりますということで、定期検査を2回、フォローアップということですから、治療後のフォローアップということだと思いましたが、2回の検診代の助成をしているという状況でございます。

また、もう1点、引き続き肝友会への支援はあるかというご質問だったかと思いますが、先ほど保坂議員がおっしゃいますとおり、肝炎新薬の治療によりまして完治された方がだいぶいらっしゃるということで、大変これにつきましては好ましい状況ということでございますが、それをもってまだ治癒に至らない方も当然いらっしゃるというふうに聞いております。先ほど答弁でもお答えいたしましたが、肝炎患者への保健指導なり、支援につきましては、肝友会に入っている、入っていないにかかわらず支援を続けてまいることに変わりはありません。肝友会につきましても、平成18年の設立当初から会を支援しておりますが、今後とも要請があれば支援のほうは継続していくということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

19番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

浅川巧兄弟に関する漫画の作成の件でございます。

教育長答弁のとおりではありますが、市の教育委員会では本年度、公営アカデミーということで歴史に関する地域資源という部分で、コースを組みまして企画して子どもたちに参加を促したところでございます。当然、このコースにも浅川巧兄弟の資料館が入っておりまして、子どもたちに関心を持っていただくというようなことも取り組んでおりますし、また地元になります、高根西小学校でも総合学習の時間で学習の教材として使用していると。さらには、朝鮮日本人学校の児童が修学旅行で本市を訪れて、浅川巧兄弟の資料館を視察するなどした中で、昨年は高根西小学校、それから本年度は泉小学校と交流を行ったというような経過があります。

漫画の作成については、今の時代、子どもから大人まで、非常に親しみやすい本として波及効果もあるかというふうに考えておりますので、現時点では製作に向けて検討してまいりたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間1分54秒です。

質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで19番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に6番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

西日本豪雨、北海道の地震などの災害に対しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて猛暑、酷暑が過ぎ、長月、9月も過ぎようとしております。今年の全国高校野球選手権大会は100回を数え、決勝戦にみられたように記念大会にふさわしい大会だったと思います。投手の活躍も光りました。

その投手で伝説的な投手と言われた沢村栄治、彼が弟に宛てた手紙、その中にこういう一文があると聞いたことがあります。「人に負けるな。どんな仕事をしてでも勝て。しかし堂々とだ。」この言葉は、私はそれはフェアなことの大切さだと読み解きます。置かれた立場で一人ひとり決め事を守ること、当たり前のことを当たり前にしていく、難しいわけでありますけれども、それが大切なのだと思います。

個人の私の北杜市、それはみんなの北杜市であります。建設的に北杜市を考えていくことの重要性、そのようなことを思いながら、北杜市の未来がそこにあることを思いながら、以下、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。3項目お願いいたします。

まず最初であります、ふれあい支援農道蔵原地区への信号機設置要望についてお伺いいたします。

市道西割蔵原線とふれあい支援農道との交差点、高根クラインガルテン近くの交差点であります、地域の強い要望があり、行政区より何度も要望書を提出しております。

去年の6月定例会での私の質問に対しまして、市の回答は「ふれあい支援農道は、（略）開通後の車および歩行者の通行量などの状況を踏まえ、信号機などの安全対策が必要な箇所につい

ては、交通安全協会など地域の関係団体と協議の上、北杜警察署を通じて県の公安委員会に要望等を行ってまいります。」とのご答弁でした。

この交差点は、首都圏などの小中学校から体験学習を主な目的として高根ラインガルテンへ来る大型バス利用の交差点であります。主に春から夏、秋、そういうシーズンですが、相当の台数の大型バスが来ます。近くでは、いよいよ企業の事業も始まってまいります。市へ移管され、本市としての責任も増したと判断します。散歩中の方があわや大惨事という場面を目撃しており、事が起きてからでは遅いのであります。今後、西割蔵原線での道路一部拡幅工事、県道工事も始まります。一帯としての整備をと思い、以下質問いたします。

1. 市道開通後などの主要な道路での交通量調査などの予定はありますか、お伺いいたします。
2. 山梨県公安委員会へ地域のこうした諸事情も申し添え、信号機設置の要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に2つ目の項目であります。須玉町国道141号線と薬師堂橋との交差点渋滞緩和策について、お考えをお尋ねいたします。

国道141号線と武川町、須玉町を結ぶ県道横手日野春線との交差点、薬師堂橋東詰交差点は、私が実際、そう多くはないんですけれども、朝見た限りでは、朝の8時から約30分くらい、特に武川町方面からの国道右折車両が多く、流れがスムーズにいかないようでありました。よくて10台くらいの車両が行けるかどうかでありました。この交差点は、より右折しやすいように右折レーンを前のほうまで確保してあり、改善もされております。

ただ、交差点の道路状況により、一台一台が間隔を詰めにくいようにも感じました。この道路は、この橋周辺を除けば、武川町方面に向けて比較的道路環境はよいと思います。

よって、朝の時間うんぬんもありますが、本市内を結ぶ主要な道路と捉え、橋の幅員も狭く、大型車両のすれ違いもあり、整備が必要と考え、以下の質問をいたします。

1. これまでの要望を踏まえ、橋周辺の抜本的整備を山梨県公安委員会へお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
2. 当面の改善策として、右折車両の流れをつくるために信号機の工夫、例えば信号機の時間、今は私が見た限りでは同時であります。これをもう少し長くしていただくようなことができればいいのではないかと思うんですが、そうした要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、3点目であります。ふるさと北杜市の林業対策についてお伺いいたします。

森林経営管理法が成立し、森林経営管理制度、新たな森林システムが始まります。概要は①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、責務を明確化。②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託。③再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施などであり、森林所有者、地域の林業経営者にも期待される効果があるとされ、市町村、つまり本市においては林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。また、間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与するなどが挙げられるとのことであります。これから本市としまして、具体的には森林所有者の意向調査の事前準備、事業実施体制（組織や予算）の検討、

峡北森林組合、民間事業者との連携体制の構築など、平成31年の施行、本格実施に向け本市にも大きな役割が求められ、担当者も実務の把握に大変なことと思います。

財源の森林環境税をはじめ課題も指摘されておりますが、中山間地域を抱える本市、第1次産業を元気に、山林の荒廃を防ぐ林業活性化は重要と考え、以下の質問をいたします。

1. 本市の占める北杜の市有林、それから県有林、私である私有林のその割合はどのようなのでしょうか。
2. 里山が荒れ、鳥獣被害の一因とも指摘されております。一方、市として先日、里山整備事業の事業内容も示していただきましたが、里山整備の現状はいかがでしょうか。
3. 森林経営管理制度への本市の準備は、どのようなのでしょうか。また、今後の考え方をお伺いいたします。
4. 本制度への林業地域おこし協力隊雇用支援策は今後、いかがでしょうか。

以上3項目、お伺いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

6番、清水敏行議員のふるさと北杜市の林業対策における、里山整備の現状についてのご質問にお答えいたします。

市の林業対策として、森林の荒廃を防止し、豊かな自然環境の保全を促進するため、平成17年度に要綱を定め、森林所有者等が行う事業に対し補助を行っております。平成21年度からは、「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全基金を財源として、里山整備事業費補助金により事業を進めているところであります。

近年の実績は、平成28年度に124.39ヘクタール、昨年度に138.92ヘクタールの整備を行い、本年度は8月末までに164.8ヘクタールの整備が実施されており、これまで約2,185ヘクタールの里山が整備された状況にあります。

併せて、市では森林整備として平成20年度に一般社団法人 日本音楽事業者協会と協定した音事協の森をはじめ、電機山梨の森など4つの企業との協定により、企業の森として整備を行っております。近年は、鳥獣害対策としても、農地に隣接する里山の整備に地域と共に取り組んでいるところであります。

一方、市内企業においても、天然水の森として、水源涵養の取り組みや森づくりの必要性を子どもたちに伝える水育などを独自で進めているところであり、いろはすの森事業としては、企業からの支援により、市と協働で森づくりに取り組んでおります。

本市にとって森林は、次世代に引き継ぐ大切な財産であり、森林が織りなす豊かな自然環境の維持、水源涵養や国土保全等の機能持続のため今後も環境保全基金等を有効活用し、里山整備の促進を図ってまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

ふれあい支援農道蔵原地区への信号機設置要望について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市道開通後などの主要な道路での交通量調査の予定についてであります。

道路の交通量などの実態把握に当たっては、国の道路交通センサスにおいて、将来の道路整備の基礎資料とするため、道路の利用実態調査を行っております。市では、道路計画の策定時などに、必要に応じて調査を実施することもあります。

次に、山梨県公安委員会への要望についてであります。

信号機や横断歩道などは、公安委員会が設置および管理を行っており、設置に当たっては地域等の要望を受け、関係者による現地調査を踏まえ、設置の判断を行っております。高根町蔵原地内の信号機設置要望箇所については、昨年度、公安委員会に対して設置の上申を行ったところであります。

今般、ふれあい支援農道が全線開通となったことで、交通量の増加も見込まれることや、当該農道では、ほかにも信号機等の設置要望もあることから、総合的に判断した上で、公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと北杜市の林業対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市有林、県有林、私有林割合についてであります。

本市の森林面積は4万5,890ヘクタールで、所有形態は県有林3万256ヘクタール、約66%。市有林411ヘクタール、約0.9%。財産区有林866ヘクタール、約1.8%。私有林1万4,358ヘクタール、約31.3%の構成となっております。

次に、森林経営管理制度についてであります。

平成31年4月から税制改正により、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、新たな森林管理システムが導入されます。現在、国において運用に対する手引きの作成を行っており、市では県との役割分担や事業実施体制の検討、意向調査の事前準備、北杜市森林整備推進検討会を開催し、森林組合や民間事業者との連携体制の構築を行ってまいります。

次に、林業地域おこし協力隊雇用支援策についてであります。

現在の林業は、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や不在地主による管理放棄林の増加、有害鳥獣駆除等に対応できる狩猟者の不足など、全国的に問題となっております。

本市ではこれらの課題に対応するため、昨年度から都市住民等の人材を林業や地域の新たな担い手として育成し、地域への定住・定着を目指して林業地域おこし協力隊員の募集を行っているところであります。

本年度から2名の協力隊員が市内の支援機関において、林業用機械の操作方法や植林、下草刈り、除間伐等の林業技術を習得するとともに、林材の選別や加工、販売までの実践的な活動

も行っております。こうした技術や知識を得ることによって、支援機関や民間林業者、森林組合などへの就職を期待しております。

また、期間満了後に隊員自らが起業を希望する場合は、起業支援補助金を活用した支援を行い、林業従事者として定住・定着を図ってまいります。

今後も、森林管理の担い手不足等の解消と、狩猟者やジビエ肉の処理加工など鳥獣害対策に対応できる人材の確保のため、協力隊員のさらなる募集に努めてまいります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

土屋建設部長。

○建設部長（土屋裕君）

6番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

須玉町国道141号と薬師堂橋との交差点渋滞緩和策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、橋周辺の整備の要望についてであります。

県道日野春停車場線は、国道20号と国道141号を連絡する重要な幹線であり、薬師堂橋東詰交差点については、武川方面から国道141号に向かう車両が多く、交差点を葦崎方面に右折する車両が若神子方面からの直進車の通過を待たなければならないため、武川方面に掛けて渋滞が発生しております。

道路管理者である県では、平成28年度に交差点内に小規模な右折レーンを設置し、改善を図ったところであります。現在、県ではバイパス計画を進めているところであり、橋の拡幅を含めた交差点の渋滞緩和への対策についても、継続して県に要望してまいります。

次に、右折車両への改善策の要望についてであります。

武川方面からの右折車両の通過時間を確保するために、信号機の時間調整等の方法がありますが、この交差点においては、周辺の信号機との関係性を考慮しながら運用していると伺っております。これにより、若干の渋滞緩和が図られたものと考えておりますが、通勤・通学の時間帯や観光シーズンなどの状況をみますと、さらなる対策が必要と考えているところであります。引き続き、県および公安委員会と検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

○6番議員（清水敏行君）

それでは、再質問をお願いいたします。

最初の項目から順次、再質問させていただきます。

まず最初に、交通量調査などは実際に実証していますということなのですが、実際にこの近いところで、そういう調査が実際に予定されているのか。昨年、県のほうに上申をしていたということですが、昨年の私の答弁の中で、そのへんの交通量うんぬんという話があったものですから、その調査の結果ももし、併せて県のほうに上申を再度していただくことが可能なのか。それが1点。

それから、交通量調査をするときに、このあとちょっと触れますけども、その交差点の工作物、例えば標識等ですね、そういったものはまったく含まれていないのか。単純な疑問と言いますか、交差点の調査ということでありますと、もちろん人的な調査が中心だというのは分かるんですが、併せてそういう工作物も必要なところについては、されるほうがよりいいのではないかというふうに思うのですが、参考に、その点もお聞かせ願えればと思います。

それからもう1点、今、触れました交通標識の件なんですけれども、すぐに信号機、あその交差点に信号機をとすることは、すぐには難しいということは私も重々承知しております。であるならば、例えば今、止まれの標識が付いているんですけども、最新の止まれの標識は上にソーラーが付いていまして、夜間でもとまれと鮮やかに表示されているんですね。ですから、そういう代替といいますか、そういうことで標識の交換などがお願いできないか、要望として加えていただけないか、お尋ねをしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

蔵原の交差点の関係で2点、ご質問をいただきました。

最初にまず交通量調査ということで、予定がないかというようなご質問であります。

原則、交通量調査について市でこのような調査を行うことはやっていないというのが現状であります。答弁でもありますように、新たに道路の改良とか、新たに道路を造設するような場合には、計画をつくる際にそのような調査を行っておりますけども、それ以外については、公安が主体となって、例えば信号機の設置要望、横断歩道についてもそういった際に交通量調査をすることがあるといった状況でありますので、昨年度、上申した内容についても現在のところ、交通量調査をした中での新たな回答というものは、まだいただける状況にはないといったところであります。

また、工作物等も含めてということでありますけども、ここにつきましては、公安のほうで要望があれば、必要に応じて交通量調査は行われるといったところであります。

もう1点、止まれの標識で夜間の照明が付いたものが市内でも何カ所か見られるわけなんですけども、そういったものの設置が可能かどうかというご質問であります。

これにつきましても、止まれの標識につきましては、公安委員会の所管の規制標識になります。ということで、いずれ要望を出していくわけなんですけども、今回の蔵原の交差点もそうなんですけども、今回はふれあい支援農道が全線開通したということで、前段にも秋山真一議員のほうから2カ所ほど信号の設置ということでお話をいただいているところでありますので、今回、全体を踏まえた中で、まず最初に北杜警察署の交通課のほうにちょっと取り扱いについて相談に行こうかなと考えております。その後、それらの検討結果を踏まえて公安のほうには上申をしていきたいと。この一時停止の止まれについても同じような形で、まず警察署のほうに相談に行きたいと、そのように考えております。

以上になります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

前向きな答弁といいますか、ありがとうございます。

私も先ほど秋山議員のときのやりとりも聞いておりました。全線の開通ということですので、何か私がピンポイントで蔵原だけをということでやっているように今、うつるかもしれませんが、どうしても地域で要望がありましたので、重ねてお聞きしているというわけであります。よろしく願いいたしたいと思います。

今、交通課のほうにということですので、とにかく全線で同じようなところは同じ時期に同じような対応が必要だと思われまますので、そこは同じように、また早期に可能なことを、市としてできる手立てをお願いしたいと思います。

次に2項目めについては、県のほうでバイパス計画があるということで、理解をさせていただきました。

3項目めの、この林業対策ですけれども、私有林が約3割、私林があるということですかね、このへんが対象になってくるんだと思うんですけれども、今、北杜市の林業政策全体ということで聞いてきましたが、実際にこの制度というのは、まだ本当に緒に就いたばかりといいますか、まだこれからの事業だと理解しておりますので、これからの市長の答弁にもありましたように大切な財産ということでもありますので、そこはお願いしておきたいと思います。

お聞きしたいのは、その林業対策ということでお聞きしましたが、実際にこういう体験学習、例えば農業ですと農業の体験というようなことがあるんですね。例えば林業体験、いろいろな先般の資料で、里山整備事業、いろいろされています。こういう中に下草刈りも入っているんですけれども、私の体験からも実際に下草刈りをするというのは、自然の中に身を置くということ、また、ある意味では教育的な効果もあるんじゃないかと思うんですね。そういう林業の理解、関心を深める上からもそういう農業体験に準じたような、そういう林業体験のような仕組みが現在、いくつかあるやには聞いているんですけれども、具体的にそれをお示しいただきたいということと、また今後そういうことができるのかどうか、そのへんをご質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

6番、清水敏行議員の再質問にお答えをします。

林業関係、林業対策関係のご質問の中で、農業の体験学習のような林業の体験事業は何かあるかという質問でございますけれども、現在、市のほうでは北杜の杜づくり講座というものを実施しておりまして、平成19年度から開催しております。この中でいろいろな体験を行っております。間伐とか木工教室とか、また森林の機械の使い方とか、本当にさまざまなものを昨年度まで35回くらいの講座を開いております。また、この中では子どもたちの体験もできるように森林と農業ということで、子ども、家族を対象にした事業も実施しているところでござい

ます。森と農業のつながりを学ぶ講座、木工教室も含め実施をしているところでございます。

こんな中で、今後どのような体験ができるかということでございますけれども、ジビエの推進とかいろいろな取り組みもやっている中で、子どもたちにも森林に興味を持ってもらい、林業というものに将来就いていただけるようなことも、子どもたちに知ってもらえるような体験も考えてまいりたいと考えております。

また、学校では学校で所有している学校林において下草刈りや環境学習などの対応もしている学校もあるということでございますので、今後、森林の役割も学んでいただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り時間は1分24秒です。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

学校で下草刈りを何かされているというのが最後にあったんですけども、参考にもし分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

清水産業観光部長。

○産業観光部長（清水博樹君）

6番、清水敏行議員の再々質問にお答えいたします。

学校林の所有校ですけれども、平成29年度の状況でありますと市内に小学校が7校、中学校が2校、県立にはなりますけれども県立の北杜高校ということで、これらの学校のほうで学校林の所有をしております、この中で活動としましては小学校が6校で下草刈りや環境学習などの授業を行っており、中学校は残念ながら実績はないですけれども、県立の北杜高校でも1回枝打ち、間伐の活動を行っているという報告をいただいております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に2番議員、池田恭務君。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

私からは今回、3つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、ごみ処理施設建設場所候補地についてということで、その検討プロセス、決定プロセスについて伺いたいと思います。

新聞報道を見て、多くの市民が驚いたことと思います。私のもとへも声が寄せられました。市民の心配を払拭していただきたく、候補地の検討、決定プロセスをもとに市長の政治姿勢について伺いたいと思います。

山梨県内を3つのブロックに分けて、家庭ごみの処理施設を集約するという一方で、建設に向けて準備を進めており、北杜市においても11市町で構成される協議会で準備を進めており、本年度中に建設候補地を絞り込むということで、8月27日の協議会では、渡辺市長からも北杜市内の新施設の建設場所候補地が推薦されたといった報道がされました。

この報道のとおりならば、北杜市のどこなのかはブラックボックスの中で進められており、該当する地域市民への説明がないままに市長は推薦をしたということになります。

経済合理性の観点などから、北杜市に建設することの利点は限りなくなさそうに、そのときから見えたわけですが、その後の協議次第ではどうなるか、断定的なことは言えない状況に見えました。

これが当質問の事前通告期限であった3週間前の状況であったわけですが、その後、協議会は北杜市以外の3カ所に絞り込んだといった報道が9月14日にされたというふうに理解しております。

そして本日の報道では、具体的な場所についても公表されたといったようなことが書かれていたかと思います。

市民に情報を出さずにブラックボックス、すなわち密室の中で進め、もし当市に決まった場合には、地域住民に説明をし説得をするという進め方とも言えるわけですが、もし地域住民から反対の声があがっても後戻りできず、無理にでも進める市の姿勢を想像した市民も多いことと思います。

結果的に北杜市にならなかったわけですが、だからといって、市民に情報を開示しない進め方を肯定することにはなりませんし、北杜市民さえよければそれでいいという考えだとしたら、市長の政治姿勢への疑問にもつながります。

このような進め方に接しますと、別の案件についても同じような進め方をしているのではないかという不安感が市民の間で広まりかねません。好対照として、南アルプス市の市長は「提案する以上は情報をガラス張りにして住民の不安を解消する必要があると判断した」ということで、市長から協議会へ推薦する前に住民説明会や賛否を問う意向調査を実施したそうであり、まさに市民のことを最優先にする、当たり前のことを当たり前に行ったというふうに言えると思います。

質問です。

報道されている内容は事実でしょうか。事実な場合、なぜ南アルプス市のようなガラス張りにして進めなかったのでしょうか。すなわち、北杜市民に事前に説明せずブラックボックスの中で進めたのでしょうか、伺います。

次のテーマですが、6月の議会で日本共産党の志村清議員からも質問がされましたが、図書館掲示物の一部が一時撤去された件について、質問をいたします。

過去の議事録を見ますと、平成28年第4回北杜市議会定例会で堀内正基教育長が次のように答弁をされています。「掲示コーナーで掲示できるものや掲示できないもの、また掲示期間など、申請者および図書館が統一的な基準をもとに客観的に取り扱いできるよう、新たな図書館内の掲示物の取り扱い基準の策定について協議をしていただいております。」、このように言われています。

これは某団体の資料を図書館が掲示しなかったということで、新聞にも大きく取り上げられたことから、ご記憶の市民の方も多いことと思います。

そして協議を、このときお願いした図書館協議会の議事録を見ますと、「政治活動に関する資料については、政権の転覆や日本を変えてしまうような運動でない限り、いいのではないか。」ということで、整理を、了解というか、了承されております。

今回、私の市政活動報告書も一時撤去対象だったわけですが、これは北杜市議会政務活動費の交付に関する条例で、広報費、これは議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費として認められているものであって、政権の転覆運動ではありません。しかも手続きに則り設置申請を行い、その都度、正式に設置許可がされていたにもかかわらず、一時撤去されました。

撤去の前にやるべきことは、過去の決定経緯の確認であって、いきなりまず撤去をして議論するということではないというふうに私は考えます。

このようにいくつもの不可解な背景があったわけですが、私も図書館協議会の一部を傍聴させていただきました。文言の正確なところは議事録になるわけですが、私のものを含め市政活動報告も参考資料として協議会でも配布されたようで、それを見られた委員さんたちの反応は、「この資料の一体何が問題なのか、まったく理解できない」といったようなものだったと記憶をしております。

質問です。

こういったことも含めまして、前回、6月議会から今回、結論が出されるまで、どのような議論がなされ、どのような結論となったのか、私たちは聞いているわけですが、市民の皆さまにもこの場でぜひ説明をしていただきたいと思います。

3つ目のテーマです。最後になります。市民に必要な情報が確実に届くような仕組みをということで、質問をさせていただきます。

他の自治体からIターンで北杜市の事業者へ転職され、お住まいも市内に移された方から定住促進就職祝金について、先日お話をいただきました。この方は移住してきてから何年かあとまで、当制度について知らなかったそうであります。残念ながら知ったときには制度が定める期限後だったために、祝金を受け取ることができなかったそうです。聞くところによると、そのような方がほかにもいらっしゃるそうでありました。

当件は必要な情報が必要な方に届いていない一例です。担当の窓口でも少しディスカッションさせてもらいましたが、転入届を出される方へ、こういった諸制度についても必ずお伝えすれば改善しそうですし、別の方法でも改善可能だろうと思います。

一方で、私のほうへお話がきたのは、市民の方から見て改善の動き、進捗ステータスなどが見えにくかったからではないかというふうに捉えております。

そこで伺います。

1点目ですが、市民からの要望や改善、問い合わせなどがあった場合、それはどのように扱われますでしょうか。記録に残りますでしょうか。

2点目です。多くの職員が市民からの要望や改善依頼には、前向きな姿勢で臨まれていると思いますが、当市ではいつ、どのような内容で要望があり、どう改善したか、そういった情報を市民が見ることはできますでしょうか。

以上3つのテーマにつきまして、よろしくお願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

2番、池田恭務議員の図書館掲示物の一時撤去問題についてのご質問にお答えいたします。

中央図書館では、2回の図書館協議会を開催いたしました。1回目の会議では、政治活動資料のいったん掲示を控えることとなった経緯や理由を説明し、これまでの北杜市図書館館内掲示物取扱基準が規定する設置できないものの基準が、日本図書協議会が示す公立図書館の任務と目標と整合性が取れていないことから、見直し案を示し、ご議論をいただきました。

2回目の会議では、1回目の会議の意見を反映した見直し案を示し、確認の上、了解をいただきました。そののち、8月定例教育委員会へ見直し案を上程し、審議の上、承認をいただいたところであります。

見直しを行った結果、北杜市立図書館は、公立図書館として、日本図書館協会が示す公立図書館の任務と目標に基づいて、資料収集に当たることとし、収集した資料の思想や主張については、図書館が支持するものではないことといたしました。

また、館内に掲示できないものについては、市立図書館の指導的立場にある山梨県立図書館の取扱規定に合わせることにしました。

なお、取扱規定と照らして判断が必要となる場合は、教育委員会と協議することを加え、公の施設としての責任を果たしていくこととしたところであります。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

2番、池田恭務議員のごみ処理建設場所候補地についてのご質問にお答えいたします。

山梨県ごみ処理広域化計画に沿って、平成42年度末までに共同で新しいごみ処理施設を建設することになっており、峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会において準備を進めているところであります。8月27日の協議会において、それぞれ推薦地を提出したところであります。この推薦地は11市町が協議会の決定事項として、非公開で持ち寄ったものであります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

次に答弁を求めます。

小澤政策秘書課長。

○政策秘書課長（小澤章夫君）

2番、池田恭務議員のご質問にお答えいたします。

市民に必要な情報が確実に届くような仕組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民からの問い合わせについてであります。

市民からの要望や問い合わせについては、所管部局で対応しており、要望の内容や対応状況については、記録に残し、保存しているところであります。

次に、要望等の内容についてであります。

要望等の内容と改善も含めた対応状況については、請求があれば、個人情報を除き、開示は可能であります。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

当局の答弁が終わりました。

池田恭務君の再質問を許します。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

ご答弁ありがとうございました。全項目について、再質問、再々質問になろうかと思いますが、まず1点目、ごみ処理施設建設場所候補地についてであります。

先ほど、私も申し上げましたとおり、11市町のエリアを見たときに、北杜市に来そうかと考えると、それはなさそうかなと考えるのも1つかなというふうにも思います。それをそういう意味で経済的、合理性の観点からというふうに先ほど申し上げたわけですが、そうであったとしても、あのような形で新聞報道されると自分の地域が、自分たちに説明されることなく推薦されたのではないかというような疑心暗鬼につながってしまうと思うんですね。そういった進め方を私は肯定することはできませんし、おそらく市長もベストではなかったと思っていちゃると僕は信じたいんですが、もしもう一度、一からやり直すようなことになった場合は、市長は同じような進め方をされるんでしょうか。それについて、教えてください。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

2番、池田恭務議員の再質問にお答えをいたします。

ごみ処理施設の建設の進め方についてというような内容かと思います。

今回、11の市町が協議会の中で十分な議論の上で決定事項として非公開ということで持ち寄ったものでございますので、現段階では推薦段階であるということから、そういった協議会の決定事項を尊重して対応したものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

では再々質問をいたします。

質問の事前通告は3週間前にしておりまして、質問相手は市長ということでお願いしているんですが、再質問でも市長とお願いしたんですけども、市長がご答弁されないというのは大変残念なことだなというふうに思いますということを、まず申し上げたいと思います。

今のご答弁から、私のさっきの質問にストレートにはお答えいただけなかったなと思うんですが、もう1回やり直すとしても同じやり方をするんだということだと思います。

協議会の決定事項に沿ったということなんですけども、先ほど申し上げたとおりで、南アルプス市はその協議会の決定に沿わずに市民に丁寧に説明をし、その上で推薦をしたということ

なんですね。だからやろうと思えばできたわけなんです。ですからこれは市長の考え、政治姿勢であるというふうに思わざるを得ないんですけども、そういうことでよろしいのでしょうか。選択肢はあった。自分で決めること、北杜として決めることはできた、それは事前に説明するとか、そういうことはできたというふうに思うんですが、そこを含めて再度、ご答弁をいただければと思います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

2番、池田恭務議員の再々質問にお答えをいたします。

協議会としての方針に従うのが北杜市の意向であるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中嶋新君）

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

それでは次のテーマ、図書館掲示物の一時撤去に関して再質問をいたします。

経過につきましては、先ほど教育長から説明をいただいたとおりであろうかというふうに思いますし、出てきた結論はそういう結論になりますよねという結論だと思います。そこに異論は、おそらくどなたもないんじゃないかというふうに思います。

私が疑問視していますのは、1人の市民の方、1人の市民の方だって、それはもちろん大事な意見ですけども、1人の市民の方からの意見があったと。そのときにいきなり撤去するのではなくて、一時的にせよ。いきなり撤去するのではなくて、まず過去の議論の経緯ですとか、そういったことを確認すれば、問題ないことは分かったはずなんですよ、すぐに。その上で、その市民の方に説明をすれば、一時撤去などということはなかったんじゃないかというふうに私は思います。

その上で、掲示したままで同じような議論をして、その誤解が生まれそうな基準だったということなのであれば、新しい基準を明確化していくというふうに進めればよかったんだと私は思います。これも先ほどのちょっと質問の仕方とかぶりますけども、もしこれまた最初に戻ってやるとしたら、当時に遡って、もう1回やるとしたら、私は今みたいな進め方のほうが正しいと思うんですよ。いいと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

井出教育部長。

○教育部長（井出良司君）

2番、池田恭務議員の図書館の掲示物の一時撤去の問題について、再質問をいただきましたので、回答させていただきます。

教育長答弁と重なる部分もあるかと思いますが、基本的に今回、市民の方から政治的な資料について、現在、これまで用いた8項目に該当する内容が読み取れる部分があるんじゃないかということで、問い合わせがあったということでございます。その8項目を掲げている中

で、直接的にご説明できる部分がなかったの、見直しという形で進めていったと。その課程において一時撤去をせずにと、池田議員おっしゃるとおりの手法もあったのかもしれませんが。しかしながら、私どもは見直しを進める課程で、市民の方に疑念を抱くようなものを掲示していくよりは、いったん控えさせていただいて、しっかり検証したり、内容を確認した上で進めてまいろうという判断をさせていただいたということでございます。

いろいろな手法があったかもしれませんが、私どもとしては、そういった手法を選ばせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

残り1分35秒です。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

再々質問をいたします。

疑念があったということなんですけども、一方で図書館協議会の皆さん、そこもちろん大人数というわけではありませんが、私が傍聴したときには、私以外の一時撤去されたものがあったんではないかと思えますけども、分かりませんが、資料を見られて1回目の協議会、2回開催されて1回目の協議会のときに、この参考資料を出してもらっていたら、そのときに結論を出せたというような話もあったと思います。それは何かというと、まったく問題ないでしょうと。この内容だったら。そういう評価ですよ。判断だったんです。これ、見ていただいたと思うので分かると思うんですが、政権の転覆を狙ったようなものではないですよ、もちろん。普通に議員としての活動を報告しているものです。ですから私としましては、今回の進め方はやっぱりいかがなものかなというふうに思いますが、時間がありませんから、すみません、最後の質問のほうの再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど情報開示請求があれば開示しますよということだったわけですが、例えばグーグル、インターネットで、自治体で見える化というような検索をすると、上のほうで大阪市が出てきました。大阪市を見ますと全部ではないのかもしれませんが、市民の声、どんな声だったか、こう解決しました、それで問い合わせ先みたいなものになっています。こういうことができないか伺います。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書課長。

○政策秘書課長（小澤章夫君）

2番、池田恭務議員の再質問にお答えをいたします。

市民から寄せられる要望等につきましては、やはり市民から信頼される市政の推進においては当然、必要であると考えております。そんな中で要望等の公表につきましては、他の自治体でも行っている経過もありますので、現在、公表に向けて検討を進めている状況であります。しかしながら、市に寄せられる要望につきましては、個人的な要望も大変ございまして、個人情報保護の面からどうしても公表できないというような部分もありますので、公表に向けての検討につきましては、その点も慎重に、取り扱いを考える中で公表に向けての検討を引き続

き進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、池田恭務君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時59分

平成 3 0 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 7 日

平成30年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成30年9月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成29年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成29年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第23 | 議案第67号 | 北杜市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第68号 | 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 2 5 議案第 6 9 号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 7 2 号 字の区域の変更（高根町原長沢）について
- 日程第 2 7 請願第 3 号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書
- 日程第 2 8 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度北杜市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 7 7 号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 7 8 号 平成 3 0 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 発議第 2 号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書の提出について
- 日程第 3 3 藤原尚君の議員の資格決定の件について
- 追加日程第 1 議長不信任の件
- 追加日程第 2 議長信任の件
- 日程第 3 4 発議第 1 号 藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議案
- 日程第 3 5 議員派遣の件
- 日程第 3 6 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（22人）

1番	栗谷真吾	2番	池田恭務
3番	秋山真一	4番	進藤正文
5番	藤原尚	6番	清水敏行
7番	井出一司	8番	志村清
9番	齊藤功文	10番	福井俊克
11番	加藤紀雄	12番	原堅志
13番	岡野淳	14番	相吉正一
15番	清水進	16番	野中真理子
17番	坂本静	18番	中嶋新
19番	保坂多枝子	20番	千野秀一
21番	内田俊彦	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市	長	渡辺英子	副	市	長	菊原忍
政策調整参事		櫻井順一	総	務	部	長 丸茂和彦
企画部長		小松武彦	市	民	部	長 篠原直樹
福祉部長		浅川辰江	生	活	環	境 部 長 仲嶋敏光
産業観光部長		清水博樹	建	設	部	長 土屋裕
教	育	長 堀内正基	教	育	部	長 井出良司
会	計	管 理 者 中田二照	農	業	委	員 会 事 務 局 長 小尾民司
明野総合支所長		清水能行	須	玉	総	合 支 所 長 坂本孝典
高根総合支所長		土屋智	長	坂	総	合 支 所 長 中澤貞夫
大泉総合支所長		小澤隆二	小	淵	沢	総 合 支 所 長 中山晃彦
白州総合支所長		宮川雅人	武	川	総	合 支 所 長 有泉賢一
政策秘書課長		小澤章夫	総	務	課	長 宮川勇人
企画課長		加藤寿	財	政	課	長 清水市三

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 山内一寿
 議会書記 平井伸一
 “ 進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（中嶋新君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、執行部 上村監査委員事務局長は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

ここで、渡辺市長より発言の申し出がありましたので許可いたします。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

改めまして、おはようございます。

本会議の開催にあたり、中嶋議長をはじめ議員の皆さまにお時間をいただき、ありがとうございます。

さて、平成29年度決算について、源泉徴収所得税の納付遅延に伴い生じた不納加算税と延滞税に充てるため公費を支出したこと、またこのことに関して議会や市民の皆さまに対し、適切な説明がなされていなかったことにつきまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

納付遅延による公費負担増加については、私自らの給与を減じることにより、その財源を補てんすることといたしました。また、今回の事務処理ミスや説明の不手際については、職員個人の問題だけでなく、市役所全体の組織的な問題がその背景にあったと痛感しております。

事務処理ミスを避けるため、どのような防止策が取られていたのか、説明責任について十分な認識がされていたのか、私自身深く反省するとともに、各職員に対してもちょっとした不注意や判断ミスが市民からの信用を失うことにつながることを、あらゆる機会を通じて伝えていきたいと考えております。今後このようなことがないよう、全職員で努力してまいります。

市民の皆さまをはじめ関係する皆さま方には多大なご迷惑をお掛けし、大変申し訳ございませんでした。

このあと平成29年度の決算のご審議をいただくわけですが、何とぞご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

日程第1 認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第22 認定第22号 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、清水進君。

清水進君。

○決算特別委員長（清水進君）

おはようございます。委員長報告を朗読させていただきます。

平成30年9月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

決算特別委員会委員長 清水進

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る9月4日の平成30年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を9月10日、11日、12日、13日、19日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

1. 付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第17号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第18号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第19号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第20号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第21号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第22号 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上２２件であります。

それでは、５の審査結果より報告をいたします。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、認定第１号 平成２９年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

９月４日の本会議において、平成２９年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に係る総括質疑で、２款１項５目会計管理費の２２節補償、補填及び賠償金の支出について、随時監査の要請があり、休憩中に随時監査が実施され、「源泉所得税納付事務に関して、適正な納付手続きが遂行されていなかったと認めざるを得ない。また、２２節補償、補填及び賠償金の支出に関しては、地方自治法第９６条第１項第１０号に定められた議会の議決・報告がされないままに執行されており、違法な手続きといわざるを得ない。検討、改善を要すると認められる事項等として、事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守し適正な処理をするよう常に細心の注意を払うとともに、複数職員のチェック等により再発防止に万全を期されたい。」との随時監査の結果報告がありました。

市長は、平成２９年度一般会計決算書の中、源泉徴収所得税の税務署への納付遅延による追加納付金の支出について、これまで議会への報告、説明などを行わず、本日に至ったことに対し、お詫びをする旨を述べました。

「会計管理費の２２節への流用について、監査時の指摘はなかったのか。」との質疑に対し、「大変申し訳ございませんでした。」との答弁がありました。

次に、「公債費について、繰上償還を行ってきたが考えを。」との質疑に対し、「借り入れする際、事前に金融機関へお願いし繰上償還を実施している。今後財政的に厳しくなり、実施できるか不明だが、できる限り繰上償還を実施していきたい。」との答弁がありました。

次に、「平成２９年から有利かどうか財政を見据えながら、返すばかりでは駄目ではないか。」との質疑に対し、「財政健全化に有利な方法を見極め、慎重に対応していきたい。」との答弁がありました。

次に、「リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会負担金についての趣旨は。」との質疑に対し、「山梨県をはじめ市町村も積極的に参加するため。」との答弁がありました。

次に、「専門交通指導員報酬及び市民バス委託費について、昨年度と金額が違う理由は。」との質疑に対し、「報酬については、昨年度建設部の補助事業を活用したため、企画課では一部の支払いであった。市民バス委託料については、委託方法を見直したためである。」との答弁がありました。

次に、「公共施設適正配置について、アンケート結果をどう生かすか。また、婚活ポータルサイトについての内容は。また、民間との関係について。」との質疑に対し、アンケートは市内１８歳以上２千人に実施し、利用をする施設は温泉や図書館。６０％の施設で改修が必要と認識している。来年度に向け個別計画に反映したい。婚活ポータルサイトについては、結婚相談登録やイベント情報の発信。富士見町や原村との事業や、結婚や移住定住など民間のノウハウを生かしたい。」との答弁がありました。

次に、「環境保全寄附金が増加しているが、件数は。また、広告代についても教えてもらいたい。企業訪問を行った結果か。」との質疑に対し、「寄附企業等６２件であった。広告については、年間裏面２４枠。ホームページバナー年間３３件。企業訪問については、時には市長も同行した。」との答弁がありました。

次に、「不納欠損額の要件について。」との質疑に対し、「執行停止が3年間。死亡していて相続人がいない。5年間本人の住所や相続人が不明な場合である。」との答弁がありました。

次に、「市民税や法人税について、予算額より調定額が多いが平成29年度の傾向としてどのような見解でいるか。」との質疑に対し、「固定資産税について、土地は変更ない。家屋は新築分で増となった。償却資産は減少した。市民税は中高所得者が増えたのが原因。法人税は事業収益等の減により収入は減少した。全体的に見るといいと思う。」との答弁がありました。

次に、「延滞金についての対応について、増えていく方について、まじめな方に柔軟な対応が必要と思うが。」との質疑に対し、「生活の実態を聞き取り納付額算出。延滞金を増やさないよう本税を優先。また生活を優先して対応している。」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税について、他の自治体に比べ少ない。県内他市と比較してどうか。また、返戻品が3割以下と言われているが、本市はどうなのか。今後の対応は。」との質疑に対し、「寄附額は県内13市中9位。返戻品については当初から3割以下で対応。納税額が多い市は多くのポータルサイトを利用していることや、返戻品の数が多いことが要因と考えられる。他市を参考として進めることを検討している。」との答弁がありました。

次に、「増富事業について、再生計画は生きているので、市が責任をもって事業を進めるのではないか。平成29年度に実施をした事業は。」との質疑に対し、「支所費で予算計上しており、北杜高校サッカー部の環境美化活動などがある。」との答弁がありました。

次に、「滞納整理推進実践アドバイザー報償費の内容および地方税滞納整理推進機構負担金について。」との質疑に対し、「アドバイザーは申告期間中1名常駐している。滞納整理員の技術向上のための研修会などの負担金である。」との答弁がありました。

次に、「困難滞納事案解決指導員の研修内容は実例について研修するのか。成功例はあるか。また件数は。報酬額が低いと考える。」との質疑に対し、「実例で困難な事例を研修している。研修後、滞納処分について法的に処理することができた。10回の相談があった。顧問弁護士料や指導者報酬も含め検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、「田舎体験ツアーについて、その内容と定住された人数および幸せリーグの内容について。」との質疑に対し、「田舎体験ツアーについては、トレッキング、農業体験などをメニューとしてNPO法人に委託している。定住された方、参加した12世帯のうち2世帯である。幸せリーグは友好都市である荒川区が発起人であり、52自治体から構成されており、自治体の相互の連携、職員の学びの場として勉強会を開催した。」との答弁がありました。

次に、「職員数が多いと言われているが見解は。」との質疑に対し、「定員適正化計画に基づき取り組んでいる。」との答弁がありました。

次に、「地域課題早期対応事業について、各町の工事規模が違うが、基準などはあるのか。」との質疑に対し、「現地確認を行い、緊急性の高いものを優先している。」との答弁がありました。

次に、「子宮頸がんワクチン救済周知委託金について、事業内容。また周知範囲は。」との質疑に対し、「国や県からの周知文書を郵送する。過去に接種した約2千人に周知している。」との答弁がありました。

次に、「デイサービスセンター指定管理納入金額について、須玉が高いのは。また競争相手は。」との質疑に対し、「指定管理者から、市への納入金額を提案している。須玉・大泉・小淵沢は1社、武川は2社。」との答弁がありました。

次に、「消費税が、地方消費税交付金として社会保障分野の財源に充てられているが、市として助かることになっているか。」との質疑に対し、「地方消費税交付金は、国保、介護、保険衛生などの社会保障経費に充てられ、運用に対して、よい影響を与えている。」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者の健診受診率と受診率向上への対策について。」との質疑に対し、「75歳以上の健診受診率は26.1%であり、受診率向上に対して周知に努めている。」との答弁がありました。

次に、「特定診療科施設開業補助金については、任意の補助金か。」との質疑に対し、「少子化対策として市内に小児科・産婦人科を開業する際の市独自の補助金である。」との答弁がありました。

次に、「生活保護費返還金が多い方への対応について。また、生活保護者が減少しているが状況は。」との質疑に対し、「遡って支給額を納付する場合は、金額が多くなるが年金額を上回ることはない。3年前から減少傾向にある。高齢化や死亡、また、生活保護前の段階で対応していることが要因である。」との答弁がありました。

次に、「臨時福祉給付金経済対策分について、市民からの評価・効果はどうだったか。」との質疑に対し、「低所得者へは貴重な給付であった。検証を行うなどの国からの連絡はない。」との答弁がありました。

次に、「ふれあいペンダント、外出支援サービスについて内容は。自治体手話関係職員連絡会については。」との質疑に対し、「ふれあいペンダントは、65歳以上の一人暮らしに対し緊急時にボタンを押すことによって見守りセンターへ連絡が行き、市が安否確認をするためのもの。緊急件数6件、問い合わせ等250件あった。外出支援サービスは公共交通が利用できない方へ、病院定期受診分を視野に最低限の助成。初乗りタクシー券を月2枚、支給するもの。手話ができる方は市内に2名いるが、少ないため推進を行っている。また、福祉課での窓口対応や病院受診・イベントなどへの対応も行っている。」との答弁がありました。

次に、「お楽しみ給食サービスについて、地域委員会が実施しているが、全体の仕組みや対象者は。」との質疑に対し、「80歳以上の一人暮らしの方へ、民生委員が希望調査を行い、年間4回、見守りを兼ねて委託先の社会福祉協議会が食生活改善推進員と連携し給食を作り、民生委員が配達している。地域委員会では、市の事業をより充実させるため各地区の判断で実施している。」との答弁がありました。

次に、「再生可能エネルギー設備設置補助金について件数は。」との質疑に対し、「67件であった。」との答弁がありました。

次に、「スパティオ小淵沢納入金について、温泉の収支や利用料金、事業収入について。」との質疑に対し、「温泉利用者は2年前の故障で減少したが、現在は大幅に増加している。利用料金、事業収入について飲食業の販売部門の売り上げを利用料金から項目変更した結果である。」との答弁がありました。

次に、「道の駅はくしゅう納入金について、管理組合内で問題が生じている。レストランのエアコン修理等の対応があったが、良好な管理がされていない。今後管理の取り消しを検討しなければならないと思うが。」との質疑に対し、「住民サービス等は問題がない。裁判中であるため迷惑をかけている。管理については指導をしていきたい。判決の結果については、管財課と連携し対応していく。」との答弁がありました。

次に、「すたま自然健康村施設指定管理料について、問題はなかったか。」との質疑に対し、「協定書に定める基準を逸脱した運営をしたため、業務改善指示を出した。所管課の管理ができていなかったことは申し訳ございませんでした。他施設も含め事前協議をするようにした。」との答弁がありました。

次に、「指定管理者の管理の甘さであるとの認識でいいか。」との質疑に対し、「観光課と管財課で連携し対応したい。」との答弁がありました。

次に、「増富の湯に住所を置いたことについて、誰が許可をしたのか。また、フェイスブックの行為について指定管理者が理解していない。監督責任を問われる。フェイスブック発信が再発したため館長に指導すべきであり法的に処置すべき。」との質疑に対し、「指定管理者が許可をした。観光課では許可はしていない。あってはならないことで、フェイスブックに発信したことも含め、管財課と打ち合わせをし、厳しい対応をしたい。」との答弁がありました。

次に、「林業施設災害復旧費への予備費からの充用について。」との質疑に対し、「災害復旧費への充用だが昨年10月の台風21号に関する緊急対応分、災害認定を受ける前に委託費が必要となり、財政課と協議し処理。県の査定を受け、その後、工事での対応が適切なため、委託料から工事費へ流用した。」との答弁がありました。

次に、「林業費の、臨時職員の活用状況について。」との質疑に対し、「テレメトリーの調査結果をホームページに情報提供。結果に基づき大型オリ設置場所の検討を行っている。」との答弁がありました。

次に、「鳥獣について八ヶ岳山麓が増えているが、将来に向けてどう考えているか。」との質疑に対し、「大型オリ実証実験を民間業者が小淵沢町で行い、昨年度捕獲された。今年度、長坂町に設置予定。」との答弁がありました。

次に、「外国人観光客誘客についての状況は。」との質疑に対し、「外国人インバウンドについて、ホテルの運用方針の変更もあり、宿泊者数は減少している。」との答弁がありました。

次に、「地域おこし協力隊員、農政課関係13人について、継続して活動しているか。定住した方はいるか。」との質疑に対し、「農政課関係現在は19人が活動している。これまでの隊員36人のうち18人が定住した。また、観光関係については、1人は地元べるがに就職した。」との答弁がありました。

次に、「農業委員について、体制が変更し効果はどうか。」との質疑に対し、「改正後は利用推進委員の配置を行った。農業委員会総会にも、推進委員は参加でき助言できるようになった。」との答弁がありました。

次に、「アグリーブルむかわについて、指定管理者による経営改善がされていないと思うが、指導はどのように行っているか。」との質疑に対し、「集客の周知や自主事業を積極的に行うよう指導してきたが、事業ができなかったのが原因である。」との答弁がありました。

次に、「住宅使用料未納分の徴収について、税が優先してしまうがどう考えているか。」との質疑に対し、「口座振替ができない場合には、すぐにお知らせをして未納額を増やさないようにしている。過年度未納額については、連帯保証人にも話す中で対応している。最終的には、法的処理を行う。」との答弁がありました。

次に、「小淵沢駅前広場使用料について、小淵沢タクシー協議会は、1年間使用しているが使用料が安価である。回数などの頻度について規則を変更する予定はあるか。協議会に入っていない会社は使用できないのか。また、多額の費用を掛けたが東屋の雨風が防げない等、好評で

ないが分析を行っているか。車の流れの調査について、24時間調査が必要と思う。今後のこともある。どのように進めていくのか。」との質疑に対し、「使用料は、行政財産使用料条例に基づき算出している。協議会に入っていない会社について断っていない。使用料の変更については、他の駅もあるので近隣の状況を見ながら検討したい。市民協議会や推進協議会を経て、全体的に統一したデザインになった。今後も市民の意見を取り入れ、進めていく。」との答弁がありました。

次に、「法定外道路敷砂利について、要望があればという理解でいいか。区に加入していない方は。」との質疑に対し、「区長名で申請し、予算の範囲内で対応している。区に加入していない方は、数人でグループを作り申請してもらい対応している。」との答弁がありました。

次に、「住宅管理費について、住宅使用料が3億円に対し、支出は1億円である。差額2億円について、財政課と相談し若者、子育て、バリアフリー高齢者用、魅力ある団地の改修、単身用、老朽化した住宅向けなどの計画を立て、支出額の増を検討できないか。」との質疑に対し、「住宅がどの程度必要か、県と県内全市町村で推計中。結果を踏まえ、関係部署と連携し、利用者の利便性、将来を見据えて対応をしていきたい。」との答弁がありました。

次に、「屋外広告物巡回監視業務委託について、業務内容や、違法な広告物の件数は。」との質疑に対し、「県から業務を移譲された事業で、委託し週1回2人で巡回。屋外広告物の違反物件が1,600件。撤去指導などを行っている。広告物設置については営利・非営利とも申請が必要となる。」との答弁がありました。

次に、「お試し住宅についての内容は。効果はあったのか。」との質疑に対し、「総合戦略の事業で、地域課と連携して市内を体験し、移住定住を促進する事業。59件の利用があり、そのうち18世帯35人が移住した。」との答弁がありました。

次に、「武川給食センター統合について、調理場運営委員会で食事が冷たくなるため、保温食器の導入へ向けての検討は進んでいるか。」との質疑に対し、「運営委員会に諮り意見を伺うなど導入に向け検討している。」との答弁がありました。

次に、「前倒し支給となった就学援助費入学準備品対象者数は。」との質疑に対し、「平成30年度入学の支給対象者は、小学生21人、中学生29人であった。」との答弁がありました。

次に、「中学校整備費の22節補償、補填及び賠償金について説明を。今後、同様なケースが発生する可能性があるため市役所全体で検討すべき。その後の再発防止対策は。」との質疑に対し、「台風21号により雨水が住民宅へ流れ擁壁を損失したものであるが、学校には瑕疵はない。また、保険適用外のため検討した結果、22節から損失補償として支出をした。今後、同様なケースも有り得るので、しっかりとした精査検討をする。再発防止工事は発注した。」との答弁がありました。

次に、「図書館職員配置について、現状は臨時・アルバイトで運用、正職専門職について運用していくことが必要と考えるが。また、図書館のフリーWi-Fiについての要望はあるか。」との質疑に対し、「運用については、そのとおりと考えている。司書として業務を経験している職員もいることから図書館への配置を要望したこともある。引き続き職員体制の整備を要望していく。Wi-Fiについては、問い合わせや要望を受けている。財政的な負担も生じるが、計画的に設置することを検討したい。」との答弁がありました。

次に、「図書館資料揭示の問題もあった。専門職が配置されていると対応が早くできると考え

られるが。」との質疑に対し、「図書館では司書として業務、また事務的な業務があり、それぞれ重要な業務であることから、職員体制の充実に努めたい。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「アベノミクスという経済政策で、恩恵を受けたのは大企業の大株主で、地方にも家計にも効果は及んでいない。こういうときこそ、市は応援すべき施策に予算を充てることが必要である。借金の返還や基金の積み立てだけではなく、市民の生活や医療や介護、子育ての支援にもっと使用すべき。繰上償還について、今後検討していくとの答弁があったが、借金を減らすことは必要であるが、市民に我慢をさせておいてまで繰上償還を行うことをすべきではないこととし、よって、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する。」

一方、「子育てと福祉、雇用、教育、スポーツ、女性の活躍の5つの施策について総合計画と整合性を図り、本市の重要課題に的確に対応したものである。実質収支額10億円余り。決算は、市の財政指数を示す健全化判断比率を前年度から改善させ、現在までに、市債残高と基金保有額がトータル504億円と大幅に改善された。財政健全化のもとに市政の発展を目指し、厳しい財政運営に努力した成果であり、高く評価するものである。よって、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する。」

一方、「増富再生計画について、計画の立案者である市の責務が感じられないこと。また、小淵沢駅の工事に見られるお金の使い方である。多額の税金が投入されたが、バリアフリーなどはできたが利用者の満足度、利便性は低いと考える。3千万円にものぼる東屋の設置など、市民感覚から到底許されない支出があることから、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する。」

一方、「実質単年度収支16億4,366万2千円で、地方交付税が削減されていく自治体の中で、検討努力をしていると評価できる。基金残高を見ると180億円になり、市債残高も635億円と改善が見られている。実質公債比率も6.7%に改善されており、市政の執行が健全に履行されている証である。年々進む高齢化対応で、民生費21.2%などの確に支出されている。源泉所得税の事務の22節の支出に関して、地方自治法に定める議会の議決に関し報告されないまま執行されたことは誠に遺憾であるが、市長自ら自己の報酬により補填することおよび、議員各位に深く反省・陳謝して執行部全力で対処することに期待して認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する。」

一方、「随時監査結果報告書の中で、監査委員より財務に関する事務監査結果の報告があり、次のような指摘があった。源泉所得税納付事務に関して、適正な納付手続きが遂行されていないと認めざるを得ない。22節の支出に関しては、地方自治法第96条第1項第10号に定められた議決・報告がされないままに執行されており、違法な手続きといわざるを得ない。14款予備費の支出についてである。当初予算額3千万円に対して総額2,495万1千円を充用し、その後、目の中でさらに流用されたことが分かった。緊急時への備えの予算が年度中に500万円まで減少したことが判明した。補正予算として対応すべきことをせず、安易に予算流用という方法が取られている。今後の予算執行の改善に向けても、予備費の流用は極力取らず補正を組むなり、緊急であれば専決処分をしても補正予算を組むことが求められ、決算の見える化にもつながる。以後の行財政運営の改善を強く求める。認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する。」

一方、「8つの杜づくりの施策を引き継ぎながら、お宝いっぱい健幸北杜を目指し頑張ってい

る姿は十分理解できる。小淵沢駅舎も、北杜市の玄関口として整備を行った。須玉小学校の大規模改修や、高根小学校の整備事業を引き継ぎながら、将来に禍根を残さないように事業終結してきた現実がある。子育て支援も引き続き、第2子以降無料にしている。財政的にも厳しい中、4指標と言われる公開制度にも対応して、報告をしてくれたことは感謝する。会計課が22節において議会の説明議決を省き執行したことは非常に遺憾である。渡辺市長においては延滞金について自らが補填するため、市長の減給の条例を提出すると説明も聞いている。携わった職員に対して、十分な北杜市の決まりの中で処分をしていくと説明を聞いた。スピーディーな対応は高く評価するものであり、判断してくれたことは素晴らしいと思っている。予備費を充当したことについての理由については、台風の災害に対する災害復旧費の対応である。素早く行ったことに問題はなく、報告や説明も受けている。これを認めなければ、事業執行について停滞を期す状況になる。私たちが予算で決したことは款項であると認識しなければ誤解を招く。地方自治法に基づく議会の議決を得なかったことは問題であるが、対応や予備費の流用についても市民の幸せのためにすぐに行い、規則に反していないと考える。以上のことから 認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する。」

一方、「投下された予算額が妥当だと言えるか。行政効果や経済効果の費用対効果が十分だったと言えるか。振り返りが十分だったと言えるかどうか。また、市民目線感覚で見たときに、今回の審査で十分と言えない内容と考えるため、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「中長期整備計画およびアセットマネジメント策定業務、公営企業会計移行支援業務の内容について。」との質疑に対し、「平成28年度から30年度まで、債務負担行為に基づき老朽化により更新時期を迎えようとしている水道施設について、人口減少や給水収益の減額が見込まれる中、施設・財務・人事について中長期的に見通しを出し、更新の検討を行い、設備投資を行うための業務。平成32年4月の公営企業法適用に向けて所有している財産の調査、公営企業法適用に向け、円滑な公営企業への移行への準備作業支援業務。」との答弁がありました。

次に、「受水費について、責任水量分であるか。」との質疑に対し、「責任水量分である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「下水道事業等地方公営企業会計移行固定資産調査補正業務、上下水道事業地方公営企業会計移行支援業務の内容について。」との質疑に対し、「下水道事業等地方公営企業会計移行固定資産調査補正業務は、各町年度で実施している。調査を行ったあとに、更新した分を調査するもの。下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務は、公営企業法適用に向け公営企業への移行に向けた準備作業業務である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「NHK受信料については、他の施設と同様記載を。AEDは購入しているか。」との質疑に対し、「今後、NHK受信料については記載をする。AEDは以前購入してある。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「平成29年度1区画、平成30年度1区画で全46区画売却後の特別会計の扱いについて。」との質疑に対し、「現在検討中である。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

認定第2号 平成29年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の17件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

ここ、確認をさせていただきたいんですが、私の決算委員会の中で聞いていたところでは、この報告の7ページになります。上から7行目になるんですが、増富の湯に住所を置いたことについて、誰が許可をしたのかというところなんですが、フェイスブックの行為についてとあります。ちょっと私の記憶違いでしたら大変、委員長に申し訳ないんですが、フェイスブックではなくてファックスのような覚えがあるんですが、その確認をしていただければ、ありがたいんですが。

○議長（中嶋新君）

清水進君。

○決算特別委員長（清水進君）

この時点での質疑の中では、ここに書いてあるとおり、事務局の方の自身が使っている、発信したフェイスブックのことについてのお話があったと、私は理解しています。ファックスについては、別の事柄であったように思いますので、フェイスブックが正しいと思っています。

○議長（中嶋新君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

ちょっと確認の意味でお伺いしたいんですが、3ページの審査結果が始まりまして上から7行目、休会中に随時監査が実施されているところを休憩中と私は聞こえたんですが、そのへんの、これは休会中で間違いがないのか、それとも休憩中とお読みになったのか、私はそのように聞こえたので、そのへんの確認と、それからもう1つ、4ページの中段、次に公共施設適正配置についてアンケート結果をどう生かすかというところから4行目、60%の施設で修繕が必要と認識しているが、私は耐震と聞こえたんですが、このへんいかがか、ちょっと確認の意味でお尋ねします。

○議長（中嶋新君）

清水進君。

○決算特別委員長（清水進君）

大変申し訳ありません。それでは、3ページについて、まず随時監査ですが、ここに書かれているとおり休会中の開催であります。もし、読み間違いであれば申し訳ありません。休会中です。それと4ページの先ほどの60%の施設で、やはりこれも記載のとおり修繕であります。修繕が必要というふうな形で、もし私の読み間違いであれば訂正をさせていただきたいと思います。すみません。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

訂正を許可いたします。

ほかに質疑はありますか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。討論はありませんか。

まずは、原案に反対者の発言を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算書の認定に反対の立場から討論いたします。

ただいまの委員長報告に対し、反対です。

アベノミクスという経済政策で6年が過ぎましたが、恩恵を受けたのは大企業と大株主で安倍首相が道半ばと言うとおり、地方にも家計にもアベノミクスの効果は及んでいません。市民の多くが子育てや日々の生活を必死にやりくりして頑張っています。こうしたときこそ、市はその生活を応援する施策に思い切って予算を充てることが必要だと思います。そういう観点からいくつか指摘します。

29年度の決算の特徴は性質別で見て公債費、借金の返済に11.8%、約36億円を充て、28年度から約10億円減らしたとはいえ、基金を取り崩しての繰上償還、約7億2千万円を含んだものとなっています。一方で、市民の暮らしを支える扶助費は9ポイント減って約29億円、9.4%に留まっています。その結果、29年度の実質収支は約10億6千万円、実質単年度収支で約16億4千万円の黒字となっています。28年度が約16億円、27年度が約32億円の黒字で、決算では連続の黒字となっています。黒字を批判するつもりはありませんが、借金の返済や基金の積み上げだけでなく市民の生活や営業、医療や介護、子育てなどの支援にもっと財政を振り向けるべきだと思います。先の特別委員会の質疑でも財政課から繰上償還の評価について、今有利かどうか、今後検討していく必要がある旨の考えも示されています。一般会計から繰り入れて国保税を引き下げるとか、医療費の助成年齢を引き上げるとか、県内で広がっている給食費の無料化も子育て世代からの強い要望です。こういう市民要求を後回しにしている財政運営には賛成できません。

市民の間に、その計画に意見の違いのある総務費、総務管理費のうちリニアの建設促進同盟や土木費、土木管理費の中部横断道期成同盟会費の負担金、金額は省略しますが、また自衛隊関連では歳入、諸収入のうち自衛官募集事務委託金、歳出、消防費のうち自衛隊協力会分担金などの予算執行にも賛成できません。

最後に加えて、源泉徴収税納付事務について、監査委員から適正な納付手続きがされていないと指摘され、22節補償、補填及び賠償金の支出に関して議会の議決報告がないまま執行されたとして、違法な手続きだとされました。市民や納税者が注目する中、議会として違法な予算執行を認めるわけにはいかないのではないのでしょうか。

以上を申し上げ、認定第1号への反対討論とします。

以上です。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

福井俊克君。

○10番議員（福井俊克君）

それでは、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をいたします。

まず、決算特別委員会での審査の結果は委員長の報告のとおり、いずれも可決であります。このため、委員会の結論を尊重すべきと考えます。

この予算は第2次北杜市総合計画を柱に、北杜市総合戦略や八ヶ岳定住圏共生ビジョンに基づく施策を踏まえ、移住定住や地域の活性化などを促進することにより、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現と、市民一人ひとりが輝ける愛でつなげる北杜市を目指す渡辺市政がはじめて編成した29年度予算に対する決算で、主要施策については第2次総合計画と整合性を図り、本市の重要課題に的確に対応されたものであります。

歳入総額322億5,682万288円、歳出総額309億1,545万8,393円、歳入歳出差引額13億4,136万1,895円、実質収支額10億6,378万9,335円、歳入予算執行率は92.8%、歳出予算執行率89.0%の決算は、市の財政指標を示す健全化判断比率を前年度の7.2%から0.5%改善させ6.7%に、さらに将来負担比率も前年度より改善された。

また、市債残高は635億3,145万円で、ピーク時の1,009億円から374億円改善されており、さらに基金保有額は合併時の50億円から130億円改善され、180億円となり、トータル504億円と大幅に改善されております。これは財政の健全化の運営の中での決算であると考えられます。このことは、渡辺市政が財政の健全化のもとに市政の発展を目指し、厳しい財政運営に努力した成果であると高く評価するものであります。

具体的に主なものを8つの杜づくりの体験ごとに挙げますと、はじめに教育文化に輝く杜づくりでは原っぱ教育のさらなる充実と生涯学習の推進、公営アカデミーの一貫とした学習応援事業の新設、また高根地区3小学校の統合に向けての校舎、屋内プール、附帯施設の整備、また小学校施設等中長期保全計画に基づく校舎運動場の改修・整備、中学校施設中長期保全計画の策定。

第2に、産業を興し富める杜づくりについては、山梨県農地中間管理機構による担い手への農地の集積、また集約化、高根町小池地区の基盤整備、また一定規模の投資および雇用条件を満たした工場等を新設、造設に対する産業立地事業費の創設、また市内企業の雇用と社員の定住を目的とした就業促進住宅の整備、市内企業で働く女性による北杜就活女子サポート隊の編成と、それに対する支援。

第3に、安全・安心、明るい杜づくりについては生活困窮者への従来の支援のほか、新たに学習支援と就労準備支援、また地域の支え合い体制づくりの推進として要支援者に対する移動、外出支援を目的としたモデル事業、さらには子育て包括支援センターの利用者の支援事業、また子育て世代マイホーム補助金、さらには乳幼児を対象とした備蓄食料品の整備、地域消防力の中核となる消防団へ女性消防団員登用の推進。

第4に、基盤を整備し豊かな杜づくりについては、小淵沢駅舎改築と駅前広場の再整備、長坂駅のバリアフリー化整備の基本設計、また特定空き家の認定、あるいは所有者への意向調査、指導・助言、勧告命令等の行政行為に対する空き家対策等の事業の推進。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについては、従来の住宅用太陽光発電システムのほか、新たに家庭太陽熱温水器など再生可能エネルギー設備の補助、再生可能エネルギービジョンに基づき小水力発電地点調査委託、LED街路灯の設置、南アルプスエコパーク推進事業として登山道の整備。

第6に、交流を深め躍進の杜づくりについては、韓国抱川市との文化交流事業、また結婚支援にかかる出会いサポートセンターの運営。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについては、世界に誇る水の山北杜ブランドの魅力を周知する情報発信活動の推進、それから甲斐大泉駅公衆トイレの整備、青年小屋・公衆トイレへの太陽光発電設備の設置、さらには史跡梅之木遺跡の竪穴住居の復元事業、また共生ビジョンにおける文化芸術鑑賞などの文化芸術事業。

第8に、連帯感のある輪の杜づくりについては、地域課題早期対応事業の創設、また公共施設総合管理計画の策定。

以上のものがございます。いずれも北杜市の将来を見据え、各種事業に積極的に取り組み、その姿が見える平成29年度決算であり、緊縮財政に努める一方で近年、行政需要の多様化する中で、財政の健全化と住民サービスの向上に取り組む真摯な姿勢は今後も一層、充実するものと確信しております。

また、起債の繰上償還に対して実質収支にある黒字を市民の生活に充てるべきとの発言もありました。これにつきましては、繰上償還を有効的に実施することなどによって、これまでの財政健全化が図られてきたわけであります。財政の健全化は、将来の世代に負の財産を残さないためのものであります。

よって、本市においては、今後、財政に余裕がある限り積極的に繰上償還を行い、財政の健全化に努めるべきであると強く提言をするものであります。

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

栗谷真吾君。

○1番議員（栗谷真吾君）

平成29年度一般会計決算認定に反対の立場から討論をします。

決算で示された数値からは、たしかに財政運営の健全化は図られていると思います。ですが、こうした示された数値が市民一人ひとりの幸せと直結しているのかというのは、また別の議論だと思っています。

これだけ財政が健全化しているのならば、住民一人ひとりも幸せに感じているのかなと思いきや、さまざまなことに不便や不満を感じているという声が多く寄せられてきています。住民サービスが低下しているように感じるという声も聞こえてきています。緩めるところは緩め、締めるところは締めるといったより一層、メリハリのある事業などをしていくことが渡辺市長の掲げる本当の意味での愛でつながる北杜市になっていくのではないのでしょうか。

そのような視点から一つひとつの事業について検証をしていきましたが、きちんと予算を執行し、着実に成果を挙げている事業も多く見受けられた一方で、どうしても容認できない点も見受けられました。

先日、示されました第4次行財政改革大綱の中での改定された中長期財政見通しでは、将来的に見ると依然、非常に厳しい財政状況となっています。つまり、今のままの事業を継続しているだけでは、いずれ北杜市の財政は再び悪化していくということを示しています。

だからこそ、今のうちに今まではとは違う、先進的で革新的な取り組みを積極的に数多く行い、またその効果をしっかりと検証する。加えて単年度ではなく、未来を見据えた長期的な検証をする中で効果の薄いと思われる事業については、思い切って内容を見直す。場合によっては中止、終了するなどの取捨選択をして事業執行をしていかないと北杜市の将来は大変厳しいことになる中長期財政見通しが示しているわけです。そのしわ寄せを受けるのは未来を生きる子どもたちです。

もっと北杜市らしさ、ほかの自治体とは大きく違うんだということを示すことが人を呼び、移住者を呼び、いったん外に出た若者がUターンして戻ってくるきっかけにもつながると思い

ます。

こうしたことも踏まえて、ぜひ来年度の予算ではそのようなことも加味した上で、なおかつ意欲のある職員のアイデアなども積極的に取り入れて、わくわくが詰まった事業の計画を行っていただきたいという意味も込めて、反対討論とします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

原案に賛成の立場で討論をいたします。

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場で討論をいたします。

歳入歳出決算額は歳入総額322億5,682万288円、歳出総額309億1,545万8,393円で、歳入歳出差引額は13億4,136万1,895円で翌年度に繰り越しとなるわけですが、北杜市普通会計決算の収支状況の速報を見る限り実質単年度収支16億4,366万2千円で、地方交付税が縮減されていく自治体の中で、まずもってよく検討・努力しているところであると評価できるところであります。

基金残高を見ると合併時50億円だったものが、平成29年度末には180億円になっており、市債残高もピーク時1,009億円から平成29年度末には635億円と374億円の改善が見られており、基金と市債を照らし合わせて見ると、実に504億円の改善額が見てとれます。また、財政健全化法による健全化判断比率審査において、公債費等の標準財政規模に対する負担割合を示す平成29年度決算に基づく実質公債費比率も、昨年度より0.5ポイント改善されて6.7%になり、市政が健全に執行されているという証であると申し上げても過言ではないでしょう。

北杜市総合戦略やハケ岳定住自立圏共生ビジョンに基づき、執行した事業を見ると子育てと福祉では、子育てマイホーム補助金や移動外出支援事業など。また、雇用と産業では就労促進賃貸住宅等建設促進事業、世界に誇る水の山北杜ブランド推進事業。教育では公営アカデミー学習応援事業、史跡梅之木遺跡整備事業。若者と女性の活躍では就活女子会、女性消防団員活動支援事業など、多岐にわたって工夫と努力している施策が見てとれます。

また、歳出を目的別に見ても年々進む高齢化対応で民生費6,292万8千円の増で21.2%。教育費9億6,667万6千円の増で14.7%。土木費14.6%。公債費11.8%。農林水産業費11.4%。総務費9.4%。衛生費8.6%。消防費3.0%と的確に支出されていることが見てとれます。

また、随時監査結果報告書の監査結果の概要を見るに、源泉所得税納付事務に関して22節補償、補填及び賠償金の支出に関して、地方自治法第96条第1項第10号に定められた議会の議決、報告がなされないまま執行された件については誠に遺憾に思うところではありますが、市長自らが全員協議会、決算の委員会にて議員各位に深く反省して陳謝し、なお議案第77号 北杜市市長の給与の特例に関する条例案を上程し、市長自らが市の損害を補填する覚悟であることと今後、再発防止も含めて執行部全力でこのことに対処する発言に期待をして認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論をいたします。

決算の認定において重視すべき基本的な視点は、次のとおりであるというふうに考えます。事業の必要性、実行段階の合理性。そして結果として目的は達成できたのか。達成できていない場合は、どのように次に反映をしていくのか。こういった視点があるかと思います。

さらに言い換えますと、何のために行うのか。今、取り組む必要があるのか。優先順位が正しいのか。ほかを削ってでもやる必要があるのか。予算配分の妥当性は正しいのか。実施方法に対する投下される費用は合理的か。求められる効果が得られたか。投下した費用に対して得られた効果は妥当であったか。そもそも設定した目的は正しかったのか。想定ほど効果が得られなかった場合は、どう分析されているのか。次の予算にどう反映するのか。こういったふうにも言えるかと思います。

町村合併のときに大きく積み上がっていた借金を少しずつ返済し、財政状況はよくなりましたが、何度も申し上げますが、本来であれば受けられるはずの行政サービスが今、市民はそういう意味では受けられないところがある。そういうふうにも言える状況です。市民に我慢をしてもらっていると言えます。

挙げたような点で厳しくチェックをし、市民の皆さまに納得していただく必要があるわけですが、多くの点で不十分であったというふうに判断をいたします。

以上、平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

ほかに討論はありますか。

井出一司君。

○7番議員（井出一司君）

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定につき、賛成の立場で討論を行います。

平成29年度予算は人口減少が進む中で、持続可能な自治体運営の実現を目指し、将来的観点も考慮し、歳入面では地方交付税の縮減、市税の減少など、また歳出面では社会保障関連経費の増加などにより、財政状況が厳しさを増すことが予想されるのを踏まえ、限られた予算を効果的・効率的に活用し、市民生活の向上を目指して市民が主役の観点から編成されたものと認識しています。議決された予算を確実に執行していくことは、行政の責任であります。議会では議決責任を認識する中で、行政の予算執行などを含め、行政活動を検証していくことが決算審査であり、これが次年度以降の予算編成に生かされることにほかありません。

そういう意味から平成29年度決算では監査委員意見書で、財政基盤強化の中で健全化判断比率の報告では実質赤字比率、連結赤字比率、また将来負担比率も改善が図られ、算出されませんでした。唯一、算出された実質公債費率も昨年に比較して0.5%を改善し6.7%とな

り、財政の基盤強化に向け効果が出ているものと考えます。

しかしながら起債残高は635億円とまだ多額であり、持続可能な財政運営が求められます。こうした中、総合戦略にかかる事業の5つのプロジェクトを見ると、若者支援では子育て世代向けの子どもの医療助成制度の拡大などの事業に取り組み、子育て世代のニーズに応え、住まいづくりでは子育て支援住宅の武川団地の完成、子育て世代マイホーム補助金などにより、多くの移住者の受け入れができ、雇用創出では企業や農業法人への支援により企業などを誘致し、雇用創出の成果が見られ、交流観光では八ヶ岳観光事業の取り組みや水の山ブランドを推進し、北杜市を積極的に市内外へPRを行い、生活環境づくりでは防災体制の強化や通学路の安全対策、生活道路の整備など安心して暮らせるまちづくりに取り組んだことなど、評価できるものであります。

さらに地域課題早期対応事業は、事業執行に関する支所間のおおむねの統一という課題はあるものの、地域のニーズに素早く対応する事業として評判のよい事業となっています。事業については、おおむね計画どおりに遂行されているものと認められました。

ただし、今回、発覚した所得税の納付漏れによる不納付加算税延滞金14万4,300円の公金処理は誠に遺憾であります。市長は素早く市民感覚と乖離していたとして、条例を改正し、自らの給与を減額することとした対応は評価に値するものであります。二度とこのようなことが起こらないよう的確な事務処理を求めます。

以上を申し上げ、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

あります。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、主に以下に述べる2点です。

1点目は増富地域の地域再生について、市の取り組みが不十分であるからです。国からの地方創生推進交付金による事業は、年度途中で事業継続が困難になり、平成29年度事業費の全額が減額されることになりました。しかし、この事業のもとになっている増富地域再生計画は平成28年、29年、30年の3年計画であり、その立案者である北杜市の責任は続いています。若者の新規雇用や創業者数などの数値目標の達成などについての取り組みがまったく見られず、何の報告也没有せん。

2点目は、小淵沢駅および駅前広場整備事業に見られるようなお金の使い方に納得ができないことがあるからです。小淵沢駅については、平成29年度決算分だけでも10億円以上の税金が投入されましたが、車の待機スペースの不足や動線の悪さなど、利用者の評価は低いものになっています。また、2期で3千万円以上の費用がかかった東屋なども、市民目線では到底理解できない支出であります。

以上のことを理由として、反対討論といたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありますか。

(な し)

ほかに討論はありますか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計への一般会計からの繰り出しについてですが、平成29年度簡易水道事業への繰出金が総額で7億5,606万7千円となっております。そのうち基準内が3億9,041万1千円。基準外が3億6,565万6千円となっております。これは対前年比で基準内繰出が848万8千円の増、率にして102.2%です。一方、基準外繰出は2,696万1千円の減、これは前年比率で93.1%。総額で1,847万3千円の減。率にして97.6%。この数字をまったく評価しないわけではありません。しかし、昭和32年度に企業会計に移行し、原価計算に基づいて使用料収入によって水道会計を維持しなければならないという建前に近づけるためには、とても及ばない数字です。残された時間が少ないにもかかわらず、この基準外繰出を含め、繰出金をいかに少なくするかという道筋がまだ見えない。そういう数字だと考えます。

また、もう1点は今も指摘がありましたように、小淵沢駅内に設置された2基の東屋に掛かった経費が総額で約3千万円余りとなっており、そのうちの300万円余りは意匠監理業務委託費という必然性不明の支出です。そもそもこのような支出が必要な相手に、この工事を発注する意味がどこにあったのか、まったく理解ができません。

さらに竣工後初めての冬のトイレが凍結して使用できなくなり、130万円余りの支出を余儀なくされ、また約260万円掛けた駅構内の植栽は1年後には見る影もなく雑草がはびこり、答申に値するものとは認められません。

小淵沢新駅の使い勝手の悪さは、今までにもさまざまな指摘があります。駅に限らず市の公共施設は実用性を優先し、民間のデザイナーや大学の研究室などの作品製作の場にはしてはならないという教訓を残してくれたという点は評価するとしても、その代償としての金額は、その大きさにかかわらないと考えます。

以上の理由により認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

○議長（中嶋新君）

岡野議員、今の発言の中で年号、昭和32年と聞こえましたが。

○13番議員（岡野淳君）

失礼しました。平成に訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

齊藤功文君。

○9番議員（齊藤功文君）

それでは認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算書について、反対討論を行います。

決算は私が言うまでもありませんが、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書であります。そしてまた、予算を執行した結果、どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもあります。議会は、この歳入歳出決算を審査して認定に関する議決を行うのでありますが、決算審査はややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあります。議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する、極めて重要な意味があるわけでもあります。

また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努めるべきであります。これは税金の使い方を決める予算の審議と、その使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる決算審査の重要な意義があるわけでもあります。

決算はその結果を、その市町村の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるという将来に向けての重要な役割があります。こうした観点から、以下の理由により原案に反対の討論を行います。

理由の第1は、平成30年9月7日付けで議会に提出された随時監査結果報告書の中で3名の監査委員より、平成29年度中に執行された会計課の財務に関する事務の監査結果の報告があり、以下のようなご指摘がありました。

監査の結果、源泉所得税納付事務に関して、適正な納付手続きが遂行されていなかったと認めざるを得ない。また、22節補償、補填及び賠償金の支出に関しては、地方自治法第96条第1項に定められた議会の議決報告がなされていないまま執行されており、違法な手続きと言わざるを得ないとの報告でありました。決算審査にあたり、私は重く受け止めるところでございます。

理由の第2は、歳出の予算執行についてであります。歳出予算全般にわたり審査をとおしてチェックしたところ、財務規則に反しなくても36カ所で100万円以上の流用されている科目がありました。そのうち1件は1千万円を2節給料から15節工事請負費へ流用されていました。この流用は、平成29年8月30日に発生した事案に対して、9月20日に流用した案件であり、まさに平成29年9月定例議会の開会中の中でありました。こうした予算執行を審査して見ると補正予算として組むことをせず、議会開会中でも1千万円以上の予算の流用という方法で対応してきたことが思慮されます。決算特別委員会の質疑の中で、担当課長より流用した内容については、議会には報告する義務はない旨の答弁もございました。こうして、こういう考えからも安易に予算流用という方法が取られてきたと思慮されるところでございます。

理由の第3は、14款予備費の充用についてであります。予備費の当初予算額は3千万円でした。総額で2,495万1千円が充用されていて、不測の緊急時等の、不測の事態に備えての予備費予算として3千万円でしたが、年度中には500万円余りしか残額がないような事態になっていたことも分かりました。その間に不測の緊急事態が発生しなかったことが幸いをしたところであります。

今後の予算執行の上で、緊急であれば補正予算を組む方法なり、専決処分の補正予算を組む方法もあるわけであります。このことは議会、市民への税金の使い方、使われ方結果を予算に照らして議会に報告し、承認を求めることになる決算の見える化にもつながるものであります。そこで以後の予算執行、行財政運営の適正改善を求めるところでございます。

最後になりますが、職員の皆さまには3名の監査委員の監査結果を真摯に受け止め、今後の

予算執行、行財政運営の適正改善に向けて取り組んでほしいと思います。

こうした思いと期待を込めて、以上の理由から原案に対する反対討論といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定にあたりまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、本市の置かれた状況は合併以降、非常に財政運営は厳しくシーリングをしながら今に至っております。そして、いまだ600億円を超える借金があるという現状をわれわれは認識をしていかなければならない現状にあります。また、市税も伸び悩んでおります。固定資産税は40億円少し、そして市民税等を含めても30億円。約70億円から75億円近くの間の、われわれは一般財源としながら、そしてなおかつ地方交付税は年々、一本算定になりまして減額しているという、こういう厳しい状況がわれわれにあるということは、われわれ本当に認識をしておきながら、今後向かっていかなければならない。そういった意味で、8つの杜づくりの施策を引き続き、愛でつながる北杜市を目指し、渡辺市長は今、市長としてのかじ取りをしているわけでございます。

そういった意味で、22節の件については、9月8日、私の総括質疑におきまして監査委員事務局の答えの中で、随時監査を行うということで行ったわけでございます。それは1つの結果として、議会へ報告をすべきだった、また議決を得るべきだったという回答でありました。

しかしながら、それを行わなかったことの原因究明をし、そしてそれを善処し、職員に訓示を行い、自ら減給という形で市長は責任を素早く取り、全員協議会、決算特別委員会、そして本日の本会議場と謝罪と方向を明確に表したということでございます。これは市の姿勢である、船で言えば羅針盤を示したということございまして、私はこの件については高く評価をいたしますし、今後の職員の皆さまの善処に期待をするところでございます。

続きまして、JR小淵沢駅でございますが、これにつきましては、旧小淵沢町時代からのまちづくり交付金等を生かしながら、小淵沢駅を新しい駅にしようという流れの中、北杜市がそれを引き継ぎ、ようやく念願かなってJR小淵沢駅が竣工となったわけでございます。ここに続きまして、多くの住民、商店街の皆さま、いろんな皆さまからの委員を選び検討委員会をしながら、ここに至ったわけでございまして、また、JRという性格から北杜市の発注にならない、どうしてもJR側の発注になるということで、非常にその協議が難航し、ここまで苦しみながら担当者も頑張ってきたわけでありまして。それが念願かなってできたということは、私は評価すべきだと思います。

また、簡易水道特別会計の繰り出しでございますが、簡易水道特別会計に繰り出さなければ簡易水道特別会計の会計は破綻してしまうわけでありまして。簡易水道特別会計を独自で運営するということになりますと、それは料金の値上げをするしか、ほかがないという方法でございます。市は料金の値上げは避け、繰り出しということを判断したということございまして、これについては政策的に致し方ないというふうに、私は考えるところでございます。

先ほど流用とかという、お話がございました。まず、予備費の充用でございますが、予備費の充用につきましては、地方自治法におきましても認められているところでございます。災害

があった、大雪とかのことがあった、そういったときには予備費をすぐ充用して市民の本当に困ったこと、声、これを反映していくのが地方自治体の、私は責務でありますし、災害時にそれを瞬時にやるということが、次の災害をまた生まないという減災にもつながるわけでございます。そのことを充用できないということは、地方自治法のどこにも書いてございませんし、北杜市財務規則の第19条に基づいて、きちっとそれはなされたものというふうに考えているところでございます。

また、給料の流用ということもございましたが、この流用につきましても自治法や財務規則、そして財務規則の支出命令の第63条においても、これらは会計の担当者もそうですが、課長も決裁をしながら、それに望んでいたというふうに私は考えるところでございます。

仮にこの流用を私どもが認めなくて、予算施行を弾力的に行わなかった場合、一つひとつの事業が遅れ、それによって市民生活への影響が免れない、影響するということをわれわれは考えなければいけないんです。

決算書の中に、どこを見ても流用については説明があり、科目内についての流用はまったく問題がございません。款項の流用についても人件費、給料でございますが、おそらくこの1千万円については、その人件費が不要となったためにそこに流用したというふうに私は考察するところでございます。

そういった理由の中で、市は弾力的な財政運営をしてきたというふうに私は評価もいたしますし、災害復旧費に充てたり、また、すぐしなければならぬことに充てることについては、地方自治法の中で例外を認めている、この例外をきちっと弾力的に運用したんだというふうに考えているところでございます。

以上の理由によりまして、賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論ですね。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

この決算は合併以来、最重要課題として取り組んできた財政健全化の延長線での決算であるかと思います。

例えば繰上償還を積極的に行い、また基金の積み立てを行い、将来へ備えた将来の子どもたちに負担を掛けないという中での取り組みであり、しかしながらその一方で、やはり将来にとって必要な事業については積極的に取り組んでいるという内容であり、非常に評価するものであります。

その中で特に長い期間をかけ、そして多くの金額、20億円を超えるという形で取り組んでいただきました小淵沢駅舎新築、そして駅前広場整備事業につきましては、この事業は今、内田議員のほうからもありましたように、小淵沢町当時からの長い長い懸案でありました。なかなか単町ではできない、これが合併によることにより北杜市として、この事業、20億円を超える事業に取り組んでいただきました。そして完成をしたわけであります。その課程においては、建設にあたり、その建設の前からワークショップを設け、何回も何回も私も参加させてい

ただしましたが、住民の意見を聞きました。そしてまた建設検討委員会等で何回も検討し、そしてそれらの過程において、議会にはその都度説明し理解を求め、私たちたまたま小淵沢ということでありましたので、小淵沢の議員には議員に説明するのもにもプラスして、その節目節目で内容を説明し、そして理解をし、納得をしてやってきたと私は理解をしております。

しかしながら、あの大きな事業であり、大きな駅を説明段階、また図面の段階ではすべて理解できないわけであります。できたことにより不便な点、もっとこうあればよかった、こんなこともあるかもしれません。それらについては、もちろん反省もしていただくことは必要ではありますが、しかしながらわれわれ今、住んでいる、この駅は、もちろん小淵沢駅であります。北杜市の玄関口としての駅であります。この駅をやはり私たちは、いかにうまく活用していくか、このことが私たちに求められ、そしてそれを活用し、将来の皆さんにそれを引き継ぐ、これが必要ではないかと私は思っております。

そこで特に議論の対象になる交流のための部屋がありますが、あれについても市の職員の皆さん方は本当に建設に関しては努力いただいたわけでありますが、あれはワークショップ等の中で地元の人たちからの要望によって造った施設である、私は理解しておるわけでありますから、今現在、その活用について地域の皆さんが検討しているわけであります。これらは地域が中心になり、そしてまた市の職員、またいろいろな意見を聞きながら活用していくこと、このことが必要であると私は考えております。

そんなことで、そんな大きな事業をこの中で整備していただいたことを含め、財政健全化の中で進められた決算であるということに鑑み、認定第1号 平成29年度北杜市一般会計歳入歳出決算については、賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、反対討論はありますか。

（ な し ）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時30分

○議長（中嶋新君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

清水進君。

○決算特別委員長（清水進君）

先ほど、決算特別委員会の委員長報告に対する保坂多枝子議員からの質疑に対し、ファックスは別のことであり、ここではフェイスブックと認識していると答弁いたしましたが、休憩中に指摘箇所を確認しましたので、一部を訂正させていただきたくお願いをいたします。

報告書7ページ、上段であります。「すたま自然健康村施設指定管理料について、問題はなかったか。」との質疑に対し、「協定書に定める基準を逸脱した運営をしたため、業務改善指示を出し、所管課の管理ができていなかったことは申し訳ございませんでした。他施設も含め、事前協議をするようにした。」のあとに「また、平成30年度についても公の施設から市や議会にファックスがされた。」、繰り返します、「また、平成30年度についても公の施設から市や議会にファックスがされた。」をこの点を追加させていただき、決算特別委員会委員長報告書の訂正をお願いするものであります。お願いをいたします。

○議長（中嶋新君）

訂正を認めます。許可いたします。

次に、認定第2号 平成29年度北杜国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成29年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成29年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成29年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員(岡野淳君)

認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず、理由ですが、これは先ほど一般会計で申し上げたことと同じになり、繰り返しになりますが、よろしく願いいたします。

平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計への一般会計からの繰入金、これは7億5,606万7千円でございます。内訳は基準内繰入3億9,041万1千円。基準外繰入3億6,565万6千円となっております。基準内繰入は、28年度に比較して848万8千円の増加で、率にして102.2%増加となっております。一方、基準外繰入は2,696万1千円の減、前年比93.1%。総額では1,847万3千円の減。率にして97.6%という結果になっており、総体としてはやや減っております。減っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、32年度に企業会計に移行し、原価計算に基づいた使用料収入によって水道会計を維持しなければならないという建前に近づけるためには、とても及ばない数字だというふうに考えます。加えて、普通交付税の段階的削減に加え、人口減少による水道使用量の落ち込みに伴

う使用料金の減少も考えなくてはならず、繰入金の抑制は当然、視野に入れておく必要があると思います。

こうした理由から、平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対をいたします。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

認定第6号 平成29年度北杜市簡易水道事業特別会計につきまして、認定に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、決算特別委員会の審議結果は可決、認定でございます。決算特別委員会の結論を尊重すべきと思います。

簡易水道特別会計におきましては、約、大体21億円ぐらいで推移しているわけですが、それらの収入を見ますと、約10億円が使用料、水道料というふうに考えたほうがよろしいのでございましょうか、あとは国県の支出金ですとか財産収入、繰入金、繰越金とかいろいろあるわけですが、その中で一番大きいものが繰入金の約7億5千万円でございます。

そして歳出につきましても、管理費が約11億円くらい、そしてその他施設整備費がその半分くらいというような推移で、大体年々同じような状況を辿っているわけですが、繰入金を繰り入れなかった場合、それでは歳入、収入をどうやって確保するのかということになりますと、この歳入の内訳を見ると使用料を上げるしかない、つまり水道料金を上げるしか、歳入の面から見ると考えられない現実があるわけでございます。

簡易水道につきましては、簡易水道統合計画やら、いろんな事業の中でそれらを使いながら施設の老朽化する分は布設替えをしたり、また維持管理をしたりというふうになっているわけですが、これの支出がいくら努力しても例年、両方を合わせると約20億円ぐらいで今、推移しているわけですから、それらにつきまして、支出を減らすというのは非常に難しい、ライフラインを維持していくのに難しい。水は命の水でございますから、どんなことがあっても市民の皆さまに安定的に供給をしなければならない。そして、それをできれば安価で提供しなければならないわけございまして、これは政策的に水道料金を上げずして、この簡易水道特別会計を安定、維持させていくためには致し方ない、これは繰り入れだというふうに考えるのが当然だと思います。

以上の理由によりまして、北杜市簡易水道事業特別会計につきまして賛成をいたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成29年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成29年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成29年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 平成29年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する

討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号 平成29年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号 平成29年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号 平成29年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号 平成29年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号 平成29年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号 平成29年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号 平成29年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号 平成29年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号 平成29年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号 平成29年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号 平成29年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号 平成29年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第23 議案第67号から日程第27 請願第3号までの5件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第67号について報告を求めます。

総務常任委員長、齊藤功文君。

○総務常任委員長(齊藤功文君)

総務常任委員会委員長報告を、朗読をもって報告させていただきます。

平成30年9月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

総務常任委員会委員長 齊藤功文

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、9月4日の本会議において付託されました事件を9月18日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第67号 北杜市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について

請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書」の提出を求める請願

請願第5号 北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願

以上、3件であります。

北杜市議会会議規則第132条の規定により出席した者 清水進、志村清。

次に、審査結果でございます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、議案第67号 北杜市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてであります。

「削除する条項について。他の自治体の状況は。今後、男女共同参画社会を同様な形で推進していくか。客観的に基準が満たされているかは、現場の市町村が確認しないと力を入れている事業主の評価ができないと思うが。」との質疑に対し、「南アルプス市に規程がある。市でも男女共同参画を進める上で、事業主の努力が無駄にならないような取り組みを検討していきたい。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「戦後、今までの要求や運動については。」との質疑に対し、「山梨県では過去4町が提出をしている。国会でも100人余りの議員が紹介議員となり要求している。」との答弁がありました。

次に、「北杜市の犠牲者は、特別な被害を受けたか。」との質疑に対し、「小作料の減額や、地位向上のための農民運動の活動中逮捕された。」との答弁がありました。

質疑の中で、「日本も全体的なバランスを見る中で、判断しているものと思う。また、全国や県内での提出も少数である。状況を見ると勉強も必要であるため、今議会で判断するのは時期尚早とのことから継続審議とすべき。」との意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により継続審議とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 北富士演習場での日英共同訓練に反対する意見書の提出を求める請願であります。

「1996年、北富士で米軍が訓練するにあたり、地域が反対したため当時の知事が交渉した経緯がある。どう考えるか。」との質疑に対し、「当時の知事は、許されないという立場を貫いていたが結果、立場を変えた。過去の知事には、当選された公約で全面返還を掲げていた。そのときと比べ現在の知事に関しては残念と思っている。」との答弁がありました。

また、「現在の知事は、訓練の必要性など国に丁寧な説明を求めるように変わっている。9月末と時期が近いので、今議会の提出を望むのか。」との質疑に対して、「現在の知事が国からの説明が必要と考え、すぐに認めるわけにはいかない態度だったが、その後、国の安全保障を考えると今回限りとして、やむを得ないとなった。訓練は9月末からのため提出をしてもらいたい。」との答弁がありました。

また、「米軍および他の国との共同訓練が協定時に違反していれば、防衛省から通達がくるとは考えづらい。また、訓練の内容は。」との質疑に対して、「陸上自衛隊60人、イギリス陸軍50人で総合火力誘導訓練を行うと公表されている。防衛省では調査の範囲内では、米軍以外の外国と訓練の実績はない。国際法的に認められるかは返答がなかった。」との答弁がありました。

次に、「取り決めの中で今回限りと明記しているため信用すべき。住民安全も盛り込んでいる。自衛隊の資質向上も図れる。また、知事は安全確保をするよう対応している。地元は了承したとしている。富士吉田市長は、安全保障を確保するため訓練は必要であるとしている。対応が変化し最終的に地元が認めたものを私たちが駄目とは言い難いが。」との質疑に対し、「地元が了承したのは残念と思っている。1回限りを認めると繰り返しされ、例外でも認めないという請願の趣旨である。」との答弁がありました。

質疑の中で、「将来、社会が変わると例外は出てくる。陸軍とは初めてだが他は実績がある。訓練の中止はないと思われるし、将来に続く問題であり安保法制や集団的自衛権等、勉強しなければならないことから継続審査とすべき。」との意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により継続審議とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第68号、議案第69号および請願第3号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長（岡野淳君）

文教厚生常任委員会報告書、朗読をもって報告いたします。

平成30年9月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、9月4日の本会議において付託されました事件を9月19日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第68号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第69号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書

以上、3件であります。

北杜市議会会議規則第132条の規定により出席した者 秋山俊和、清水進、相吉正一、原堅志、加藤紀雄、進藤正文。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、議案第68号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

「市内にある家庭的保育園の人数や希望者は。問い合わせ状況については。」との質疑に対し、「0歳2人、1歳2人、2歳1人である。施設長1人、保育士2人、補助員3人の体制で家庭的保育園設置についての問い合わせはない。」との答弁がありました。

次に、「国の改正趣旨は。」との質疑に対し、「国の改正による改正であるが、直接市の拡大につながることはない。国の考えは都会の待機児童解消が根本にある。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書であります。

「他のOECD諸国に比べ児童生徒数が多い状況とあるが、具体的に教えてほしい。」との質疑に対し、「他のOECD諸国の平均は1学級24人、日本の平均は31人である。」との答弁がありました。

次に、「教師の資質向上には触れていないが。」との質疑に対し、「教師は月1回研修を行っている。行政と学校が連携し、原っぱ教育を実施して校内課題解決について取り組んでいる。」との答弁がありました。

次に、「少人数学級推進について、北杜市の現状を踏まえて提出するのか。」との質疑に対し、「これまでは35人以下になるよう取り組んできた。現在は少子化で児童生徒が減少しているが、それでもまだOECDより多くなっている。OECDレベルまでにすることが重要と考える。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

併せて、発議 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書（案）については、全員一致で委員会発議とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第72号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、井出一司君。

○経済環境常任委員長（井出一司君）

それでは、経済環境常任委員会委員長報告を朗読をもって報告とさせていただきます。

平成30年9月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

経済環境常任委員会委員長 井出一司

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月4日の本会議において付託されました事件を9月20日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第72号 字の区域の変更（高根町原長沢）について

以上、1件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

議案第72号 字の区域の変更（高根町原長沢）についての1件については、質疑、討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中嶋新君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第６７号 北杜市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６７号を採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６７号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６８号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６８号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６９号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第６９号を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第72号 字の区域の変更（高根町原長沢）に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案に対する経済環境常任委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

賛成でもいいですか。

○議長（中嶋新君）

まず、反対討論はありますか。

（ な し ）

保坂多枝子君の討論を許可いたします。

○19番議員（保坂多枝子君）

では賛成討論をさせていただきます。

請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

請願趣旨の中、OECD諸国に比べ1学級当たりの児童生徒数や教職員1人当たりの児童生徒数が多い状況にあるとあります。日本は、このOECDに加盟している国でもあります。国の義務教育費、国庫負担制度が三位一体の改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、本市では独自財源で補填しています。このように各自治体により教育格差が生じることには、課題がたくさんあると考えています。

私は国の義務教育負担率を引き上げるといふ、国としての施策も必要であると考えております。教育は、すぐに結果の出ないものでありますが、人間形成にとって必要不可欠、なお重要なものであります。

以上の理由より、賛成といたします。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

賛成討論ですので、本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第28 議案第70号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松武彦君)

議案第70号 平成30年度北杜市一般会計補正予算(第2号)をご覧いただきたいと思えます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,231万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を290億2,363万2千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務につきまして、委託契約を締結するため、期間を平成31年度とし、限度額を519万9千円とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税969万6千円の増額につきましては、一般財源として普通交付税を充当するものであります。

15款2項県補助金5,868万4千円の増額は、活力ある水田農業支援事業費補助金および産地パワーアップ事業費補助金などの増額補正によるものであります。

18款2項基金繰入金400万円の増額は、小規模治山事業に充当する過疎地域自立促進基金繰入金を計上しているものであります。

20款5項雑入993万6千円の増額は、地球温暖化対策実行計画策定業務に対して助成される一般財団法人 環境イノベーション情報機構からの補助金を計上しているものであります。

次に4ページ、5ページをご覧いただきたいと思えます。歳出でございます。

3款2項児童福祉費307万9千円の増額は、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するための、本年度は利用規模把握調査等を行う児童福祉総務管理費であります。

4款1項保健衛生費993万6千円の増額は、地球温暖化対策実行計画を策定するための環境衛生事業費であります。

6款1項農業費5,887万5千円の増額は、農事組合法人等への機械設備整備に対する助

成などを行う農業振興事業費および水田農業構造改革対策事業費であります。

同款２項林業費８００万円の増額は、荒廃産地の崩落等の予防工事を行う小規模治山事業費であります。

９款１項消防費２４２万６千円の増額は、北杜市消防団大泉分団が１０月に富山県において開催される第２６回全国消防団員操法大会へ出場するための消防団活動費であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第７０号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７０号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第７０号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７０号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第２９ 議案第７１号 平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

仲嶋生活環境部長。

○生活環境部長（仲嶋敏光君）

議案第７１号 平成３０年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算書（第１号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，１５１万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそ

れぞれ1億4,887万5千円とするものであります。

続きまして、6ページをお開きください。第2表 繰越明許費であります。

2款1項施設整備事業費、水道施設マイクロ水力発電施設整備事業4,151万円は、水道施設内にマイクロ水力発電所の建設工事を行うものであり、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入ですが6款2項1目基金繰入金、補正額4,151万円でございます。新エネルギー事業基金からの繰入金でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出でございます。2款1項1目施設整備事業費、補正額4,151万円でございます。内訳であります。役務費といたしまして51万円、工事請負費といたしまして4,100万円であります。

以上、ご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議が長引いております。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

日程第30 議案第77号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第77号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

源泉所得税の不納付加算税および延滞税の納付に伴い、北杜市に生じた損害について、私自身の給料の月額を減じることにより補填するため、本日追加提案させていただくものであります。

内容につきましては、総務部長から説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

丸茂総務部長。

○総務部長（丸茂和彦君）

議案第77号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

骨子でご説明させていただきます。1枚おめくりください。

1. 背景

平成28年5月から平成29年4月までの期間において北杜市が源泉徴収した所得税のうち、541件、226万4,176円に関し、納付が遅延したことに伴い不納付加算税9万9,500円、延滞税4万4,800円、計14万4,300円を北杜市が追加納付いたしました。これを受け、追加納付に伴い生じた損害について、市長の給料の月額を減じることにより補填するため、北杜市市長の給与の特例に関する条例を制定するものであります。

2. 市長の給料の特例

平成30年10月1日から平成30年12月31日までの3カ月間の給料の減額となります。1カ月あたり6.1%減額し、4万8,800円を減額いたします。3カ月の合計を14万6,400円の減額といたします。

3. 市長の期末手当の適用除外

市長の期末手当の額を算出する際に、基礎となる給料月額については、減額の適用を除外するものであります。

4. 施行期日

平成30年10月1日から施行する。

1枚おめくりください。

北杜市市長の給料の特例に関する条例の制定について

提案理由は、ただいま骨子の背景で申し上げましたとおりであります。

もう1枚、おめくりください。条例の本文となります。

第1条で、市長の給料の特例について。第2条で、市長の期末手当の適用除外。附則で平成30年10月1日から施行することを規定するものであります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第77号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第31 議案第78号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

○市長（渡辺英子君）

議案第78号 平成30年度北杜市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に1,705万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億4,068万6千円とするものであります。

今回、追加議案として提出いたしました北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定に伴い、特別職給与費を減額補正することとおよび、先月の台風21号により発生した災害に関連する経費を早急に予算化する必要があることから、追加の予算計上を行うこととし、本日、追加提

案させていただいたところであります。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（中嶋新君）

内容説明を担当部長に求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松武彦君）

議案第78号 平成30年度北杜市一般会計補正予算書（第3号）をご覧いただきたいと思っています。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,705万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を290億4,068万6千円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税1,705万4千円の増額は、一般財源として普通交付税を充当するものであります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。歳出でございます。

2款1項総務管理費14万6千円の減額は、北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定に基づき予算計上したものであります。

11款1項農林水産施設災害復旧費220万円の増額は、台風21号により罹災した市内の農地、農業用施設に対応するため、復旧工事の詳細設計を委託する農地農業用施設災害復旧費であります。

14款1項予備費1,500万円の増額は今後、想定できない予算外の支出や予算超過の支出が発生した場合に備えるための予備費であります。

以上、よろしくご審議の上ご議決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第78号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第32 発議第2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります岡野淳君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、岡野淳君。

○文教厚生常任委員長(岡野淳君)

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書の提出について、提案理由および意見書案を朗読をもってご説明申し上げます。

発議第2号

平成30年9月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 岡野淳

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況にある。子どもたちの学びの質を高める教育環境の実現のためには、教職員定数改善や少人数学級推進は不可欠であり、特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための事業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が誇りとやりがいを持てる環境を確保するために長時間労働を是正することが必要であり、教職員定数改善も欠かせない。一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、学級規模を引き下げることが必要です。教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することで、より一層きめ細かな指導ができ、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成につながる。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分

の1に引き下げられ、自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、この案を提出するものである。

続いて、意見書の案を朗読します。

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度堅持を図るための意見書(案)

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い状況があります。次期学習指導要領への移行など、授業時数や指導内容が増加している中、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げることが必要です。

北杜市でも、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。
 1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月

山梨県北杜市議会議長 中嶋新

提出先

衆議院議長 大島理森殿
参議院議長 伊達忠一殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
文部科学大臣 林 芳正殿

財 務 大 臣 麻生太郎殿
総 務 大 臣 野田聖子殿
以上でございます。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから発議第２号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第３ 藤原尚君の議員の資格決定の件についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、藤原尚君の退場を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 ３時００分

再開 午後 ３時０１分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お諮りいたします。

議員の資格決定については、会議規則１３９条の規定により委員会の付託を省略することができないこととなっております。

ここで、藤原尚君の議員の資格決定の件については、２０人の委員をもって構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

原案について、賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、藤原尚君の議員の資格決定の件については、２０人の委員をもって構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時03分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

お諮りいたします・・・。

（「議長、よろしいでしょうか。意見。」の声）

今、審議中です。

（「発言の許可をお願いします。」の声）

暫時休憩といたします。

休憩中に確認をいたしたいと思います。

原議員、議長室をお願いいたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時13分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

ここで、議会運営委員会を招集いたします。

暫時休憩中に議会運営委員会を招集いたしますので、委員長、招集をお願いいたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時29分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

先ほどの藤原尚君の資格審査特別委員会の人数、20人の採決の結果でございますが、私、起立多数と申し上げましたが、可否同数でありましたので、先ほどの発言を取り消し、議長採決といたします。

まず、起立採決の結果は同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対して採決いたします。

藤原尚君の議員の資格決定の件については、20人の委員をもって構成する資格決定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することについては、議長は可決と採決いたします。失礼、資格審査特別委員会の設置はです。

したがって、藤原尚君の議員の資格決定の件については、20人の委員をもって構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

（「議長、議事進行で。」の声）

志村清君。

○8番議員（志村清君）

今の進行の仕方、私、同意できません。いきなり、先ほどの開会の最初に、議長から20名でという提案がありました。その際、討論も認めない、質疑ももちろんない、一体20人とい

うのは誰なんですか。藤原議員を除いた21人のうち誰を対象として20人にするのかの氏名を指定することもなし、ただ20名という提案をして、いきなり採決というのは民主的ではないと思います。最初からやり直すべきではないでしょうか。議運での審議をぜひお願いします。こんなことでは納得できません。傍聴の方は誰が20人に入れなかったのかなんてことはまったく分かりません。私らは全員協議会で議論してきましたから分かりますが、あまりに横暴ではないでしょうか。議運で審議してほしいと思います。議事をもとに戻してほしいと思います。提案する前に戻してください。

○議長（中嶋新君）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議会運営委員長の秋山俊和として申し上げます。

先ほど議会運営委員会で各会派から選出されました委員の皆さまの中で、しっかりと今回の、先ほど議長の申し上げたことはしっかり認識していただいております。そして、もとへ戻すようなことはあり得ないわけでございますので、よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

この件に関しましては、議会運営委員会で決定もなされ、また全員協議会でもご意見をいただいた上で進めております。

先ほど、20人の委員の審査特別委員会の設置は可決されております。

これから委員の名簿、氏名につきましては、お手元に配布の名簿のとおり20名の委員を指名したいと思います。

（「それは逆ですよ。」の声）

逆ではありません。

（「やり方が逆じゃない。」の声）

違います。

（「さっき20名という提案があって、議事録に何も名前が残っていないですよ。もうちょっと言わせてもらって採決が先ほどされ、さっき訂正された採決をしたようですけども、直ちにこういう表が配られるということはどういうことなんですか・・・。」の声）

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議長、自治法131条を行使するとともに、これは議場の整理権、進行を議長に提案します。

それから先ほど志村議員の発言は、この議事の進行を妨げる129条に抵触するものと私は思いますが、よろしくお願いします。

（「議長、不信任案動議。」の声）

（「賛成。」の声）

（「動議。」の声）

○議長（中嶋新君）

動議が出されております。

原堅志君。

要件を。要件です。

○12番議員（原堅志君）

議長の不信任案です。

○議長（中嶋新君）

不信任ですか。この件に対して同意する方、ございますか。

（「賛成。」の声）

動議は成立いたしました。

次に、秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

議長の信任の動議を提出します。

○議長（中嶋新君）

議長、信任の動議が提出されましたが、この件につき賛成の議員はいらっしゃいますか。

（「賛成。」の声）

賛成者がおりますので、この動議も成立いたします。

ここで暫時休憩いたします。

傍聴者に申し上げます。

不規則発言等は絶対控えていただきたいと思います。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 4時15分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

あらかじめ、本日の会議時間を延長いたします。

先ほど、議長不信任案、また信任案が動議として提出され、成立しております。

ここでお諮りいたします。

議長不信任の動議および議長信任の動議を日程に追加し、議長不信任の件を追加日程第1、議長信任の件を追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長不信任の動議および議長信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、藤原尚君の入場を許可いたします。

（ 入 場 ）

再開いたします。

私の一身上に関する問題でありますので、副議長に議事進行をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時19分

○副議長（保坂多枝子君）

再開いたします。

これから議長に代わりまして、私が議長を務めさせていただきます。

追加日程第1 議長不信任の件および追加日程第2 議長信任の件を一括議題といたします。

議長の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により議長 中嶋新君の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時20分

○副議長（保坂多枝子君）

再開いたします。

提出者の説明を求めます。

はじめに議長不信任の件について、原堅志君。

議長不信任について、提案理由の説明をお願いいたします。

○12番議員（原堅志君）

では不信任案の決議案提出について、ご報告します。

平成30年9月27日

北杜市議会議長 中嶋新様

提出者

北杜市議会議員 原 堅志

賛成者

北杜市議会議員 清水 進

北杜市議会議員 相吉正一

北杜市議会議員 池田恭務

地方自治法第112条第1項及び北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、下記の議案を提出する。

議案 中嶋新議長の不信任案

提案理由

議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である。日本国憲法の第8章には、地方自治が設けられております。第93条で、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されています。

議事機関として国会のように立法機関としなかったのは、議会が条例の制定や改廃に留まらず、広く行財政全般にわたる具体的事務の処理についても意思決定機関としての機能を持つからである。

地方公共団体の長は、議会の議決を経た上で事務を執行されるとされる。独断専行を許さないとされている。それは同時に議会の地位の重要性を示すもので、議会がいかに住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断しなければならないかを教えている。

議会は意思決定機関として、長は執行機関として、それぞれ権限と責任を分担し、住民に対

して直接責任を負う二元代表制とされており、両者は対等の立場と地位にあるということを十分理解しなければならない。また、議長は議会の代表者および事務統理者としての立場、会議主催者としての立場があり、権限もこの2つの立場に分けて考えることができる。

地方自治法第104条では、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するとある。

では、本題に入らせていただきます。

平成30年第2回定例会の最終日（6月28日）に議場が混乱し、流会に至ったことは、市民に対して大変恥ずかしいことである。

議会が紛糾する発端は、藤原尚議員が他人の私生活にわたる発言をしたことにある。地方自治法第132条には「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とある。議長はこのことに該当する発言を許すべきではなく、職権により発言の取り消しをさせるべきだった。すべことをせずに、混乱を招いた議長の責任は重い。

発言の取り消しには自らの権限を使わない一方、地方自治法第130条第2項をもって傍聴者全員の退場を命じたことは、著しくバランスを欠いた行為であり、秩序保持権の乱用ともいえるべきものである。

また、議員から休憩動議が出され、賛同者が何人にもいたにもかかわらず、休憩の宣告が遅れたことも議会の運営を司る議長の資質が問われることだ。

さらに、6時間近くに及ぶ「暫時休憩」の間、議長は、事態の収拾を図ろうとする動きをまったく見せなかった。傍聴者の市民、執行、議員を置き去りにしたまま、議長は何もしなかったのである。議長の責任を放棄したとしか思えない。

また、6月定例会の混乱の責任は、すべて議会を主宰する議長にある。にもかかわらず、今定例会でも、その謝罪すらない。このことも議長としての自覚に欠けることである。

また、本日、午前中の平成29年度一般会計歳入歳出の決算認定の件につきまして、議長が賛成・反対を交互にやるべきところを賛成者がなかったものを、また再度、賛成者を、これは公平性に欠ける議事進行ではないかと、このことにつきましても、たしかに議長の不信任案に適するというように私は考えます。

以上です。

○副議長（保坂多枝子君）

提案理由の説明が終わりました。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

議長の許可をいただきましたので発言させていただきますが、ただいまの不信任案につきましては、不信任案と「案」でございますから書面で本来は提出をするものであります。動議として口頭でやった場合は不信任ということになります。信任の動議は秋山議員が信任ということで、口頭の動議ということになっています。この取り扱いにつきましては、きちっとしなければならないと私は思いますが、今、拮抗している中で、今日も台風等の対応もあると思いますが、私としましては議長のほうから、これは議長不信任案という「案」でなくて、不信任の動議という取り扱いで取り扱うことが適当というふうに私は思うところでございまして、取り計らいをそのようにお願いいたします。

○副議長（保坂多枝子君）

では、内田俊彦君から今、提言がございました。

不信任の動議ということで扱いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

では、不信任の動議ということで取り扱いをさせていただきます。

ただいま、提案理由の説明が終わりましたので、次に議長信任の件について、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

中嶋議長の信任決議の動議を提出したいと思います。

提案理由・・・。

○副議長（保坂多枝子君）

秋山俊和君、前へ。今の原議員は前で。

○22番議員（秋山俊和君）

自席ではいけないでしょうか。

○副議長（保坂多枝子君）

できましたら、同じようにお願いします。

○22番議員（秋山俊和君）

承知しました。

中嶋議長の信任決議の動議を提出したいと思います。

提案理由

中嶋議長の議会運営を議長就任以来、議会運営委員長として一緒に見てまいりましたが、本人の性格が実直で丁寧でありまして、議員一人ひとりの発言を大切にして、言い分もよく聞き、公平に進めてまいりました。

毎日のように議長室に務めて、真摯にまじめに公務に邁進している姿をよく知っております。

以上の理由により、中嶋議長の信任決議を提出いたします。

○副議長（保坂多枝子君）

傍聴者に申し上げます。

傍聴席での失笑、私語はお慎みください。

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑は省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

この討論につきましては、不信任の賛成討論、それから次に信任の賛成討論と順番をしたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

では、まずはじめに不信任に対する賛成討論をお願いいたします。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、中嶋議長に対する不信任に賛成する討論をさせていただきます。

先ほどの提案者の原議員からの提案理由にもありまして、平成30年6月定例会の流会は大変大きな出来事でありまして、そのすべての責任は議会を主宰する、私は中嶋新議長にあると思います。しかし、その自覚がないのではないかと。誰かのせいにするとか、自分のせい

ではないとかということで謝罪すらありませんでした。その自覚のなさが本当に大きなことだと思っております。

そもそも6月議会が混乱するきっかけは、藤原尚議員が弁明の中で他人の私生活について言及したことです。これは地方自治法132条で禁止されていることです。その後の市民からのご意見や、それから北杜市放送番組審議会の審議を経て、放送でこれらの文言が消音、消され、放送されなかったことも、この発言がいかに問題であったかを表しています。議長はこの発言を取り消すことができたのです。この場で、それをやらずに、それによって傍聴席の皆さんがそれはおかしいということで、少し声をあげたことに対して、自らの権限は何も使わずに、その発言を取り消す権限は何も使わずに退場という、その権限だけを行使したことは大変な大きな失態であると思います。このこと一つを取っただけでも、私は議長の不信任に値することだと思っております。

以上をもちまして、不信任の賛成討論としたいと思います。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はありませんか。

加藤議員。

○11番議員（加藤紀雄君）

議長信任案の賛成という立場でいいわけですね。

○副議長（保坂多枝子君）

はい。信任賛成の討論です。

○11番議員（加藤紀雄君）

討論を行わせていただきます。

中嶋議長につきましては、秋山議員がおっしゃったとおり、まじめに議長として任務を果たしております。2年間、今、過ぎようとしている段階であります。私も見ている中で、特に、性格上かおごりもなく常に謙虚で、また真摯に取り組んでいる、議員に対しても、市民に対しても、行政に対しても取り組んでおります。それらの点を含めると、何でここで不信任案が出るのか、非常に疑問であります。

そこで不信任案の理由の1つ、今年の6月28日、6月議会最終日でありました。残念ながら混乱が起こり、流会という結果になりました。このことにつきましては、そのあと、議会運営委員会におきまして、不信任案を出された方、また討論された方はすべてが議長の責任であったと、こういう言い方をしておりますが、私は違うと思います。議長は議会を統括する立場、議会を代表する立場、非常に重い責任があることは事実であります。しかしながら、残りの21人が何も責任がなかったと言えるのでしょうか。私は私なりに責任を感じております。

その中で、議会運営委員会の中でこのことを検証しようということになりまして、皆さんの意見が出ました。その中で、結論としてはとにかく議長は議長、議会運営委員長は議会運営委員長、また一般議員は一般議員、それぞれの立場で責任があるではないかと。とにかく会派に持ち帰って、まず反省をしようではないかと。反省をして、それからこのようなことが起こらないように、これからどうしたらいいか、このことをみんなで議論しようではないかということで、その議会運営委員会はまとまったと、私は記憶をしております。

そんな中で、ですから私としては、少なくとも、議長の責任もあるけども、全議員がそれぞれの立場の中で責任があるということを自覚してほしいと思っているわけであります。

そこで今回また、議長の不信任案の話と今、審議中であります藤原議員の資格決定の件であります。これについてもあたかも議長が悪いがごとく言われている部分がありますが、私は、もちろん議長にも責任があるかもしれませんが、そうではないと思います。今日、議長が特別委員会、20人の委員で行いますよ、この提案をした背景には、今回の資格審査、これは非常に重要なことを決定しなければならない立場にわれわれはあるわけです。それはあえて言うまでもありませんが、藤原議員の議員としての資格をはく奪してしまう。藤原議員の背景には、2年前の選挙で投票した多くの人がいるわけであり。その期待、負託がここで切られてしまうわけであり。そんなことでわれわれとしては、非常にこれは重要なことだと受け止め、そして検討してまいりました。

当然のことではありますが、この委員会では審査の中立性、これは絶対要件であります。一人の議員の任務を取ってしまうかもしれないというような案件であります。となりますと、形式的、特別委員会の構成、委員をどうするか、また内容的にも審査の方法、内容等についても絶対にこの中立性、公平性がまず第一条件であります。これを守ることが必要であります。

このことから藤原議員当人は除斥になるのは当たり前、法律で決まっております。そこで要求者の岡野議員をどうするか。これは議論があったところであります。例えば裁判でいうと被告と原告、これは感情的な訴える人、訴えられる人、感情もあるでしょう。そういう中で議会運営委員会でも二度にわたりまして議論をいたしました。

その中で・・・今、長いと言ったけど、きちっと話さなければ分かりませんから、私は話させていただきますので、ちょっと。

○副議長（保坂多枝子君）

傍聴者に申し上げます。

私語は謹んでください。これは二度目の注意になります。

○11番議員（加藤紀雄君）

議会運営委員会で議論させていただきました。その中で、たしか過程の中では、岡野議員も入った21名で構成すべきではないかという意見もありました。しかしながら、結果としては少数意見として、議会運営委員会では20名でいまいしょうと決定されました。そして全員協議会が開かれ、そこで提案したわけであり。

議会運営委員会については、あえて私が言うまでもありませんが、全議員、ここに地方議会実務講座、議会のバイブルとも言われる本があります。私が言うより、時間が長くなりますが、ここを読ませていただきますと、議会運営委員会での決定事項の遵守。議会運営委員会での決定事項については、いったん決定された以上は、議員または各会派がこれに従わなければ意義がなく、これに反する場合は、かえって紛糾を残し運営が困難になる。したがって、委員は各会派から、全会派から代表が出ております。決定された一定の基準、または規制の実行につき十分納得の上、議員や所属会派に遵守させる重大な責任があるということが決まっているわけですね。これが議会運営委員会の責任であり、義務であり、そしてこれが議会運営上、運営がスムーズにいく大きなルールであります。

当然、全員協議会ではそのことがなされて議論されるだろうと思ったら、そうではない議論がされました。しかしながら、結果としては中立性、公平性、これが大事であるという中で、20人に決定し、異論も当然あったと思います。すべてが納得したとは、私は思っておりません。しかし、その場で議長は、私は議会運営委員会、そして全員協議会の経過を踏まえ、20人

の委員構成で本会議では提案しますからと言い切ったの本日の提案であります。ですから、議長としては決して独断でやったわけではなく、きちっとした議会のルールに従って、民主的にやってきたと私は理解しております。

その中で今日、提案し、そしてこの問題は採決を行いますと言った中で採決をしたわけがあります。ですから、すべての流れを見ても、本日の行動を見ても、決してこれは法令等に反する、また議会ルールに反するものではないと思います。

そういうことを考えると、非常にこの資格審査の問題は非常に厳しく難しい問題、われわれも、言ってみればわれわれの仲間の一人の身分をはく奪するかもしれない、この重大な問題であります。真剣に取り組んでおります。

ということで、今、私が2、3の例で申し上げましたように非常に厳しい議会運営の中で、中嶋議長は常に真摯に取り組み、日夜悩みながら議長としての職務をまっとうしていると私は理解し、中嶋新議長の信任を支持します。

○副議長（保坂多枝子君）

次に、不信任賛成の討論を許します。

志村清君。

○8番議員（志村清君）

中嶋議長に対する不信任動議に賛成の立場から討論します。

提案理由にあった不信任の理由に加えて、私は6月議会で議長が傍聴者全員に退場を求めた議会運営に問題があったと、もう少し詳しく指摘したいと思います。

通常では議場、傍聴席からいろんな動きがあった場合、注意する場合は誰と誰というふうに、例えば指をさして、メガネかけた右から3番の人、あるいはオレンジの服を着た女性というふうに注意する傍聴者を指定するものだと思います。それにさらに従わない場合に、再度の注意をその特定した傍聴者に行った上で退場を命じる、これが本来のやり方だったと思います。この間、この議論が放送されたCATVの映像を私、見ましたが、拍手がおこった場面がありましたよね。その場面でもCATVの画面をよく見ると、顔は映っていないですけども、手が全員映っています。拍手していない人がおおぜいはっきり、それには映っています。全員が拍手したわけではありません。また、声をあげたのも全員でないということも明らかです。傍聴者全員をまとめて注意して、全員を退場させたというやり方は正しくなかったと思います。

このように冷静な対応や判断をせずに、本会議の再開ができない原因をもっぱら傍聴者に押し付けて打開の努力をせず、まさに前代未聞というべき議会流会という事態を招いた議長の責任は大変重大だと思います。

この議会流会という、議会を流会させてしまったという1点だけでも議長の任にあらずと私は思います。

また、つい先ほどのことを付け加えさせていただくと、20名の決め方についても10対10だったそうですが、事務局に確認したら。確認せず決定してしまった。これはそのあと、議長はやり直しをしましたが、起立採決の場合、起立した人数を議長の口で確認をする。これはいろはのいですよ。議会運営とか採決の仕方の。同数だということを宣言した上で議長が判断をすると。こういうことだと思います。また、決定されたあともこれに異議ありませんかということを確認することになっているはずですよ。こういうふうなこと。

それから先ほども反対討論、賛成討論、決算についての。反対討論と賛成討論を交互に行う

という原則を守らなかっただけでなく、これは私、はっきり確認したいんですが、賛成討論はありませんねと、1回締めたんです。議長は。そのあと、賛成討論が内田議員、加藤議員と続いて行われたわけです。これも議会運営上、正しくなかったと私は思います。

以上、3つの点を指摘して不信任への賛成討論とします。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに信任賛成討論はございませんか。

秋山真一君。

○3番議員（秋山真一君）

議長の信任について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、議長という役職は民主主義に則った議員全員参加の選挙で選ばれ、議会の代表として議員一人ひとりが責任を持って選び選出されるのですから、議員ならば誰でもできるという役職ではないのです。

度重なる落ち度があれば別ですが、軽々に不信任など提出されることは議長という役職を軽視し、自ら参加した議長選挙の責任を放棄した行動ではないのでしょうか。

中嶋議員におかれましては、議長就任されてからもうすぐ2年となりますが、数多くの行政関連行事に参加され、議会の代表として滞りなく責務を果たしてこられました。議員の何倍もの時間を北杜市議会の権威を守るため、この職務に充て、これまでただ一度のクレームもなく北杜市議会の議長として活動されてきました。

議員として出席すべき行事も参加しない議員がいる中で、賞賛されることはあっても批判されることなどないと考えます。

また、議会内においても中立・公平な議事進行を遂行され、これまでも適切な対応をもって議長としての責務を遂行されてきました。前定例会は流会という形で終了しましたが、市民に直結する重要案件については適切に採決され、市民生活に不具合が生ずることはありませんでした。

もし前定例会の流会に関することをすべて議長の責任とするならば、責任逃れと言わざるを得ません。6月定例会最終日に議場にいたすべての人に責任があり、もちろん私も自分の行動について反省すべき点を日々考えております。

議員、職員、傍聴者、それぞれが自分の置かれた立場を理解し行動していれば、流会という結果にはならなかったと考えます。

今後、このような混乱が起きないように人に責任を押し付けるのではなく、各自が責任を痛感し、反省点を今後の活動に示していくことこそ重要なことです。その上で議長の行動を検証してみても不信任に当たる行動などなかったと考えます。

また、今定例会初日の延会の判断についても、台風が接近し、数多くの停電や交通マヒが起こる中、被害にあわれている市民のことなど考えず、議会を空転させ議論を延長させるような行動をとる議員がいる中で、市長をはじめ執行職員に災害対策をしてもらおうべく決断した判断であり、まさに市民のためを思った行動と考えます。

よく市民感覚、市民目線などと耳にしますが、誰よりも市民の安全と平和を考え、市民に寄り添った行動をしているのは議長であることは明白です。

災害対策を優先し、議会を延会とした判断が正しかったのか、間違いだったのかは市民の生活と財産を守るべく、多くの支援者の期待に支えられて議場に立たせていただいている議員な

らば理解できると思います。

以上の理由をもって、議長の信任について賛成の討論とさせていただきます。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はございませんか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

議長不信任決議に賛成の立場から討論をいたします。

中嶋新議長は、平成28年11月の就任から今日に至るまでの間、さまざまなご苦労がきつとあったことと思います。そのすべてを否定するものでは、当然ございません。しかしながら、市民を代表する者として適任ではない、そう考える方をこれ以上、議長とするわけにはいきません。

不信任に値する例を挙げればきりがありませんが、決定的だったのは先ほど来、何人もおっしゃっていますけども、6月に行われた定例会において流会となった一連の流れの中で議長としての職責を果たされなかったと私は言えると思っております。

18時ごろから休憩となったあと、再開に向けた動き、努力がまったく見えませんでした。休憩直前の采配においても偏っているかのようにも見える発言許可や、動議が出ているにもかかわらず取り上げないなど、公平・中立な議会運営がなされていたとはまったく言えません。

この事例だけでも十分不信任に値するわけですが、先日、藤原尚議員の居住実態について改めて調査するよう求める3,400余りの署名が持ち込まれました。これは前回の市議会議員選挙の投票数の1割以上という、すごい数なわけです。この署名が持ち込まれた際、本来であれば議長は議会の代表として直接受け取るべき、当然、私はそうと思いますが、議長は直接受け取られませんでした。議会事務局に確認したところ、把握している公務はなかったということです。保坂多枝子副議長もこの件は同様です。

こういった議長の振る舞いや市民に背を向けるかのような行為を肯定することは、北杜市民への背信行為とすら言われかねない状況ではないでしょうか。

そして、先ほど加藤議員からも少し説明がありましたけども、本日の資格審査特別委員会、20名でいきたいというところについても、これも市民のほうにまったく向いていない、議長としては適格性に欠ける、私は進め方だったと思います。今、こういう状態になったから傍聴に来てくださっている皆さんやケーブルテレビ、これから配信されて見る皆さんはなぜ20がこんなに揉めているのかというのが、やっと分かったと思います。ですが、今回たまたまこういう流れになったから、発言機会があるから分かるわけですが、それがなければ市民に対してまったく説明をしない、そんな進め方をしたわけです。まったくもって適格性に欠けるというふうに思います。

加藤議員からも先ほどありましたけども、私からも多少補足しながら説明させていただきますと、今回20名の中、これは全員協議会の中でも激しい議論がされたわけですが、要求議員である岡野議員は入れるべきではない、あるいは入れるべきだ、こういった論点があったわけです。先ほど起立採決で見たとおり、10対10、大変拮抗しました。これですが、では岡野議員を入れないという法的根拠があるのかといいますと、これはありません。これは議会事務局長にも確認をいただいておりますし、私も私なりに調べましたが、地方自治法117条の対象には当然なりません。法的根拠はありません。

2点目ですが、ほかの自治体の資格審査特別委員会を見ますと、当然、要求議員、今回でいうと岡野議員に当たる方、特別委員会に入られています。除斥する法的根拠はないわけですから、当然です。そして当市においても、類似の事例で今回の岡野議員の立場の方を委員として入れている事例も過去にございました。そちらを紹介させていただきたいと思いますが、第1回政治倫理審査会ということで、平成23年6月24日に行われたものです。そちらの議事録10ページから抜粋しますが、当時の、藤原尚議員の属されています、現在ですね、北杜クラブ所属議員の方の発言としてあったものですが、請求した人たちは、そこに疑義があるから請求しているわけです。そこを調べたい。議会として調べてもらいたい。私たちが調べたい。しかし個人で調べたりする、あるいは仲間で調べたりするということではできないわけです。この審査会で調べるわけです。ですから、その申請した人たちがここに入るべきではないということは、これはまったく当たらないということになります。ここから先ちょっと省略しますが、そのあと当時、議長であって、現在北杜クラブ代表の秋山俊和議員から次のようにも述べられていたようです。議事録です。一部省略しますが、私の見解を申し上げますと、まず地方自治法第117条の議長および議員の除斥という項がございます。普通地方公共団体の議会の議長および議員は自己、もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟、姉妹の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらのものに従事する業務、直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、議会の同意があったときは議会に出席し発言することができる。私はこの117条の規定に基づいて、まず、ここは省略しますが、〇〇は除斥対象でございます。それから審査会に請求をされた8名は除斥対象ではございません。地方自治法に抵触してございません。このようにも発言されており、こういった進め方が当時されておりまして、そういった先例もございます。

また、先ほどから議会運営委員会についてのお話もあるわけですが、これも全員協議会の中で大変議論になったわけですが、誰も議会運営委員会の決定を軽視しているわけではございません。当然、そこでの議論をしっかりと重視しているわけですが、民主主義の基本を申し上げて大変恐縮ですが、最高決定機関はここなんです。本会議なんです。議会運営委員会ではありません。私は無党派ですから議会運営委員会にも入っておりません。にもかかわらず、その決定に従えというのは、これは民主主義をしっかりと理解されていないというふうに言わざるを得ません。

そして先ほど、参考文献、紹介されていましたが、議会運営委員会の権限と役割ということで、全国都道府県議会議長会議制度研究アドバイザーの野村さんという方の資料を、私もちょっと見つけたんですが、議運の性格ということで書かれていまして、議会を円滑に運営するための協議機関と、そのように書かれています。どこにも、ここに決まったことには従わないといけないですとか、そういったことは当然書かれておりません。

そういった大変、激しい議論があったわけで、こういったことを市民に説明をしない、市民が分からないような進め方をする議長が市民から見ても適切なんでしょうか。答えは明らかだと私は思います。

したがって、以上の理由から私は中嶋新議長の不信任決議に賛成をいたします。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はございませんか。

それは信任賛成討論でよろしいですね。

清水敏行君。

○6番議員（清水敏行君）

信任の立場で賛成討論をさせていただきます。

特にここで発言をということを自分の中では考えておりませんでしたので、まとまった話ができるかどうかは分かりません。

執行のほうで、今日は災害対策本部を設けるというような話も聞いております。長時間、これから話をしていくのはどうかなという気もしますので、短い話でさせていただきたいと思います。

その責任、たしかになかなか難しい問題だとは思いますが、今回・・・。

○副議長（保坂多枝子君）

清水議員、発言の途中で申し訳ありませんが、係の方は私語をしている方、注意をしていただきたいと思います。気を付けて見ていただきたいと思います。

清水議員、失礼いたしました。続けてください。

○6番議員（清水敏行君）

いろいろな理由があって、今回この不信任決議案を出されたんだろうと思います。私が想像するに、その最たるものは先の6月の議会の流会ということが1つの大きな理由かなという気がしております。たしかに、それは私も当然ここにいましたし、流れの中で議長の責任はなしとはしません。しかし、そのあとの議運、これは加藤議員からお話がありましたけども、議運の中で、これは全員の責任もあるのではないかという話も出ました。私も先ほどこれは、秋山真一議員も言うておりましたけども、やはり一議員としてどうだったのか、やはりそういう反省もあるわけであります。

先ほど、池田議員の中で議運の決定がすべてではない。これはたしかにそのとおりだと思います。ただ、それを私は否定しませんが、その総意として、22人の総意として物事を前に進めていくには、やはりそれは何らかの形で進めていかなければならない。だから、ある程度、方向性は、そこはやむを得ないのかなという気がしております。議運の中でそういう話が出たということは、やはりそれも尊重しなければいけないのかなと思いますし、自分自身もそういうふうに感じております。

やはり議長の立場というものは、基本的には公平・中立でなければならないと。そのへんについては、個人的に私もやや、ぶれる部分があるのかなというのは感じることもございます。ただ、それは人間のすることですので、やはり多少のぶれはやむを得ないのではないかなという思いもあります。それは原理原則でいえば公平・中立でなければならないと。しかし、それはやはり人のやることであります。そして、また議長というのは実際にあの席上で、壇上から21人の議員に対してさまざまな指示といいますか、議長としての議場整理をしていく。これはこれで、私は大変な労力がいるだろうと思います。

先ほど志村議員が傍聴者の話をされました。たしかにそれは、私はその特定して出すべきではないか、これも正論だと思います。しかし、実際にあのときを考えていただければ、特定の人を、あの人この人と本当に可能だったんだろうか、私は思うんですね。ですから、全員に網をかけてしまった、全員ということはそれは正しくなかったとは思いますが、しかし、あのときの議長の立場というものは、そういう、ある意味では判断も、これも私はあのときを思いすると、本当にやむを得ないのではないかなという気もいたします。

それから職責で言えば、やむを得ないことがあってはならないんだろうと思いますけれども、一人の人間として考えれば、そういう落ち度は落ち度として、やはりプラスに、前向きにこれから訂正していただく、直していただく、そういうことの中でやっていっていただきたい。

一応、賛成討論でございますが、議長にはこれからも、とにかく中立・公正にやっていただきたい。そしてそのために、また私も議長を信任した一人でございますので、そういうことから賛成の討論にさせていただきたいと思いますので、以上といたします。失礼します。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はありませんか。

栗谷議員。

○1 番議員（栗谷真吾君）

中嶋議長の不信任に対して、賛成の立場から討論をします。

議員一人ひとりには、それぞれの価値観や意見があり、それが対立しても構わないと思っています。その相反する意見や主張に対して、間接的な議論を重ねる中で落としどころを探っていくというのが、ある意味での議会の役割だというふうに思っていますが、大変残念なことなのですが、中嶋議長のもとではそうした建設的な議論もままならない状況となっています。とても中立・公正な立場とは思えません。

理由はいくつかありますが、先ほど不信任の賛成をしている方々の発言の中からある部分に関しては私も異論がない中で、ちょっと付け加えさせていただく点がいくつかあります。

まずは6月議会の最終日において議場が大混乱したという中で、傍聴者を全員退室させようとしたこと以外にも、マスメディアの撮影も禁止しようとしていたというような言動もありました。これは市民の知る権利すら著しく妨害するような行為だというふうに私は思っています。

それと資格審査のメンバー、20名でいくということに関して、先ほど池田議員もおっしゃいましたが、私も自分なりにいろいろ調べてみたところ、ほかの自治体というのが、パッと調べた中で神奈川県葉山町、埼玉県草加市、熊本県熊本市、福岡県遠賀町など、パッと調べただけでもこれだけの自治体が、要求議員が委員に入っているというような事例を見つけました。これはまさに、要求議員が委員会で除斥されるという法的な根拠がないという確たる証拠だと思います。

こうした状況において、議長は20名で委員会を開催するとし、先ほどの中では討論も行わず採決を突然行ってしまったということで、これに関しては、私はルール無視の進行をしたというふうに感じ、また大変大きな問題だというふうに思っています。

今回、どちらの結果になるにせよ、こうした動議が提出されたこと自体を重く受け止めていただきたいというふうに思っていることから、不信任の動議に、中嶋議長の不信任に対して賛成の立場から討論をします。

以上です。

○副議長（保坂多枝子君）

次に、信任賛成討論をお願いいたします。

井出一司君。

○7 番議員（井出一司君）

私は、議長の信任に賛成の立場で討論を行います。

中嶋議長は約2年の在任期間中、議長として、地方自治法を遵守するとともに公平・公正に

議会運営を行って独断専行というようなことはなかったと認識をしておるところでございます。

また、今回の議会の運営の中で藤原議員の議員資格審査特別委員会の委員構成数を20名としたということは、各会派の代表を中心に構成されている議会運営委員会において、20名と決定したことを尊重して、今回、提出をしたということでございます。何ら、ここに問題があるとは考えられません。今回の決定の手続きのところ、議長の方から発言の訂正もあったところでございますが、それは真摯に発言の訂正をしたと、こう私はみております。

さらに前回の、平成30年第2回定例会の流会は藤原議員の資格審査にかかるやりとりの中で傍聴人から拍手が起きたり、声が発せられたりしたので、議長は再三にわたり傍聴人に対して注意を行いましたが、傍聴人の方々が聞き入れなかったため、議長は、誰が誰だかそこらへんのところが分からないということの中で、地方自治法130条により全傍聴者に退場を命じましたが、退場命令にも応じなかったと、こういうように認識をしております。

さらに議長は事務局員に退場の誘導を命じましたが、これにも傍聴人の方々は従っていただけませんでした。議長は傍聴人が退場後に判断するとして、暫時休憩を宣言し、傍聴人の退場を待ちましたが、傍聴人は退場しなかったため、再開できず午前0時を過ぎたので、流会となったと私は認識をしております。

この流れの中で議長の対応は非常に丁寧に行われ、議長の言動や行動に瑕疵はなかったものと私は認識をしております。また、言うまでもなく地方自治法104条により議場の秩序は議長の権限で行われ、何人といえども従わなくてはならないことは当然のことです。議長が許可した者の発言が終わらない中で、議員および傍聴人の方々から声があがったり、また議長の許可なく議員発言があったことは、議員としても、私を含めて議員としても猛省をしなければならないと思っています。

重ねて在任中の議長の議会運営、何ら瑕疵はなかったことを申し上げ、議長信任の賛成討論といたします。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はございませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

中嶋議長の不信任動議に賛成の立場で討論させていただきます。

もうすでに大勢の方々が、この不信任案に賛成の内容を説明しているので、今さら言うことはそうたくさんありませんが、2点ばかり申し上げさせていただきます。

まず、議長の信任に賛成をする方々から多く中嶋議長は中立・公平に議事を進めてきたというお言葉がありました。しかし、今日、藤原尚議員の資格審査特別委員会のメンバー表が配られました。20人という数字が出た途端にこの紙が出てきた。誰か1人が、本人以外ですね、誰か1人が除斥をされなくてはいけない。その対象が私だということは十分承知をしております。これはもうはじめから私を除斥するということを織り込み済みで、中嶋議長はこのことに当たってきているというふうに考えざるを得ません。

20人という数が最終的に決まったのはこの場ですから、このスピード、このタイミングでこの紙が、私の名前のないこの紙が出てくるわけがない。決して公平な、あるいは中立な運営がなされているとは私は思えない。

それからもう1点は、先ほど池田議員が説明してくださいましたけども、過去に行われ

た政倫審のやりとりがあります。私もここに持っております。中身は今、池田議員が説明してくださったから省きますけども、これが話題になったときにまず、この除斥について、私が除斥になるということの法的根拠がまず示されていないということ。それから先ほど説明があったように、要求議員は除斥の対象ではないということを当時の秋山議長が言い切っていますね。にもかかわらず、何で今回、私が除斥にならなくてはいけないのか。議長からも、もちろん説明はありませんでした。

そのときの、そのときのというのは、つまりこのことが話題になったときの話では要求議員の数が多いんだ。被要求議員の数も多いんだ。それを全部除斥してしまうと委員会が成立しないから要求議員をメンバーに加えるということをおっしゃっていましたが、そういうことを場面場面でルールを変えて解釈してよろしいんでしょうか。少なくとも池田議員が言ったように、この議会、北杜市議会で前例としてこういうものがあるのであれば、今回も私が除斥される理由はないというふうに私は思っておりますが、先ほど申し上げたように中嶋議長が進めてきた、この一連の作業の中で私の名前がない名簿がこうやって、間髪入れずに出てくるということは納得ができません。

ほかにもたくさん理由は、皆さんが言っていましたけども、それについて私もまったく同感です。したがって、今、申し上げたことをもって中嶋議長の不信任の動議に賛成する討論とさせていただきます。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はございませんか。

今度は信任賛成討論になりますが。

千野秀一君。

○20番議員（千野秀一君）

中嶋議長への信任賛成の立場で討論をいたします。

まず、議場は最も神聖な場所であるとして、多くの議員、執行の皆さんも敬意をもって開会の前、後であっても入退場時には礼をして出入りをしています。地方自治法における議長は、この議場の秩序を保持し、議事を整理する者であり、その権限として自治法第130条で傍聴人に対する措置があり、自治体はこれに沿って傍聴規則を決めています。傍聴者は、これを当然、理解して入場されているはずであります。それ以前に議員たるもの、自治法、傍聴規則を熟知、遵守することは当然のことであります。

しかしながら先般、6月議会流会となった28日の議場の混乱は、複数の議員のこれら決まり事、議場の神聖を軽視、無視した言動が招いた結果であると断言いたします。特にその中で、2回もの藤原尚議員への資格決定要求書の要求の提出者である岡野淳議員の議場における傍聴者の不規則発言を擁護・正当化する「議長の権限も法も規則も知った上で黙っていられなかった、強い市民の抗議の声ですよ。」との発言は、まさに議会制民主主義を根底から否定するものであり、議会の権限、市民から選ばれた議員をも否定することになる発言であり、まさに遵法精神に欠けたものであります。

また、この不信任の提出者である原堅志議員においては、自席において挙手もせず、「議長」「議長」「議長」と3回続けて叫び、続けて「議長、何をやっているんだ。」と超大声でわめきたて、その直後「早く休憩しろ。」と命令口調で怒鳴り、テーブルを叩いていました。これは誰がみても議場、議会を冒涇した、まさに常軌を逸した、議員としてあるまじき品格に欠けた行

為でありました。

これらの発言行為が一部の傍聴者をより一層、鼓舞、扇動することとなり、混乱を助長させ傍聴者は議長の指示に従わず退場することなく、結果、流会となってしまいました。心底、残念でなりません。

しかし、この不規則発言尽くしの中においても、中嶋議長は毅然として法規則に則り議場の整理に努めておられました。にもかからず、この不信任案です。まさに責任転嫁の極みであり、到底容認できるものではなく、不信任案に反対し信任するものであります。

○副議長（保坂多枝子君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

では討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

本案は、議長の不信任、信任が出ております。

採決の方法であります。現状を否定することより現状を肯定するもののほうが先決になっていること、採決の方法も問題を可とするものを起立せしめて先に採るように規定されていることに基づき、議長の信任案を先決と判断し、それによって進めることといたします。

議長信任の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

異議ございませんね。

（異議なし。の声）

では、異議がないということで議長の信任の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議長信任の方は、ご起立をお願いいたします。

（ 起 立 10 名 ）

起立採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法116条第1項の規定により議長が本件に対して採決いたします。

議長の信任の件については、可決と採決いたします。

したがって、議長の不信任の件については議決不要といたします。

ここで、議長の入場を許可いたします。

（ 入 場 ）

ここで議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 5時23分

○議長（中嶋新君）

再開いたします。

ここで議長として、一言申し上げます。

今般、私に対する議長不信任、信任の案が提出され、審議が終結されました。

私は議員各位のご推挙により、議長就任以来、議員各位が議会に与えられました使命と責任において、その職責を果たせるように常日頃、中立・公正の立場で議会運営に務めてまいりました。

議会は言論の府であります。時には意見が激しく分かれ、議論が終始ぶつかり合うこともあります。しかし、市議会議員選挙により選出されました22名の議員に課せられた責務は、市政が市民にとって有効かつ効果的であるかを公平な視点で冷静に捉え、議案審議の質疑を通じてそれを消化し、質疑終結後の討論においてはじめて議員個人の賛否の表明が許されるものであるのです。

一般の不信任の理由として、本年6月28日、第2回定例会最終日に審議されました議員資格決定の件に対する議事進行に問題があり、議場の混乱と流会の原因を私、議長一人にあるとする主張であります。流会に至った経過は8月1日発行の議会だより55号に詳しく掲載し、市民の皆さまにご報告させていただきましたが、確認も含めて、ここで改めて事実をもとに真実を申し上げます。

当日の議事進行については、資格審査特別委員長報告後、質疑はなく次の被要求者の弁明直後に池田議員より再付託の動議が出されました。

また、要求する動議が出され、再付託の議案を上程する直前に野中議員より弁明の一部取り消しと謝罪を要求する動議が出されました。これに答える被要求者の発言中に議員および傍聴席から不穏当、また不規則発言が相次ぎました。

これら一連の経過の中で、繰り返し私から注意を促し、また制止もいたしましたが、審議に支障が生じ、議事進行が不可能と判断し、全傍聴人の退場を命じました。その後、一部の傍聴人が退場命令に従わず、議長を占拠し続けたため、本会議を再開することができず会期最終日であったため、自然閉会となりました。

改めて申し上げますが、議員資格決定の件は議員個人の失職が問われる重大かつ重要な案件です。何より失職に値するには、この本会議において特別多数議決であります3分の2以上の賛成が必要であります。このことから最終的な可否の判断が下される採決に至るまで、慎重な対応が22名の全議員に課されております。

今後も議員各位には、冷静な議論と判断を期待するものであります。私も議長として与えられた責務を、これからも果たしていく覚悟であります。

以上を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

それでは、議事を進行いたします。

藤原尚君は除斥の対象となりますので、ここで退場を命じます。

（退場）

再開いたします。

先ほど審議いたしておりました点から進めます。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました資格審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において、お手元に配布の名簿のとおり栗谷真吾議員、池田恭務議員、秋山真一議員、進藤正文議員、清水敏行議員、井出一司議員、志村清議員、齊藤功文議員、福井俊克議員、加藤紀雄議員、原堅志議員、相吉正一議員、清水進議員、野中真理子議員、坂本静議員、中嶋新、保坂多枝子議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員、以上20名

の委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、この採決は起立により行います。

この件については、4人以上の異議を確認したいと思います。

異議がある方、挙手を願います。

(挙 手)

ただいまの選任に対しまして4人以上の異議がありますので、会議規則第74条の規定により、この採決は起立により行います。

ただいま、設置されました資格審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり20名の委員の指名について、賛成の方の起立を求めます。

(起 立 10 名)

起立採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対し採決いたします。

藤原尚君の議員の資格決定の件について、以上20人の委員をもって構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することについては、議長は可決と採決いたします。

以上の名簿のとおり、委員を選任いたしました。

したがって、ただいま指名いたしました20名の諸君を資格審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました資格審査特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

暫時休憩といたします。

再開は6時といたします。

休憩 午後 5時34分

再開 午後 6時25分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

大変、再開の時間が遅れてしまいまして、誠に申し訳ございません。また、私の議長不信任等の関係で、時間が長時間延長となっております。誠に私の不徳の致すところと反省しております。また、信任いただきました議員の皆さんには一言感謝を申し上げます。

それでは、議事に移ります。

休憩中に資格審査特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

資格審査特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に栗谷真吾君、副委員長に千野秀一君。

以上のとおり、資格審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長（中嶋新君）

日程第34 発議第1号 藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議案を議題といたします。

提出議員の野中真理子君から説明を求めます。

16番議員、野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは決議案の提出について、資料の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第1号

平成30年9月19日

北杜市議会議長 中嶋新様

提出者

北杜市議会議員 野中真理子

賛成者

北杜市議会議員 栗谷真吾

北杜市議会議員 志村清

北杜市議会議員 坂本静

決議案の提出について

地方自治法第112条第1項及び北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、下記の議案を提出します。

議案

藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議案

提案理由

議員の資格決定は、議員の身分に関する重要な問題であり、実態をよく確かめ慎重な検討を進めなければならない。そのためには、選挙人その他の関係人の①出頭、②証言、③記録の提出の請求と、関係団体等に対する①照会、②記録の送付の請求等が必要である。

平成30年第1回定例会に提出された資格決定要求書により設置された資格審査特別委員会でも審査が行われたが、委員が要求した記録の提出を被要求議員が拒否した例もあった。慎重な審査と誤りのない判断のためには、記録等は極めて重要であり、委員が請求した記録については提出しなければならないという強制力を持たせる必要がある。

これらを行うためには、地方自治法第100条第1項に定められた調査権を資格審査特別委員会に委任する必要がある、議会が議決をしなければならない。

以上のことから、藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議案を提出するものである。

藤原尚君の議員の資格決定に係る調査に関する決議案

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり藤原尚議員の資格決定に係る調査を行うものとする。

記

1. 調査事項

藤原尚君の議員の資格決定に関する事項

2. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を資格審査特別委員会に委任する。

3. 調査期間

資格審査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4. 調査経費

本調査に要する経費は、10万円以内とする。

以上です。

○議長（中嶋新君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋山俊和君。

○22番議員（秋山俊和君）

先ほどの決議案の中で、4番目の調査経費でございますが、本調査に要する経費は10万円以内とすると謳われているわけでございますが、この詳細な根拠を説明していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

秋山俊和議員の質問にお答えします。

まず、この現段階でのこの額については見込みであります。詳細などと言われても、あくまでも見込みでの計上になります。そこで、どのような根拠に基づいて、この額を出したかですけれども、この100条第1項の調査は主に選挙人、その他関係人の出頭および証言、そして記録の提出です。考えられることは、関係人の範囲にもよりまして、その交通費とか費用弁償に当たるわけで、このぐらゐの額で出せるのではないかと。また、この100条を付けたことにより何か意見を求める、例えば弁護士に意見を求めるなどの場合は、それなりの費用が発生するわけですが、そのことについての根拠は北杜市のほうで決められております、使われております算定によっても、例えば東京から弁護士を呼んでも3万円ぐらゐでできていることが分かっておりますので、それらが何回かできるという額で、この10万円ということを出させていただきました。

以上です。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

この決議案につきまして、質疑を行わせてもらいます。

これ、調査をするということでございます。出頭はどなたを予定しているのか、証言はどなたを予定しているのか、記録の提出は何をしているのか、関係団体とはどなたであるのか、ま

た記録等の送付の請求が必要であると書いてありますが、これはどなたを指すということになるのでしょうか。

また、地方自治法に基づいて提出されているわけなんですけども、通常の委員会と100条の委員会がどのように違うのか、ご説明をいただきたい。また、100条の委員会をした場合、これはおそらく刑事罰等にも影響することもございます、いくつか、何項目かそれらのことは該当するものがあると思います。当然、100条という重い委員会の発議でございますから、それらについては提出議員、ならびに賛成議員は、すべてこれは掌握の上、出していることと思っております。通常、100条委員会というのはおそらく多くの議会で、そう多くはつくられていなくて、その目的もしっかりしている現状があるというふうに私は思っております。

以上の点から、よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

答弁を求めます。

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

内田俊彦議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、調査や出頭する方たち、証言を求める方たちについてでありますけれども、これは最終的には資格審査特別委員会がすべてを決めることだと思っております。ただ、ここで言えますことは、選挙人、その他の関係人ということで、選挙人は事実上に選挙権を有する者、それから関係人はこの自治体にかかわらず、調査の対象に関係性を有するすべての人という、権威ある書物の中でもそういうふうに述べられておりますので、関係人の範囲は資格審査特別委員会が決めれば、かなり広くなるというふうなことが考えられます。

また、記録の提出等を求める団体ですけれども、一応、それについては、100条の第10項に議会が第1項の規定による調査を行うため、当該普通地方公共団体の区域内の団体に対し、照会または記録の送付を求めたときは、当該団体等はその求めに応じなければならないとありますので、この北杜市内の団体ということになるかと思います。

それからもう1つは、どのような法令に基づいてこれが、強制力を持たせるかということでしょうか。

それについては、民事訴訟法に規定されているものを準用するというのが100条の第2項にありますので、そのようになります。

第3番目のものについては、もう一度、3点目を。

○議長（中嶋新君）

すみません、内田俊彦君、質問をお願いいたします。

○21番議員（内田俊彦君）

非常に答弁漏れが多々、多くあります。関係人とはどなたかと明確に言わないうちに、この100条を出すということは、普通、本来あり得ないと思っておりますので、そこは明確にしなければならないと思いますし、また、私が最後に言ったのは通常の委員会と100条による委員会はどのように違うかということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

関係人の範囲ということで、どなたかということでご質問をいただきましたけども、これは資格審査特別委員会が私は決定することだと思います。関係人というのは、調査の対象に關係を有するすべての人を指すというふうに言われています。ここで私がこの人だ、あの人だという権限はない。要するに資格審査特別委員会が関係人と定めた人はすべて入るということです。

もう1つ、ご質問のありました100条調査権を持つ委員会と普通の委員会がどう違うかということですけども、普通の委員会というのは所管事務調査権を持っております。それについては、執行機関に対する論議や委員会内での委員同士の論議が中心になります。しかし100条調査権を付けると、第三者に対する証言および記録の提出を請求することができる。ここが一番大きな違いです。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

私の100条の認識と提出者の100条の認識は、非常に食い違いがあるように思いまして、関係人と先ほど聞きましたが、すでに今回の藤原尚議員の資格審査は一度、特別委員会でされているわけです。その中で多くの議論がされているわけですから、今さら始まったわけではありませんので、100条委員会を開くならば、当然、提出者、賛成者はどういう理由でこの方と呼ぶとか、そういったことが明確でないのに100条委員会をという言葉を出して、今議会に提出するということは、非常に私は無責任と思うわけでございます。それは説明が、特別委員会が決めるんだから、私は関係ないというようなご意見は、私は無責任だと思います。それについては明確に、私はこの人、この団体、こういう問題、そういったものをきっちり明記して調査をするという力強いものがなくて100条を提出するわけには、私はいかないと思いますから、当然、それは分かっているということで、私は聞きました。

もう一度、聞きますが、それは野中真理子議員、また賛成者の皆さんにもお聞きしますけども、どなたを招集して、何を調査して、どのようにその後どうするのか。告発をするんでしょうか。そこまでいくと議会の議決まで必要になるという、そこまでみんなお考えで、当然、100条を出したんではないでしょうか。当然、偽証罪も発生するわけですよ。その中に。そういったことをきっちり、ご理解の上で100条委員会を提出しているのか、私は提出者ならびに賛成者にお聞きしたいです。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

それでは、まず提出者である私がお答えしたいと思います。

先ほど、関係人を特定せよというようなご発言、ご質問だったと思います。しかし、先ほども言いましたように、関係人とはいやしくも調査の対象に關係を有するすべての人を指しています。たしかに6月議会までの間に調査、資格審査特別委員会が立ち上がり調査が行われました。しかし、新たな資格審査が立ち上がったことで、新たな調査が行われるわけです。そこでどのような調査をしたいか、またどのような調査が必要かということは、資格審査特別委員会が、新たに立ち上がった資格審査特別委員会が決定すべきことだと思っております。

ただ、100条を付与することで調査の対象に關係するすべての人を出頭させたり、証言を

求めたりする、それができるという権限をここで付けたいということを申し上げているわけです。

それから当然、100条には罰則規定があります。強制力を持たせるとはそういう意味ですけども、例を申し上げますと100条の第3項で出頭をしなかったり、記録を提出しないとき、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固、または10万円以下の罰金というのが3項で決められております。また、7項においては虚偽の陳述をしたときは3カ月以上、5年以下の禁固に処する、こういうような罰則規定が設けられておりまして、そういうことでこの100条が強制力を持ち、必ず記録を提出しなければいけない。そして証言をちゃんとする。間違った証言はできない。そういうことで正しい審査ができるものと私は考えております。

○議長（中嶋新君）

内田俊彦君。

○21番議員（内田俊彦君）

先ほど、野中真理子議員のほうから特別委員会が決めることだというようなことを言われましたが、私はそれは違うと。本来ここでしっかり、それは、ある程度は誰なのか、どういう団体なのか、何を調べるのかということは明確にすべきだと私は思います。ただ、質疑には答えてくれないので、それは私は答えなかったということで理解をさせていただきます。

ただ、先ほど罰則のことになりました。先ほど、私は、ではその罰則を適用するには、どのような手順で行えばいいのか、最後にお聞きいたします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

このへんは、民事訴訟法を準用するということで、民事訴訟法に決められた項目がありますので、それを準用することになると思います。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

提出議員の、野中真理子議員にご質問させていただきたいと思います。

この決議案を拝見しました。私の勉強不足で大変恐縮なんですけど、多くの自治体でこういった100条付与を求める決議案が提出されているかと思います。私も調べたことがまったくないわけではありませんが、見た感じ、特にほかの自治体で出されているものと内容が大きく劣るかということ、そんなことはまったくないと私には見えますし、何か特別なことを書いているとも私には思えないんですが、このあたりはいかがなんでしょうか。おそらく出されるにあたって、いろいろな事例を調べていらっしゃると思うんですが、何かほかの自治体と比べて、足りないですとか、そういったものがあるんでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

資格審査特別委員会というのは、資格を審査するということは、議員の資格をどうするかという大変重要な問題ですので、慎重な審査が必要、それに対して必要な書類をそろえることは

必要ということで、この100条を付けるということで、他団体もそういうことで付けてあると思いますので、特に他団体のことと比べて、これが遜色があるものとは思っておりません。

○議長（中嶋新君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

今回のこの決議案につきまして、内田議員も言っているように具体性がないという点について、私も気になるところであります。というのは、これが初めて出された資格審査の委員会であるなら問題はないわけではありますが、もうすでにご存じのように、今年の3月16日から6月15日まで、3カ月間にわたって5回の委員会を開催し、十分なる審議をしたと私も一人の委員として考えております。

そして、そのメンバーの中には同じ会派の方が2人、入っている。そして、そのまた1人が委員長という重要な役も担っているということでもあります。それはやはり会派である以上は、やはりその代表で、資格審査特別委員会のメンバーになったわけですから、常に連絡を取り合い協議をし、そしてその人が代表して発言するという形で私はされているのかなと思ったわけではありますが、まず、それらについて、そしてわれわれが5回にわたって審査してきた結果が、まるで無視されたごときのような説明もあるわけですが、それらについて代表者2人、そのうちの1人が委員長として、このまとめ役であったという点について、野中議員はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

前の資格審査特別委員会を否定するようなことは何も申し上げておりません。ただ、前の資格審査特別委員会のやり方というのは、あくまでも委員の要請に応じて自主的に藤原尚議員からいろいろな資料が提出されたと、私は思っております。今回については、100条を付けることによって記録の提出等のある程度、強制力、いろんな罰則とかがありますので、強制力を持たせることができます。こちらの委員がこれを出してくださいということで、藤原議員が出さなければいけないという状況になりますので、より慎重な審査、そのための資料を確実に入手、委員会ができるということで、私はこの100条の調査権が必要だと考えております。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

まず、今回、資格審査要求書が出たわけではありますが、前回は流会という中で廃案になってしまったからやむを得ないことではありますが、今、この内容を読ませていただきました、たしかに資料としてはたくさんのが付いていますが、ほとんど、前回と新しい事実はほとんどないという内容であります。

それで、今回、野中議員にもう1つ、お伺いしたいのは、まず今回初めてならともかく、やはり5回にわたり、3カ月にわたり8人の委員が、各会派を代表した委員が議論をしてきたわ

けであります。そういう事実があるので、やはりこの予算の見積もりについても、またそれらについてはすべてとは言いませんけれども、ある程度、具体的にどういう団体にどういうことを聞きたいんだというようなことを示してほしかったと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

加藤紀雄議員のご質問ですけれども、そこは見解の違いかと思えますけれども、ここで出した私が何をしなさいということを決めることではないと思います。資格審査特別委員会がより権限を持って慎重な審査、また重要な書類がすべて手に入るように、この調査権を付与したいというのがこの提案者としての私の考えですので、ここで具体的な、何の調査をする、誰を呼ぶということを申し上げるべきではないと考えております。

○議長（中嶋新君）

加藤紀雄君。

○11番議員（加藤紀雄君）

権限がある。それでは、今までやっていた前回の資格審査特別委員会は権限もなく、義務もないものであったのかと、こう残念にわれわれは思うわけであります。われわれは自分たちには与えられた任務の中で、真剣に審議したわけであります。その中で、私の感覚としては、藤原議員は出すべき資料は、出せるものは提出したと理解しております。そしてまた、質問等に対しても分かる範囲で真摯に答え、また自分自身のことについて弁明をし、ここはきちっと答えただ中で、われわれは5回の審査の結果、質疑、討論、採決という格好できているわけであります。ですから、われわれは特別委員会の権限の中できちっとやっております。

そこで私がまた同じことを繰り返しますが、すべてとは言いませんけれども、それだけのことをやってきた、また野中議員のいる会派の方が2人出ている、まったくその2人に任せたわけではないと思います。そういう中で、それだけのことをやったことに対して、私はせめてここに、こういうことすべてを挙げろとは申し上げません。これはやっぱり特別委員会の中で、また必要が出れば証人なり、参考人なりという形で呼ぶ必要があるかと思いますが、何もなく権限を付与するだけだというのは、何かちょっと、この目的は何なのかなという感じがするわけですが、お答えをお願いします。

○議長（中嶋新君）

野中真理子君。

○16番議員（野中真理子君）

加藤議員の質問に対して、繰り返しになりますけれども、先の資格審査特別委員会は委員の要請に応じて藤原尚議員が自主的に資料を出されてきたと思います。たしかに、かなりの資料は出されたとは思いますが。しかし、これから審査を進めるにあたって、まだ出していただきたい書類も出てくる可能性もかなりあります。そういうことについて、自主的だけではなくて、そこの提出に強制力を持たせる、そういうことが必要だと考えているので、この100条調査権の委任を提案いたしました。

○議長（中嶋新君）

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですね。

内田俊彦君。

○21番議員(内田俊彦君)

地方自治法第112条第1項および北杜市議会会議規則第14条第1項の規定に基づく下記の議案、藤原尚君の議員資格の決定の調査に関する決議案、100条の第1項の規定を適用すると、こういう決議案でございます。これにつきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず先ほどの野中議員のこの決議案の説明につきましては、あまりにも調査すべきものの対象がよく分からない現実がございます。そして、一番重要なのは、この100条と通常の委員会の違いの説明の中でも、あまりにも100条の目的がどこにあるのかということが明確になっていない。

また、予算につきましても、たしかに100条の場合はあらかじめ予算を盛るということはあるんですが、あらかじめ盛るには盛るなりの詳細なものが必要でございます。

先ほど弁護士をお呼びするというお話もありましたが、本来、弁護士をお呼びするのであれば学識経験者でございますから、100条の2の適用というのが基本的にはあるわけでございます。

そして、禁固刑もあり得るから強制力があるという回答でございましたが、それは民事訴訟によって行うということでございます。民事訴訟に禁固という、1人の人に罪をきせ拘留するというような効力はないわけでございます。そうなりますと、本来は議会が告発をするというのは一般的でありまして、非常にこの100条の委員会の調査権というものの法律的解釈、また目的というものが非常に、今の答弁でいきますとよく分からないという現状であります。

すでに、先の特別委員会の中でも多くの調査をして、その特別委員会の中では資料については、最終的にですよ、もうこれでよろしいでしょうかという確認をした。そしてその確認をした中で、よろしいということで、最終的には判断を委員会の中ではされているわけですから、100条を付けて、さらに罰則も付けて、強制力も付けてということは、私はすでにこの資格決定においては必要がないというふうに判断いたします。

以上の理由で反対いたします。

○議長(中嶋新君)

次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありますか。

相吉正一君。

○14番議員（相吉正一君）

ただいまの、藤原尚君の議員資格決定の調査に関する決議案に賛成の立場で討論いたします。

議員の資格決定は、議員の身分に関する重要な問題であり、実態を調査・確認し、慎重の上にも慎重を期して決定する必要があります。この3月に設置された資格審査特別委員会で審査が行われましたが、審査の中で藤原尚議員に本人の提出された資料に基づき聞き取り調査をするも生活の実態が北杜市増富にあるとの藤原議員の主張、弁明に対して証明できる資料等の提出を求め、確認しましたが資料不足もあり、北杜市に生活の実態があることが明らかになりませんでした。

先ほど新たに議員資格審査特別委員会が設置されましたが、地方自治法第100条第1項に規定する調査権の行使を議員資格審査特別委員会に委任することにより、事実関係が明らかになるものと考えております。

以上の理由により、藤原尚君の議員資格決定の調査に関する決議案に賛成の討論をするものです。

○議長（中嶋新君）

次に、原案に反対者の討論を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

ほかに討論はありませんね。

賛成ですか。

池田恭務君。

○2番議員（池田恭務君）

藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議に賛成の立場から討論をいたします。

6月の議会が前代未聞の流会となったため、藤原尚議員の資格審査特別委員会も同様に流れてしまいました。このままで終わらせないようにということで、しっかりと調査をし直すようにというふうに私は捉えていますが、3,400余りの市民の皆さまの署名も集まり、議会のほうに提出されています。

今回改めて再調査するわけですが、前回の特別委員会では私は市民感覚から当然、求められて然るべく資料が十分、提示されなかった、できなかったのではないかなというふうに言わざるを得ません。例えばガス使用量が1年半ほどで約6千円と尋常ではない値が、これは1年半の合計額としてのみ示されましたが、月々のデータを見ることはできませんでした。水道使用量ゼロに対して、トイレは外でやっていますということでしたが、これにもわかには信じられない内容でして、現地確認などもしたほうがいいのかなと思ったりもします。お乗りの車は所有者はご家族、使用者は藤原議員ということで、増富に居住実態があるならば車庫証明の住所は増富であるはずですが、こちらも確認をしたいものであります。

藤原議員におかれましては、北杜市内増富に居住実態がしっかりあるのであれば、何ら100条調査権を拒否する、恐れることはまったくありませんし、より明確に北杜市内に居住実態があることの証明の手助けにすらなります。

先ほど、この決議案の提出段階で出頭者ですとか、もろもろ詳細を示すべきであるというご

意見ございました。提出者の野中議員は見解の違いだというふうにおっしゃったわけですが、私もそこについては同様に感じます。この時点であれを調べろ、これを調べろということで縛りをかけることは、これは委員会の自由度を縛ってしまうことになります。委員会の中で調査すれば、新たな疑問というのが出てくるのは、これはもう当然のことであって、その出てきた疑問をまた調べる、そのために調査権を使うというのも、これも何ら不思議なことではありません。

また、この100条調査権ですね、北杜市においては、私の勉強不足でなければ初めてではないかなと思うんですが、他の自治体の事例なんかをインターネットで検索しますと、いろいろ出てきます。なので、何かすごく特別なことをしようとしているのかと言えば、まったくそんなこともないわけであります。

以上の理由から、同僚議員の皆さまにおかれましては、調査権を付与することは関係者すべてにとってメリットしか、私はないと思います。デメリットがないということを改めてお伝えさせていただきまして、100条調査権の付与に全面的に賛成する討論とさせていただきたいと思います。

○議長（中嶋新君）

ほかに討論はありませんか。

岡野淳君。

○13番議員（岡野淳君）

要求者でございますので、一言、賛成討論をさせていただきます。

まずもって、今、いみじくも池田議員が申し上げたように100条を付与することによって、非常に強い権限を持って資料請求が可能になる。それをもって、その分析をもって調査をするわけですが、増富に居住実態があるのかないのか、いずれの結論にしても徹底的な調査がそこで、できるわけです。

したがって、加藤議員が先ほどおっしゃったように、先の特別委員会がやったことが無になるとか、意味がないなんてことは毛頭考えておりませんが、何よりも3,400人余りの市民がもっと調査をなささいといっている事実もあります。それは私たちが思っている以上に、やはりまだやることがあるだろうという指摘だと私は思います。

それから、もう1つ、ちょっと事例としては違うけれども、先ほど池田議員が引き合いに出しておった平成23年6月の政倫審の中の議員の発言ですけれども、その中で自分たちも疑義があるから請求していると。そこを調べたい。議会として調べてもらいたい。私たちも調べたい。しかし個人で調べたりする、あるいは仲間で調べたりすることはできないわけです。別にできないわけではないけれども、私たちが前回、やった以上に強い権限を持って調査ができるのが100条付与でございます。したがって、100条を付与したもとでしっかりとした徹底的な調査をして居住実態を明らかにするということが求められていると思います。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中嶋新君）

以上で討論を終結いたします。

これから発議第1号に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本決議案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 10 名)

起立採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件に対し、採決いたします。

議長は発議第1号 藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議案について、私、議長は否決と採決いたします。

したがって、発議第1号 藤原尚君の議員の資格決定の調査に関する決議案は否決することに決定いたしました。

ここで、藤原尚君の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 7時04分

再開 午後 7時04分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

日程第35 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(中嶋新君)

日程第36 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

ここで、資料配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 7時06分

再開 午後 7時08分

○議長(中嶋新君)

再開いたします。

お手元に配布したとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会および資格審査特別委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出が

ありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

9月4日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。連日の時間延長、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、平成30年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 7時09分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	山 内 一 寿
議 会 書 記	平 井 伸 一

